



発行 新潟県

号外 1

令和8年4月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

監査委員公表

包括外部監査結果に関する結果の公表（監査委員事務局）

監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月17日

新潟県監査委員	井 上	智 美
新潟県監査委員	齋 京	四 郎
新潟県監査委員	樋 口	秀 敏
新潟県監査委員	権 澤	尚

包括外部監査報告書 別冊のとおり

県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について

令和7年度

新潟県包括外部監査結果報告書

県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の  
管理に関する財務事務の執行について

令和8年3月

新潟県包括外部監査人

公認会計士

高橋 顕



## 目次

第 1	包括外部監査の概要	1
	監査の種類	1
	選定した特定の事件（テーマ）	1
	監査の視点	2
	主な監査手続	3
	監査の実施期間	3
	包括外部監査人及び補助者	4
	利害関係	4
	その他	4
第 2	監査対象の概要	5
	新潟県総合計画における施策の方向	5
	監査対象年度の新潟県当初予算概要	7
	各課の予算及び決算	8
	組織図	9
第 3	監査の結果の概要	11
	「監査の結果」及び「監査の意見」について	11
	「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧	11
第 4	全体的事項に関する監査の結果及び意見	16
	施設の在り方（管理体制）について	16
	公共施設等総合管理計画・個別施設計画	17
	指定管理者制度について	37
	ネーミングライツについて	43
	財源問題等に関連して	47
第 5	個別の施設に関する監査結果及び意見	52
	新潟県立近代美術館	52
	新潟県立万代島美術館	65
	新潟県立歴史博物館	76
	新潟県民会館	91
	新潟県立自然科学館	110
	新潟県立武道館（謙信公武道館）	132
	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	150
	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	166
	新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）	193
	新潟県立野球場（HARD OFF ECOスタジアム新潟）	212
	新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク（AIRMANスケートパーク）	221
第 6	過年度指摘事項に関する監査の結果について	228

## 第1 包括外部監査の概要

### 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

### 選定した特定の事件（テーマ）

#### 1 監査テーマ

県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について

#### 2 監査の対象期間

原則として令和6年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

#### 3 事件を選定した理由

新潟県では国の基本計画である「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための行動計画として、平成26年10月に平成26年度から令和6年度までを計画期間とした「公共施設等総合管理計画」を策定している。また、「公共施設等総合管理計画」を基に、個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示す「個別施設計画」の策定により、個々の施設の状況に応じて、環境への配慮や災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に考慮し、計画的な管理を行っているところである。

新潟県においては危機的な財政状態を踏まえ、あらゆる分野において歳入歳出改革を推進した結果、令和5年度の収支均衡を達成している。一方、今後は過去の債務に起因する将来の公債費の実負担のピークに備えるためにも、引き続き安定的な財政運営に取り組む必要がある。県有施設のうち、県民利便施設は管理運営、施設維持等にかかる財政負担が大きいことから、県民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中するためにも、施設が効果的かつ効率的に運営されているかという観点からモニタリングを継続する必要がある。

また、新潟県においても指定管理者制度を導入し、一定の成果を挙げ定着してきているものと推察されるが、近年の施設を取り巻く環境変化やモニタリング状況等を考慮して、指定管理者制度が導入されている施設の管理運営状況を再度検証するとともに、指定管理者制度に関する財務事務が効率的、効果的に執行されているかを監査することは有意義であると考えます。

なお、新潟県の最近の包括外部監査では、県有施設の維持管理に関する事業はテーマとして取り上げられていない。

以上の理由から監査テーマは、「県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について」とし、主に県民利便施設である文化及びスポーツ関連施設を対象とすることとした。

#### 4 監査対象の範囲

##### (1) 対象とする部局等

総務部

- ・管財課
- ・行政改革課

観光文化スポーツ部

- ・文化課
- ・スポーツ課

土木部

- ・都市局都市整備課

上記対象部局が所轄する文化及びスポーツ関連施設

以下、各課に言及する際は部局名を省略し課名のみを用いる。

##### (2) 対象とした事務等

監査の対象は、文化及びスポーツ関連施設に関する財務事務の執行ならびに事業の管理

監査の視点

##### (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

- ・上記の計画について、貴県が実施している進捗管理（P D C A）は適切に行われているか
- ・策定された主要施設の整備計画及び維持・修繕計画に基づいて整備及び維持修繕が実施され、進捗管理は適切に行われているか

##### (2) 文化及びスポーツ関連施設に関する収入、支出及び資産等の管理状況

- ・使用料及び手数料の算定及び債権管理は適切に行われているか

- ・ 決算に関連する処理は適切に行われているか
- ・ 施設、設備等の固定資産及び備品の現物管理が適切に行われているか
- ・ 未利用地の利活用が適切に行われているか
- ・ 指定管理者制度の運用は適切に行われているか
- ・ 契約事務は適切に行われているか
- ・ 委託事務の管理は適切に行われているか
- ・ 収入、支出、決算業務等に関する内部統制の整備状況など

### 主な監査手続

#### 1 概要の把握

総務部、観光文化スポーツ部、土木部都市局及び関連部局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、現在の状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の閲覧を行った。

#### 2 監査対象とした各部局の担当者への質問及び文書等の閲覧

関連する各部局の財務に関する事務手続について、各所管部局の担当者への質問並びに関連する帳簿、証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

#### 3 過去の包括外部監査における指摘及び意見に対する県の措置状況の把握及び検討

過去に実施された包括外部監査において対象とした施設等に関連した指摘及び意見に対する措置状況について、各所管部局等の担当者への質問並びに関連する証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

### 監査の実施期間

令和7年7月31日から令和8年3月11日まで

## 包括外部監査人及び補助者

### 1 包括外部監査人

公認会計士	高橋 顕
-------	------

### 2 補助者

公認会計士	浜田 陽介
-------	-------

公認会計士	遠部 佳孝
-------	-------

公認会計士	高倉 満
-------	------

公認会計士	高瀬 晴之
-------	-------

公認会計士	野本 裕子
-------	-------

公認会計士	真鍋 颯太
-------	-------

日本公認会計士協会準会員	田立 圭吾
--------------	-------

## 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に規定する利害関係はない。

## その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

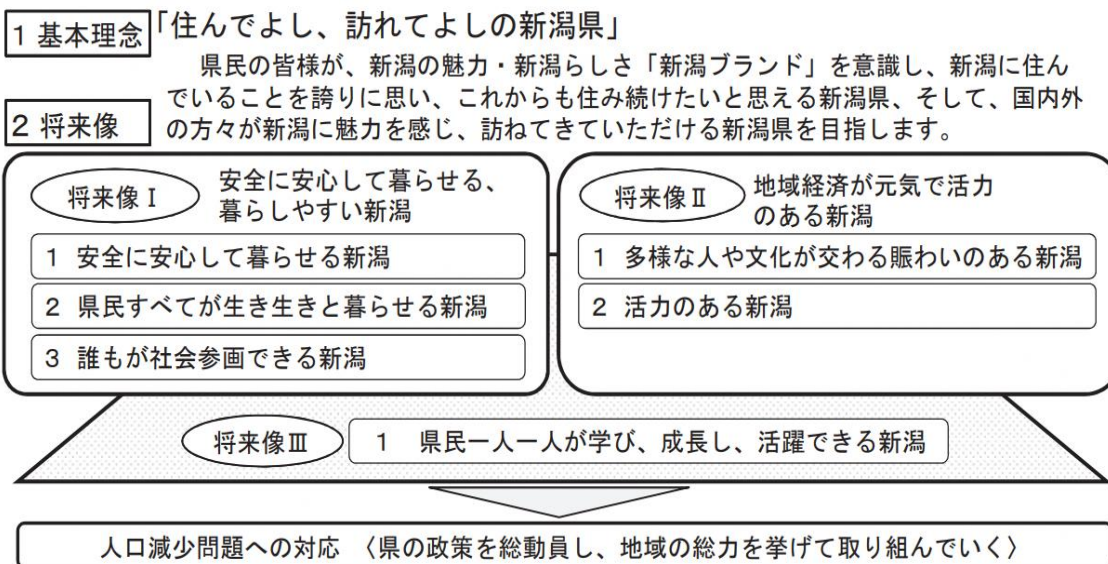
## 第2 監査対象の概要

### 新潟県総合計画における施策の方向

今回の包括外部監査の対象年度である令和6年度は、「新潟県総合計画」の最終年度であった。「新潟県総合計画」では、基本理念として「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を掲げ、県民が新潟の魅力・新潟らしさ「新潟ブランド」を意識し、新潟に住んでいることを誇りに思い、これからも住み続けたいと思える新潟県、そして、国内外の方々が新潟に魅力を感じ、訪ねてきていただける新潟県を目指している。

「新潟県総合計画」では、基本理念及びその実現に向けた将来像「めざす姿（図表1）」と、政策展開の基本方向（政策の柱・体系）（図表2）を定めている。今回の監査テーマに関連するものでは、県有施設に関する基本方向は「1（2）安全・安心な地域を支える基盤づくり」、文化・スポーツに関する基本方向は「1（1）多様な地域資源を活かした交流人口の拡大」及び「1（3）スポーツと文化の振興」となっている。

【図表1 新潟県のめざす姿】



（「新潟県総合計画（令和4年4月改定）」より抜粋）

【図表2 政策展開の基本方向】

今回のテーマとなっている箇所に赤枠を付している。

<p><b>I 安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟</b></p> <p><b>1 安全に安心して暮らせる新潟</b></p> <p>(1) 一段加速した防災・減災対策の推進 ①県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進 ②防災・危機管理体制の強化 ③県民の防災意識・地域防災力の向上</p> <p><b>(2) 安全・安心な地域を支える基盤づくり</b> ①インフラ施設及び公共施設の安全の確保 ②安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備 ③地域を支える建設産業の振興</p> <p>(3) 原子力防災対策の推進 (3つの検証の着実な実施と実効性のある避難計画の策定)</p> <p>(4) 安全で安心なまちづくり ①犯罪のない安全で安心な社会の実現 ②女性・子ども・高齢者・障害者などの安全の確保 ③消費者被害の防止と消費者教育の推進 ④交通安全対策の推進 ⑤食の安全・安心の推進</p> <p>(5) 豊かな自然・環境の保全と未来への継承 ①人と自然が共生する暮らし ②持続可能な環境づくり ③資源を大切にす循環型の地域社会づくり</p> <p>(6) 拉致問題の全面解決に向けた取組</p> <p><b>2 県民すべてが生き生きと暮らせる新潟</b></p> <p>(1) 健康立県の実現 ①県民の健康づくりの推進 ②地域で安心して医療が受けられる体制の整備 ③地域医療を担う医師・看護職員の確保 ④住み慣れた地域で生活できる高齢者福祉の推進 ⑤「健康寿命延伸」と「最善のケア・サポート」を実現するための新世代情報基盤の構築</p>	<p>(2) 子どもを生み育てやすい環境の整備 ①結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援 ②特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援 ③子どもの貧困対策の推進</p> <p>(3) 住み慣れた地域で自立した生活が続けられる福祉の充実 ①障害者の自立と社会参加の支援の充実 ②福祉を支える人づくりの体制の整備 ③県民運動としての自殺対策の推進 ④人と飼養される動物が共に幸せに暮らすこころ豊かな社会の実現</p> <p><b>3 誰もが社会参画できる新潟</b></p> <p>(1) 誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現</p> <p>(2) 共同参画社会の実現 ①男女が共に参画し多様な生き方が選択できる社会づくり ②県民の社会活動参加と多様な主体の協働による共助社会の実現</p> <p><b>II 地域経済が元気で活力のある新潟</b></p> <p><b>1 多様な人や文化が交わる賑わいのある新潟</b></p> <p>(1) 多様な地域資源を活かした交流人口の拡大 ①国内外に通用する魅力ある観光地づくりと発信による誘客推進 ②外国人観光客の誘致の推進 ③スポーツと文化を活かした地域づくりによる交流拡大</p> <p>(2) 更なる拠点性の向上と北東アジアをはじめとする諸外国との交流の推進 ①更なる拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備 ②北東アジアをはじめとする諸外国との交流の推進</p> <p><b>2 活力のある新潟</b></p> <p>(1) 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備 ①起業・創業の推進 ②意欲ある企業等への支援による県内産業の活性化</p>	<p>③再生可能・次世代エネルギーの活用促進 ④成長産業の創出・育成</p> <p>(2) 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり ①魅力ある多様な雇用の場の創出と情報発信によるマッチング強化 ②企業誘致の推進 ③誰もが活躍できる働きやすい環境づくり</p> <p>(3) 付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現 ①担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開 ②中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮 ③森林資源の利用促進による林業の振興 ④水産業の振興と資源の適切・有効活用 ⑤農林水産業を担う人材の確保・育成</p> <p>(4) 魅力あるまちづくりと定住の促進 ①魅力的な生活環境の創出に向けたまちづくり ②若者の県内定着とU・Iターンの促進 ③住み続けることができる活力ある地域づくり ④雪と共に暮らす地域づくり ⑤地域を支える公共交通ネットワークの維持・充実</p> <p><b>III 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟</b></p> <p><b>1 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟</b></p> <p>(1) 将来の夢や希望を育みかなえる教育の推進 ①一人一人を伸ばす教育の推進 ②誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備 ③魅力ある高等教育環境の充実 ④児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>(2) 地域の産業・社会を支える人づくり ①未来の新潟に必要な人材の育成・確保 ②生涯学び活躍できる環境づくり</p> <p><b>(3) スポーツと文化の振興</b> ①スポーツを通じた豊かな生活の実現 ②文化を通じた豊かな生活の実現</p>
---	---	--

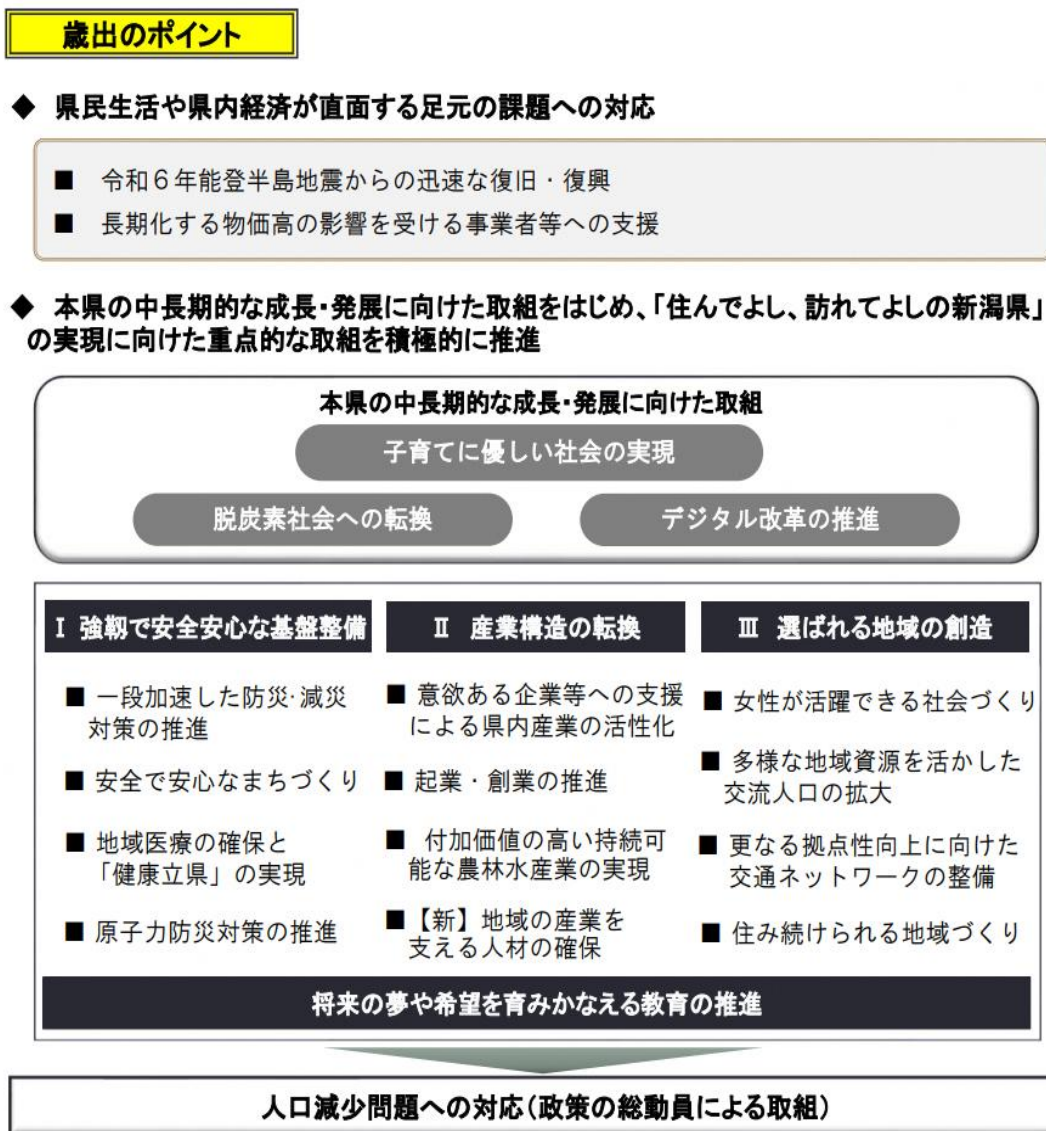
(「新潟県総合計画(令和4年4月改定)」より抜粋)

## 監査対象年度の新潟県当初予算概要

### 1 令和6年度当初予算の歳出ポイント

令和6年3月公表の「令和6年度新潟県当初予算の概要」によると、新潟県の令和6年度当初予算の歳出のポイントは以下のとおりである。

【図表3 令和6年度当初予算の歳出のポイント】



(「令和6年度新潟県当初予算の概要」より抜粋)

## 各課の予算及び決算

### 1 各課当初予算

過去3年間（令和4年度から令和6年度）における監査対象となった各課の当初予算は、以下のとおりである。

【図表4 当初予算額の推移】

（単位：千円）

部局名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務部			
管財課	2,917,611	2,641,223	2,553,762
行政改革課	225,892	211,306	213,760
観光文化スポーツ部			
文化課	2,618,855	2,478,267	2,683,039
スポーツ課	1,949,244	1,662,468	1,653,508
土木部都市局			
都市整備課	6,250,205	6,611,470	6,500,416

なお、監査対象とした文化・スポーツ施設については、それぞれの施設概要に記載している。

### 2 各課の決算

過去3年間（令和4年度から令和6年度）における監査対象となった各課の決算は、以下のとおりである。

【図表5 決算額の推移】

（単位：千円）

部局名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務部			
管財課	2,743,068	2,310,857	2,232,149
行政改革課	198,369	187,903	200,265
観光文化スポーツ部			
文化課	2,560,349	2,946,336	2,738,203
スポーツ課	1,911,330	1,689,333	1,629,433
土木部都市局			
都市整備課	3,253,810	3,069,095	3,352,983

都市整備課の決算額には繰越予算分は含まれていない。

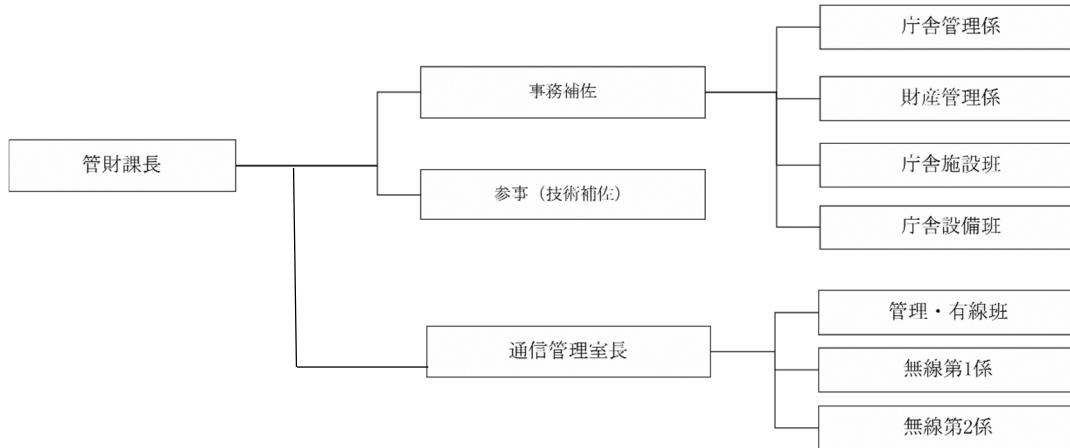
管財課の決算額には繰越予算分は含まれていない。

なお、監査対象とした文化・スポーツ施設については、それぞれの施設概要に記載している。

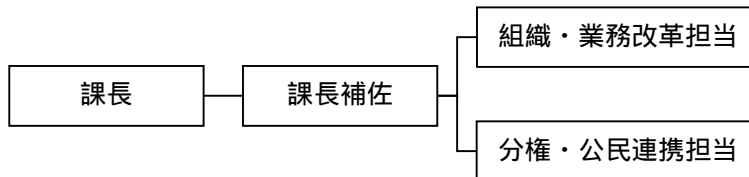
## 組織図

今回の監査対象のうち、本庁各課の組織図は以下のとおりである。

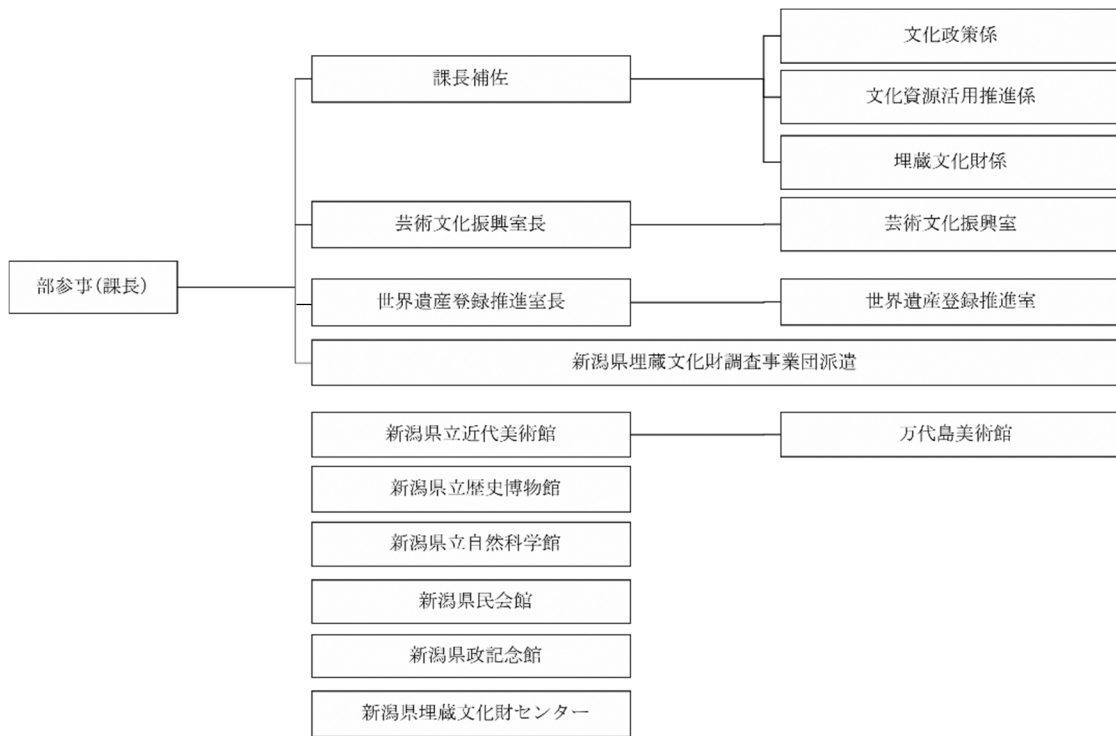
【図表6 管財課組織図】



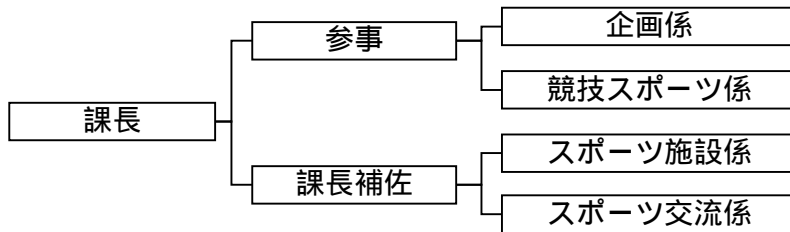
【図表7 行政改革課組織図】



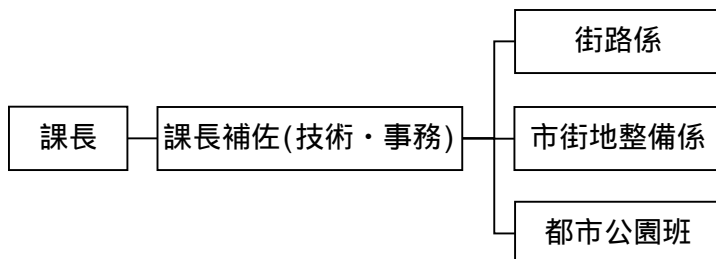
【図表 8 文化課組織図】



【図表 9 スポーツ課組織図】



【図表 10 都市整備課組織図】



### 第3 監査の結果の概要

「監査の結果」及び「監査の意見」について

#### 監査の結果

今後、新潟県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

#### 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、新潟県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

「指摘」及び「意見」の件数は以下のとおりである。

【図表 11 「指摘」及び「意見」の件数及び区分】

項目	区分	
	指摘	意見
第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見		
施設の在り方（管理体制）について	0件	0件
公共施設等総合管理計画・個別施設計画	0件	8件
指定管理者制度について	0件	3件
ネーミングライツについて	0件	1件
財源問題等に関連して	0件	2件
第5 個別の施設に関する監査結果及び意見		
新潟県立近代美術館	0件	9件
新潟県立万代島美術館	0件	6件
新潟県立歴史博物館	2件	8件
新潟県民会館	0件	10件
新潟県立自然科学館	1件	14件
新潟県立武道館（謙信公武道館）	0件	9件

新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	1件	8件
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	0件	15件
新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）	1件	10件
新潟県立野球場（HARD OFF ECOスタジアム新潟）	1件	3件
新潟県鳥屋野潟公園スケートパーク（AIRMANスケートパーク）	1件	3件
第6 過年度指摘事項に関する監査の結果について	0件	1件
合計	7件	110件

意見については、「第5 個別の施設に関する監査結果及び意見」の各施設のパートに記載

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

【図表 12 監査の内容及び「指摘」「意見」の区分】

監査の内容	区分/連番		ページ
	指摘	意見	
第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見			
施設の在り方（管理体制）	-	-	-
公共施設等総合管理計画・個別施設計画			
「保有総量縮小」・「効率的利用」の取組に関するPDCAサイクルの向上について		1	21
旧妙高高原ジャンプ台の処分の具体的方針の検討について		2	23
施設の効率的利用の取組の方向性について		3	24
長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額への予防保全に係る費用の計上		4	27
長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の精緻化		5	28
公共施設等総合管理計画の作成方法の検討		6	34
見込額報告様式の維持管理・更新等に係る費用の範囲の統一化		7	36
個別施設計画等の活用		8	36
指定管理者制度について			
指定管理者選定における応募者増加のための取組		9	38
指定管理者とのリスク分担		10	41
バリアフリー対応及び外国人利用者対応項目の仕様書や事業計画書への盛り込み及び評価項目化について		11	42
ネーミングライツについて			
ネーミングライツの導入に向けた更なる取組について		12	46
財源問題等に関連して			
施設の更新コストを意識した更なる収入確保策の検討		13	49
文化施設・スポーツ施設に対する寄附制度について		14	51
第5 個別の施設に関する監査結果及び意見			
新潟県立近代美術館			
県立近代美術館の管理運営方法について		15	58
公共施設等総合管理計画の策定方法		16	59

監査の内容	区分/連番		ページ
	指摘	意見	
修繕の着実な実施		17	60
保全台帳作成の必要性		18	61
利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について		19	62
デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について		20	62
バリアフリー法改正への対応の検討について		21	62
施設利用の在り方の検討について		22	64
物品管理簿の運用について		23	64
新潟県立万代島美術館			
近代美術館と万代島美術館との連携強化と民間企業の参画について		24	70
利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について		25	71
デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について		26	72
文化施設の連携・協業について		27	72
USBメモリ等の電磁的記録媒体の保管に関する運用方法について		28	73
個人メールアドレス流出事故への対応		29	73
新潟県立歴史博物館			
歴史博物館の在り方と予算管理		30	81
公共施設等総合管理計画の策定方法		31	82
修繕計画の見積りに係る根拠資料の保存		32	83
適切な修繕計画にしたがった修繕の実施		33	84
保全台帳作成の必要性		34	85
利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について		35	85
外国人観光客の受け入れ体制の強化		36	86
公有財産台帳の減少処理における処理誤り及び統制の不備	1		88
遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について		37	89
物品管理台帳への記載漏れについて	2		90
新潟県民会館			
利用料金制度を含めた施設の在り方の検討		38	96
指定管理者選定における公募の検討		39	100
公共施設等総合管理計画の策定方法		40	100
修繕の着実な実施		41	101
保全台帳作成の必要性		42	102
施設使用率の目標値との比較について		43	103
低稼働率施設に関する対応について		44	104
利用者アンケートの改善		45	106
遊休備品及び不用決定後の備品の適時な廃棄及びリスト化等の資産管理状況の改善について		46	108
備品の管理シールへの補足情報の追記について		47	109
新潟県立自然科学館			
指定管理者の応募が1者であることについて		48	117
PPP/PFI導入による民間資金等の活用		49	120
公共施設等総合管理計画の策定方法		50	120

監査の内容	区分/連番		ページ
	指摘	意見	
修繕の着実な実施		51	122
保全台帳作成の必要性		52	123
契約の締結条件を規定した規程等の不存在について	3		124
レジスター集計表及び日計表の押印について		53	125
一般管理費の計上根拠について		54	126
収支報告における人件費について		55	126
利用者アンケートの回答率向上とデータ活用の推進について		56	127
デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について		57	127
文化施設の連携・協業について		58	128
常設展における集客について		59	129
小口現金の金額縮減について		60	130
不使用物品の適時処分について		61	131
新潟県立武道館（謙信公武道館）			
現PFI契約終了後の施設の在り方についての検討		62	136
PFI事業者の作成した長期修繕計画の利用		63	136
公共施設等総合管理計画の策定方法		64	137
公共施設等総合管理計画の記載金額		65	138
長期修繕計画に基づく実施のモニタリング		66	140
施設利用状況の改善		67	141
利用者アンケートの効果的な実施		68	144
備品に貼付されたシールの管理について		69	146
修繕・更新業務に関するサービス対価の改定		70	149
新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）			
PFI制度の再導入等の検討		71	155
公共施設等総合管理計画の策定方法		72	156
修繕の着実な実施		73	157
施設及び保有設備の維持管理・更新等の記録の引き継ぎの必要性		74	158
受付事務業務日誌の運用不備について	4		159
受付事務業務日誌の業務に係る規程の整備について		75	159
会議室稼働率の分析		76	160
預り物品の保管スペースの明確化について		77	161
物価変動の指定管理料への反映について		78	165
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター			
指定管理者の応募が1者であることについて		79	171
あり方検討委員会の報告書について		80	175
修繕の着実な実施		81	176
黒カビ発生防止について		82	177
保全台帳作成の必要性		83	178
利用率改善施策の検討及びモニタリング		84	180
返戻再請求時のデータ送信記録について		85	181

監査の内容	区分/連番		ページ
	指摘	意見	
必須事業と自主事業の区分経理の必要性		86	184
施設におけるトレーナーの在り方について		87	185
フィットネスホールの取扱いについて		88	185
「トキめき広場」の更なる利用改善について		89	187
未使用施設(温水プール)の再活用について		90	188
請求書発行先別の債権残高管理について		91	189
紙媒体のカルテのデジタル化及び電子カルテの導入について		92	191
仮置きスペースにある不要品の処分について		93	192
新潟スタジアム(デンカビッグスワンスタジアム)			
民間活用等の施設の在り方に関する検討		94	198
中長期計画と短期計画における金額の見直し		95	200
維持管理・更新等に係る費用の範囲について		96	201
個別施設計画と公共施設等総合管理計画		97	203
修繕の着実な実施		98	205
利用者アンケートの効果的な実施		99	206
簿外の貯蔵品に関する取扱いについて		100	207
遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について		101	208
記載が不明瞭なシールの修正や貼り直しについて		102	208
職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について	5		210
指定管理料への物価変動の反映		103	211
新潟県立野球場(HARD OFF ECOスタジアム新潟)			
中長期計画と短期計画における金額の見直し		104	217
修繕の着実な実施		105	219
未収入金の管理方法の改善について		106	220
職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について	6		220
新潟県鳥屋野潟公園スケートパーク(AIRMANスケートパーク)			
中長期計画の策定		107	225
点検マニュアル作成の必要性		108	226
保全台帳作成の必要性		109	226
職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について	7		227
第6 過年度指摘事項に関する監査の結果について			
過去の意見に対する措置について		110	247

## 第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見

### 施設の在り方（管理体制）について

#### 1 監査対象施設の状況

当報告書で監査対象としている施設の在り方（管理体制）は以下のとおりである。

【図表 13 監査対象施設の管理体制】

所管部局	施設名	管理体制
観光文化スポーツ部 文化課	新潟県立近代美術館	直営
	新潟県立万代島美術館	直営
	新潟県立歴史博物館	直営
	新潟県民会館	指定管理
	新潟県立自然科学館	指定管理
観光文化スポーツ部 スポーツ課	新潟県立武道館(謙信公武道館)	PFI
	新潟県立長岡屋内総合プール(ダイエープロビスフェニックスプール)	指定管理
	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	指定管理
土木部 都市局都市整備課	新潟スタジアム(デンカビッグスワンスタジアム)	指定管理
	新潟県立野球場(HARD OFF ECOスタジアム新潟)	指定管理
	新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク(AIRMANスケートパーク)	指定管理

(県資料より監査人作成)

県では「新潟県PPP/PFI活用指針(令和2年4月改定)」を定めて、以下のとおりPPP/PFIの活用指針を示している。

厳しい財政状況、人口減少の中で、効率的・効果的に公共施設等を整備・運営していくことが重要である。PPP/PFI手法の導入は、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現する。したがって、公共施設の整備等を行う場合には一つの有力な選択肢としてPPP/PFI手法の導入を検討し、効果が見込まれる場合には積極的に活用を図るものとする。

個別の施設に関する在り方については主として所管部局で検討がされており、その検討状況は「第5 個別の施設に関する監査結果及び意見」の各施設のパートで記載している。

## 公共施設等総合管理計画・個別施設計画

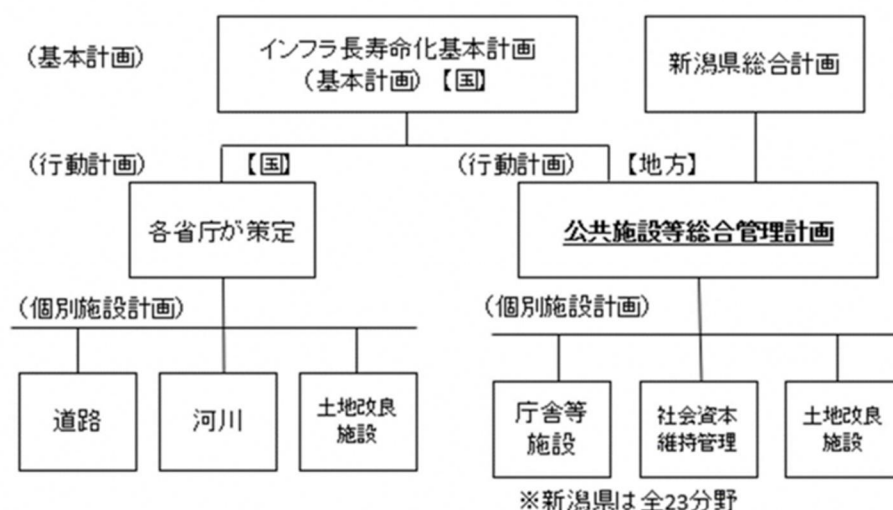
### 1 公共施設等総合管理計画の取組状況（管財課）

県が保有する公共施設及びインフラ施設は、高度経済成長期を中心に多数整備されており、老朽化が進むこれらの施設が、今後一斉に補修や更新の時期を迎えるため、県ではその対策が大きな課題となっている。その対策の一環として、県では公共施設等総合管理計画を策定している。

なお、国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画が決定された。この計画では、地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画を策定することとされている。また当行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することとされている。これを受けて、上記行動計画に該当するものとして、総務省からは、平成26年4月、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されている。

また、県においては、県の最上位の行政計画である新潟県総合計画の推進のための取組としても位置付けられている。

【図表 14 県「公共施設等総合管理計画」の体系】



（県ホームページより監査人抜粋）

県の公共施設等総合管理計画（平成26年度から令和6年度）では、取組の方向性として、「長寿命化・老朽化対策」・「保有総量縮小」・「効率的利用」が掲げられている。

それぞれの取組の方向性及び概要は図表15のとおりである。

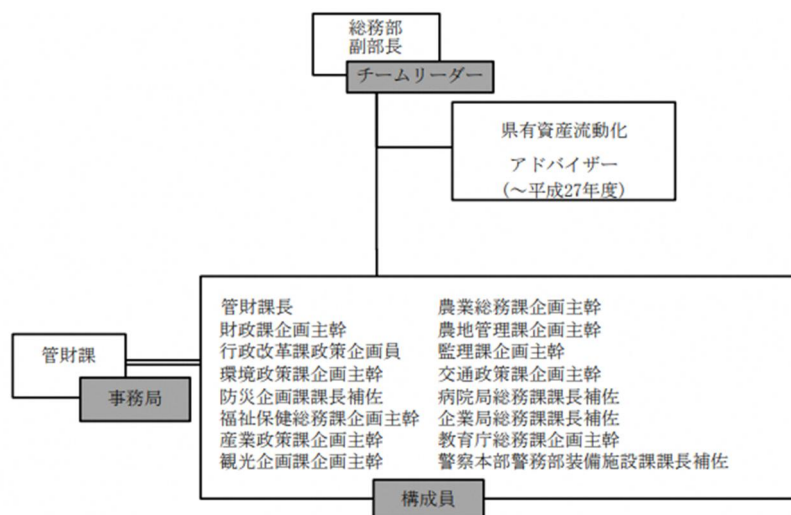
【図表 15 取組の方向性及び概要】

取組の方向性	概要
長寿命化・老朽化対策 [公共施設・インフラ施設]	[公共施設] 個別施設計画に基づき、施設の劣化等の状況を的確に把握しながら、施設の維持管理費用等を含むライフサイクルコストを考慮して、中長期的な予防保全の観点から修繕等を行う。
	[インフラ（公共土木施設・その他施設）] 定期的な点検、施設の健全度の評価、施設の重要度区分の設定を行い、施設の健全度及び重要度等から優先度を定め、優先度に応じた施設の補修更新等に取り組むことにより、老朽化対策を推進する。
	[インフラ（港湾施設）] 施設の劣化等の状況を的確に把握し、ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、予防保全の考え方に基づいた維持管理・更新を進める。重要な施設については、個別施設計画に基づき、順次老朽化対策を実施していく。
	[インフラ（土地改良施設）] 個別施設計画を踏まえつつ、施設の監視の強化により把握した劣化の進行状況と施設が機能低下した際の影響度に基づく優先順位を踏まえ、対策時期を見直しながら補修や更新などの対策を計画的に実施していく。
	[インフラ（漁港施設）] 個別施設計画に基づき老朽化対策を実施していく。
	[インフラ（治山施設）] 点検を行い緊急度に応じた分類をしたうえで、優先度の高い施設から順次計画的に対応する。
	[インフラ（交通安全施設）] ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、点検委託の実施を継続し、予防保全の考え方に基づいた維持管理等を進める。
保有総量縮小 [公共施設]	将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、公共での利活用が見込めない県有未利用財産の売却を積極的に行う。
効率的利用 [公共施設]	売却が困難なケースでは効率的利用を図る。

（県資料「公共施設等総合管理計画 前計画期間（平成26年度～令和6年度）における総括について」より監査人抜粋）

県は、平成25年5月に「県有財産利活用プロジェクトチーム」を設置し、公共施設等総合管理計画の策定や進捗管理のほか、県有財産の課題等について部局横断的に検討している。

【図表 16 「県有財産利活用プロジェクトチーム」の構成】



(県ホームページより監査人抜粋)

ここで、県担当者によると、県有財産利活用プロジェクトチームは、「長寿命化・老朽化対策」に関しては、毎年度に対象部局から個別施設計画に基づく維持管理・修繕等の取組状況を取り纏め、進捗管理を行い、年2回程度の会議で取り纏めの内容及び進捗等の検討がなされているとのことである。

公共施設等総合管理計画の推進は、PDCAサイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行うとされており、県担当者への質問によると、公共施設等総合管理計画の取組の方向性のうち「長寿命化・老朽化対策」については、対象財産の全分野（23分野）に対し、以下のPDCAサイクルの仕組みを構築しているとのことである。

【図表17 公共施設等総合管理計画における「長寿命化・老朽化対策」のP D C A サイクル】

プロセス	概要
P l a n (計画)	・管財課は公共施設等の計画的・効率的な維持管理・補修等に係る基本方針を作成(公共施設等総合管理計画の策定)。
D o (実行)	・各部局は所管する施設について施設分野ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定。 ・個別施設計画に基づき、施設ごとの維持・修繕等計画(工事項目、範囲(工事数量)費用、時期)を作成し、計画的に修繕工事等を実施。
C h e c k (評価)	・管財課は当年度分の維持管理に係る取組状況(分野ごとに設定した評価目標に対する進捗割合)を個別施設計画ごとにとりまとめ、P D C A サイクルを活用した維持管理の取組がされていることを確認。 ・各部局は評価結果を踏まえ、必要に応じて個別施設計画や維持・修繕等計画の見直しを実施。
A c t i o n (改善)	・管財課は「C h e c k (評価)」の内容をプロジェクトチーム会議で共有し、分野ごとの取組状況や課題等を把握。評価結果を踏まえ、必要に応じて公共施設等総合管理計画の見直しを実施。

(県回答より監査人作成)

このうち、県は、C h e c k (評価)について、個別施設計画に基づく維持管理・修繕等の計画的・継続的な取組状況を測定するため、「分野ごとに設定した評価目標に対する進捗割合」をアウトプットの評価指標としており、具体的には改修工事等の実施数量により把握している。

一方、「保有総量縮小」については、県担当者への質問等により確認されたこととして、県ではこれまで、県有財産利活用プロジェクトチームにおいて県庁全体の未利用財産の状況を取り纏め、早期処分に取り組んでいるとのことだが、提出資料によれば、近年は、処分困難物件の増加等を一因として、売却方針決定や処分状況の共有等の取組が中心となっており、「長寿命化・老朽化対策」のように、アウトプットの評価指標等の目標・指標を設定してのP D C A サイクルの実践までには至っていない。

「効率的利用」については、県庁前の敷地等の有効活用の検討、県立都市公園におけるP a r k - P F Iの導入検討、万代テラスのみなと緑地P P P制度の活用等の取組は進められているが、アウトプットの評価指標等の目標・指標の未設定については「保有総量縮小」と同様である。

なお、公共施設等総合管理計画は、令和7年3月に令和7年度から令和16年度までを計画期間とする改正がなされている。この公共施設等総合管理計画(令和7年度から令和16年度)に関する基本的な考え方としては、「未利用施設については、売却による保有総量縮小や効率的利用を図る。」が掲げられており、「保有総量縮小」・「効率的利用」は令和7年度以降も取組むことに変わりはない。

(意見1)「保有総量縮小」・「効率的利用」の取組に関するPDCAサイクルの向上について

県は、公共施設等総合管理計画を進めるに当たり、「県有財産利活用プロジェクトチーム」を立ち上げ、県庁横断的に公共施設等の「長寿命化・老朽化対策」・「保有総量縮小」・「効率的利用」の取組を実施している。

「長寿命化・老朽化対策」については、対象財産の分野(23分野)ごとに設定した評価目標に対する進捗割合をアウトプットの評価指標としており、具体的には改修工事等の実施数量により把握している。

一方、「保有総量縮小」・「効率的利用」については、その取組自体は「県有財産利活用プロジェクトチーム」が中心となり進められているが、アウトプットの評価指標等の目標・指標を設定してのPDCAサイクルの実践までには至っていない。

「保有総量縮小」・「効率的利用」についても、より有効かつ効率的な施設管理を実現及び加速させるためにも、「長寿命化・老朽化対策」と同様に、アウトプットの評価指標等の目標・指標を設定し、県庁全体としてのPDCAサイクルの向上を図ることを検討されたい。

## 2 未利用地処分の推進(スポーツ課)

### (1) 旧妙高高原ジャンプ台について

スポーツ課の所管施設のうち未利用の土地・建物の有無をスポーツ課担当者に質問した結果、旧妙高高原ジャンプ台(建物・工作物含む)が未利用であるとのことであった。

県の資料によると、旧妙高高原ジャンプ台は平成元年頃から使用されていない。

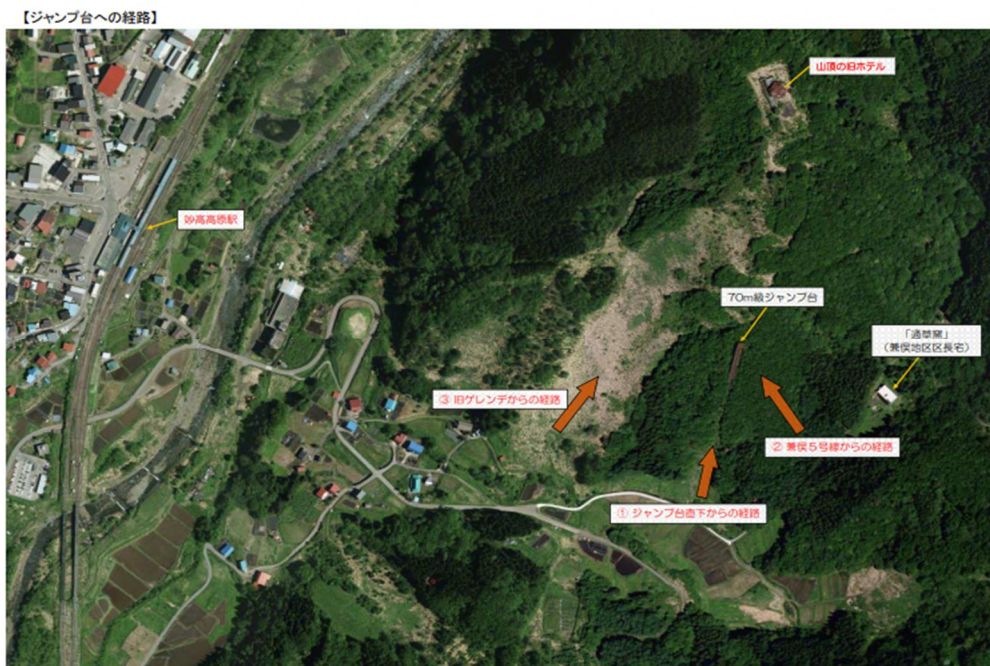
【図表18 旧妙高高原ジャンプ台 財産内容】

財産区分	財産名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	台帳価格(千円)
普通	旧妙高高原ジャンプ台	妙高市大字兼保字越前	858.0	17
普通	旧妙高高原ジャンプ台(建物)		17.4	599
普通	旧妙高高原ジャンプ台(工作物)			26,053

(県資料「未利用の土地・建物」より監査人抜粋)

旧妙高高原ジャンプ台の未利用の状態が続いていることから、県に処分等の方針を質問した。結果、ジャンプ台の周辺は雑草等が生い茂っておりこれらを伐採するにも費用が発生し、また、ジャンプ台の解体撤去を実施するにも一定の解体撤去費が発生する等の課題があり、処分等の方針の具体化には至っていない。

【図表19 旧妙高高原ジャンプ台 現地衛星画像】



【①ジャンプ台直下からの経路状況】



(県資料より監査人抜粋)

(意見2) 旧妙高高原ジャンプ台の処分の具体的方針の検討について

旧妙高高原ジャンプ台は、平成元年頃から未利用が続いているが、解体撤去費等の一定のコストが発生する見込み等があり、処分方針が具体化されておらず、未利用のまま塩漬けになっている。

解体撤去費等のコストが発生することは理解でき得るが、それを理由に処分方針が決まらない場合、この状態が将来にわたり据え置かれたままということに成りかねない。

県においては、処分に当たり追加コストが発生する場合には、それを最小限に抑えつつ、旧妙高高原ジャンプ台の具体的な処分方針を引き続き検討されたい。

### 3 県有施設の利活用(行政改革課)

県は、公共施設等総合管理計画(平成26年度から令和6年度)の取組の方向性の一つに「効率的利用」を掲げ、県資料(公共施設等総合管理計画の総括)では、評価として、「民間提案による県有施設の利活用を試行するなど、新たな取組を実施した。」とある。

県担当者によると、県有施設の利活用については、令和2年5月に設置された「県有財産利活用プロジェクトチーム」において、令和3年度から令和4年度にかけて利活用の機会(県有施設でのイベント開催等)を民間事業者を提供し、公共サービスの質の向上や使用料収入増による財政負担の軽減が図られるか試行を実施したとのことである。

その結果、県施設の利用者拡大やにぎわい創出の面では一定の成果があったが、民間からの提案件数は期待したほど多くは無く、県の歳入確保の面では効果は限定的であったとのことである。

令和7年3月に改定された公共施設等総合管理計画(計画期間:令和7年度から令和16年度)においても、県担当者によると、施設の効率的利用は取組の方向性にあるとのことであり、単に施設を効率的に利用するという点に留まらず、民間の知見を活かした利活用という視点でも検討をしているとのことである。

現状では、試行時に作成した県有施設一覧を県ホームページに掲載し、民間事業者から提案があった際に施設所管課に繋ぐ取組に加え、PPP/PFI研究フォーラムにおける先進事例研究や、Park-PFI、みなと緑地PPP制度の活用、県庁前敷地の有効活用など、民間の知見を活かした利活用に向けた取組が進められている。

(県ホームページ 県有施設の利活用について)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kaikaku/kenyuushisetu-rikatuyou-r6.html>

### (意見3) 施設の効率的利用の取組の方向性について

県は、公共施設等総合管理計画（平成26年度から令和6年度）の取組の方向性の一つの「効率的利用」の方策として、利活用の機会（県有施設でのイベント開催等）を民間事業者を提供し、公共サービスの質向上や使用料収入増による財政負担の軽減が図られるか試行を行ったが、県の歳入確保の面では効果は限定的であるとの評価をしている。

令和7年3月に改定された公共施設等総合管理計画（計画期間：令和7年度から令和16年度）においても、施設の効率的利用は取組の方向性として位置付けられている。

現状では、試行時に作成した県有施設一覧を県ホームページに掲載し、民間事業者から提案があった際に施設所管課に繋ぐ取組に加え、PPP/PFI研究フォーラムにおける先進事例研究や、Park-PFI、みなと緑地PPP制度の活用、県庁前敷地の有効活用など、民間の知見を活かした利活用に向けた取組が進められている。

今後は、これらの取組や試行結果を踏まえつつ、県の歳入確保にも資する具体的な利活用の取組について、引き続き検討されたい。

## 4 長寿命化・老朽化対策（管財課）

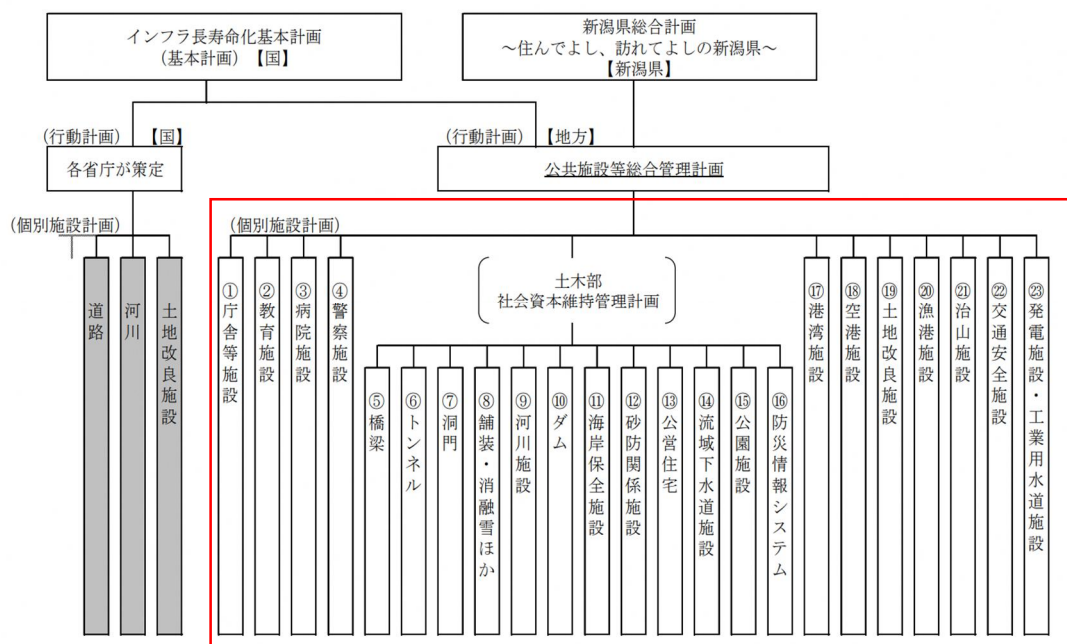
### (1) 個別施設計画の策定方法

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方公共団体は公共施設等の長寿命化を体系的に推進する必要がある、それを具体化するための一つの手段として「公共施設等総合管理計画」、その下位レベルとして、「個別施設計画」が位置付けられている。

県はこの枠組みにしたがい、公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するために、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」を策定している。

個別施設計画の体系は以下のとおりである（図表20の赤枠内が個別施設計画の範囲）。

【図表20 県「個別施設計画」の体系】



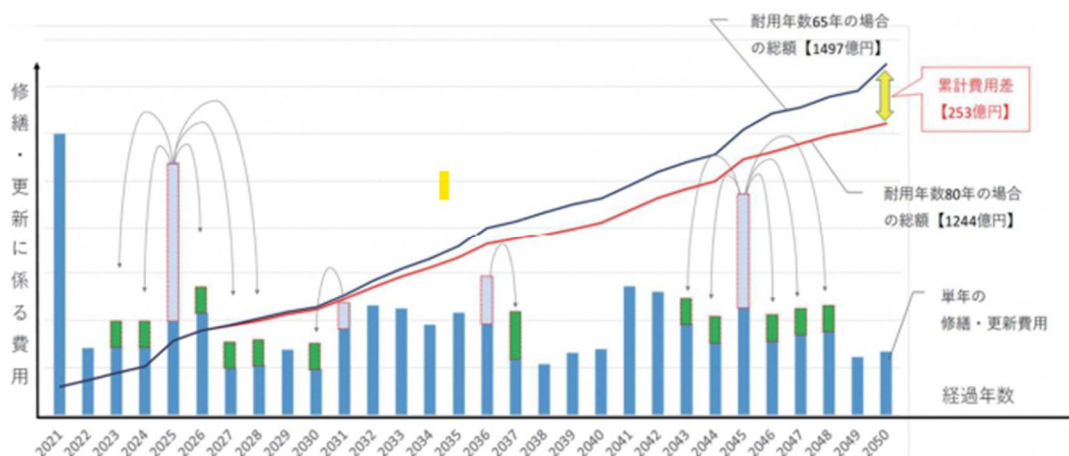
(県「公共施設等総合管理計画」より監査人抜粋・加工)

個別施設計画について、監査対象とした文化課及びスポーツ課の所掌する各施設は、図表20の 庁舎等施設に含まれ、都市整備課の所管する各施設は土木部社会資本維持管理計画の 公園施設に含まれる。

令和3年3月に策定した庁舎等施設に係る個別施設計画（以下「庁舎等施設に係る長寿命化計画」という。）では、2021（令和3）年度から2050（令和32）年度の30年間に於ける修繕・更新等費用を試算している。

県は、建物の耐用年数を65年（一般社団法人日本建築学会が示す標準的な鉄筋コンクリートの物理的耐用年数である65年）とした場合の修繕・更新等費用を計画期間30年間で約1,497億円と算定している。一方、継続的な点検・診断を踏まえて予防保全のための修繕を適切に行うことを前提として、更新時期を延伸して建物の耐用年数を80年とした場合の修繕・更新等費用を計画期間30年間で約1,244億円と算定している。その結果、計画期間の30年間のトータルで約253億円の修繕・更新等費用の発生が抑制されると試算している（図表21参照）。

【図表21 庁舎等施設の修繕・更新等費用（令和3年度から令和32年度）の総額】



（県「庁舎等施設に係る長寿命化計画」より監査人引用）

文化課及びスポーツ課は、建物の耐用年数を65年で算定した30年間の修繕・更新等費用の見込み額（資料名：「耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用」）を管財課に提出している。管財課では、各課に確認の上、建物の耐用年数を65年から80年に延長した場合の修繕・更新等費用の見込み額（以下「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」という。）を算定している。なお、建物以外の設備については、管財課で耐用年数の変更は行っていない。

このように建物の更新時期を65年から80年に延長して長寿命化するためには、予防保全に係る費用の計上が必要と考えられるが、文化課及びスポーツ課が所掌する施設の長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額においては、予防保全に係る費用が計上されていない。

一方、都市整備課で策定している公園施設長寿命化計画では、10年間における修繕・更新等費用を試算しており、その試算に当たり、新潟スタジアムと県立野球場では、「予防保全に基づいて長寿命化した60年間の修繕・更新等費用の見込み額」（資料名：「中長期計画」）や「中長期計画を踏まえ、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安として作成した修繕・更新等費用の見込み額」（資料名：「短期計画」）を作成し、予防保全に基づいて長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額を算定している。

公園施設長寿命化計画の修繕・更新等費用は、短期計画に基づいて算定されており、同計画は、土木部社会資本維持管理計画（公園施設）を構成するものである。

庁舎等施設に係る長寿命化計画においては、以下のとおり施設の劣化等の状況を的確に把握しながら、施設の維持管理費用や改修費用、建替費用等を含むライフサイクルコストを考慮し、中長期的な観点から修繕・改修工事を行うこととされており、文

化課及びスポーツ課の長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の算定においても、予防保全に係る費用を計上することが求められている。

### 【図表22 庁舎等施設に係る長寿命化計画】

#### 3 対策の優先順位の考え方

県有財産管理計画において、施設の劣化等の状況を的確に把握しながら、施設の維持管理費用や改修費用、建替費用等を含むライフサイクルコストを考慮し、中長期的な予防保全の観点から修繕・改修工事を行うこととしている。

具体的には、個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）を定期的に把握し、不具合や故障などが発生している場合は、原則として事後保全による修繕・改修工事を行うが、不具合や故障などが発生していない場合は、建築部位・部材や設備機器等の劣化による特定修繕のサイクルにより、予防保全による修繕・改修工事を行うことで長寿命化を図る。

なお、修繕にあたっては、日常の点検、保守業務の実施状況や利用者からの要望、クレーム等の把握を行い、施設全体における修繕需要の重要度や緊急性等を総合的に判断し、修繕工事を行うことが大切である。

（県「庁舎等施設に係る長寿命化計画」より監査人抜粋）

（意見4）長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額への予防保全に係る費用の計上

部局により予防保全に係る費用の取扱いが異なっており、庁舎等施設に係る長寿命化計画における長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額には予防保全に係る費用が計上されていない。

個別施設計画の有用性を高めるべく予防保全型の個別施設計画となるよう、算定要領等により、長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額に予防保全に係る費用を適切に計上するよう検討されたい。

あわせて、算定方法等に係る関係部局間の情報共有や管財課による提出資料の確認の徹底を図られたい。

（2）長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の精緻化

県は、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」の算定にあたっては、一般財団法人建築保全センターが提供する保全マネジメントシステム（以下「BIMMS」という。）を用いている。BIMMSで作成される特徴は以下のとおりである。

建物基本情報の必須データのうち、竣工年、延床面積、主用途データを利用して算出している。

算出する費用は直接工事費であり、経費は含んでいない。

モデルのデータに基づいて構造躯体を含む機器部材の更新費用を集計している。

部品交換等の修繕費用は計算に入れていない。

県は「修繕・更新等費用の見込み額」の算定にあたり、BIMMSによる計算結果に諸経費率(40%)を加算している。

( BIMMS活用マニュアル 簡易LCCより監査人抜粋 )

#### (意見5) 長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の精緻化

一般財団法人建築保全センターが提供する「BIMMS」により算定した更新費用は機械的に算出されたものであり、更新費用及び時期は実績と乖離する。「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」と実績を比較し、将来における更新費用及び時期を精緻化することにより、庁舎等施設に係る長寿命化計画の有用性や将来のトータルコストの把握に係る有用性が高まる。

定期的に庁舎等施設に係る長寿命化計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」と更新費用及び時期の実績を比較し、長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の精緻化を検討されたい。

なお、社会資本維持管理計画の金額の見直しについては、「新潟スタジアム 3 個別施設計画の検討 (1) 個別施設計画の考え方」、「新潟県立野球場 3 個別施設計画の検討 (1) 個別施設計画の考え方」の記述を参照されたい。

#### (3) 公共施設等総合管理計画における維持管理・更新等見込額に係る算定方法

##### ア 公共施設等総合管理計画における維持管理・更新等見込額の算定方法

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間の公共施設・インフラ施設に係る維持管理・更新等に係る経費の見込(以下「維持管理・更新等見込額」という。)を以下のとおり算定している。

【図表23 令和7年度から令和16年度の維持管理・更新等に係る経費の見込み】



【左軸】

過去3か年の維持管理・更新経費（R4～6の予算額（3か年平均））

単純更新した場合（耐用年数65年）の維持管理・更新等に係る経費の見込（R7～16年度）

長寿命化した場合（耐用年数80年）の維持管理・更新等に係る経費の見込（R7～16年度）

は、「公債費負担適正化計画」（令和6年9月）を踏まえたものである。

【右軸】

効果額（との「差額」）

上記の経費見込額（・）は、現在と同数・同規模で建物施設及びインフラ施設を保有し続けた場合における、維持管理・更新等に係る経費の見込を算出したものであり、施設の統廃合等は考慮していない。

また、令和7年度以降の予算については施設個々の精査が必要であり、予算が確定されるものではない。財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債等を活用する。

（県「公共施設等総合管理計画」より監査人抜粋）

イ 見込額報告様式の作成方法

公共施設等総合管理計画の改正に当たり、単純更新した場合の維持管理・更新等見込額と長寿命化した場合の維持管理・更新等見込額（以下「長寿命化・見込額」という。）を算出するため、各部局は「令和7年度から令和16年度の維持管理・更新に係る費用見込について」（以下「見込額報告様式」という。）という資料を管財課に提出している。

見込額報告様式の長寿命化・見込額には、管財課から、公債費負担適正化計画（令和2年3月策定。図表24参照）を踏まえること、及び必要に応じて費用の平準化等を行うことが依頼されている（図表25参照）。

【図表24 公債費負担適正化計画の概要】

公債費負担適正化計画は、歳出予算に占める公債費の割合を適正な規模とするため、実質公債費比率を令和20年度までに18%未満にすることを目標に、県債発行上限を設定し、その範囲で投資事業を行う県の財政健全化計画である。実質公債費比率は以下のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{その年の公債費の実負担}}{\text{県がその年に自由に使える財源}}$$

公債費...県が発行する債券（県債）の元金や利子の支払いに要する経費  
実質公債費比率...県債の元利償還額から交付税措置額を除いた実質負担を、標準財政規模（県が自由に使える財源）で割った比率  
投資事業...インフラ施設や公共施設の整備、防災・減災事業など

実質公債費比率は県税や地方交付税といった県がその年に自由に使える財源のうち、公債費の実負担（借金の返済に使わなければならない額）が占める割合を表す指標である。

実質公債費比率が高まると、福祉や教育といったほかの行政サービスに使用できる財源が少なくなる。

また、この比率が18%以上になった場合、県債発行に当たり国の許可が必要になるため県債発行の自由度が低下する。さらに25%以上になると早期健全化団体に位置付けられ、財政健全化計画の策定が義務付けられる（ ）。

過去に早期健全化団体に位置付けられた都道府県はない。

（県「公債費負担適正化計画」より監査人作成）

【図表25 維持管理・更新等見込額算定における公債費負担適正化計画との関係について】

（維持管理・更新等見込額算定における留意事項）

公債費負担適正化計画に基づき、投資的経費の各年度における実負担上限額が設定されていることを踏まえ、各部局は公債費負担適正化計画との整合を図ること。

<作業手順>

各部局は、所管する施設の維持管理・更新等見込額を算出し、見込額報告様式により管財課に提出する。【第1段階】

各部局は、提出した数値が公債費負担適正化計画を考慮したものとなるよう調整のうえ、修正後の数値を記載した見込額報告様式を管財課に提出する（必要に応じて費用の平準化等を行う）。【第2段階】

管財課は、により各部局から提出された維持管理・更新等見込額を合算する。

（県資料より監査人作成）

ウ 部局別の見込額報告様式の長寿命化・見込額の算定方法

各課の見込額報告書様式の長寿命化・見込額は以下のとおりである。

【図表26 文化課】

(単位：百万円)

	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
長寿命化・見込額	466	925	1,310	1,592	4,101	0	185	291	1,029	627

(県資料より監査人作成)

【図表27 スポーツ課】

(単位：百万円)

	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
長寿命化・見込額	0	15	0	341	67	8	112	0	1,524	0

(県資料より監査人作成)

【図表28 都市整備課】

(単位：百万円)

	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
長寿命化・見込額	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822

(県資料より監査人作成)

算定根拠について確認したところ、都市整備課は、所管する施設の維持管理・更新等に係る費用見込の総額の予算（令和5年度）に基づいて、見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値を算定しており、作業手順の段階で公債費負担適正化計画を確認し平準化を図っている。

一方、文化課は、令和7年度から令和11年度は、「施設設備計画要望額」（維持管理計画）令和12年度から令和16年度は「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて、見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値を算定している。

また、スポーツ課は、「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて、見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値を算定している。

このため、文化課及びスポーツ課では、作業手順の段階での平準化等は図られていない。

エ 平準化の方法

都市整備課は、管財課から依頼を受け、公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額の算定根拠である見込額報告様式の長寿命化・見込額を計画期間（10年）で平準化

して作成している。しかし、この平準化作業は各部局で行われており、全分野の長寿命化・見込額を合算した数値に対し、県全体としての平準化を図ったものではない。

各施設は耐用年数や更新時期が異なり、長寿命化・見込額のピークとなる年度が施設ごとに異なる。そのため、各施設の長寿命化・見込額の数値を平準化前に合算することにより、県全体では年度間のばらつきが一定程度緩和されることになる。これにより、偏りが生じている年度に対して一度の調整により平準化の効果を得られる可能性がある。

#### オ 公債費負担適正化計画との関係

都市整備課では、見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値は、公債費負担適正化計画を考慮し、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安としている。

ここで、監査対象施設である新潟スタジアム及び県立野球場について、見込額報告様式（当該2施設以外の公園施設分も含む）の数値と、社会資本維持管理計画を構成する短期計画（両施設合算）の数値を令和7年度から令和16年度まで比較する。

短期計画の数値は、「中長期計画を踏まえ、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安として作成した修繕・更新等費用の見込み額」であり、現状予算規模を考慮して策定している。

中長期計画の数値は、「予防保全に基づいて長寿命化した60年間の修繕・更新等費用の見込み額」であり、年度毎の事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で作成している。

短期計画は、修繕・更新等費用を年度予算の目標値内に収めるため、防災・消火設備など安全性に関わる工事を優先し、管理区分に応じて重要部位から対応したうえで、耐用年数を基本に工事の後ろ倒しによる平準化を行い作成している。令和6年度から令和20年度までの中長期計画の合計と短期計画の合計の差額は新潟スタジアムと県立野球場の合計で17,841百万円あり、令和21年度以降に先送りした予防保全管理項目の金額は、新潟スタジアムと県立野球場の合計で9,540百万円ある。このように予防保全管理等を先送りすることにより、突発的な不具合が発生する可能性が高まる。

なお、見込額報告様式には、「(4) 見込額報告様式の維持管理公共施設等総合管理計画の維持管理・更新等の費用の範囲」のとおり、指定管理料が含まれていることから、比較に当たっては指定管理料を控除した数値とする。短期計画の数値には指定管理料は含まれていない。

【図表29 新潟スタジアム・野球場 短期計画と見込額報告様式の数値の比較】

(単位：百万円)

年度	短期計画 1	見込額報告様式 2
令和7年度	1,390	624
令和8年度	1,293	624
令和9年度	1,283	624
令和10年度	1,075	624
令和11年度	1,104	624
令和12年度	1,170	624
令和13年度	1,234	624
令和14年度	1,241	624
令和15年度	962	624
令和16年度	1,569	624

1 新潟スタジアムと県立野球場の短期計画の数値の合算

2 見込額報告様式の長寿命化・見込額1,822百万円から指定管理料1,197百万円を控除した数値

(県 新潟スタジアムと県立野球場の短期計画及び見込額報告様式より監査人作成)

令和7年度から令和16年度において、新潟スタジアムと県立野球場の短期計画の数値、見込額報告様式の数値(指定管理料控除後)を比較した結果、短期計画の合計は12,321百万円(平均1,232百万円/年)、見込額報告様式(指定管理料控除後)の合計は6,240百万円(平均624百万円/年)となる。

見込額報告様式(指定管理料控除後)には、新潟スタジアム、県立野球場以外の公園施設の維持管理・更新等の費用も含まれていることから、新潟スタジアムと県立野球場の維持管理・更新等の費用はさらに小さい数値となる。

短期計画の数値に比べ、見込額報告様式の数値が小さい理由は、施設ごとに公債費負担適正化計画を考慮すると、公債費の各年度の上限額との関係で、短期計画の維持管理・更新等が後年度への実施にスライドしていくためと考えられる。

この結果、老朽化による維持費増や突発修繕で長期的なコスト増につながる可能性もある。

ここで、見込額報告様式の長寿命化・見込額を算定する段階で施設分野ごとに公債費負担適正化計画を考慮しようとする、見込額報告様式の数値が公債費負担適正化計画を考慮した数値を上回る施設分野は、公債費負担適正化計画を考慮した数値が上限となるが、見込額報告様式の数値が公債費負担適正化計画を考慮した数値を下回る

施設分野については、公債費負担適正化計画を考慮した数値の範囲内で見込額報告様式の長寿命化・見込額を増額することが可能とも考えられる。

県全体の公債費負担適正化計画の範囲内という限定性はあるが、見込額報告様式の数値と公債費負担適正化計画を考慮した数値との比較は、見込額報告書様式の長寿命化・見込額を算定する段階で施設分野ごとに行うのではなく、県全体で一度統合した上で、公債費負担適正化計画で定める実負担の上限額を考慮することにより効果的な維持管理・更新等の実施を行うことが可能となると考えられる。

#### (意見6) 公共施設等総合管理計画の作成方法の検討

公共施設等総合管理計画の作成プロセスにおいて、部局により、見込額報告様式の作成方法が異なっている。都市整備課が所掌するインフラ施設(公園施設)では、所管する施設の維持管理・更新等見込額を算定する段階で公債費負担適正化計画を踏まえながら、計画期間にわたり平準化が行われている。一方、文化課及びスポーツ課が所掌する施設では、維持管理・更新等見込額を算定する段階での平準化作業は行われていない。

このように、公共施設等総合管理計画の作成が求められる部局間でその作成方法に違いが生じている。また、県全体の視点で平準化や公債費負担適正化計画を考慮することにより、公共施設等総合管理計画の有用性を高める可能性があると考えられる。

このため、公共施設等総合管理計画の作成にあたっては、以下の方法を参考として、効果的な作成方法を検討されたい。

#### 【手順】

各施設の長寿命化・見込額の数値を、各施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」等に基づき作成する。

により作成された長寿命化・見込額の数値を合算する。

長寿命化・見込額の合算額を各年度で平準化する。

公債費負担適正化計画における実負担の上限額を踏まえた際に調整が必要な場合は、県全体の視点で優先順位付けを行う。

#### 【考え方】

により、各施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づく長寿命化・見込額を合算することで、施設レベルで積み上げた維持管理・更新費用の総額を把握することができる。

そして、各施設の長寿命化・見込額を合算することにより、平均を超える維持管理・更新費用が発生する年度が生じた場合には、により長寿命化・見込額の数値を各年度に平準化する。

長寿命化・見込額の合算額の平準化後の金額が、公債費負担適正化計画における実負担の上限を踏まえた際に調整が必要な場合は、として、公債費負担適正化計画を踏まえ、県全体で維持管理・更新費用の優先順位付けを行うなどの見直しを行う。

これにより、県全体の維持管理・更新等の費用の効率性を高め、県全体の視点で優先順位を踏まえた公共施設等総合管理計画の作成が可能となると考えられる。

#### (4) 見込額報告様式の維持管理・更新等の費用の範囲

公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額の数値は、各部局から提出された見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値を合算して作成される。

見込額報告様式の長寿命化・見込額の内容を確認するため、都市整備課に対して質問した結果、長寿命化・見込額には指定管理料を含めているとのことである。

ここで、総務省「公共施設等総合管理計画の作成等に関する指針」では、維持管理・修繕、改修、更新について以下のとおり記載されている。

#### 【図表30 維持管理・更新等の費用】

維持管理・修繕...施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修...公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

更新...老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(総務省「公共施設等総合管理計画の作成等に関する指針」より監査人抜粋)

指定管理料には施設の運営に関する人件費・経費等が含まれるが、そのような費用は上記に記載されている公共施設等総合管理計画の維持管理・更新等の費用には該当しない。

また、文化課及びスポーツ課が所掌する施設の見込額報告様式の長寿命化・見込額のうち、令和12年度から令和16年度の長寿命化・見込額は、長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額に基づいて作成されているが、長寿命化のための予防保全費用は含まれていない。

(意見7) 見込額報告様式の維持管理・更新等に係る費用の範囲の統一化

公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額の前資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額において、都市整備課が所掌する施設については指定管理料等を含めており、また、文化課及びスポーツ課が所掌する施設では予防保全費用が含まれておらず、公共施設等総合管理計画の対象となる維持管理・更新等の費用の範囲が異なっている。

維持管理・更新等に係る費用の範囲が異なると、公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額は、全体的な整合性が取れていない数値になることから、範囲の統一化を検討されたい。

(5) 個別施設計画等の活用

各施設では、長寿命化に必要な維持修繕が適時に実施されていない状況が見られる。

文化課及びスポーツ課が所掌する施設では、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」どおりに修繕が進捗しておらず、後年度に繰越されている状況がある。

また、都市整備課が所掌する新潟スタジアムと県立野球場では、同一期間において公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額の前資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額が中期計画の金額よりも少なく、公共施設等総合管理計画に反映されるべき予防保全費用が計画期間外に繰延べられている状況があると考えられる。

(「第5 個別施設に関する監査結果及び意見」を参照されたい。)

(意見8) 個別施設計画等の活用

各施設では、長寿命化に必要な維持修繕が適時に実施されていない状況が見受けられる。

予防保全ができず、更新時期を繰り延べると、故障率・緊急補修費の増加、安全リスクの増加、大規模更新が同時期に生じるなどの可能性があり、結果的に後年度の維持管理・改修費用が増加する可能性がある。

庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」を適切に作成し、また、公園施設の中期計画の修繕・更新等費用の見込み額を適宜見直すなど、県全体の将来にわたる施設の維持修繕・更新等費用を把握し、さらに、財政見通し等も踏まえ、県全体の観点で必要な施設の管理や有効活用を検討されたい。

実施に当たり、各施設でPFIの活用や財源の検討等により維持修繕・更新等費用の削減や財源の確保等を行い、それでもなお、維持管理が困難な状況と認められる場合、将来的には、県全体の観点から必要な施設の見直しを検討することも考えられる。

## 指定管理者制度について

### 1 指定管理者選定における応募者増加のための取組（行政改革課）

当報告で監査対象としている施設において、指定管理者選定の際の応募状況は以下のとおりである。

【図表31 指定管理者一覧】

所管部課	施設名	事業者名	期間	公募 /非公募	公募時応募 者数
観光文化スポーツ部 文化課	新潟県民会館	(公財)新潟市芸術文化振興財団	令和5年4月1日～令和10年3月31日	非公募	—
	新潟県立自然科学館	サイエンス・フューチャーク ループ 構成企業：(公財)科学技術広報財 団、(株)コングレ、(一社)CSV開 発機構	令和2年4月1日～令和9年3月 31日	公募	1
観光文化スポーツ部 スポーツ課	新潟県立武道館(謙信公武道館)	(株)PFI新潟県立武道館サービ ス 構成企業：鹿島建設(株)北陸支 店、(株)高館組、日本管財(株)、 (株)松田平田設計、シンコース ポーツ(株)、グリーン産業(株)、 NECキャピタルソリューション ズ(株)	【設計・建設期間】 平成29年3月～令和元年9 月30日 【開業準備期間】 令和元年10月1日～令和元 年11月30日 【運営・維持管理期間】 令和元年12月1日～令和16 年3月31日	公募	3
	新潟県立長岡屋内総合プール(ダイ エープロビスフェニックスプール)	県立長岡屋内総合プール共同事 業体 構成企業：(株)日本水泳振興会、 (株)新潟ビルサービス、(一財)新 潟県水泳連盟	令和5年4月1日～令和10年3 月31日	公募	1
	新潟県健康づくり・スポーツ医科学 センター	(公財)新潟県スポーツ協会	令和3年度～令和7年度	非公募	1
土木部都市局 都市整備課	新潟スタジアム(デンカビッグスワ ンスタジアム)	アルビレックス新潟・都市緑花 センターグループ 構成企業：(公財)新潟県都市緑花 センター、(株)アルビレックス新 潟	令和7年4月1日～令和12年3 月31日	非公募	1
	新潟県立野球場(HARD OFF ECOス タジアム新潟)	注：左記3施設を含む鳥屋野潟公 園(新潟県スポーツ公園)とし て、一体で指定管理。			
	新潟県立鳥屋野潟公園スケートパー ク(AIRMANスケートパーク)				

注：「非公募」は、指定期間が5年(公募)+5年(非公募)の施設で、現指定管理期間が非公募であることを示す。

(県資料より監査人作成)

上表のとおり応募が1者あるいは少数に留まっている原因として、県では以下のとおり分析している。

原因分析としては、複合的な要因が考えられるが、主なものとして、現管理者のノウハウが蓄積され、それを上回る提案が難しいこと、施設の特異性から受け手となる企業が近隣に存在しないこと、選定されるかどうか不透明な中で人材確保が難しいこと、などが挙げられる。

また、対策として県では現在までに以下の取組をしている。

県としても、競争原理が働くことで、より良いサービスの向上につながると考えている。より多くの事業者が応募しやすい環境を整えるため、平成27年に指定管理者との意見交換を実施し、指定期間の延長、(ア．維持管理中心の施設：3年 5年、イ．ア以外の施設：5年 7年又は5年(公募) + 5年(非公募))、指定管理料の下限額の設定、応募期間の拡大、など制度改善に努めてきた。

平成28年度からは新潟市と合同で業者向け説明会を開催するなど、応募促進に取り組んでいる。直近では、令和6年度及び7年度に「にいがたPPP/PEI研究フォーラム」参加企業に対し、公募施設の資料提供を行うなど、積極的な周知に努めている。

また、人件費や光熱費の高騰に対し、指定管理者の募集時に県が提示する指定管理料の上限額については、現指定管理者の管理実績のほか、前回募集時からの人件費の上昇(最低賃金の上昇率)や光熱費の高騰を考慮して積算するとともに、指定管理に係る物価変動リスクについては、原則として指定管理者の負担となっているが、光熱費等の物価高騰に対しては、利用料金改定等により、指定管理料の範囲内で運営が可能となるよう、施設の状況に応じて個別に協議を行い対応している。

なお、県の指定管理者制度の運用ガイドラインでは募集期間内に申請者が2者以上に至らない場合又は応募者がいない場合は、引き続き1か月程度、募集期間を延長することを求めている。

指定管理者制度の運用ガイドライン(令和6年3月改定)

(11) 1者応募時の募集期間延長

募集期間内に申請者が2者以上に至らない場合は、引き続き1ヶ月程度、募集期間を延長することを基本としてください。

なお、延長する可能性があることをあらかじめ募集要項等にその旨明記するとともに、当初募集期間の終了後に改めてホームページ等で周知してください。

(県「指定管理者制度の運用ガイドライン」より監査人抜粋)

(意見9) 指定管理者選定における応募者増加のための取組

指定管理者の選定において、公募をかけても1者しか応募がないケースが多く、応募者を増加させるための方策を実施してはいるが、成果が出ていない状況である。例えば以下のような状況が応募において障害になっていないか、検討が必要であると考えられる。

- ・ 人件費や修繕費の高騰に対して、指定管理料が追いついていないという状況はないか。
- ・ 修繕費や物価変動リスクを事業者側が過度に負担する状況にはないか。
- ・ 5年程度の短期契約では安定した雇用が難しく人材が集まりにくいという状況はないか。

引き続き、応募者が増加しない原因について分析を実施し、実績に結びつくような方策を検討されたい。

また、各施設の所管課において主体となって検討がされているとのことであるが、県で指定管理者制度を所管する行政改革課からも、強く働きかけをして推進していくことが必要であると考えます。

## 2 指定管理者とのリスク分担（行政改革課）

県の指定管理者制度の運用ガイドラインによると、施設の管理運営におけるリスク（責任）の負担がどれくらいになるかは、民間事業者が指定管理者として申請する際の重要な要素となるため、以下のとおり県と指定管理者のリスク分担を整理し、募集要項に記載するとしている。

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。

- 法令変更等により、影響を受けるもの
  - ・ 指定管理者が対応可能なもの → 指定管理者
  - ・ 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすもの → 協議事項
- 指定管理者の管理上の瑕疵によるもの → 指定管理者
- 施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの → 県

（県「指定管理者制度の運用ガイドライン」より監査人抜粋）

また、同ガイドラインにおいてリスク分担例として下表を掲げている。このリスク分担例の項目の中でも、昨今の物価上昇により、物価変動の項目が特に重要な課題となっている。県において指定管理者制度の契約期間は概ね5年程度である。物価変動に関するリスク分担は個々の基本協定書において定めるが、原則として指定管理者がリスクを分担し、指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とするとの定めをおくことが基本となる。各施設の収支計算書を見ると、賃金水準や資材価格、光熱費の上昇等により、指定管理者の運営コストが増加し、5年間程度の契約期間の間に、契約時の積算額と実際の運営費用に乖離が生じているのが現状である。

県では、光熱水費等の物価高騰に対しては、利用料金改定等により、指定管理料の範囲内で運営が可能となるよう、施設の状況に応じて個別に協議を行い対応している。

<対応例>

- ・新潟県立長岡屋内総合プール：プール料金の値上げ（令和7年4月から）
- ・新潟スタジアム及び新潟県立野球場：利用料金の値上げ（令和6年4月から）
- ・新潟ユニゾンプラザ：貸室使用料の値上げ（令和7年4月から）
- ・新潟コンベンションセンター：会議室利用料金の値上げ（令和7年4月から）

【図表32 指定管理者制度のリスク分担例】

リスク分担例 （※1）

種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
法 令 変 更	施設の設置基準の変更等、法令変更に伴い施設設備等の改修・整備が必要なもの	●	
	施設の管理運営面で対応可能なもの		●
税 制 度 の 変 更	税制度の変更による納税額の増加によるもの （下記によるものを除く）		●※2
	消費税率及び地方消費税率の変更によるもの	●	
物 価 変 動	指定後の物価上昇、インフレ、デフレによるもの		●※2
運 営 費 の 膨 張	人件費等の運営費の膨張		●
利 用 変 動	当初の利用見込みとの乖離		●
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		●
施 設 設 備 等 の 損 傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		●
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	●	
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が60万円未満のもの		●
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が60万円以上のもの	●	
第 三 者 へ の 損 害 賠 償	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		●※3
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	●	
運 営 の 中 断 に 係 る リ ス ク	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館、事業中止等		●
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵による臨時休館、事業中止等	●	
	県の責めに帰すべき要因による臨時休館、事業中止等	●	
不 可 抗 力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの）に伴う経費の増や事業履行不能等	●	

※1 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、協議事項とする。

※2 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

※3 一定の保険に加入するものとする。

（県「指定管理者制度の運用ガイドライン」より監査人抜粋）

#### (意見10) 指定管理者とのリスク分担

指定管理者制度におけるインフレ(物価・賃金の上昇)への対応は、近年の急激な社会情勢の変化により重要な課題となっている。県において指定管理者制度の契約期間は概ね5年程度であり、物価変動に関するリスク分担は個々の基本協定書において定めるが、原則として指定管理者がリスクを負担し、指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とするとの定めをおくことを基本としている。

すなわち指定管理料は原則として契約期間中は固定されていることから、インフレによるコスト増を吸収できず、サービスの低下や撤退リスクが高まる可能性がある。県から指定管理者への過度なリスク転嫁となっている可能性があり、契約の在り方について検討されたい。

当課題に対する対応策としては、物価スライド方針を導入して、毎年度、人件費・経費の変動率を反映して指定管理料を見直すことが考えられる。その他、協定書を毎年度締結し、社会情勢に応じて指定管理料を変更する方法、電気・ガス料金の高騰分に対して補てん措置を実施する(PFI制度の新潟県立武道館で採用)などの対応策が考えられる。

### 3 施設におけるバリアフリー対応及び外国人対応状況に対する評価(行政改革課)

指定管理者制度を導入している各施設においては、障害を持つ方や外国人の利用に対応するため、各種取組を講じている。具体的には、以下の施設における取組がある。

#### ・新潟県民会館

外国人利用者対応：施設のホームページやチケット販売システムのホームページにおける多言語対応

#### ・新潟県立自然科学館

バリアフリー対応：各手帳保持者に対する観覧料免除や専用駐車場の整備、多目的トイレの設置、廊下スロープの手摺設置、誘導ブロック設置等

外国人利用者対応：英語、中国語及び朝鮮語のパンフレットの用意、展示物付近に掲示されたQRコードを読み取ることでの多言語解説の試験的な実装等

#### ・新潟県立長岡屋内総合プール(ダイエープロビスフェニックスプール)

バリアフリー対応：車いす利用者の入退水の補助や受付での筆談対応等

外国人利用者対応：スタッフ用のタブレットへの多言語翻訳アプリの導入等

・新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

バリアフリー対応：点字ブロックによる誘導や多目的トイレの設置、車椅子の貸出し等

外国人利用者対応：ホームページの他言語への翻訳対応、英会話が堪能な職員の配置や翻訳アプリを駆使した案内の実施等

一方で、各施設の仕様書や事業計画書を閲覧した結果、バリアフリー対応及び外国人利用者対応に関する内容は盛り込まれておらず、また、県の指定管理者の事業評価（モニタリング）の項目にもなっていない。

（意見11）バリアフリー対応及び外国人利用者対応項目の仕様書や事業計画書への盛り込み及び評価項目化について

指定管理者が積極的に目的意識を持ち、バリアフリー対応及び外国人利用者対応に取り組んでいる状況を客観的に評価することで、指定管理者が講じている措置が正当に評価されることになる。そして当評価を踏まえて指定管理者によるバリアフリー対応及び外国人利用者対応の更なる充実が期待でき、利用者の増加を通じた施設の有効活用に寄与するものと考えられる。よって県は、仕様書や事業計画書への具体的な明記やモニタリング時の評価材料への組み込み等を検討されたい。

具体的には、「指定管理者制度の運用ガイドライン」における「第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」中の「3 募集要項の作成（2）施設の目的及び指定管理者に要請する事項等の明確化」に例示としてバリアフリー対応及び外国人対応に関する項目を加えることや、同ガイドラインの資料編の「10 モニタリングシート（例）」にバリアフリー対応及び外国人利用者対応の行を追加する、というような対応が考えられる。

## ネーミングライツについて

県は、県有施設の維持・管理等のための安定的な財源を確保し、県民サービスの向上に寄与するため、施設の愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を取得する企業等（ネーミングライツ・パートナー）を募集している。

ネーミングライツのメリットとして、県は以下を挙げている。

【図表33 ネーミングライツのメリット】

対象	メリット
ネーミングライツ・パートナー	県有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を表示することにより、企業名等の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の維持・管理に寄与することを通じ、地域社会の活性化に貢献することができる。
県	ネーミングライツの対価を、施設の維持・管理や施設の有効活用に資する事業等のための安定的な財源とすることができる。
県民	施設のサービス向上等のメリットを受けることにつながる。

（県ホームページより監査人作成）

各種県有施設が対象で（庁舎や教育施設、福祉施設、病院関係施設、警察関係施設等、対象外の施設はあり）、募集方法は「提案募集型」（希望施設・希望条件の提案を随時募集）、「施設特定型」（県が施設を特定して希望条件（ネーミングライツ料及び契約期間）及び応募期間を設定して募集）の2つの方法がある。導入済み施設のパートナー、愛称等は以下のとおりである。

【図表34 導入済み施設のパートナー、愛称等一覧】

導入済み施設(導入順)	現愛称	現パートナー	現ネーミングライツ料 (年額。単位:千円)
新潟スタジアム	デンカビッグスワンスタジアム	デンカ(株)	47,300
新潟県立長岡屋内総合プール	ダイエープロビスフェニックスプール	ダイエープロビス(株)	5,000
新潟県立野球場	HARD OFF ECOスタジアム新潟	(株)ハードオフコーポレーション	30,000
展望室(朱鷺メッセ)	Befcoばかうけ展望室	(株)粟山米菓	1,320
新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク	AIRMAN スケートパーク	(株)AIRMAN	13,000
新潟ふるさと村アピール館	ファイブワン いいね！新潟館	ONE & PEACE(株)	2,000
関岬キャンプ場	ist-Sado	(株)b2p	200
新潟県動物愛護センター	WaNつながる動物愛護センター	国際ペットワールド専門学校	550

（県ホームページより監査人作成）

ネーミングライツは県がメリットとして示すように、ネーミングライツの対価を施設の維持・管理や施設の有効活用に資する事業等のための財源にすることができることから、県の担当者にネーミングライツの募集の活動状況について質問を行った。

その回答として、「提案募集型」については、年間を通じて県のホームページでの周知とともに、年度内に1回程度、企業訪問を実施しており、県職員によるチラシ作成や施設所管部局による関係企業等への働きかけを実施することにより、制度の周知を図りつつ、パートナーを獲得する方針とのことである。また、「施設特定型」では、施設を所管している部局がある程度の計画を策定し、個別企業等へ募集活動を行っているとのことである。

県担当者への質問を通じて把握した県ホームページでの周知以外の取組を纏めると図表35のとおりであるが、「提案募集型」について年間の計画を立てて取組を行っているわけではないとのことであった。ネーミングライツによる施設維持等の更なる財源確保を図るため、施設の特性に応じて財政体力があり広報意欲が高い県内企業に定期的・集中的に訪問するなどの年間計画を策定し、それを実行していくことが効果的であると考えられる。

また、「施設特定型」について、施設の所管部局によりネーミングライツの募集計画が策定され個別企業等へ募集活動がなされている。しかし、ネーミングライツの制度所管の行政改革課が、現状として、一元的に各所管部局の募集計画・進捗・課題等を把握できているわけではない。

令和7年9月1日現在で導入済みの施設数は8施設であり、ネーミングライツ料は年額合計で99,370千円である一方、ネーミングライツの導入対象となる主要な施設は19施設あり、ネーミングライツの導入できる裾野はまだあると考えられる。

なお、スポーツ関連の施設では、新潟スタジアム等においてネーミングライツの導入が進んでいるが、県民会館等の文化関連の施設は、図表36の主な施設例には含まれておらず、導入に向けた取組はまだ進んでいないと考えられる。文化関連の施設へのネーミングライツの導入の検討の余地はあると考えられる。

【図表35 ネーミングライツ 県ホームページでの周知以外の取組】

- ・「週刊 県政ナビ」へのテレビ出演による周知
- ・新潟日報「県からのお知らせ」への掲載
- ・東京事務所及び大阪事務所による企業訪問時に紹介（チラシ）
- ・新潟商工会議所の協力により会員企業へ周知
- ・新潟県商工会連合会の協力により市町村商工会へ周知
- ・新潟経済同友会の協力により会員へ周知
- ・個別企業への営業を実施

（県からの回答より監査人作成）

【図表36 主な施設例（令和7年9月1日現在）】

No.	施設名	所在地	施設紹介
1	県立浅草山麓エコ・ミュージアム (ビジターセンター)	魚沼市	様々な学習プログラムを備えた、自然体験・展示学習施設
2	五頭県民の森（笹神）	阿賀野市	多くの登山客でにぎわう県民の森。近隣の温泉郷も魅力的
3	五頭県民の森（三川）	阿賀町	キャンプ・自然観察・体験学習などができる県民の森
4	妙高山麓県民の森	妙高市	森林セラピーロードに認定。広大なドイツウヒの森が魅力
5	新潟県見附杉沢の森	見附市	森林整備や自然観察、木工教室など体験型の県民の森
6	新潟県青少年の森	胎内市	全国植樹祭跡地に広がり、夏には全国の天体ファンが集結
7	早出川ダム	五泉市	ダム下流の村松公園は「全国さくら名所100選」に選定
8	大谷ダム	三条市	ダム湖周辺は遊歩道等が整備され、湖畔を散策できます
9	げじょうがわ 下条川ダム	加茂市	ダム湖畔は、春600本の桜が湖面に映る市民の憩いの場
10	さばいしがわ 鱒石川ダム	柏崎市	ダム下流には「県立こども自然王国」等の交流施設あり
11	しおどめせき 福島潟放水路豊栄湖止堰等	新潟市北区	「ゴム堰」「ラバーダム」と呼ばれているゴム引布起伏堰
12	しおどめせき 新発田川放水路湖止堰等	聖籠町	国道橋から湖止堰と飯豊連峰、五頭連峰が見えます
13	五十嵐川遊水地	三条市	市街地に近く市民の散歩コースとして利用されています
14	大潟水と森公園	上越市	大きな池が隣接する、自然と史跡で創られた水と森の公園
15	奥只見レクリエーション都市公園		以下の6公園で構成する、広域レクリエーションに適した公園
	やいろ 八色の森公園	南魚沼市	ふわふわドーム等の遊具、美術館、ワイナリーなどがある公園
	響きの森公園	魚沼市	円形の大きな芝生広場や小出郷文化会館などがある公園
	花と緑と雪の里	魚沼市	色とりどりの芝桜約20万株が植えられた広場が人気の公園
	大湯公園	魚沼市	日帰り温泉や屋内運動場を備えた施設や人気の遊具がある公園
	須原公園	魚沼市	国重要文化財「目黒邸」といった貴重な歴史資源や自然がある公園
	浅草岳公園	魚沼市	奥只見レクリエーション都市公園の中でも、特に自然を感じる公園
16	聖籠緑地	聖籠町	大きな芝生広場や自然豊かな里山エリアがある緑地
17	奥只見シルバーライン	魚沼市	19のトンネルが18km続き奥只見湖に至る全長22kmの道路
18	魚沼スカイライン	南魚沼市	魚沼丘陵の尾根を走り、季節の変遷を楽しめる全長20kmの道路
19	大佐渡スカイライン	佐渡市	佐渡全島を俯瞰でき、四季折々の眺望が見どころの全長30kmの道路

（県ホームページより監査人抜粋）

(意見12) ネーミングライツの導入に向けた更なる取組について

ネーミングライツによる施設維持等の更なる財源確保を図るため、「提案募集型」について、行政改革課において、施設特性により財政体力があり広報意欲が高い県内企業に定期的・集中的に訪問するなどの年間計画を策定し、それを実行していくことが効果的であると考えられる。

また、「施設特定型」についても、行政改革課は、施設を所管する部局と計画的に連携し、ネーミングライツの候補の各施設の募集計画・進捗・課題等の状況を一元かつ積極的に把握し課題解決を図ることが望ましい。

さらに、スポーツ関連の施設では、新潟スタジアム等においてネーミングライツの導入が進んでいるが、県民会館等の文化関連の施設では取組がまだまだ進んでいないと考えられる。文化関連の施設へのネーミングライツの導入についても、検討を進められたい。

財源問題等に関連して

## 1 美術館及び博物館の利用料金について（文化課）

博物館法第26条には「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と明記されている。県においても、博物館法第26条ただし書に準じて、県立の美術館、博物館において観覧料を徴収している。現在徴収している観覧料は以下のとおりとなっている。なお、中学生以下は、美術館、博物館共に無料となっている。

【図表 37 美術館・博物館の観覧料】

施設名	常設展				企画展
	個人		団体		
	一般	大学・高校・中等教育(後期)	一般	大学・高校・中等教育(後期)	
県立近代美術館	430 円	200 円	340 円	160 円	企画展による
県立万代島美術館	310 円	150 円	250 円	120 円	企画展による
県立歴史博物館	520 円	200 円	410 円	160 円	企画展による

(県資料より監査人作成)

現在の観覧料は、受益者負担の観点から、一部のコストについて徴収するものである。徴収する金額については、経済状況によらず多くの人が入館できるような料金を設定している。

観覧料については例年見直しを行っており、直近では令和6年6月に改正している。

近代美術館の常設展観覧料の見直しにあたり、文化課が作成した観覧料の見直しに係る資料によると、県が独自で調査した全国の都道府県立美術館の観覧料の平均は一般331円、大学208円、高校97円、小中24円となっており、近代美術館の観覧料と比較すると安価となっている。近代美術館の観覧料は、平成26年4月の見直しから金額に変動がなく、据え置きとされている。

万代島美術館所蔵品展の観覧料は、近代美術館の分館であることから近代美術館の常設展観覧料を基準に設定しているが、政策的に近代美術館より低料金としている。万代島美術館では観覧料の設定はしているものの、現在常設展は開催されておらず、企画展のみとなっている。近代美術館からの作品輸送経費が大きいこと、展示スペースがワンフロアしかなく限りがあること、企画展と企画展のインターバルでは、設置と片づけの期間を考慮すると展示期間が十分確保できないこと等によるためである。

また、歴史博物館についても令和6年6月に常設展観覧料の改正を行っている。歴史博物館の常設展観覧料についても、文化課が作成した観覧料の見直しに係る資料によると、県が独自で調査した全国の都道府県立博物館の観覧料の平均は、大人348円、高齢者262円、大学生232円、高校生42円、小中学生0円となっており、他都道府県の類似施設等における常設展観覧料と比べて概ね高い水準となっている。歴史博物館の常設展観覧料については、令和元年10月の改正から変更しないとしている。

文化課担当者によると、他の都道府県立美術館の観覧料はあくまでも参考資料として利用しているのみであるとのことであった。

対して、近代美術館、万代島美術館及び歴史博物館の収支は、以下のとおりとなっている。

【図表38 美術館及び博物館の収支】

	近代美術館	万代島美術館	歴史博物館	美術館・博物館計
使用料	186,868,230	94,321,200	11,252,854	292,442,284
国庫補助金	82,504,000	4,293,000	127,640,000	214,437,000
財産売払収入	1,219,850	8,747	835,846	2,064,443
基金繰入金	1,869,150	0	0	1,869,150
収益事業収入	0	0	17,655,000	17,655,000
雑入	1,473,000	0	175,392	1,648,392
県債	8,000,000	0	7,000,000	15,000,000
収入計	281,934,230	98,622,947	164,559,092	545,116,269
	近代美術館	万代島美術館	歴史博物館	美術館・博物館計
報酬	79,675,605	44,992,662	100,059,179	224,727,446
職員手当等	44,872,778	24,676,134	57,077,607	126,626,519
共済費	23,547,665	13,195,966	29,310,461	66,054,092
報償費	109,500	0	366,700	476,200
旅費	2,562,380	1,275,043	2,838,103	6,675,526
需用費（食糧費以外）	43,977,663	1,954,017	40,779,903	86,711,583
役務費	2,329,478	435,087	3,264,654	6,029,219
委託料	78,556,668	1,069,420	97,250,776	176,876,864
使用料及び賃借料	2,139,445	42,240	772,597	2,954,282
工事請負費	8,800,000	0	7,693,180	16,493,180
備品購入費	1,680,000	109,590	1,117,150	2,906,740
負担金・補助及び交付金	166,974,028	133,851,461	2,230,261	303,055,750
公課費	0	0	12,300	12,300
支出計	455,225,210	221,601,620	342,772,871	1,019,599,701
差引	-173,290,980	-122,978,673	-178,213,779	-474,483,432

（令和6年度現年決算より監査人作成）

美術館及び博物館の収支は、近代美術館、万代島美術館、歴史博物館のいずれも赤字である。

次に、美術館及び博物館が保有する固定資産は以下のとおりである。

【図表39 美術館及び博物館の固定資産】

施設	区分		単位	数量	価格（円）	経過年数
近代美術館	建物	非木造	m <sup>2</sup>	10,046.61	829,401,000	32年
	工作物		件	16	394,821,400	-
	立木竹	樹木	本	190	66,640,625	-
万代島美術館	建物	非木造	m <sup>2</sup>	4,199.66	397,137,000	22年
歴史博物館	土地		m <sup>2</sup>	50,009.36	176,724,000	-
	建物	非木造	m <sup>2</sup>	12,101.62	966,156,000	27年
	工作物		件	16	115,721,000	-
	立木竹	樹木	本	17	5,072,000	-

（県資料より監査人作成）

これによると、建物及び工作物については、維持管理及び施設の更新に係る支出が必要になると考えられる。特に、近代美術館の建物及び建物付属設備については、既に30年以上経過しており、令和7年度に既存冷却塔の更新工事を行うなど、修繕が必要な設備も出てきている。

維持管理及び施設の更新に係る支出は、前出の収支表のうち「需用費（食糧費以外）」、「工事請負費」に含まれている。収支表のうち「需用費（食糧費以外）」及び「工事請負費」を支出から控除すると、近代美術館の支出計は402,447,547円、万代島美術館の支出計は219,647,603円、歴史博物館の支出計は294,299,788円であり、各施設の単年度収入の額を超えるため、赤字になっている。各施設の単年度収入の額から考えると、施設の更新や維持管理に係る支出に回せる資金が不足している状況である。これを観覧料で賄うとするのであれば、より高額な観覧料を設定し、徴収する必要があるが、集客等を考えると現実的ではない。文化課担当者も、施設の更新や維持管理に係る財政的な課題は認識しているが、施設の更新コストと観覧料収入の長期的なバランスについて、十分な把握はできていないとのことであった。

#### （意見13）施設の更新コストを意識した更なる収入確保策の検討

観覧料については、他都道府県の同様の施設の観覧料を基準に検討されており、施設の更新コスト等から算定した観覧料にはなっていない。県が保有する美術館、博物館が低価格の観覧料で営業できているのは、県が建物等に必要な維持管理、及び更新に係る費用を負担していることが前提である。建物等については近代美術館が建設後30年以上を経過するなど、維持管理費が多額になると同時に、修繕や更新の費用も必要になってくる。これらのことを踏まえ、長期的視野に立ち、施設の更新コストを意識した更なる収入確保策について検討されたい。

## 2 寄附制度について（文化課、スポーツ課、都市整備課）

文化施設、スポーツ施設の維持修繕・更新等は、県の目下の課題である中、県の税収や施設の利用料金収入等のほかに、財源確保の方策を検討することも、老朽化している施設の維持等のためには重要かつ必要な視点であると考えられる。

県では、「ふるさと新潟応援寄附金」（新潟県へのふるさと納税）、「企業版ふるさと納税」により、県の事業の財源に個人及び企業等からの寄附を充てている。

県ホームページの「令和6年 ふるさと新潟応援寄附金実績報告」によると、令和6年1月から同年12月の寄附は、合計85,949件で2,219,291千円あり、このうち、教育環境の充実と文化・スポーツの振興に対する寄附の使い道の実績は4,650件で190,489千円となっている。その実績として、美術館・博物館親子賑わい空間創出事業において、近代美術館及び歴史博物館にこどもの創作活動や、乳幼児連れ家族が利用できるキッズスペースを新たに設置したことが報告されており、また、こども連れの方を対象に観覧料を無料にする「親子ふれあいデー」を設定するとともに、こども向けの体験講座等を拡充して実施したことも報告されている。

また、「企業版ふるさと納税」を活用した寄附は、「新潟県まち・ひと・しごと創生推進計画」に規定する事業に充当することとされており、その事業の一つである「多様な人や文化が交わる賑わいのある新潟づくり推進事業」として、スポーツと文化に関する取組がある。

ここで、他の地方公共団体においても、文化施設・スポーツ施設の改修等の財源確保は喫緊の課題であると推察され、ふるさと納税等を活用している他の地方公共団体も確認できる。今回確認した事例においては、特定の文化施設・スポーツ施設の建設や改修等が寄附の充当先であること、又は施設の建設資金であることが明記されている。

一方、県の「ふるさと新潟応援寄附金」、「企業版ふるさと納税」への寄附申込は、「ふるさと新潟応援寄附金」であれば「教育環境の充実と文化・スポーツの振興」、「企業版ふるさと納税」であれば、「多様な地域資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組」となっており、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のために寄附を募ることまでは明記されていない。

寄附の充当先は、県の事業内容や施設の維持更新等の緊急度等を勘案して決められる側面があると考えられることから、県の寄附募集の方法及び内容を否定するものではないが、施設の維持更新等の財源確保の実効面、及び県民や県を故郷とする県外に住む方等の寄附者の貢献意識の醸成面から、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のための寄附を募ることも検討の余地があると考えられる。

【図表40 他の地方公共団体のふるさと納税等の活用事例】

区分	制度	地方公共団体	内容
文化施設	ふるさと納税	奈良市	・(仮称)奈良市文化財センター建設事業。
文化施設	ふるさと納税	宝塚市	・市立手塚治虫記念館の設備、展示内容の充実等。
スポーツ施設	ホームページで寄附を募集(ふるさと納税でも寄附可能)	鎌倉市	・スポーツ施設の建設のための基金の原資。 ・基金の積立額は令和5年3月31日現在で157,487,603円。
スポーツ施設	企業版ふるさと納税	松江市	・松江市総合体育館改修整備管理運営事業。

(対象の地方公共団体のホームページより監査人作成)

(各地方公共団体ホームページ)

・奈良市

<https://www.city.nara.lg.jp/site/furusato/245548.html>

・宝塚市

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/1051765/1000076/1000190.html>

・鎌倉市

[https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sports/sports\\_kikin.html](https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sports/sports_kikin.html)

・松江市

[https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkasportsbu\\_sportsshisettsuka/kaishu/17388.html](https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkasportsbu_sportsshisettsuka/kaishu/17388.html)

(意見14)文化施設・スポーツ施設に対する寄附制度について

文化施設、スポーツ施設の維持修繕・更新等は、県の目下の課題である中、県の税収や施設の利用料収入等のほかに、財源確保の方策を検討することも、老朽化している施設の維持等のためには重要かつ必要な視点であると考えられる。

県では、「ふるさと新潟応援寄附金」(新潟県へのふるさと納税)、「企業版ふるさと納税」による寄附を文化・スポーツに係る事業に充当しているが、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のために寄附を募ることまでは明記されていない。

寄附の充当先は、県の事業内容や施設の維持更新等の緊急度等を勘案して決められる側面があると考えられることから、県の寄附募集の方法及び内容を否定するものではないが、施設の維持更新等の財源確保の実効面、及び、県民や県を故郷とする県外に住む方等の寄附者の貢献意識の醸成面から、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のための寄附を募ることも検討の余地があると考えられる。

## 第5 個別の施設に関する監査結果及び意見

### 新潟県立近代美術館

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟県長岡市千秋3丁目 278-14
所管課	観光文化スポーツ部文化課
供用開始年月	平成5年7月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立近代美術館条例
主な施設種類	展示室、講堂、ギャラリー、講座室、収蔵室、機械室、執務室等
面積(公有財産表) (令和7年3月末現在)	土地面積 - m <sup>2</sup> 建物面積 11,029.3 m <sup>2</sup>
価格(注1) (令和7年3月末現在)	(公有財産表) 土地価格 - 百万円、建物価格 829 百万円 (B/S) 建物取得価額 2,190 百万円、帳簿価額 1,129 百万円
所蔵点数(注2) (令和7年10月末現在)	6,907 点
開館時間	午前9時～午後5時(観覧券販売は午後4時30分まで)
休館日	月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日、展示替期間
利用料金等	使用料制
施設の特徴	美術品等に関する資料等の収集・展示・保管、美術品等の調査研究、講演会、研究会等の開催を行う施設である。
組織図	<pre> graph LR     G[館長] --- F[副館長]     F --- S[総務課]     F --- A[学芸企画課]         </pre>

(注1) 令和7年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は令和6年3月末現在のものである。

(注2) 近代美術館と万代島美術館で共有している所蔵品の点数を記載している。

## (2) 収支状況の推移

【図表41 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)		77	93	79	143	143	102	274
利用料収入等		28	60	6	35	51	29	188
国庫補助		49	33	48	106	92	64	83
その他		1	0	25	2	0	9	3
支出(イ)		342	1,096	257	306	283	291	486
人件費		130	128	131	144	129	132	145
運営費		3	3	3	4	5	3	3
管理費		72	76	78	87	97	99	99
事業費		42	66	44	70	52	38	198
整備費		95	823	-	-	-	18	40
収支(ア-イ)		265	1,003	178	163	140	189	212

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(県資料より監査人作成)

## (3) 利用状況の推移

【図表42 利用状況の推移】

項目	年度	平成 30年度 (注3)	令和 元年度 (注3)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
開館日数(日)		80	139	270	279	292	287	287
常設展	個人	541	1,735	3,993	4,653	5,698	6,219	2,660
	団体	20	104	80	147	185	209	24
	無料・免除	6,671	9,307	1,858	4,952	6,273	4,584	23,948
	小計(人)	7,232	11,146	5,931	9,752	12,156	11,012	26,632
企画展	個人	18,712	27,230	3,432	19,470	28,980	9,885	93,961
	団体	154	205	77	449	874	413	381
	前売券	2,860	15,169	606	2,723	5,118	867	23,308
	無料・免除	13,165	28,949	1,637	9,031	13,094	5,411	53,549
	小計(人)	34,891	71,553	5,752	31,673	48,066	16,576	171,199
共催展等		2,358	5,001	1,163	6,310	6,335	7,228	6,427
その他(注1)		1,497	2,333	429	2,113	3,983	1,236	1,640
講堂等貸出(注2)		1,232	11,006	611	1,471	3,201	11,368	9,161
合計(人)		47,210	101,039	13,886	51,319	73,741	47,420	215,059

(注1) コンサート、講演会、各種講座等の参加者

(注2) 講堂、講座室、ギャラリーの貸出利用者

(注3) 平成30年7月2日から令和元年9月13日改修工事のため休館

(県資料より監査人作成)

#### (4) 施設職員数の推移

【図表43 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
正規職員数	13	14	13	13	13
非正規職員数	10	9	9	9	9

(県資料より監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

県では、過年度より文化施設の管理手法の見直しを進めている。平成5年7月にオープンした近代美術館は、オープン当初から県直営で運営されており、所管部局については、令和3年度までは教育委員会が、令和4年度からは観光文化スポーツ部文化課が所轄している。

県の最初の管理手法の見直しは、地方自治法で指定管理者制度が創設されたことを端緒にしたものである。地方自治法の改正(平成15年9月)に伴い、改正前の管理委託制度で運営されていた公の施設の管理運営については、平成18年9月1日までの経過期間内に指定管理者による管理に移行するか、もしくは直営による管理とすることを決定することとされた。県では、平成17年に「新潟県公共施設改革委員会」を設置し、68施設を対象に民間の視点及び県民の視点から、施設ごとに在り方や管理手法の見直しについて検討を実施した。検討の結果、専門性の高いサービスや教育的見地からのサービスを提供するため、専門的職員を配置している10施設については、当面「直営」での管理運営と整理された。また、今後の施設運営の中で、指定管理者を管理主体の基本として位置付け、市町村管理もしくは直営が妥当、あるいはやむを得ないとした施設以外の33施設について、指定管理者導入が適当と整理している。

「新潟県公共施設改革委員会」の提出した「県公共施設のあり方に関する見直しに関する報告書(平成18年2月)」によると、近代美術館については、県直営とするものの、県民ニーズが反映されず、学芸員の専門性に左右された企画展とならないよう、第三者による運営の評価手法を検討することとされ、新潟県立近代美術館協議会において外部評価を行っている。また、「新潟県公共施設改革委員会」においては、施設運営の課題として県の経費負担が大きい施設として選定した11施設の一つに近代美術館を位置づけ、以下のとおり課題を意見として取りまとめるとともに、その解決に向けた積極的な取組を求めている。

【図表44 新潟県公共施設改革委員会の挙げた施設運営の課題】

施設名	理由
県立近代美術館	<p>&lt;利用者サービスの拡充&gt;</p> <p>解説を充実したり、常時ガイドが説明するというサービスがあると入館者も増えると考ええる。</p> <p>任期制学芸員を採用し、交代制にすることで緊張感が生まれ、よい企画につながってくると考える。</p> <p>平日と土曜・日曜で入場料金を変えるという発想も必要である。</p> <p>&lt;利用拡大の取組&gt;</p> <p>平日の日中でも時間がある高齢者の利用を増やす工夫を考える必要がある。</p> <p>音楽や演劇等芸術分野とコラボレートすることで、入場者を増やす工夫も必要である。</p>

(県「公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」より監査人抜粋)

第2回目は、新潟県行財政改革行動計画(令和元年10月策定/計画期間:令和元年から令和5年)による見直しである。県は、従来の「財政運営計画」で示していた中期財政収支見直しに加え、歳出歳入改革の目標や具体的な取組方針を定めた計画として令和元年10月に新潟県行財政改革行動計画を策定した。県の公共施設や公用施設については、廃止・統廃合や市町村への譲渡等を含め、維持・運営の在り方についてゼロベースで見直しを実施したとされている。

県は、直営の文教施設について、運営手法を含めた効果的な事業実施に向け、工夫の余地の有無等を検討するため、第三者的な立場にある有識者から指摘や助言を得ることを目的として、「県有施設管理等検討委員会」を開催している。対象となった施設は、近代美術館、万代島美術館、少年自然の家、県立図書館、生涯学習推進センター、文書館、歴史博物館の7施設である。「県有施設管理等検討委員会」で出た近代美術館に対する主な意見は以下のとおりである。

両館それぞれの機能や役割をより明確に整理する必要がある

なお、両館とは近代美術館及び万代島美術館を示している。

来館者数に目が行き過ぎていないか、博物館法で期待される機能(収集、管理、調査・研究、教育普及)を軸に検討すべき

多様な形で地域が参加して息の長い美術館となるための良い運営方法を検討されたい

「県有施設管理等検討委員会」からの意見を踏まえ、新潟県行財政改革行動計画(令和元年10月)の期間に、県として意思決定した対応方針は、以下のとおりである。

## 見直しの方向性

美術品等の収集・展示や調査研究、教育普及等本来の役割や機能が効果的に発揮され、かつ、県民の鑑賞機会の充実が図られるよう、利用者をはじめ様々な関係者のご意見や、他県の調査を踏まえながら見直しの検討を実施。

専門性や収蔵品等の保全・管理といった機能を維持しつつ、県民に親しまれ、地域により開かれた美術館・博物館を目指し、子育て世代に優しい施設づくりや、地域の多様な主体との連携、教育普及活動の積極的な展開等、にぎわいの創出に取り組んでいく。

より効果的・効率的な運営手法等について継続検討

【目指す姿】県民に親しまれ、開かれた美術館

民間企業と連携した企画展の誘致・開催

子育てに優しい安全・安心な館づくり

地域の多様な主体（観光、産業、大学等）と連携した施設活用

収蔵品や研究成果を活用した展示や館内・館外活動の積極展開

両館の役割を整理

それぞれの強みにより特化し、県立美術館（本館・分館）全体として成果が上がるよう学芸部門の企画機能を強化

料金体系の在り方の検討、民間資金の活用

上記をまとめると、県直営のままではあるが、料金体系の在り方の検討及び民間資金を活用しながら、より効果的・効率的な運営手法等について継続的に検討する、ということとなる。

また、令和5年9月19日令和5年度新潟県行財政改革有識者会議配布資料によると、行財政改革行動計画に基づく取組状況等として、以下が記載されている。

## 見直しの視点

県民サービス向上や利用者増に向けて、研究等の継続性は重視しつつ効果的・効率的な管理運営手法等について見直しを図る。

### 各施設の検討状況

近代美術館：より県民に親しまれる開かれた美術館・博物館を目指し、全体としてその役割を効果的に発揮し、県民の鑑賞機会の充実等が図られるよう、機能強化を検討

行財政改革行動計画に基づく取組状況としては、継続的に検討することとしていることがうかがえる。

次に、行財政改革行動計画に基づく取組状況において、継続的に検討することとの指摘を受けた文化課における検討状況を追ってみる。検討に至る最初の契機は、平成18年2月に「新潟県公共施設改革委員会」が提出した「県公共施設のあり方の見直しに関する報告書」であると考えられる。報告書では、当時県直営であった施設について次のように述べられている（下線は監査人追記）。

ただ、図書館や美術館等については、全国的に見ても指定管理者制度を導入している施設もあり、これらの施設について、当委員会としても指定管理者制度の導入の可能性について議論し、現行体制においては、施設管理部分と事業企画部分を切り離して検討することは可能であるものの、その効果が検証できない中、指定管理者導入をさらに検討していくことが必要と整理したところですが、未来永劫このまま「直営」でよいとは考えておらず、県としても早急に課題を整理し、指定管理者導入に向けた検討を進めていただきたいと考えております。

なお、「直営」においても、指定管理者と同様の創意工夫を行う中で、利用者へのサービス向上や運営経費の節減に努めなければならないことは、きちんと認識していただかなければなりません。

「新潟県公共施設改革委員会」においては、平成18年当時から指定管理者制度導入に向けた検討を進めていただきたいという意見が示されているところ、文化課における指定管理者制度導入等についての検討状況は、以下のとおりである。

他県の状況について調査しており、他県における指定管理者制度の導入は管理9都道府県、学芸部門を除いた一部を委託10都道府県となっている。財団法人への委託が主流である。学芸部門以外の業務についても7都道府県で指定管理者制度を導入している。

事業者等へのヒアリングを行っているが、近代美術館の年間運営費は、指定管理者制度を導入している他都道府県立美術館と比べて低水準となっているため、民間企業者にとって利益確保につながらず、県としても経費削減を見いだせない状況となっている。

指定管理者制度を採用した場合でも、建物等の修繕に対する費用を県が負担することになり、却って増額になる可能性がある。修繕にかけられる予算も限られており、施設の整備が不十分であると指定管理者として事業を行ってくれる企業が現れない可能性がある。

地方独立行政法人化については、他都道府県の美術館の事例が少ないが、情報収集はしている。

外部資金については、獲得できるものは獲得していくスタンスであり、企画展の内容によって国等の補助金、助成金、民間の寄附金を獲得している。実行委員会形式での企画展では、娯楽性の高いものは観覧料収入が期待できる半面、補助金等の要件に該当しないものが多い。

かねてより効率的かつ効果的な運営手法についての情報収集と収集した情報に基づく施策の検討を行っているところであり、現在も継続して検討が行われている。

文化課においては、効果的・効率的な事業運営について、今後も継続的に検討していくとのことであり、当検討の中で、指定管理者制度の導入に関する情報や、独立行政法人化の実行性等についての情報についても収集していくとのことであった。近代美術館の運営管理方法については早急に回答を出すものではないが、悠長にしてももられないことから、ある程度の段階で一定の方向性を示していくことについて、留意すべきである。

なお、美術館の地方独立行政法人化について、総務省「地方独立行政法人の設立状況（令和7年4月1日現在）」を確認すると、他自治体の導入事例としては、地方独立行政法人大阪市博物館機構がある。また、愛知県が運営する愛知県美術館と愛知県陶磁美術館では、「愛知県文化施設活性化基本計画」において、直営・包括委託（施設管理の大部分を包括的に民間に委託する手法）・指定管理者制度・コンセッション（運営権を設定し経営全般を民間に委託する手法）・地方独立行政法人の運営手法を比較した上で、地方独立行政法人化を選択し、2館一体運営の地方独立行政法人愛知県美術館機構を2026年4月に設立することが予定されている。

#### （意見15）県立近代美術館の管理運営方法について

近代美術館については、建物等についての修繕費がかさんでおり、このまま指定管理者制度に移行したとしても、指定管理者として応募してくれる企業を探すのが困難となる可能性がある。近代美術館については、既に第1期大規模改修工事を実施しているが、その後も修繕は継続して行われている。今後の修繕状況によっては、管理部門と学芸部門を切り離し、管理部門については指定管理者制度を利用することで運営経費の削減を考えることも可能になると考える。長期的に見た現在の投資と将来のコスト低減を計算し、より大きな成果が上げられる方法を選択されたい。

また、効果的かつ効率的な管理運営方法については、長期にわたり検討しているが、指定管理者制度や他の管理運営方法（地方独立行政法人化等）を選択したとしても活用できると思われ、決して無駄ではない。今後も、投資コストを加味した費用逡減についての検討も含め、効果的かつ効率的な管理運営方法について検討を継続していくことになる。早急な対応を求めるものではないが、近代美術館の将来をどのように描くかにより目指す方向性が見えてくることもあることから、近代美術館の将来あるべき姿について議論することも有効であると考えられる。

### 3 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、近代美術館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

#### (意見16) 公共施設等総合管理計画の策定方法

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、近代美術館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。

また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものととして策定されたい。

### 4 維持管理計画及び実績の検討

近代美術館の令和7年度から令和11年度の修繕計画は、近代美術館が実際に必要になると見込まれる施設整備分を基に策定しているとのことである。その進捗状況を確認するために、修繕計画の初年度である令和7年度の工事等の予定状況について、近代美術館の担当者に質問した。

【図表45 令和7年度 修繕計画 内訳】

工事等	金額（千円）
大規模改修（基本計画、設計等）	5,830
外壁・床（設計）	15,400
空調システム	11,000
冷却塔	79,420
エレベーター	16,500
駐車場舗装	70,700
歩道改修	6,591
屋根付き歩道	11,000
合計	216,441

（県資料「観光文化スポーツ部文化課所管施設 施設整備計画」より監査人作成）

その結果、令和7年度の修繕計画のうち、駐車場舗装70,700千円、空調システム11,000千円、歩道改修6,591千円、屋根付き歩道11,000千円については、令和7年度に工事等は実際には予定されていないとのことであり、修繕計画の進捗に遅れが生じている実情が確認された。

#### （意見17）修繕の着実な実施

近代美術館の修繕計画（令和7年度から令和11年度）の初年度である令和7年度の工事等の予定額216,441千円のうち一部（駐車場舗装70,700千円、空調システム11,000千円、歩道改修6,591千円、屋根付き歩道11,000千円）については、令和7年度に工事等は実際には予定されておらず、修繕計画の進捗に遅れが生じている実情が確認された。

近代美術館を県民等の来訪者にとって魅力ある施設として維持していくに当たり、修繕計画のPDCAサイクルを不断に回していくことが重要であると考えられる。修繕計画の工事等に遅れが生じている実情を勘案し、修繕計画の見直しを適時に検討されたい。

## 5 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

### （1）保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されているとのことであり、点検業者から受領した結果報告書等は管理されている。

一方で、施設の保全に関する点検業務は実施されているものの、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

資産の管理台帳として公有財産台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく（建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない）、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

#### （意見18）保全台帳作成の必要性

施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成することを検討されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### （1）利用者アンケートの回収率について

近代美術館では利用者の満足度を測るため、アンケートを実施しているものの、回収率が以下のように低調に推移している。アンケートは、利用者の声を聴き、サービスの質や施設の老朽化対策の基礎情報として活用するうえで、極めて重要なツールである。回答数が少ない、すなわちサンプルサイズが小さい状態では、統計学的に信頼性が低下し（標準誤差が大きくなり）結果として正確な実態把握や効果的な改善策の立案が困難になる。

【図表46 企画展のアンケートの回収率】

展覧会名	展覧会開催期間	入場者数	回答者	回収率
望郷の画家 橋本龍美展	4月15日～6月4日	3,690	62	1.68%
華麗なるバリ ベル・エボック展	7月1日～8月27日	8,330	84	1.01%
ベルギーと日本	9月16日～11月12日	3,224	212	6.58%
行為と詩情—ACTION&POETRY 特別展示：尼崎市コレクション白壁一棹	1月13日～2月25日	1,332	74	5.56%
合計		16,576	432	2.61%

（近代美術館資料から監査人抜粋）

(意見19) 利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について

施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。

(2) デジタルプラットフォームを利用した情報発信について

近代美術館では、Instagram、X、YouTubeといった各種SNSを一定程度活用しているものの、長野県や富山県といった隣県の文化施設と比較しても投稿数やフォロワー数が少ないことから、SNS等のデジタルプラットフォームの利用が低調な状況であると考えられる。

施設の運営において、情報発信が十分に行われなことは、特に若年層や県外の潜在的な利用者への訴求機会を失い、施設の利用促進という目標達成の阻害要因となると考えられる。また、消費者の行動プロセスにおいて、施設を初めて訪れた利用者が体験後に行うのは「シェア」(情報発信)であり、目の前の来訪者の満足度を高めることが、潜在的な利用者を広げていくことに繋がるため、情報発信と共有のチャネルを確保することは不可欠といえる。この点、県の総合計画(計画期間:令和7年度から令和14年度)においても、SNSを活用した情報発信は、「多様な地域資源を活かした交流人口の拡大」のために強化する領域であるとされている。

(意見20) デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について

施設の魅力発信と新規利用者層の獲得に向け、SNSを積極的に活用することを推奨する。なおSNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といった、いわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。

(3) バリアフリー法改正への対応状況について

令和7年度のバリアフリー法改正に伴い、車椅子利用者用便房や車椅子利用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直しがなされている。近代美術館は敷地面積が2,000㎡を超えていることから特別特定建築物(バリアフリー法施行令第5条)に該当し、バリアフリー法の適用施設になるものの、新設ではなく既存施設であるため改正内容に関する対応は努力義務となる。近代美術館における対応状況について施設担当者に質問したところ、今後の改修を検討しているとの回答を得た。

(意見21) バリアフリー法改正への対応の検討について

近代美術館は、新設ではなく既存施設であるためバリアフリー法の改正内容に関する対応は努力義務となる。この点、施設担当者によると今後の改修を検討しているも

の具体的な方針は策定中とのことである。一方で、より多くの利用者にとって使いやすく安心な環境整備を行うために車椅子利用者用便房や車椅子利用者用駐車施設の設置数に関する改正内容について対応できるよう引き続き検討を進められたい。

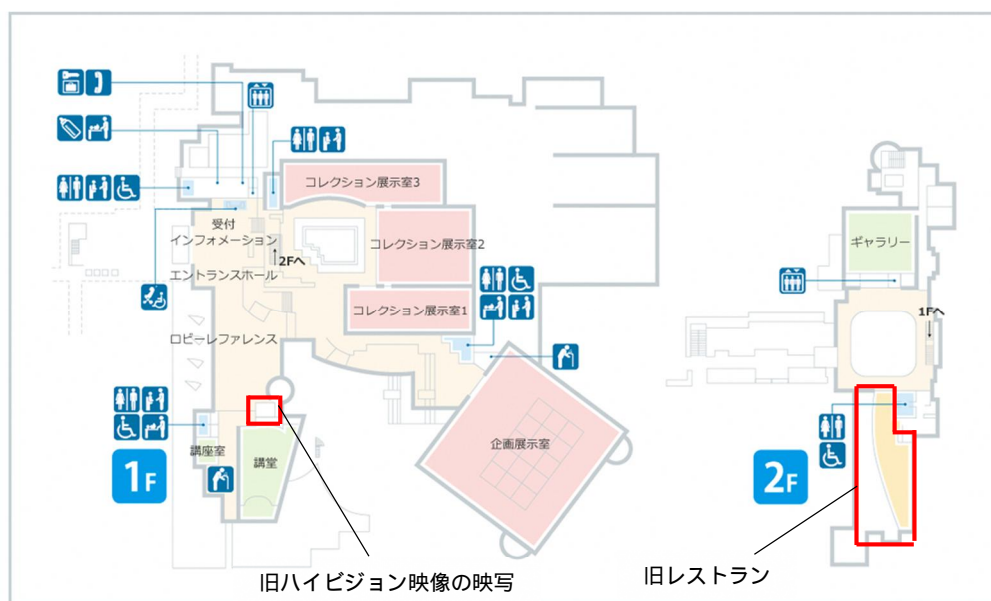
## 7 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 施設の利用状況

近代美術館内で一般利用可能な施設は1階と2階である。2階のフロアマップでは、ギャラリーのほかにトイレ等を除いた固有施設は無いが、かつて2階にはレストランがあった。近代美術館の担当者によると、レストランの利用者が減り、レストランを営む事業者が撤退をして以後、レストランのレイアウト（内装等）は残ったまま現在は閉鎖されているとのことであった。また、1階の講堂の横にはハイビジョン映像の映写室があるが、内装そのままに現在使用されていない。

令和6年度の近代美術館の貸出し施設の稼働率は、近代美術館の資料によると講堂6.19%、ギャラリー5.26%、講座室1.74%であり、稼働状況が良いとは言えない状況である。この稼働率の現状に対して、近代美術館の担当者に質問を行ったところ、美術品等の展覧が主たる事業であること、及び施設の老朽化が進んでいる中では、講堂等の利用者の稼働率を大きく引き上げることは厳しい状況であるが、施設利用の在り方の検討は進めるとのことである。

【図表47 フロアマップ】



(近代美術館ホームページより監査人抜粋・加工)

(意見22) 施設利用の在り方の検討について

近代美術館の1階のハイビジョン映像の映写室、2階のレストランの内装等はそのままの状態未使用(遊休)となっている。また、令和6年度の貸出し施設の稼働率は、講堂6.19%、ギャラリー5.26%、講座室1.74%となっており、近代美術館内の各施設が有効利用されているとは言い難く、施設利用の在り方を検討すべき状況は待ったなしと考えられる。

近代美術館においては、近代美術館の施設の有効利用が抜本的に改善されるよう検討を確実に進められたい。

(2) 物品管理簿の作成状況について

近代美術館において所有している備品については、紙媒体の物品管理簿と補助データとして使用しているExcelファイルにおいてそれぞれ管理している。紙媒体の物品管理簿については近代美術館の前身である新潟県美術博物館において作成されたものを、近代美術館の設立時より引き継いで作成しており、備品の過去の移動履歴等が記載されているが、Excelファイルについては過去の移動履歴は記載されておらず、現在所有している備品の情報のみが記載されているという相違点がある。一方で、備品を新規取得した際や除却した際には、備品の名称や取得金額等の備品の各情報を、紙媒体の物品管理簿とExcelファイルそれぞれに転記しているという共通点がある。

紙媒体の物品管理簿とExcelファイルをそれぞれ作成している理由について担当者に質問を行ったところ、紙媒体の物品管理簿については県の物品会計規則に基づき作成し、Excelファイルについては備品照合等の日常の業務において使用する目的で作成しているとの回答を得た。

(意見23) 物品管理簿の運用について

備品の新規取得時及び除却時の現状の業務としては紙媒体の物品管理簿とExcelファイルにそれぞれ共通した情報を記載しており、業務が重複している状況である。

そのような状況を踏まえて、業務の効率化という観点や、また明瞭性や検索性といった観点からもExcelファイルでの管理への統一について検討されたい。

## 新潟県立万代島美術館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟県新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内 万代島ビル5階
所管課	観光文化スポーツ部文化課
供用開始年月	平成15年7月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立近代美術館条例
主な施設種類	エントランスロビー、収蔵庫、事務室、展示室、情報コーナー、ミュージアムショップ等
面積(公有財産表) (令和7年3月末現在)	土地面積 - m <sup>2</sup> 建物面積 4,199.66 m <sup>2</sup>
価格(注1) (令和7年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 - 百万円、建物価格 397 百万円 (B/S)建物取得価額 2,944 百万円、帳簿価額 1,769 百万円
展示物の所蔵数(注2) (令和7年10月末現在)	6,907 点
開館時間	午前10時～午後6時(観覧券発売は午後5時30分まで)
休館日	月曜(祝日に当たるときはその翌日、展覧会によっては月曜開館もあり)、12月29日～1月3日、展示替期間
利用料金等	使用料制
施設の特徴	美術品等に関する資料等の収集・展示・保管、美術品等の調査研究、講演会等の開催を行っている施設である。
組織図	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">近代美術館館長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">館長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">業務課</div> </div>

(注1) 令和7年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は令和6年3月末現在のものである。

(注2) 近代美術館と万代島美術館で共有している所蔵品の点数を記載している。

( 2 ) 収支状況の推移

【図表48 収支状況の推移】

( 単位：百万円 )

項目 \ 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)	109	65	95	113	138	304	99
利用料収入等	75	45	63	87	107	96	94
国庫補助	30	20	30	26	30	208	4
その他	4	-	3	-	1	0	-
支出(イ)	248	201	194	202	233	414	225
人件費	84	84	81	68	73	74	83
運営費	3	3	4	4	4	3	3
管理費	62	57	44	48	49	51	46
事業費	99	57	65	83	107	77	90
整備費	-	-	-	-	-	208	3
収支(ア-イ)	139	136	99	89	95	110	126

( 注 ) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

( 県資料より監査人作成 )

( 3 ) 利用状況の推移

【図表49 利用状況の推移】

項目 \ 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
開館日数(日)	273	256	240	205	265	239	265
所蔵品展	個人	1,122	2,228	-	-	-	-
	団体	0	90	-	-	-	-
	無料・免除	599	1,201	-	-	-	-
	小計(人)	1,721	3,519	-	-	-	-
企画展	個人	58,898	32,185	49,103	47,117	60,052	57,027
	団体	363	277	251	161	582	406
	前売券	10,475	7,735	2,656	8,341	13,610	15,425
	無料・免除	29,041	18,812	23,743	37,047	23,616	29,783
	小計(人)	98,777	59,009	75,753	92,666	97,860	102,641
その他(注)	613	1,062	0	48	527	327	723
合計(人)	101,111	63,590	75,753	92,714	98,387	102,968	86,886

( 注 ) 講演会、各種講座等の参加者

( 県資料より監査人作成 )

(4) 施設職員数の推移

【図表50 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正規職員数	8	7	7	7	7
非正規職員数	6	6	5	6	7

(県資料より監査人作成)

2 施設の在り方に関する検討

県では、過年度より文化施設の管理手法の見直しを進めている。長岡市にある新潟県立近代美術館の分館として平成15年7月にオープンした新潟県立万代島美術館（以下「万代島美術館」という。）についても、同様である。万代島美術館は、オープン当初から近代美術館とともに県直営で運営されており、所管部局については、令和3年度までは教育委員会が、令和4年度からは観光文化スポーツ部文化課が所轄している。

県による管理手法の見直しについては、既に近代美術館の項で述べたとおりである。「新潟県公共施設改革委員会」においては、施設運営の課題として県の経費負担が大きい施設として選択した11施設の一つに万代島美術館を位置づけ、以下のような課題を意見として取りまとめるとともに、その解決に向けた積極的な取組を求めている。

【図表51 「新潟県公共施設改革委員会」の挙げた施設運営の課題】

施設名	理由
県立万代島美術館	<p>&lt; 利用拡大の取組 &gt;</p> <p>金曜日の開館時間を午後8時か9時まで延長することを試行してみる必要がある。</p> <p>平日の日中でも時間がある高齢者の利用を増やす工夫を考える必要がある。</p>

(県「公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」より監査人抜粋)

第2回目は、新潟県行財政改革行動計画(令和元年10月策定/計画期間：令和元年から令和5年)による見直しである。第2回目の見直しは、近代美術館と万代島美術館がまとめて検討されているため、近代美術館で記載した事項と同様となっている。見直しの方向性及び目指す姿として、挙げられている事項は、以下のとおりである。

## 見直しの方向性

美術品等の収集・展示や調査研究、教育普及等本来の役割や機能が効果的に発揮され、かつ、県民の鑑賞機会の充実が図られるよう、利用者をはじめ様々な関係者のご意見や、他県の調査を踏まえながら見直しの検討を実施。

専門性や収蔵品等の保全・管理といった機能を維持しつつ、県民に親しまれ、地域により開かれた美術館・博物館を目指し、子育て世代に優しい施設づくりや、地域の多様な主体との連携、教育普及活動の積極的な展開等、にぎわいの創出に取り組んでいく。

より効果的・効率的な運営手法等について継続検討

### 【目指す姿】県民に親しまれ、開かれた美術館

民間企業と連携した企画展の誘致・開催

子育てに優しい安全・安心な館づくり

地域の多様な主体（観光、産業、大学等）と連携した施設活用

収蔵品や研究成果を活用した展示や館内・館外活動の積極展開

両館の役割を整理

それぞれの強みにより特化し、県立美術館（本館・分館）全体として成果が上がるよう学芸部門の企画機能を強化

料金体系の在り方の検討、民間資金の活用

万代島美術館は、近代美術館の分館という位置づけとして、信濃川の河口を臨む新潟市万代島地区の複合施設「朱鷺メッセ」内にある都市型の美術館であり、テナントビルのワンフロアのみが展示室となっている。近代美術館からの作品輸送経費が大きいこと、また、万代島美術館の展示室を複数に分割すると、それぞれの展示室が狭くなり分割での利用が難しいため、所蔵するコレクションの常設展示はなく、企画展のみを開催する美術館となっている。近代美術館と万代島美術館には6,000点を超える所蔵があり、その大部分は近代美術館の収蔵庫で管理しているため、万代島美術館で所蔵品を目にすることは少ない。

県では、新潟県行財政改革行動計画の【目指す姿】を実現するために、両館の役割を以下のように整理している。

近代美術館：多様な美術館活動（美術品収集・保管、調査・研究、展示、教育普及活動等）を通じた、県における美術の振興・発信の拠点

万代島美術館：本館である近代美術館を補完し、気軽に楽しめる幅広いテーマによる展覧会等を通じて美術に親しむ県民の裾野を広げる役割

両美術館では、互いの役割を認識し長所を活かす取組を実行しており、近代美術館では、代表的なものとして

これまで集積してきた調査・研究、収集の成果として、自主企画展を実施。コレクション展においても新潟をテーマとした展示、コレクションを活用した展示を実施。

常設展関連講座、企画展関連講座の実施。HP に学芸コラム執筆。

学びの機会の提供として講演会、出前講座、作品解説会等を実施。親子向けワークショップの実施。

長岡造形大学との協同ワークショップの実施。

などがある。

対して万代島美術館では、

多様な企画展を実施することで新たなニーズを発掘。

企画展に合わせたギャラリートーク、解説会、講演会、出前出張講座等を実施。

周辺施設とのコラボ、企画展のオリジナルグッズの販売、地域産業との連携。

展覧会関連記事の掲載、新聞への寄稿。

などがある。企画展を主軸とした活動は、美術に親しむ県民の裾野を広げるという万代島美術館の役割に沿ったものと考えられる。

一方、「それぞれの強みに特化し、県立美術館（本館・分館）全体として成果が上がるよう学芸部門の企画機能を強化」するには、県職員である学芸員の能力を高めることが必要であると考え。学芸員は、展示の構想を考え、それを実行し、展覧会を開催する企画力が必要である。近代美術館ではコレクションの中から展示品を選定して展示する常設展があり、企画から展示までを学芸員が担当することで、学芸員に必要な能力としての企画力を養うことができるが、万代島美術館ではそのほとんどが巡回企画展であることから、学芸員が自ら企画した展覧会を開催する機会が圧倒的に少ない。ただし、企画展に関連したイベントや連携事業の企画には工夫努力が認められる。そのため、令和6年度から万代島美術館の学芸員は近代美術館兼務となっており、近代美術館の常設展にも参画して企画、展示までを一貫して担当している。美術鑑賞講座や出前講座等の業務、県民からの調査依頼についても、各学芸員の専門分野を生かしながら、両館で協力して対応し、所蔵品の調査研究を継続する体制も構築している。

また、民間企業の関心を美術館に向けてもらう取組についても、工夫が必要である。民間企業の参画については、課題の一つとして挙げられるところではあるが、民間企業の参画の仕方としては以下のようなものが考えられる。

スポンサーシップ（協賛）による支援

民間企業が資金提供を行い、その見返りとしてブランド露出等を得る仕組み

- ・新潟県ゆかりの文化人に関する展覧会の協賛
- ・常設展や教育プログラムの支援
- ・企業向けイベントや鑑賞会の開催

共同企画のワークショップ

民間企業の技術・専門性を活かしたコラボレーション

- ・IT企業によるデジタル体験型展示を共同で制作
- ・食品企業が「食文化×アート」の企画展を支援

メセナ（民間企業による文化・芸術支援）

企業が芸術文化に資金・人材・場所等を提供する活動

- ・芸術祭や教育プログラム実施の支援
- ・地域の子ども向け鑑賞機会の創出
- ・若手アーティストの育成支援

人材・技術・ノウハウ提供（非資金の協力）

資金以外の支援

- ・情報発信やPR支援
- ・デジタル化（アーカイブ・展示解説）支援
- ・社員ボランティアの派遣

社会課題をテーマとして共創型プログラム

「共創」による新たな価値の創出

- ・子ども“体験格差”を是正する美術館×民間企業のプログラム
- ・高齢者向けアートプログラム
- ・SDGsや地域課題をテーマにした取組

これらの実効性を高めるためには、まずは美術館を知っていただかなければならない。万代島美術館常駐の学芸員の人数は少数であるが、出前講座や寄稿等により美術館のアピールについては継続的に行っているが、万代美術館の活動を周知し、民間企業の関心を美術館にも向けてもらえるよう、更なる情報発信をしていくことも必要であると考えます。

（意見24）近代美術館と万代島美術館との連携強化と民間企業の参画について

万代島美術館は、近代美術館の分館として設立されている。設置場所については、近代美術館が長岡市に所在する一方、万代島美術館は新潟市に所在しており、両館の間には地理的な隔りがある。また、万代島美術館は「朱鷺メッセ」内に立地する都市型美術館であり、常設展を設けず、企画展のみを年4回実施している。このように、

両館はいずれも県営の美術館であるものの、美術館としての性格には相違が認められる。

学芸員については、令和6年度から万代島美術館の学芸員が近代美術館との兼務体制となっているが、両館の特性を踏まえつつ、協力体制や役割分担の在り方について、より効果的な連携が図られるよう、引き続き検討されたい。

また、民間企業の参画についても課題の一つとして挙げられる。美術館の知名度向上を図り、その活動に対する理解や賛同を得る機会を創出することにより、寄付や協賛、ワークショップや共創型プログラムの共同実施等につなげていくための工夫について、検討されたい。

### 3 施設利用促進・サービス向上に関する課題

#### (1) 利用者アンケートの回収率について

万代島美術館では利用者の満足度を測るため、アンケートを実施しているものの、回収率が以下のとおり低調に推移している。アンケートの回収率が低いことの問題点は、「新潟県立近代美術館 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (1) 利用者アンケートの回収率について」に記載したとおりである。

【図表 52 アンケートの回収率】

展覧会名	会期	入館者数	アンケート回収数	アンケート回収率	
原田治展「かわいい」の発見	4月1日～5月7日	13,037	175	1.34%	※全体会期のうち、令和5年度の数を抽出
糸で描く物語 刺繍と、絵と、ファッションと。	5月20日～7月17日	10,486	290	2.77%	
ヨシタケシンスケ展かもしれない	7月29日～9月24日	55,846	328	0.59%	
イッタラ展 フィンランドガラスのきらめき	10月7日～12月10日	18,270	345	1.89%	※全体会期のうち、令和5年度の数を抽出
JUNKO KOSHINO コシノジュンコ 原点から視点	令和6年2月22日～3月31日(5月26日)	5,002	90	1.80%	
合計		102,641	1,228		

(万代島美術館資料から監査人抜粋)

#### (意見 25) 利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について

施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、万代島美術館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。

## (2) デジタルプラットフォームを利用した情報発信について

万代島美術館ではInstagram、X、YouTubeといった各種SNSを一定程度、活用してはいるものの、隣県の文化施設と比較して利用度が低い状況にあると考えられる。なお、SNS等のデジタルプラットフォームの利用目的については、「新潟県立近代美術館 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (2) デジタルプラットフォームを利用した情報発信について」に記載したとおりである。

## (意見26) デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について

施設の魅力発信と新規利用者層の獲得に向け、SNSを積極的に活用することを推奨する。なお、SNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といった、いわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。

## (3) 新たな魅力の創出について

文化施設は、単に文化資源を保持・公開するだけでなく、地域の文化振興の拠点として機能し、交流人口の拡大に貢献するという大きな使命を担っていると考えられる。この使命を達成するためには、個々の施設の努力に留まらず、施設と施設が協業を行うことで、文化資源の新たな魅力を創出し、新たな利用者を獲得できる可能性がある。

## (意見27) 文化施設の連携・協業について

万代島美術館については、例えば朱鷺メッセでのイベントに合わせた企画を行うことが考えられる。朱鷺メッセは国内外から多様な人々が集まる場であることから、そこに万代島美術館ならではの芸術的価値を加えることで、地域全体の魅力を高め、文化とビジネスの両面で相乗効果を生み出すことが可能となると考える。朱鷺メッセの来場者にも足を運んでもらえるような企画を検討されたい。

## 4 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) USBメモリ等の電磁的記録媒体の保管状況について

USBメモリ等の電磁的記録媒体の保管状況に関して、万代島美術館の担当者に質問を行ったところ、各職員が業務で使用している県所有のUSBメモリについては各職員の机の中に保管されており、その机の鍵を閉めることになっているが、各人が徹底できているかの確認は行っていないとの回答を得た。

(意見28) U S Bメモリ等の電磁的記録媒体の保管に関する運用方法について

U S Bメモリ等の電磁的記録媒体の保管状況に関し、各職員が業務で使用している県所有のU S Bメモリについては各職員の机の中に保管されており、机の鍵を閉めることになっているが、各人が徹底できているかどうかの確認はなされていない状況となっている。

個人情報等が含まれる県所有のU S Bメモリの紛失・流用が起きた場合には、情報流失事故に成り兼ねない。このような事故を防ぐためにも、各職員が業務で使用している県所有のU S Bメモリ等の電磁的記録媒体については、鍵のかかる保管場所を選択し実際に鍵をかけるといった運用を徹底されたい。

(2) 情報流出事故の対策について

万代島美術館では、令和4年7月14日(木)及び令和5年3月2日(木)に、メール誤送信による情報流出事故を起こしている。県のHPに掲載されている報道資料は図表53のとおりである。

当報道資料によると、誤送信防止策として「対応」を記載しており、「外部へのメール送信時は、複数人によるチェックを徹底します。」としている。このことについて、質問したところ、外部へのメール送信時に複数人によるチェックは行っているとの回答を得たが、実施の記録は残っていないため、客観的な確認はできなかった。

(意見29) 個人メールアドレス流出事故への対応

「新潟県報道資料」によると、対応策として「外部へのメール送信時は、複数人によるチェックを徹底します。」と記載されており、実際に複数人によるチェックは実施されていた。しかしながら、実行の記録については残っていなかったため、客観的に実行の事実は確認できなかった。「新潟県報道資料」に対応策として記載している以上、メール送信時の複数人によるチェックについて忠実に実行する必要があり、また確実な実行を促進するため、チェックの際には、チェックした担当者による記録を残すことを検討されたい。

【図表53 報道資料】

新潟県報道資料



令和4年7月14日  
万代島美術館

万代島美術館でメールアドレスの流出事案が発生しました

万代島美術館において、イベント開催に係る連絡に関連して一斉にメールを送信する際、Bccでメールを送信すべきところ、誤って送信先をCcとして送信したため、個人メールアドレスを流出させる事案が発生しました。

今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

【概要】

1 判明日時

令和4年7月14日（木） 午後5時14分

〈経過〉

7月14日（木） 午後5時11分 メール一斉送信

午後5時14分 送信担当者自身が誤送信に気づき判明

2 事案概要

イベントのサポート関係者8人の宛先にイベント関連情報をメールでお知らせする際、Bccでメールを送信すべきところ、誤って送信先アドレスをCcとして送信したため、個人メールアドレスが送信先の関係者間で閲覧できる状態になったもの。

送信担当者自身が誤送信に気づき判明。

3 対応

- 全員に対し謝罪し、当該メールの削除を依頼しました。
- 一斉メール送信時はBccで送信することを徹底します。
- 外部へのメール送信時は、複数人によるチェックを徹底します。

本件についての問い合わせ先  
万代島美術館 館長 桐原  
直通電話：025-290-6655

## 万代島美術館でメールアドレスの流出事案が発生しました

万代島美術館において、イベント開催に係る連絡に関連して一斉にメールを送信する際、Bccでメールを送信すべきところ、誤って送信先をCcとして送信したため、個人メールアドレスを流出させる事案が発生しました。

今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

### 【概要】

#### 1 判明日時

令和5年3月2日（木） 午後12時13分

〈経過〉

3月2日（木） 午後12時11分 メール一斉送信

午後12時13分 送信担当者自身が誤送信に気づき判明

#### 2 事案概要

イベントのサポート関係者8人の宛先にイベント関連情報をメールでお知らせしたところ、6人分の未送信の案内が届いた。改めて再送する際にBCCでメールを送信すべきところ、誤って送信先アドレスをCCとして送信したため、6人分の個人メールアドレスが送信先の関係者間で閲覧できる状態になったもの。

送信担当者自身が誤送信に気づき判明。

#### 3 対応

- 全員に対し謝罪し、当該メールの削除を依頼しました。
- 今後の連絡は、美術館のメールではなく、県が各所属に割り当てたメール（送信先アドレス記入はBCCのみ）から送信することになります。
- 外部へのメール送信時は、複数人によるチェックを徹底します。

本件についての問い合わせ先  
万代島美術館 館長 桐原  
直通電話：025-290-6655

（県ホームページより監査人抜粋）

## 新潟県立歴史博物館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	長岡市関原町1丁目字権現堂 2247 番 2
所管課	観光文化スポーツ部文化課
供用開始年月	平成 12 年 8 月 1 日
設置目的	新潟県の歴史及び民俗並びに縄文文化に関する県民の教養を高め、県民の学術及び文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立歴史博物館条例
主な施設種類	展示部門：歴史展示室、縄文展示室、企画展示室 交流部門：講堂、研修室 共用部門：エントランスホール、企画展示・常設展示・共通ロビー、フリースペース等 収蔵部門：収蔵庫、燻蒸室
面積(公有財産表) (令和 7 年 3 月末現在)	土地面積 50,009.36 m <sup>2</sup> 建物面積 10,841.37 m <sup>2</sup>
価格(注) (令和 7 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 177 百万円、建物価格 966 百万円 (B / S)建物取得価額 1,219 百万円、帳簿価額 638 百万円
所蔵資料数 (令和 7 年 11 月末現在)	45,155 件
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時(観覧券の販売は午後 4 時 30 分まで) 研修室及び講堂は午前 9 時～午後 5 時
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
利用料金等	使用料制
施設の特徴	縄文文化等新潟県の特徴ある歴史・文化を広く紹介している施設である。歴史に関する講座や報告会、展示等を行っている。
組織図	<pre> graph TD     A[名誉館長] --- B[館長]     B --- C[副館長]     C --- D[経営企画課]     C --- E[学芸課]     D --- F[管理担当]     D --- G[交流普及担当]         </pre>

(注) 令和 7 年 3 月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は令和 6 年 3 月末現在のものである。

( 2 ) 収支状況の推移

【図表54 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)		190	174	164	243	168	195	158
利用料収入等		27	17	12	11	11	18	12
収益事業収入		26	24	19	27	20	16	18
国庫補助		134	133	132	205	137	160	128
その他		4	0	0	0	0	0	0
支出(イ)		377	382	342	404	343	369	343
人件費		196	192	191	179	179	174	185
運営費		9	9	6	6	7	6	6
管理費		113	110	101	180	123	111	113
事業費		52	40	38	33	33	35	31
整備費		8	31	6	6	0	42	8
収支(ア-イ)		187	208	178	161	175	174	185

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(県資料より監査人作成)

( 3 ) 利用状況の推移

【図表55 利用状況の推移】

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
開館日数(日)		308	283	285	296	307	308	305
常設展観覧者数(注1)		19,384	13,358	24,088	27,040	30,904	34,643	26,710
大人		12,934	8,270	14,436	15,410	18,223	21,597	16,466
大・高校生		703	763	1,127	2,303	1,555	1,396	987
小・中学生		4,775	3,494	7,086	7,870	9,715	9,985	8,076
幼児		972	831	1,439	1,457	1,411	1,665	1,181
企画展観覧者数(注2)		45,212	37,163	16,755	8,172	8,932	15,780	13,389
大人		36,323	27,220	13,249	6,361	6,430	12,286	9,268
大・高校生		1,477	1,449	413	554	218	461	379
小・中学生		6,129	6,757	2,691	1,141	2,206	2,754	3,446
幼児		1,283	1,737	402	116	78	279	296
小計(人)		64,596	50,521	40,843	35,212	39,836	50,423	40,099
館内活動利用者(注3)		21,398	16,696	3,354	3,922	6,331	10,985	13,036
館外活動利用者(注4)		55,556	3,981	765	1,548	736	1,742	899
合計利用者数(人)		141,550	71,198	44,962	40,682	46,903	63,150	54,034

(注1) 常設展チケット販売数 + 無料観覧者(企画展チケットで観覧した場合は企画展観覧者数にのみカウントされる。)

(注2) 企画展チケット販売数 + 無料観覧者数

(注3) 無料企画展、講演会、講座等、館内の催事の利用者数

(注4) 出張講座、出張授業、移動展覧会等の館外活動の利用者数

(県資料より監査人作成)

#### (4) 施設職員数の推移

【図表56 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正規職員数	19	18	18	17	17
非正規職員数	12	10	10	11	10

(県資料より監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

県では、過年度より文化施設の管理手法の見直しを進めている。平成12年8月にオープンした新潟県立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）は、オープン当初から平成17年までは県文化振興財団に管理委託していたが、平成18年からは県直営での運営となっている。

県の最初の管理手法の見直しは、地方自治法で指定管理者制度が創設されたことを端緒にしたものである。地方自治法の改正（平成15年9月）に伴い、公の施設の管理運営については、平成18年9月1日までに指定管理者による管理、もしくは直営による管理へ移行することが決められた。県では、平成17年に「新潟県公共施設改革委員会」を設置し、68施設を対象に民間の視点及び県民の視点から、施設ごとに在り方や管理手法の見直しについて検討を実施した。検討の結果、専門性の高いサービスや教育的見地からのサービスを提供するため、専門的職員を配置している10施設については、当面「直営」での管理運営と整理された。また、今後の施設運営の中で、指定管理者を管理主体の基本として位置付け、市町村管理もしくは直営が妥当、あるいはやむを得ないとした施設以外の33施設について、指定管理者導入が適当と整理している。

「新潟県公共施設改革委員会」の提出した「県公共施設のあり方を見直しに関する報告書（平成18年2月）」によると、歴史博物館については、県直営とするものの、県民ニーズが反映されず、学芸員の専門性に左右された企画展とならないよう、第三者による運営の評価手法を検討することとされ、外部有識者会議として「新潟県立歴史博物館評価委員会」を設置するに至っている。また、「新潟県公共施設改革委員会」として施設運営における課題を提示しており、意見として公表している。歴史博物館における課題は、以下のとおりであり、解決に向けた積極的な取組が望まれている。

【図表57 「新潟県公共施設改革委員会」の挙げた施設運営の課題】

施設名	課題
県立歴史博物館	<p>&lt; 効率的な施設の管理運営 &gt;            大学においても研究に様々な成果を求められている。館の評価のみでなく、研究に対する評価も厳しく行うべきである。</p> <p>&lt; 利用者サービスの拡充 &gt;            交通アクセスの改善を図る必要がある。</p> <p>&lt; 利用拡大の取組 &gt;            講座や特別展の開催という固定観念にとらわれることなく、新潟県の長岡にはこんなユニークな博物館があるということを、県外を含めてもっとアピールできるような取組が必要である。</p>

(県「公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」より監査人抜粋)

第2回目は、新潟県行財政改革行動計画(令和元年10月策定/計画期間:令和元年から令和5年)による見直しである。県は、従来の「財政運営計画」で示していた中期財政収支見直しに加え、歳出歳入改革の目標や具体的な取組方針を定めた計画として令和元年10月に新潟県行財政改革行動計画を策定した。県の公共施設や公用施設については、廃止・統廃合や市町村への譲渡等を含め、維持・運営の在り方についてゼロベースで見直しを実施したとされている。

県は、直営の文教施設について、運営手法を含め、効果的な事業実施に向けた工夫の余地があるかなどについて、第三者的な立場の有識者から指摘やアドバイスを得るため、「県有施設管理等検討委員会」を開催し、検討している。対象となった施設は、近代美術館、万代島美術館、少年自然の家、県立図書館、生涯学習推進センター、文書館、歴史博物館の7施設である。「県有施設管理等検討委員会」で出た歴史博物館に対する主な意見は以下である。

コスト意識を持った施設運営が必要(利用料金以外の収入確保等)  
 所蔵資料、専門職員は重要であり、毀損しないよう工夫が必要  
 施設単体では限界があるので、地域ぐるみの取組で施設に愛着を持ってもらうことが必要

「県有施設管理等検討委員会」からの意見を踏まえ、新潟県行財政改革行動計画(令和元年10月)の期間に、県として意思決定した対応方針は、以下のとおりである。

## 見直しの方向性

美術品等の収集・展示や調査研究、教育普及等本来の役割や機能が効果的に発揮され、かつ、県民の鑑賞機会の充実が図られるよう、利用者をはじめ様々な関係者のご意見や、他県の調査を踏まえながら見直しの検討を実施。

専門性や収蔵品等の保全・管理といった機能を維持しつつ、県民に親しまれ、地域により開かれた美術館・博物館を目指し、子育て世代に優しい施設づくりや、地域の多様な主体との連携、教育普及活動の積極的な展開等、にぎわいの創出に取り組んでいく。

より効果的・効率的な運営手法等について継続検討

### 【目指す姿】県民に親しまれ、開かれた博物館

魅力ある企画展の誘致・開催（他館との連携をさらに推進）

子育てに優しい館づくり

- ・親子ふれあいデーの企画・実施
  - ・親子連れが集うにぎわい空間を創出するため、館内にキッズスペースを設置
- 地域の多様な主体（観光、産業、大学等）と連携した施設活用  
館内活動、ネット活用や館外活動の積極展開  
料金体系の在り方の検討、民間資金の活用

新潟県行財政改革行動計画中の期間中に開催された「県有施設管理等検討委員会」の議事録（令和3年1月27日開催）には、歴史博物館の担当課である文化振興課（当時）職員及び歴史博物館職員による説明や質疑応答に加え、各委員の意見も記載されている。各委員の主要な意見としては、

利用料金以外の収入を上げていく方法を考える

自分たちの課題を整理するとともに、赤字幅を抑えるために、目標を決め予算管理していくことが必要

とのことであった。

また、令和5年9月19日令和5年度新潟県行財政改革有識者会議配布資料によると、行財政改革行動計画に基づく取組状況等として、以下が記載されている。

### 見直しの視点

県民サービス向上や利用者増に向けて、研究等の継続性は重視しつつ効果的・効率的な管理運営手法等について見直しを図る。

### 各施設の検討状況

歴史博物館：より県民に親しまれる開かれた美術館・博物館を目指し、全体としてその役割を効果的に発揮し、県民の鑑賞機会の充実等が図られるよう、機能強化を検討

新潟県行財政改革行動計画、県有施設管理等検討委員会議事録、新潟県行財政改革有識者会議配布資料をまとめると、県直営のままではあるが、料金体系の在り方の検討及び民間資金を活用しながら、より効果的・効率的な運営手法等について継続的に検討する、ということとなる。今後も、より良い効果的かつ効率的な管理運営手法及び機能強化について、継続的に検討していくことが求められている。

#### (意見30) 歴史博物館の在り方と予算管理

歴史博物館は、県の歴史及び民俗並びに縄文文化に関する県民の教養を高めるとともに、県民の環境充実、文化の発展に寄与することを目的として設立された。歴史博物館在籍の研究員（学芸員）の研究により、歴史博物館の展示等の専門性は担保されている状態であるとも考えられるが、一般向けの研究成果公表の場としての企画展については予算の制約もあり、開催が難しくなっている。他方、管理運営費を圧縮し、企画展等に予算を回しているのであれば、改修等が滞る場合がある。

また、予算については最初から収支マイナスが予定されているため、マイナス幅についての目標値を設定し、費用を削減することが求められる。予算管理については月次での進捗状況を把握し、経営会議等を通じた担当課と現場レベルでの情報共有をし、費用が掛かり過ぎていないかをチェックすることも必要であると考えられる。

歴史博物館では、収蔵品を数多く所有していることから、これらを活かすことを考えるとともに、観覧料以外の収入を生み出すことについても、検討されたい。

### 3 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、歴史博物館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

#### (意見 31) 公共施設等総合管理計画の策定方法

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、歴史博物館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。

また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。

#### 4 維持管理計画及び実績の検討

##### (1) 修繕計画の妥当性

施設で作成している修繕計画としては、翌年度の予算の要望のため毎年度4月に提出している「施設設備整備計画要望額」がある。これは翌年度以降5年間を計画期間として作成され、所管の文化課より計画期間中に必要となると想定される整備費用はすべて記載することが求められている。

「施設設備整備計画要望書」のうち金額の大きい工事について要望額の算出根拠を質問したところ下表の回答であった。

【図表58 「施設設備整備計画要望書」算出根拠】

施設設備整備計画要望額 算出根拠				
工事名	要望額（千円）	算出の根拠	見積書	
			徴取年月日	金額（千円）
1 LDE化工事（展示室以外）	93,962	最終見積額に、昨今の情勢の金額を加味した額。	R5.11.15	93,401
2 展示ケースエアタイト化	150,000	ケース1台3,000万と見積もり、5台分購入した場合の金額。	なし	
3 金属屋根の改修	300,000	最終見積額に、昨今の情勢の金額を加味した額。	H27.9.29	217,281
4 空調設備大規模更新	100,000	H30劣化度調査の結果等を参考に、設備業者から機械の値段等を聞き、算出した金額。	なし	
5 エレベーター・エスカレーター更新	420,750	最終見積額に、昨今の情勢の金額を加味した額。	R2.8.21	280,500

（県からの回答より監査人作成）

このうち、「3 金属屋根の改修」及び「5 エレベーター・エスカレーター更新」については要望額と見積金額との差異が大きく、施設担当者にその理由を質問したところ、昨今の情勢の金額を加味した金額との回答を得たが、その算定過程については記録が残されておらず確認することができない。また、「2 展示ケースエアタイト化」及び「4 空調設備大規模更新」については要望額の算出根拠資料が保存されておらず、確認することができない。

#### （意見32）修繕計画の見積りに係る根拠資料の保存

施設担当者への質問の結果、「施設設備整備計画要望書」の金額の見積りに当たっては、業者に見積りを依頼する、過去の実績を参考にするなどし、また、必要な場合には物価変動を加味して算定しているとの回答を得たが、算定根拠が残されておらず施設担当者が算定過程を明確に説明できない項目が存在した。算定根拠は事後においても確認できるよう保存・記録されたい。

#### （2）修繕の着実な実施

直近の施設全体を対象とした劣化度調査は、外部業者に委託し平成30年に実施された劣化度診断調査業務である。

当調査結果において劣化度（優先度）を5段階で評価しており、劣化の進んだ状態に該当する「4 劣化がかなり進んだ状態であり早急な対応が必要」及び「5 劣化が著しい状態であり緊急な対応が必要」と診断された項目で、予算措置が追いつかず現在まで対応がされていない項目がある。修繕に係る概算コストの大きいものは以下のとおりであり、下のいずれも令和7年4月提出の施設設備整備計画要望額においては令和8年から12年にかけて修繕が計画されている。また、施設担当者によると現状

は予算外の緊急の修繕が発生した場合にも、修繕予算の範囲で実施するか、その他の経費を削減して予算を捻出している状況であるとのことである。予算は経常的に不足しており、必要な修繕が先送りとなっている懸念がある。

【図表59 施設設備整備計画要望額】

項目	劣化度調査における劣化度評価	劣化度調査における概算コスト	令和7年4月提出施設設備整備計画要望額における計画年度
エレベーターの法適合化	4	50,150千円	令和12年計画
金属屋根の改修	4	90,000千円	令和10年計画
照明器具のLED化	5	88,300千円	令和8年計画

(県資料より監査人作成)

### (意見33) 適切な修繕計画にしたがった修繕の実施

修繕計画が策定されても予算措置が追いつかず、老朽化が著しい施設でも修繕が先送りされやすい状況がある。修繕の先送りは、結果的に施設の寿命を縮め、将来的な修繕費用や建替え費用を増大させるリスクがある。修繕計画の工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応をされたい。

## 5 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

### (1) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されているとのことであり、点検業者から受領した結果報告書等は保管されている。

一方で、施設の保全に関する点検業務は実施されているものの、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

資産の管理台帳として公有財産台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく(建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない)、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

(意見34) 保全台帳作成の必要性

施設及び保有設備に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設等の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) 利用者アンケートの回収率について

歴史博物館では利用者の満足度を測るため、アンケートを実施しているものの、回収率が以下のとおり低調に推移している。アンケートの回収率が低いことの問題点は、「新潟県立近代美術館 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (1) 利用者アンケートの回収率について」に記載したとおりである。

【図表 60 企画展・テーマ展のアンケート回収率】

企画展・テーマ展	観覧者数	アンケート回答数	回収率
春企画展「動物たちの浮世絵」	6,357人	201	3.2%
夏企画展「大・佐渡島」	7,032人	218	3.1%
秋テーマ展「珠玉の国新潟」	4,183人	171	4.1%
冬テーマ展「生活の証拠品が民具である」	1,984人	42	2.1%

(歴史博物館資料から監査人算定)

### (意見35) 利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について

施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等のIT技術を活用した収集手段の多様化など、歴史博物館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。

### (2) 外国人観光客の受け入れ体制について

歴史博物館では、外国人観光客向けに多言語音声解説器を無償で貸し出すなど、来館者サービスの充実に努めている。他方、ホームページの「International Site」が

らリンクされた外国語ウェブサイトでは、当館について7か国語で紹介してはいるものの、内容は非常に簡素であり、イベントの紹介はなく、写真を使った紹介も限られている。最も充実している英語版でさえ、平成15年以降は更新がなく、最新情報の提供が不十分となっている。

(意見36) 外国人観光客の受け入れ体制の強化

日本語ウェブサイトと同様の情報量を外国語ウェブサイトを提供、更新するには、追加の労力が必要となることは理解できる。他方で、外国語ウェブサイトを活用した情報発信を継続することは、外国人観光客の関心を高め、施設の利用促進につながる重要な取組であって、是非今後も続けられたい。そこで、外国人観光客向けの情報発信に当たっては、翻訳ツールや生成AIを効果的に活用するなど、過度な負担をかけずに外国語ウェブサイトを作成、更新をする方法を検討されたい。

7 資産管理・情報管理に関する課題

(1) 公有財産台帳の記録誤り

公有財産台帳上工作物に計上されている外灯24個のうち倒壊の恐れがあるため10件について取壊しがされたことから、以下のとおり令和5年6月19日付で公有財産台帳上での減少の処理がされている(名称番号001 4行目)。

財産台帳(工作物内訳表)

151010-1-1-001 作成 令和7年6月12日 19頁

口座番号	151010-1-1-001	口座名	歴史博物館	
明細番号	003	所 属	151010 歴史博物館	
区 分	04 工作物	所 在 地	15202 長岡市 関原町1丁目字権現堂2247番 2	
会 計	11 一般会計			
分 類	1 行政財産			
種別細分	24 公共用財産 其他の施設			
施設種類				
種 目	07 照明装置			

名 称 番 号	移動年月日	増減理由	耐用年数	残存率	単位	現在数量	現在価格(円)
		構造・細目等					
001	平成12年6月30日	新設 外灯	15年 24.00	10% 10,320,000	個	24.00	10,320,000
	平成18年4月1日	所属換(文化振興課から) 外灯	15年	10%	個	24.00	10,320,000
	令和4年4月1日	組織改正 歴史博物館から 外灯	15年	10%	個	24.00	10,320,000
	令和5年6月19日	取壊 (倒壊のおそれがあるため取壊) 外灯	15年 -10.00	10%	個	14.00	10,320,000
002	平成12年6月30日	新設 外灯	15年 3.00	10% 480,000	個	3.00	480,000
	平成18年4月1日	所属換(文化振興課から) 外灯	15年	10%	個	3.00	480,000

しかし、その際数量については10個の減少がされているものの、金額については入力処理漏れのため4,300,000円について減少の処理がされていない。これにより令和7年3月末現在の公有財産上の工作物が同額だけ過大に表示される結果となっている。

新潟県公有財産管理システムで処理する財産に移動（登録、変更、処分等）があった場合、「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」にしたがうと当ケースにおいては以下の手続が必要となる。

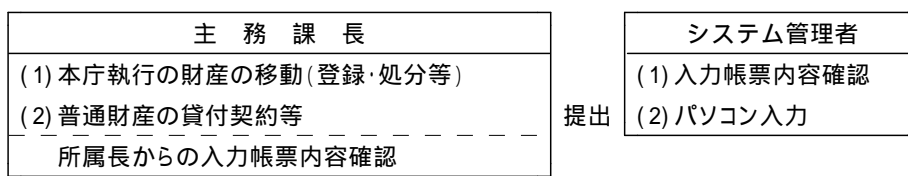
所属長（歴史博物館館長）は、財産台帳移動報告書を作成し主務課（文化課）へ提出する。

主務課長（文化課長）は、財産台帳移動報告書の内容を確認してからシステム管理者（管財課長）へ提出する。

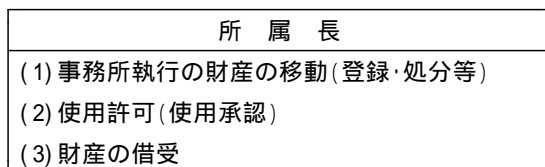
システム管理者は主務課長から提出された財産台帳移動報告書の内容を確認し、新潟県公有財産管理システムに入力する。

システム管理者は財産台帳を PDF 形式で作成し、主務課長及び所属長へ送付する。主務課長及び所属長は、送付された財産台帳の内容を確認し、差替・備付を行う。

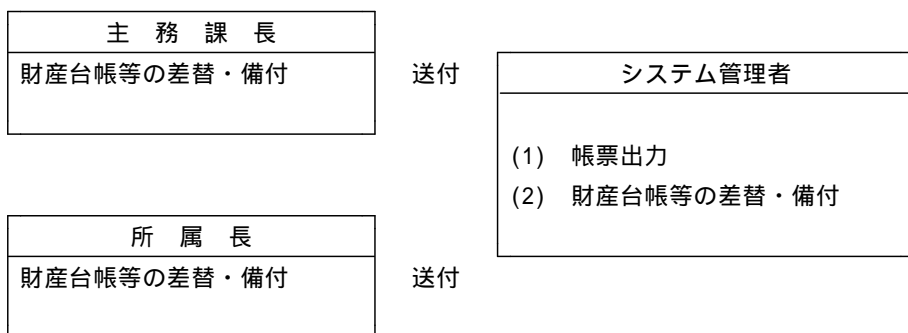
【図表61 公有財産管理に関する事務処理】



(主務課長経由) 提出



(出力帳票送付の流れ)



(県資料より監査人作成)

しかし、歴史博物館において財産台帳移動報告書（工作物）（入力帳票第5号様式）に起票する際、増減価格の欄に正しく4,300,000円との記載を行わず、その後システムへの入力の前に、主務課長（文化課長）及びシステム管理者（管財課長）が内容の確認をするとされており、記入誤りの発見が期待されていたが、いずれの確認においても発見はされなかった。また、システムへの入力後も財産台帳が主務課長（文化課長）及び所属長（歴史博物館館長）に送られ、内容を確認するとされているが、ここでも処理誤りが発見されなかった。

#### （指摘1）公有財産台帳の減少処理における処理誤り及び統制の不備

公有財産台帳上工作物に計上されている外灯24個のうち10個について取壊しがされたことから、令和5年6月19日付で公有財産台帳上での減少の処理がなされた。

しかし、公有財産台帳上では数量のみの減少しか行われておらず、金額については入力処理漏れのため4,300,000円の減少の処理がされなかった。これにより令和7年3月末現在の公有財産上の工作物が同額だけ過大に表示される結果となっている。

新潟県公有財産管理システムで処理する財産に移動（登録、変更、処分等）があった場合、「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」に従う必要があるが、当誤謬の発端は、歴史博物館において財産台帳移動報告書（工作物）（入力帳票第5号様式）に起票する際、増減価格の欄に正しく4,300,000円との記載をしなかったことにある。

その後システムへの入力の前に、主務課長（文化課長）及びシステム管理者（管財課長）が内容の確認をするとされており、記入誤りの発見が期待されていたが、いずれの確認においても発見はされなかった。また、システムへの入力後も財産台帳が主務課長（文化課長）及び所属長（歴史博物館館長）に送られ、内容を確認するとされているが、ここでも処理誤りが発見されなかった。

処理誤りを防止するための統制（内容の確認）は複数段階で設けられており、統制の構築については不足しているとは思われないが、運用の段階で十分に機能が発揮されなかったと考えられる。「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」に定められた手続について再度周知をされたい。

#### （2）遊休備品の保管状況について

施設への視察日、備品の台帳である物品管理簿から無作為に対象を選定し、物品管理簿に記載されている保管場所にその対象の備品が実在しているか確認した。その確認をする中で過去に営業していた併設のレストランにおける券売機や過去に使用していた入場券の販売に関する券売機が発見された（下表を参照）。当券売機は物品管理簿に記載されており、他の備品と同様に管理されているものの、長期間使用されていない状況であった。施設担当者に質問したところ、廃棄コストがかかるため廃棄されず長期間保管されている状況とのことである。

【図表62 現在使用されていない券売機】



(監査人撮影)

【図表 63 物品管理簿の記載】

取得年月日	品目	規格品質	単価	現在高
平成 12 年 4 月 1 日	券売機	BT-L100-48	997,500 円	1
平成 12 年 7 月 17 日	券売機	BT-L100-24	892,500 円	2

(県資料「物品管理簿」より監査人抜粋)

(意見37) 遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について

過去に使用していた券売機をはじめとした物品管理簿に記載されているが長期間使用されていない遊休備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討をされたい。

また、廃棄すべき備品の全体感や優先順位を可視化するためにも遊休備品のリストを作成されたい。

(3) 収蔵品の物品管理簿への記載

収蔵品は、購入ののち納品書と現物を確認したうえで、保管庫に収納され、保管される。その際、取得単価 5 万円以上 (令和 6 年度時点) のものについては、物品管理簿に記載され、毎年現物との照合が行われる。

新潟県物品会計規則には、物品照合に関して以下のような定めがある。

(備品類等の照合)

第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類及び消耗品類(郵便切手類を除く。)に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。

(物品管理職員の帳簿)

第39条 物品管理職員は、次の各号に掲げる帳簿を備え、その管理する物品について必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 物品管理簿

~以下略

令和6年度に新たに購入した収蔵品は4点であり、明細は以下のとおりである。

【図表64 令和6年度に購入した収蔵品】

資料名	点数	購入金額
佐渡国名所産物寿具録	1	360,000円
佐州陣屋并役所向絵図	1	360,000円
善知鳥神社祭礼絵巻	1	132,000円
好色修行諸国ものがたり	1	83,100円

(新潟県立歴史博物館年報を基に監査人作成)

令和6年度に購入した収蔵品のうち、「佐渡国名所産物寿具録」については、物品管理簿に記載されていなかった。施設担当者に質問したところ、入力漏れが発生した原因として、同じ仕入先から同額の「佐州陣屋并役所向絵図」を購入しており、「佐州陣屋并役所向絵図」を登録した際、同じ納品書、請求書がある(2枚ある)と勘違いしたことで、登録が漏れたのではないかとのことであった。

物品については、「物品会計事務の手引」に基づき8月末日までに照合確認を実施することになっており、物品管理簿を基に現物との照合を実施している。照合確認の結果は、「物品等照合確認結果報告書」によって報告されるが、報告内容は、「1 帳簿記載の内容と現物に関する不整合は、ありません。」とされていた。現物照合でも記載漏れに気づかず、追加記載の申請をしていない。

(指摘2) 物品管理台帳への記載漏れについて

令和6年度時点においては、取得単価50,000円以上の物品については物品管理簿に記載するとともに、適切な管理をする必要があるが、令和6年度に購入した「佐渡国名所産物寿具録」については物品管理簿への登録が漏れていた。また、照合確認においても、当物品の物品管理簿への記載漏れは発見できていない。

物品管理簿への登録については、内部統制を見直し、物品管理簿への漏れがないようにチェックする体制を整え、運用することが必要である。

## 新潟県民会館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟市中央区一番堀通町3-13
所管課	観光文化スポーツ部文化課
供用開始年月	昭和42年12月1日
設置目的	新潟地震の復興を記念して、県民生活の向上と、教育、文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県民会館条例
主な施設種類	大ホール、小ホール、会議室、ギャラリー、展示コーナー
面積(公有財産表) (令和7年3月末現在)	土地面積 9,917.35 m <sup>2</sup> 建物面積 12,194.00 m <sup>2</sup>
価格(注) (令和7年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 588百万円、建物価格 390百万円 (B/S)建物取得価額 1,896百万円、帳簿価額 525百万円
開館時間	大ホール、小ホール、会議室及び楽屋 午前9時～午後10時 ギャラリー及び情報ラウンジ 午前9時～午後5時
休館日	毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日から翌年1月3日までの日
利用料金等	使用料制
施設の特徴	新潟県民会館は、昭和39年6月16日、マグニチュード7.5に及んだ新潟地震に対する、全国からの暖かい義援金等を基に、新潟地震の復興を記念し、県民が将来への発展に向かう心のよりどころとしての教育・文化の発展並びに県民生活の向上に寄与する施設として、昭和42年に建設された。
組織図	<pre> graph LR     DG[館長] --- DGA[館長代理]     DGA --- TC[総務チーフ]     DGA --- STC[施設チーフ]     DGA --- CC[文化・営業チーフ]     TC --- BT[業務担当職員]     STC --- FS[フロアスタッフ]     FS --- ST[施設担当職員]     CC --- BC[業務担当職員]     </pre>

(注) 令和7年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は令和6年3月末現在のものである。

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
代表者名(県との関係)	理事長 徳永 健一(なし)
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	県民文化の高揚を図り、県民の生活向上と文化の発展に寄与することを目的として設立された。
設立年月	平成3年7月6日
事業内容	(1) 文化的な環境の充実及び文化活動の活性化事業 (2) 芸術文化の創造・発信, 振興及び普及 (3) 歴史文化の振興及び情報収集・提供並びに調査研究 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
指定管理業務の内容	・新潟県民会館条例(昭和42年新潟県条例第36号)第2条各号に掲げる業務 ・施設等維持管理に関する業務 ・その他の業務
県所管の他の公の施設における令和6年度の指定管理業務	なし
指定管理者選定委員	非公募のため該当なし
指定管理者の選定結果	令和4年12月議会の議決に基づき公益財団法人新潟市芸術文化振興財団を指定管理者に指定した。
指定管理者の選定理由(非公募の場合は非公募とした理由)	新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ)及び新潟市音楽文化会館との一体的管理の効果が認められており、現管理者の継続が妥当と判断されるため非公募とする。

【図表65 役員数の推移】

(単位:人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	10(0)	11(0)	11(0)	11(0)	11(0)
監事(内、県関係者)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
合計(内、県関係者)	12(0)	13(0)	13(0)	13(0)	13(0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表66 施設職員数の推移】

(単位:人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正規職員人数(内、県職員数)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
非正規職員人数(内、県職員数)	12(0)	12(0)	12(0)	12(0)	13(0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表67 直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	1,883	1,824	1,790
当期一般正味財産増減額	65	25	21
総資産額	1,639	1,646	1,631
指定正味財産	907	912	906
正味財産合計	1,087	1,066	1,081

(県資料より監査人作成)

【図表68 指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成19年度～ 平成21年度 (指定管理者)	平成22年度～ 平成24年度 (指定管理者)	平成25年度～ 平成26年度 (指定管理者)	平成27年度～ 平成29年度 (指定管理者)	平成30年度～ 令和4年度 (指定管理者)	令和5年度～ 令和9年度 (指定管理者)
(公財)新潟県 文化振興財団	同左	同左	同左	(公財)新潟市 芸術文化振興 財団	同左	同左

(県資料より監査人作成)

## (3) 収支状況の推移

【図表69 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)		209	215	123	94	215	247	264
利用料収入(注)		106	89	4	26	99	86	90
指定管理料		83	100	116	66	93	142	129
その他		20	26	3	2	23	19	45
支出(イ)		209	215	123	94	215	247	264
管理費		193	198	120	93	204	234	225
うち人件費		47	46	44	44	44	46	48
事業費		16	17	3	1	11	13	39
その他		0	0	0	0	0	0	0
収支(ア-イ)		0	0	0	0	0	0	0

(県資料より監査人作成)

(4) 利用状況の推移

【図表70 利用状況の推移】

項目		年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
大 ホ ル	利用日数(日)		198	173	13	0	188	170	185
	利用率(%)		57.6	50.1	9.0	0	54.7	49.3	53.8
	入館者数		182,695	166,269	2,355	0	151,511	146,991	147,968
小 ホ ル	利用日数(日)		218	233	8	0	167	145	182
	利用率(%)		63.4	67.5	5.5	0	48.5	42.0	52.9
	入館者数		29,562	28,486	697	0	19,420	19,673	21,602
会 議 室 等	利用日数(日)		700	640	70	0	482	391	509
	利用率(%)		33.9	30.9	8.0	0	23.4	18.9	24.7
	入館者数		10,346	9,724	1,109	0	11,224	8,898	10,540
ギ ャ ラ リ	利用日数(日)		398	372	91	0	448	303	398
	利用率(%)		57.8	53.9	31.4	0	65.1	43.9	57.8
	入館者数		50,732	42,527	1,282	0	70,190	35,577	36,794
コ 展 ナ 展 示	利用日数(日)		292	271	46	0	228	253	277
	利用率(%)		86.9	80.4	31.7	0	66.3	73.3	80.5
	入館者数		21,220	18,776	2,398	0	15,452	16,618	17,456
入館者数合計			294,555	265,782	7,841	0	267,797	227,757	234,360

(注1) 大ホール、小ホール及び会議室は、1日3つの時間帯(午前、午後及び夜間)に区分して利用が可能であるが、上記利用日数は、1日の内一つの時間帯でも利用があれば1日としている。

(注2) ギャラリーと展示コーナーは、時間による分割利用が可能であり、利用日数は分割で利用された場合でも1日としている。

(県資料より監査人作成)

2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

(1) 利用料金制度の検討

県民会館においては指定管理者制度を導入しており、(公財)新潟市芸術文化振興財団を指定管理者とし、現契約の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日となっている。現契約では使用料制を採用しており、運営及び維持管理コストは100%県が負担する契約となっている。芸術文化事業による収入が申請書の計画以上に発生したときには、新潟県民会館の管理に関する基本協定書によると、以下のとおり同事業の費用に充てるために一部を特定費用準備資金として積み立てるものとしている。使用料

制を採用している理由を文化課担当者に確認したところ、利用者の方に「利用しやすい料金で使っていただく」ことを優先する施設という位置づけの中で、新潟市と歩調をあわせるためであるとのことである。

なお、平成26年度までの（公財）新潟県文化振興財団との契約においては利用料金制度としていた。

#### 新潟県民会館の管理に関する基本協定書

##### （その他事業に係る収入）

第29条 乙は、業務の実施に伴い発生する収入等を指定管理料に充てなければならない。ただし、芸術文化事業による収入が申請書の計画以上に発生したときは、乙は、同事業の費用に充てるために公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第18条第1項に規定する特定費用準備資金を積み立てる（積み立てる額は芸術文化事業による収入から同事業の実施に必要な経費を控除した額の2分の1に相当する額とし、1年当たり200万円を限度とする。）ものとする。また、積立をしてもなお申請書の計画以上に収入が発生したときは、乙は甲に協議を申し出ることができる。

指定管理者制度では、民間の創意工夫を最大限に活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としている。「新潟県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においては、以下のとおり民間ノウハウによるサービスの質の向上や指定管理者のインセンティブ確保のため、「利用料金制度」を基本とすることが示されている。

#### 【図表 71 県の利用料金制度の基本方針】

##### ア 利用料金制度導入施設

利用料金制度とは、指定管理者に、公の施設の利用に係る料金を収受させる制度です。この場合、利用料金は、県の歳入ではなく、指定管理者の収入になります。民間ノウハウによるサービスの質の向上や指定管理者のインセンティブ確保のため、「利用料金制度」を基本としてください。

利用料金制度を導入する施設においては、指定管理者に想定以上の利用料金収入が生じた場合、その収入の一部を県に還元することを基本としてください。

手法としては、次のような条件を設定することが考えられます。

- ・ 指定管理者は、自らが想定する利用料金、目標となる利用者数、利用回数をもとに利用料金収入見込額を算定し、収支計画において提案する。
- ・ 実際の利用料金収入額が提案された収支計画の利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った額（申請の際に提案された管理運営経費が適切な理由により増加した場合は当該増加額を除いた額）の 割を県に納付するものとする。
- ・ 利用料金の収入減のリスクについては、指定管理者の負担とし、県は委託料の増額は行わないものとする。
- ・ リスク負担の詳細については、指定管理者と県が協議の上、協定において定める。

（県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）より監査人抜粋）

また、利用料金制度を導入せず、使用料を徴収することとしている施設についても、同ガイドラインにおいて各施設の実情に応じて、指定管理者に適切なインセンティブを付与することや、使用料の増収を図ることを検討すべきである旨が示されている。

【図表72 使用料制】

<p><u>イ 使用料制の施設</u></p> <p>使用料は、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金です。利用料金制度を導入せず、使用料を徴収することとしている施設についても、各施設の実情に応じて、指定管理者に適切なインセンティブを付与することや、使用料の増収を図ることを検討してください。例えば、他の自治体では一定の増収があった場合に県が報奨金を支払うような事例があり、手法としては次のような条件を設定することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者は、使用料金、目標となる使用者数、使用回数をもとに使用料収入見込額を算定し、事業計画において提案する。</li> <li>・ 実際の使用料金額が提案された事業計画の使用料見込額を上回った場合は、上回った額の 割を報奨金として県は支払うものとする。</li> </ul>
---

(県「新潟県指定管理者制度ガイドライン(令和6年3月改定)第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」(下線は監査人が追記))

なお、参考に、両制度の基本的な違い(収入の帰属)は以下のとおりである。

【図表 73 使用料制度と利用料金制度の比較】

項目	使用料制	利用料金制度
徴収する料金	使用料金	利用料金
収入の帰属先	地方公共団体の歳入となる公法上の債権に基づく公金。	指定管理者の収入となる。県の歳入とはならない。
料金設定者	地方公共団体(条例等に基づく)	指定管理者(地方公共団体の承認が必要)

(県資料より監査人作成)

(意見38) 利用料金制度を含めた施設の在り方の検討

指定管理者制度では、民間の創意工夫を最大限に活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としており、「新潟県指定管理者制度ガイドライン(令和6年3月改定)第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においても、民間ノウハウによるサービスの質の向上や指定管理者のインセンティブ確保のため、「利用料金制度」を基本とすることが示されている。県は利用しやすい料金設定とすることが使用料制を採用する理由の一つとしているが、指定管理料の見直し等に対応することは可能であると思われる。民間ノウハウによるサービスの質の向上や指定管

理者のインセンティブ確保といった目的を達成するために、現在の「使用料制」から「利用料金制度」への移行も選択肢として継続して検討されたい。

(2) 指定管理者の募集において非公募を継続することの妥当性

令和5年4月1日からの現在の指定管理契約における指定管理者決定に当たっては、非公募で実施されている。非公募とした理由について県は、隣接した立地にある新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）及び新潟市音楽文化会館（いずれも新潟市所有の施設）との一体的管理の効果が認められており、現管理者の継続が妥当であると判断されるためとしている。

過去における指定管理者選定の経緯は以下のとおりであり、現在の指定管理者との契約が平成27年からと長期になっているもののその間の契約はいずれも非公募となっている。

【図表 74 指定管理者選定経緯】

期間	選定方法	相手方
～H17	管理委託	(公財)新潟県文化振興財団
H18	特定(非公募)	(公財)新潟県文化振興財団
H19～21	公募	(公財)新潟県文化振興財団
H22～24	公募	(公財)新潟県文化振興財団
H25～26	公募	(公財)新潟県文化振興財団
H27～29	特定(非公募)	(公財)新潟市芸術文化振興財団
H30～R4	特定(非公募)	(公財)新潟市芸術文化振興財団
R5～9	特定(非公募)	(公財)新潟市芸術文化振興財団

(県作成資料より監査人抜粋)

平成27年からの契約変更の経緯は以下のとおりである。

- ・ 県と政令市との二重行政の解消を目的とした検討委員会を踏まえ、新潟市中央区白山地区に隣接する「新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）」、「音楽文化会館」及び「県民会館」の効果的、効率的な管理運営手法を県と新潟市で検討。検討の結果、3つの施設を（公財）新潟市芸術文化振興財団が一体的に管理し、利用者の利便性向上及び白山地区の活性化を図ることとしたもの。
- ・ 平成27年2月議会において、（公財）新潟県文化振興財団に代わり、（公財）新潟市芸術文化振興財団を指定管理者に指定する議案を上程し、平成27年4月1日から一体的管理を実施。

- ・ 以降の選定においても、新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）等との一体的管理の効果が認められることから、（公財）新潟市芸術文化振興財団を非公募で指定。

一体的管理の効果について、県は以下のとおり説明している。

#### 利用者の利便性向上

- ・ 共通のチケット購入システム導入
  - ・ 「友の会」の一体化（令和2年からインターネット会員制度も開始）
  - ・ 新潟市公共施設予約システムからも予約状況を確認可能
- #### 管理・運営の能力
- ・ 県内最大規模のホールとして舞台関係の施設・設備運営能力が必要であり、施設・設備を熟知したスタッフが在籍
  - ・ 施設利用者や自主事業来場者へのアンケートで、高い評価を得ている
  - ・ 新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）等との職員研修一体化
  - ・ 新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）の人脈も活用した効果的な営業展開
- #### 自主事業
- ・ 新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）広報媒体も活用した情報発信や、「友の会」会員インセンティブによりチケット販売の強化
  - ・ 新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）登録レセプションによる丁寧な来館者対応
  - ・ 新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）登録アーティストも登用し活動の場を提供  
指定管理料の節減
  - ・ 外部委託業務の一体契約による経費節減

ただし、「新潟県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においては、以下のとおり「指定管理者」の選定に当たっては原則公募によることとされ、一定の場合には非公募によることができるとしている。

【図表 75 県の指定管理者の選定方針】

<p>2 指定管理者の選定方法</p> <p>(1) 公募による選定</p> <p>「指定管理者」の選定にあたっては原則公募によることとします。また、公募にあたっては、民間事業者の参入を促す観点から、当該年度に公募を行う予定の施設については、原則公募時期及び期間等を合わせて一括して広報を行うこととします。</p> <p>(2) 特定の者を選定（非公募）</p> <p><u>施設の設置目的に沿った「適正な管理・運営」の観点から、次の場合は、事前に理由を公表の上、特定の者を指定管理者として選定することができます。</u></p> <p>ア 当該施設のための管理・運営に加え、県施策との連携や調整等の他の機能、役割が認められる場合</p> <p>イ 競争原理が働かず、現管理者による管理・運営が適当と認められる場合</p> <p>ウ 緊急を要する場合、申請者がいない場合等相当の理由がある場合</p> <p>エ 指定期間5年の施設（維持管理業務が中心の施設を除く。）において、公募により選定された指定管理者の管理運営実績について、外部委員会による中間評価を行った結果、支障がないと判断される場合</p> <p>オ PPP / PFI 事業により施設の整備等を行い、PPP / PFI 事業者が管理・運営を行う場合（PPP / PFI の詳細は、「新潟県PPP / PFI 活用 指針」を参照。）</p> <p>なお、指定期間終了後の次期選定にあたっては、公募による選定が可能か、改めて各所管課において検討してください。</p>
---

（県「新潟県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」（下線は監査人が追記））

指定管理者の募集において非公募を継続することの妥当性については、公の施設を管理運営する上での公平性、競争原理の確保及びサービスの安定性・専門性の維持という複数の観点から検討されるべき課題となる。一般に非公募によった場合以下のような弊害が生じる。

- ・指定管理者制度の導入目的の一つは、競争原理を働かせて経費節減やサービス向上を図ることであるが、非公募の継続は競争が機能しない状態を招く。
- ・公募は、選定手続の公平性や透明性を確保する大原則であり、非公募の継続は特定の事業者に不当に利益がもたらされているのではないかという疑念を生じさせる可能性がある。
- ・長期間同一の指定管理者が継続すると、管理運営について自律的なインセンティブが働きにくくなり、サービスの維持・向上が停滞する可能性がある。

#### (意見39) 指定管理者選定における公募の検討

「新潟県指定管理者制度ガイドライン(令和6年3月改定)第2章 指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においては、「指定管理者」の選定に当たっては原則公募によることとされ、一定の場合には非公募によることができるとしている。

現在の指定管理者との契約が平成27年からと長期になっているもののその間の契約はいずれも非公募となっている。当施設と隣接する施設との一体的な管理運営が、非公募を継続する大きな要因となっていると推測されるが、競争性、透明性、経営努力に対するインセンティブという面を考慮した場合、現状でのメリットと比較の上、公募とすることも含め継続して検討されたい。

### 3 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、県民会館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

#### (意見40) 公共施設等総合管理計画の策定方法

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、県民会館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。

また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものととして策定されたい。

#### 4 維持管理計画及び実績の検討

##### (1) 維持管理計画

公共施設等総合管理計画（令和7年3月改正）の令和7年度から令和11年度までの更新費用は、文化課の「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）に基づいている。「施設設備整備計画要望額」は、設備等の状況、安全・安心上のリスク、休館の必要性等を踏まえ、施設の各年度の概算工事費を記載しているものとのことである。

「施設設備整備計画要望額」の内容を確認した結果、令和2年度から令和3年度の大規模改修の項目として要望していたが当時の予算協議の過程で項目から除外となった大小ホール舞台機構改修工事635百万円（耐用年数20年に対し経過年数33年から34年）等も含まれていることが判明した。

また、この計画の進捗を検証するために実績を確認した結果、令和7年度が当計画の初年度であるにもかかわらず、舞台装置の調光卓68百万円の修繕は進捗していない状況である。調光卓は不具合が発生しており催物に支障が出ていることから、業者よりレンタルして運用している状況であり、年450万円のレンタル料も発生している。

##### (意見41) 修繕の着実な実施

公共施設等総合管理計画（令和7年3月改正）の令和7年度から令和11年度までの更新費用の算定基礎である「施設設備計画要望額」（修繕計画）には、令和2年度から令和3年度の大規模改修の項目として要望していたが当時の予算協議の過程で項目から除外となった設備（大小ホール舞台機構改修工事635百万円）も含まれている。当設備は耐用年数を10年以上超えており、今後も改修が先送りとなる場合、長寿命化・老朽化対策が適切に実施されない可能性がある。

また、令和7年度が当計画の初年度であるにもかかわらず、舞台装置の調光卓68百万円の修繕は進捗していない。

県民会館を県民等の来訪者にとって魅力ある施設として維持していくに当たり、修繕計画のPDCAサイクルを不断に回していくことが重要であると考えられる。修繕計画の工事等に遅れが生じている実情を勘案し、修繕計画の見直しを適時に検討されたい。

## 5 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

### (1) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する法定定期点検はすべて適時に実施されているとのことであり、点検業者から受領した結果報告書等は管理されている。

一方で、施設の保全に関する点検業務は実施されているものの、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

資産の管理台帳として公有財産台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく（建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない）、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

### (意見42) 保全台帳作成の必要性

保有設備に関して点検対象設備のリストが作成されておらず、建物本体や設備に係る修繕履歴を施設ごとに記録した台帳が作成されていない。

以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備、備品等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) 施設利用率

施設で集計している過去10年間の各設備の利用状況の推移は以下のとおりである。利用率は年間の利用可能日数に対する実際の利用日数として算出している。利用日数及び利用可能日数の算出にあたって、ギャラリーは2室、会議室は4室あることから、その累計としている。各施設で比較対象としている目標値は令和4年度に計画された数値である。令和6年度の目標値（大ホール：50.0%、小ホール：35.0%、ギャラリー－57.0%、会議室32.0%）と比較した場合には、著しく達成度合いが低い施設はない

が、利用率の水準、また過去からの利用率の推移をみたときに特に小ホール及び会議室の利用率が低迷していると言える。ただし、指定管理者に質問したところ、当目標値は令和2年度から令和3年度の大規模改修後に計画された数値であることから、コロナの影響が残り、将来の見通しが立てづらい状況の中で設定された数値となり、計画値としては控えめな数値となっているとのことである。

【図表76 利用状況推移】

新潟県民会館 利用状況の推移

(1) ホールの利用状況

	大ホール			小ホール		
	利用日数	利用可能日数	利用率	利用日数	利用可能日数	利用率
H27	191日	345日	55.4%	259日	345日	75.1%
H28	190日	344日	55.2%	228日	344日	66.3%
H29	207日	344日	60.2%	246日	344日	71.5%
H30	198日	344日	57.6%	218日	344日	63.4%
H31	173日	345日	50.1%	233日	345日	67.5%
R2 ※1	13日	145日	9.0%	8日	145日	5.5%
R3 ※2	0日	0日	0.0%	0日	0日	0.0%
R4	188日	344日	54.7%	167日	344日	48.5%
R5 ※3	170日	345日	49.3%	145日	345日	42.0%
R6	185日	344日	53.8%	182日	344日	52.9%
R6 目標			50.0%			35.0%

	ギャラリー			会議室		
	利用日数	利用可能日数	利用率	利用日数	利用可能日数	利用率
H27	477日	690日	69.1%	762日	1,380日	55.2%
H28	417日	688日	60.6%	632日	1,376日	45.9%
H29	381日	688日	55.4%	584日	1,376日	42.4%
H30	398日	688日	57.8%	585日	1,376日	42.5%
H31	372日	690日	53.9%	538日	1,380日	39.0%
R2 ※1	91日	290日	31.4%	67日	580日	11.6%
R3 ※2	0日	0日	0.0%	0日	0日	0.0%
R4	448日	688日	65.1%	381日	1,376日	27.7%
R5 ※3	303日	690日	43.9%	334日	1,380日	24.2%
R6	398日	688日	57.8%	401日	1,376日	29.1%
R6 目標			57.0%			32.0%

※1 R2 改修工事のため9/12～全館休館 ※2 R3 1年間全館休館 ※3 楽屋トイレ改修の為、48日間貸出停止

(県資料「令和6年度事業報告書」より監査人抜粋)

(意見43) 施設使用率の目標値との比較について

令和6年度の使用率の実績については、大ホール、小ホール、ギャラリー、会議室とも令和6年度の目標値を概ね達成する数値となっている。ただし、当目標値は令和2年度から令和3年度の大規模改修後に計画された数値であり、コロナの影響が残り、将来の見通しが立てづらい状況の中で設定された数値であることから、計画値としては控えめな数値になっていると考えられる。指定管理者として計画時との比較を県に

提出することは必要となるが、経営目標として使用するならば、コロナ禍から回復した現在の環境における目標値を設定することも検討されたい。

#### (意見44) 低稼働率施設に関する対応について

利用率の水準、また過去からの利用率の推移をみたときに特に小ホール及び会議室の利用率の向上が課題であると言える。令和6年度の利用率は小ホールについては52.9%、会議室については29.1%となっているが、いずれもコロナ前の水準と比較して大きく低迷している。対策としては以下の取組を検討されたい。

- ・対策を講じる前提として、まず現状の稼働率が正確に把握され、利用の阻害要因が特定されている必要がある。現状、稼働率については、利用日単位で計算されているが、利用時間区分ごと(午前・午後・夜間) また、貸室ごとに算出することが有用であるとする。現状の利用があった日を100%稼働とする計算法では、施設の効果的・効率的な利用状況を把握できていない可能性がある。その上で稼働率が低くなっている要因を詳細に分析し、新たな事業者や利用者が参入・利用する際の障壁を取り除くための対策を検討することが考えられる。
- ・現状でも芸術文化事業に多く取り組んでいるが、施設の設置目的を損なわない範囲で、指定管理者が独自に企画・実施する自主事業をさらに積極的に実施し、施設の利用率を高める余地はあるものとする。
- ・リモート会議の普及等のコロナ後の環境の変化もあるが、当施設は新潟市の市街地に位置し、立地も悪くないことから、Webサイト、SNS、広報紙等多様な媒体で積極的に周知をすることで利用率を高める余地はあるものとする。
- ・現在、使用料制を採用しているが、利用料金制度を採用することにより指定管理者の努力により利用料金収入見込額を上回る実収益が出た場合のインセンティブを高めることも検討課題になると考える。
- ・令和2年度から令和3年度に大規模修繕を実施したものの施設の老朽化は目立っており、老朽化が著しい設備の修繕等利用者ニーズを反映した改修は継続すべきと考える。なお、改修に当たっては将来的なコスト増大を避けることは不可欠であり、施設の老朽化対策の計画を策定し、計画的な修繕・改築を実施することが必要であるとする。
- ・中長期的には、利用率が伸び悩んでいる会議室や談話室等について、倉庫として利用しているスペースも含めて統合や用途変更を検討し、施設全体の有効活用を図ることも考えられる。

#### (2) アンケートの分析

「新潟県民会館の管理に関する基本協定書」においては管理業務の内容と質の向上を図るため以下のとおり施設利用者等に対するアンケート調査等の実施と報告が要請されている。

(利用者アンケート等の実施)

第21条 乙は、アンケート等の実施により利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び結果に基づく業務の改善状況について甲に報告するものとする。

指定管理者は、令和6年度において芸術文化事業を対象として各事業についてアンケートを実施している。アンケートの方法としては、来場者に二次元コードを読み込んでもらい、Googleフォームにより作成したアンケートにより集計している。アンケート結果については、今後の芸術文化事業計画に活かすほか、事業報告書及びモニタリング資料に掲載し、県へ報告している。

アンケートの回収率は図表77のとおり事業により0.3%から100%まで幅があるが、年度の累計では16.0%となっている。これは、事業の共催相手も同時にアンケートを実施している場合は回収率が高く、県民会館単独で実施している場合は回収率が低い傾向にあること、体験型の事業については、そもそも参加人数が限られ、実際に体験していることもあり、回収率が高くなる傾向にあることなどが影響しているとのことである。

【図表77 アンケート実施状況】

令和6年度 新潟県民会館芸術文化事業実施状況（前期）

・上段( ):見込 下段:実績

事業名	開催日	入場者数(人)	アンケート回収率(%)	満足度(%)
王様戦隊 キングオージャー	4/21(日)	(5,046) 4,784	19.3%	96.9%
宝塚雪組	4/25(木)	(3,364) 3,096	7.7%	98.8%
新潟地震復興60年 パネル展	6/8(土)~16(日)	823		
熱帯ジャズ楽団	6/16(日)	(1,104) 1,232	8.0%	97.0%
ミュージカル 「この世界の片隅に」	6/21(土)・ 22(日)	(990) 1,263	14.6%	99.0%
すかんミュージアム新潟	7/27(土)~ 9/29(日)	(32,450) 10,353	0.3%	74.0%
松竹特別歌舞伎	7/31(水)	(1,700) 1,576	7.3%	100.0%
劇団四季「ジーザス・クライスト トニスーパースター」	8/13(火)・ 14(水)	(3,356) 2,232	5.7%	95.3%
ディズニー・オン・クラシック	9/28(土)	(1,656) 1,549	20.7%	100.0%
前期計		(46,310) 26,908	10.5%	95.1%

令和6年度 新潟県民会館芸術文化事業実施状況 (後期)

・上段( ):見込 下段:実績

事業名	開催日	入場者数(人)	アンケート回収率(%)	満足度(%)
恐竜ラボ！ キング・オブ・ハンターズ	10/26(土)・ 27(日)	(1,720) 3,116	1.6%	91.0%
劇団四季 こころの劇場	11/28(木)	(3,368) 1,447		
鼓童「山踏み」	12/1(日)	(3,364) 1,298	6.6%	98.0%
ジョージア国立バレエ 「くるみ割り人形」	12/15(日)	(900) 1,220	1.8%	81.8%
ニューイヤー・コンサート	1/5(日)	(900) 1,584	9.8%	99.0%
アートプロデュース講座	2/6(木)	(60) 38		
奏でつづけよう！	2/22(土)	(180) 28	100.0%	100%
出張！たたこ館	3/8(土)・9(日)	(180) 158	19.6%	100%
アウトリーチ太鼓体験 ワークショップ no.1・2	3/10(月)	(100) 100		
夏井いつき旬会ライブ	3/15(土)	(800) 457	16.8%	96%
後期計		(11,332) 9,446	22.3%	95.1%
年度計		(57,642) 36,354	16.0%	95.1%

(県資料「令和6年度新潟県民会館芸術文化事業実施状況」より監査人抜粋)

(意見45) 利用者アンケートの改善

施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者等の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは評価できる。

一方、利用者アンケートの回収率については、事業により大きな幅があり、特に回収率が低い県民会館単独で実施している事業については、より回収率を高める工夫を検討されたい。また、利用者の意見やクレームについて、概要やその対応方針(又は対応結果等)等を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることを検討されたい。

## 7 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 遊休備品及び不用決定後の備品管理等

施設への視察日、備品の台帳である物品管理簿から無作為に対象を選定し、物品管理簿に記載されている保管場所にその対象の備品が実在しているか確認した。その確認をする中で過去に展示していた模型品が発見された(図表78を参照)。当模型品は物品管理簿に記載されており、他の備品と同様に管理されているものの、長期間使用されていない状況であった。また、経理処理上は不用決定の処理が行われ、物品管理簿上は除却されているが、現物はいまだ廃棄されていない備品も確認された。施設担当者に質問したところ、廃棄コストがかかるため廃棄されず保管されている状況とのことであった。また、備品が保管されている収蔵庫において長期にわたり整理されていない書類が大量に保管され、保管スペースによっては書類と備品である絵画が混在している場所もあり、備品であるかどうかの判別が瞬時に行えない状況であった。

【図表 78 過去に展示していた模型品】



(監査人撮影)

【図表 79 物品管理簿の記載】

取得年月日	品目	規格品質	単価	現在高
昭和 43 年 5 月 25 日	県民会館模型	全体・大ホール断面 石膏	415,000	1

(県資料「物品管理簿」より監査人抜粋)

【図表80 書類と備品（絵画）が混在保管されている収蔵庫】



(監査人撮影)

(意見46) 遊休備品及び不用決定後の備品の適時な廃棄及びリスト化等の資産管理状況の改善について

過去に展示していた模型品をはじめとした物品管理簿に記載されているが長期間使用されていない遊休備品及び不用決定後の備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討されたい。

また、指定管理者は、指定管理期間が決められていることから、廃棄を先送りすることで現指定管理者の備品の廃棄負担を次期指定管理者に転嫁することも可能であり、そのような状況を防止するためにも現指定期間中に適時に廃棄することを検討されたい。さらに、廃棄すべき備品の全体感や優先順位を可視化するためにも遊休備品及び不用決定後の備品のリストを作成することを検討されたい。

また、管理すべき備品を明確化するために、備品の保管場所における不用な書類等は適時に廃棄し、保管場所の整理整頓を図ることを検討されたい。

## (2) 備品の管理シールの記載

備品には、物品管理簿との紐付けを行うための管理シールが貼付されており、視察時においても、物品管理簿と照合した備品の管理シールには管理 No や品目等の必須項目はすべて記載されていた。このうち、所作台については、サイズが異なるものが複数あり、物品管理簿上はサイズごとの整理番号が付されていたが、貼付されている管理シールに当該整理番号が記載されておらず、同一物照合に時間を要した。

【図表81 同一物照合に時間を要した備品（所作台）】

取得年月日	品目	規格品質	単価（円）	整理番号	現在高
平成 10 年 3 月 31 日	所作台	6 尺 × 6 尺	83,000	4	2

（県資料「物品管理簿」より監査人抜粋）

## （意見47）備品の管理シールへの補足情報の追記について

備品と物品管理簿の紐付けを行う管理シールに必須項目（管理 No、品目等）はすべて記載されていたものの、現物と一対一で対応させるためには必須項目以外の補足情報（サイズごとに付されている整理番号等）を管理シールに必要とする備品も存在しており、それら備品の管理シールには補足情報が記載されていなかった。このような場合、県において年に一度実施される物品管理簿と備品の現物照合の際に時間を要し事務効率性が低下するおそれがある。

そのため、このような備品については、現物と物品管理簿を個別かつ速やかに紐付けられるよう、整理番号等の補足情報を管理シールに記載することを検討されたい。

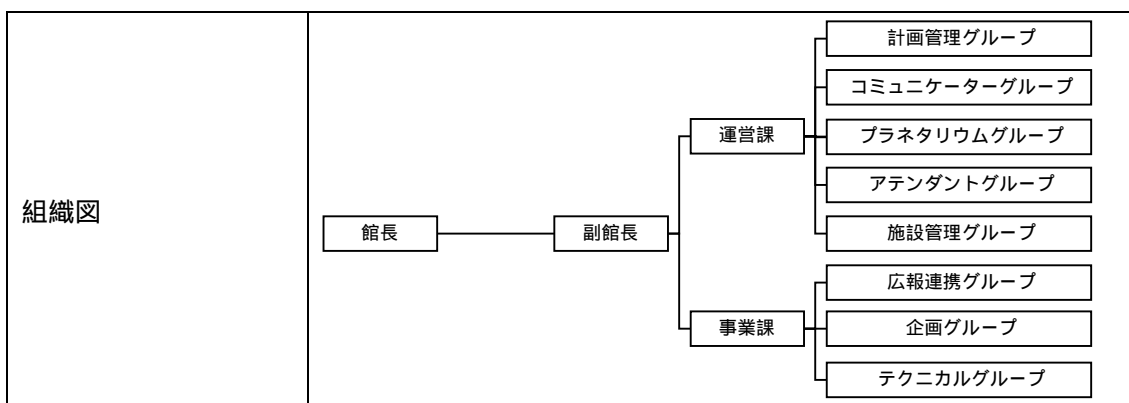
## 新潟県立自然科学館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟市中央区女池南3 - 1 - 1
所管課	観光文化スポーツ部文化課
供用開始年月	昭和56年11月1日
設置目的	新潟県の立県100年を記念して、県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与するため。
設置根拠条例	新潟県立自然科学館条例
主な施設種類	「自然の科学」、「生活の科学」、「不思議な広場」、「新潟県の移り変わり」の各展示場、屋外展示場、プラネタリウム、特別展示室、講堂、科学室ほか
面積(公有財産表) (令和7年3月末現在)	土地面積 32,467 m <sup>2</sup> 建物面積 15,314.9 m <sup>2</sup>
価格(注) (令和7年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 947百万円、建物価格 875百万円 (B/S)建物取得価額 4,480百万円、帳簿価額 982百万円
開館時間	午前10時から午後5時
休館日	(1)月曜日 (2)毎月第3火曜日 (3)12月29日から翌年1月3日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	自然科学館は、見て、触れて、操作して、遊びながら科学に対する興味を喚起できるように展示設計された本格的な参加・体験型の総合科学館である。 展示場は、「自然の科学」「生活の科学」「不思議な広場」「新潟県の移り変わり」の4つの分野に分けられ、自然科学を総合的に理解できるように構成されている。



(注) 令和7年3月末現在の貸借対照表は、報告日現在作成されていないため、建物取得価額及び帳簿価額は令和6年3月末現在のものである。

## (2) 指定管理者の概要

当施設は、公益財団法人科学技術広報財団、株式会社コングレ及び一般社団法人CSV開発機構が構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものに記載している。

指定管理者名	サイエンス・フューチャークラス		
代表者名 (県との関係)	公益財団法人 科学技術広報財団	株式会社コングレ	一般社団法人 CSV開発機構
	代表理事 森口 泰孝(なし)	代表取締役社長 武内 紀子(なし)	理事長 水上 武彦(なし)
指定期間	令和2年4月1日～令和9年3月31日(7年)		
設立目的 (寄付行為等)	科学技術に関する広報啓発を行い、もってわが国の科学技術の振興に寄与すること	地域の活性化・国際化を通しての社会への貢献、クオリティ重視、いきいきとした社員の集合体の実現	企業の事業展開力を活かした新しいビジネスモデルによって、より良い社会、持続可能な未来を創造していくためのCSV(Creating Shared Value)の事業化
設立年月	昭和48年7月7日	平成2年6月25日	平成26年4月2日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術広報に関する調査研究並びに資料の収集及び頒布</li> <li>科学技術広報に関する人材の育成</li> <li>科学技術に関する刊行物の編集及び頒布</li> <li>科学技術に関する映像の制作・普及紹介</li> <li>科学技術に関する講演会及び講習会の開</li> </ul>	MICEのトータルプロデュース コンベンション <ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議</li> <li>医学系学会</li> <li>企業ミーティング</li> <li>セミナー・式典</li> <li>展示会・イベント</li> <li>コングレ主催の展示会・イベント</li> <li>展示会の企画・運</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CSVによる社会課題解決を進めるために必要なビジネスモデル開発を支援する事業</li> <li>CSVによる社会課題解決を進めるために必要な政策提言を行う事業</li> <li>CSVに関わる調査研究事業</li> </ul>

	<p>催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術に関する広報啓発のための諸施設の運営</li> <li>・その他当財団の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>	<p>営・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外事務局</li> <li>・イベントの企画・運営</li> <li>・施設運営</li> <li>・コングレのホール&amp;カンファレンス</li> <li>・MICE施設を活用したまちづくり</li> <li>・文化施設・観光施設</li> <li>・科学体験施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSVに関わるコンサルティング事業</li> <li>・CSVに関わる受託事業</li> <li>・CSVによる解決を必要とする社会課題の収集を行う事業</li> <li>・CSVによる社会課題解決を進めるために必要なネットワークを構築する事業</li> <li>・CSVによる社会課題解決を進めるために必要な普及、啓発、交流を行う事業</li> <li>・CSVによる社会課題解決を進めるために必要な情報収集・発信を行う事業</li> <li>・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然科学の分野に属する資料の展示</li> <li>・展示に必要な資料の収集、保管及び調査研究</li> <li>・資料の利用についての必要な説明、助言及び指導</li> <li>・資料に関する講演会、講習会等の主催、その開催の援助</li> <li>・プラネタリウムの投影及び天体観測の指導</li> <li>・その他目的達成に必要な事業</li> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>		
指定管理者審査委員	<p>委員長 桐生 徹氏（上越教育大学大学院学校教育研究科教授）</p> <p>委員長職務代理 玉木 尚子氏（社会保険労務士）</p> <p>委員 石田 直樹氏（公認会計士）</p> <p>委員 柿沼 藤雄氏（新潟工科大学工学科教授）</p> <p>委員 野口 一則氏（新潟経済同友会幹事（株式会社シアンズ代表取締役社長））</p> <p>委員 長谷川 豊氏（新潟県小学校長会理事（新潟市立小針小学校長））</p> <p>委員 小林 保夫氏（新潟県県民生活・環境部文化振興課長）</p>		
指定管理者の選定結果	<p>選定基準に基づく審査、採点の結果、サイエンス・フューチャーグループを指定管理者候補者に選定した。</p>		
指定管理者の選定理由 (非公募の場合は非公募とした理由)	<p>サイエンス・フューチャーグループが現指定管理者として取り組んできた実績を踏まえ、引き続き管理運営することは適当と判断した。</p>		

【図表82 役員数の推移】

(公財) 科学技術広報財団

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	8(0)	8(0)	8(0)	8(0)	8(0)
監事(内、県関係者)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
合計(内、県関係者)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)

(株) コングレ

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取締役(内、県関係者)	8(0)	8(0)	7(0)	7(0)	6(0)
監査役(内、県関係者)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
合計(内、県関係者)	9(0)	9(0)	8(0)	8(0)	7(0)

(一社) CSV開発機構

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	9(0)	8(0)	7(0)	7(0)	7(0)
監事(内、県関係者)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)
合計(内、県関係者)	10(0)	9(0)	8(0)	9(0)	9(0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表83 施設職員数】

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正規職員人数(内、県職員数)	34(0)	34(0)	35(0)	39(0)	35(0)
非正規職員人数(内、県職員数)	25(0)	28(0)	28(0)	44(0)	42(0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表84 直近3事業年度の財務状況】

(公財) 科学技術広報財団

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	185	229	527
当期一般正味財産増減額	30	22	19
総資産額	273	287	359
指定正味財産	15	15	15
正味財産合計	238	261	241

(株)コングレ

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
当期純利益	764	811	1,018
総資産額	12,080	14,842	15,140
資本金	99	99	99
純資産額	6,844	7,417	8,192

(一社)CSV開発機構

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	8	16	2
当期一般正味財産増減額	0	11	2
総資産額	43	58	51
指定正味財産	0	0	0
正味財産合計	33	44	46

(県資料より監査人作成)

【図表85 指定管理者の推移】

平成17年度以前 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度～ 平成21年度 (指定管理者)	平成22年度～ 平成26年度 (指定管理者)	平成27年度～ 令和元年度 (指定管理者)	令和2年度～ 令和8年度 (指定管理者)
(財)新潟県 文化振興財団	同左	自然科学館 運営グループ	サイエンス・ フューチャー グループ	同左	同左

(県資料より監査人作成)

(3) 収支状況の推移

【図表86 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入(ア)	445	399	376	384	437	434	428
利用料収入	154	105	32	82	133	132	125
指定管理料	290	293	302	302	302	302	302
その他	1	1	42	0	2	0	1
支出(イ)	437	397	375	385	446	423	424
人件費	163	157	182	176	174	178	177
運営経費	180	176	177	175	211	189	194
自主事業費	94	64	16	34	61	56	53
その他	0	0	0	0	0	0	0
収支(ア-イ)	8	2	1	1	9	11	4

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(4) 利用状況の推移

【図表87 利用状況の推移】

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
開館日数		302	278	302	301	315	306	295
入館者数 (a+b+c)		275,485	221,269	114,145	172,481	233,069	235,094	228,407
大人(a)		148,353	116,711	59,726	95,463	133,725	130,003	134,615
小・中学生(b)		63,679	52,592	25,245	39,490	52,336	56,992	53,361
未就学児(c)		63,453	51,966	29,174	37,528	47,008	48,099	40,431
団体(注)		32,033	20,930	9,242	8,906	11,666	14,923	16,598
プラネタリウム 観覧者数		7,324	65,796	25,619	44,793	62,745	56,460	66,423

(注) 大人、小・中学生及び未就学児の入館者数には、団体入館者数を含んでいる。

(県資料より監査人作成)

2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

新潟県立自然科学館(以下「自然科学館」という。)は、指定管理者制度が開始された当初は自然科学館運営グループが指定管理者として運営していたが、平成22年度以降についてはサイエンス・フューチャーグループが指定管理者として管理運営を行っている。その変遷は、図表88のとおりである。

【図表88 自然科学館の管理者の変遷】

期間 (管理形態・選定方法)	管理者	参加企業
平成17年度まで (管理委託)	財団法人新潟県文化振興財団	
平成18年度 (指定管理・非公募)	財団法人新潟県文化振興財団	
平成19年度～平成21年度 (指定管理・公募)	自然科学館運営グループ	株式会社アクティオ、株式会社五藤光学研究所、株式会社トータルメディア開発研究所、株式会社新潟ビルサービス
平成22年度～平成26年度 (指定管理・公募)	サイエンス・フューチャーグループ	公益財団法人科学技術広報財団、株式会社コングレ
平成27年度～令和元年度 (指定管理・公募)	サイエンス・フューチャーグループ	公益財団法人科学技術広報財団、株式会社コングレ
令和2年度～令和8年度 (指定管理・公募)	サイエンス・フューチャーグループ	公益財団法人科学技術広報財団、株式会社コングレ、一般社団法人CSV開発機構

(県資料より監査人作成)

自然科学館では、平成19年度より指定管理者制度を導入しており、現在はサイエンス・フューチャーグループが指定管理者となっている。指定管理者は、県が定めている「指定管理者制度の運用ガイドライン」に基づき指定管理者の選定方法として公募による選定を行っている。直近では、令和元年7月に募集をしている。

(1) 応募企業が1者であることについて

自然科学館では、指定管理者制度を導入して以来、公募による指定管理者の選定を行っている。第2回目(平成22年度から平成26年度)の指定管理者の選定において公募したところ、自然科学館運営グループとサイエンス・フューチャーグループの2者が応募し、審議の結果サイエンス・フューチャーグループに決定された。第3回目(平成27年度から令和元年度)以降は、サイエンス・フューチャーグループ1者のみの応募となっている。令和元年7月に令和2年度から令和8年度(指定管理期間7年)の指定管理者を公募しているが、応募した企業はサイエンス・フューチャーグループ1者のみであった。

公募による募集を行ってはいるものの、応募者が1者のみであり、実質的に公募となっていないことを鑑み、文化課では応募者増加の取組を実行している。例えば、指定管理終了の前年度に県の施策として実施した「指定管理者施設応募相談会」に参加し、説明会や個別相談会を通じて指定管理者候補となる企業との交流を図っているが、現在の指定管理者であるサイエンス・フューチャーグループにおける管理運営のレベルが高いことから、他の企業が競争は困難であると判断し、応募を見送る状況となっている。

【図表89 説明会、相談会の実績】

実施日時：平成31年2月12日(火)13時30分から15時30分

実施会場：西回廊講堂

実施事項	参加企業
プレゼンテーション(1回目)	株式会社日建緑地、福田道路株式会社、株式会社NK Sコーポレーション、テルウェル東日本株式会社、公益財団法人科学技術広報財団
個別相談(1回目)	福田道路株式会社
プレゼンテーション(2回目)	株式会社電通東日本、フクダハウジング株式会社、山隆リコム株式会社、株式会社ウエスト、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、公益財団法人科学技術広報財団
個別相談(2回目)	株式会社電通東日本

(県資料より監査人作成)

一方、自然科学館は、立県100周年を記念して、県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与するため、昭和56年11月1日に設置されている。建物は築後44年が経過しており、老朽化が激しく、当期においては天井からの雨漏りにより2日間の休館を余儀なくされた。また、同じ大雨で倉庫地下の雨水があふれ、マンホールから漏れ出す事故があり、倉庫が水浸しになり、床置き保管物が一部破損する事態となっている。

【図表 90 臨時休館のお知らせ】



(自然科学館ホームページより監査人抜粋)

指定管理者制度では、建物その他施設の維持管理も指定管理者の業務に含まれるが、老朽化した施設では修繕費が増加する傾向にあり、あわせて物価高騰の変動リスクや人件費高騰のリスクを事業者である指定管理者が負担することになれば、一定額の指定管理料では賄えなくなり、事業継続が困難になることが予想されるため、結果的に指定管理者の応募が減少する恐れがある。また、古い施設であるが故に新しい施設にはない貴重な展示物がある一方で、デジタル機器の紹介展示等陳腐化が速いものもある。展示については新規のものを導入する、最新の情報についてはパネルで紹介するなど、陳腐化を防ぐ工夫をすることで、来館者数の確保に努めている状況である。

(意見48) 指定管理者の応募が1者であることについて

指定管理者選定において、県が定めている「指定管理者制度の運用ガイドライン」に基づき公募による選定を行っているが、平成26年度第3回公募より1者のみの応募

となっている。応募者を増加させるための施策を実施してはいるが、成果が出ていない。また、老朽化した施設では修繕費がかさむため、維持管理費が増加することが予想され、また物価上昇リスクについても指定管理者負担となっているが、指定管理料については当初年度に定めた額から変更はないことから維持管理及び運営のコスト増が指定管理料で賄えないのであれば、応募者はさらに減少することになる。

指定管理者制度を続けていくのであれば、指定管理者への応募者が増加しない原因についての分析を実施し、実績に結びつくような方策を検討されたい。

## (2) 自然科学館の在り方と指定管理者制度について

県では、過年度より文化施設の管理手法の見直しを進めている。昭和56年11月にオープンした自然科学館は、オープン当初から平成17年までは公益財団法人新潟県文化振興財団に管理委託していたが、平成18年からは指定管理者制度での運営となっている。

県の最初の管理手法の見直しは、地方自治法で指定管理者制度が創設されたことを端緒にしたものである。地方自治法の改正（平成15年9月）に伴い、公の施設の管理運営については、平成18年9月1日までに指定管理者による管理、もしくは直営による管理へ移行することが決められた。県では、平成17年に「新潟県公共施設改革委員会」を設置し、68施設を対象に民間の視点及び県民の視点から、施設ごとに在り方や管理手法の見直しについて検討を実施した。検討の結果、専門性の高いサービスや教育的見地からのサービスを提供するため、専門的職員を配置している10施設については、当面「直営」での管理運営と整理された。また、今後の施設運営の中で、指定管理者を管理主体の基本として位置付け、市町村管理若しくは直営が妥当、あるいはやむを得ないとした施設以外の33施設について、指定管理者導入が適当と整理している。

自然科学館は、指定管理者制度導入が適当と判断した施設とされ、制度の趣旨を生かすため、新たな業務提案（サービスの提供）にも柔軟な対応が必要であるとともに、付帯意見として、「指定管理者を当面特定する場合においても、平成19年4月から公募による指定管理者を目指すこと」と記載されていたことから、平成19年4月からの指定管理については、公募により選定されている。公募による選定を実施しているものの、実質1者しか応募がない状況であることは、「(1) 応募企業が1者であることについて」で述べたとおりである。

また、施設運営における課題について、県の経費負担が大きい施設を選択し、県が認識している課題を踏まえながら集中的な議論を行っており、委員会として図表91のような意見を取りまとめている。

【図表91 自然科学館の課題】

施設名	課題
県立自然科学館	<p>&lt; 効率的な施設の管理運営 &gt;</p> <p>教員の派遣については、再任用や 60 歳以上の人たちの活用を積極的に考えていくべきである。</p>

(「県立公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」より監査人抜粋)

自然科学館の開館日は昭和56年11月1日である。平成18年の段階で、建物及びその他展示物等の経過年数は33年であるが、令和6年では44年が経過していることになる。建物では雨漏りの発生により休館する事態となっているほか(雨漏りについては屋上の防水シートの貼り換えを令和8年度に実施の予定)、天井に穴が開いていたり、展示品貯蔵庫のマンホールから水漏れしていたりするなど、老朽化が進んでいる。駐車場についても、アスファルトの陥没があるほか、雨水管が破損し交換が必要な事態となっている。展示物についても、オープン当初は最新のものでも44年が経過し劣化が激しくなっており、また、現代の学説と整合しないものも出てきている。デジタル機器の紹介展示等は特に陳腐化が進んでいる。料金収入の還元による補正予算で修繕費を増加させ、対応しているものもある。また、能登半島地震に係る補正予算でも修繕を実施しているが、それでも対応が間に合わない状況である。

建物等については、修繕対応しているものの間に合っておらず、年々修繕費がかさんでいる。展示物についても大規模な更新はしておらず、部分的なりニューアルと企画展で入館者数を確保している。このまま修繕費がかさむと、指定管理者の負担が大きくなることから、指定管理者制度による管理運営も難しくなる。

「第4 施設の在り方(管理体制)について 1 監査対象施設の状況」でも触れたが、県では「新潟県PPP/PMI活用指針(令和2年4月改定)」を定めて、以下のとおりPPP/PMIの活用指針を示している。

厳しい財政状況、人口減少の中で、効率的・効果的に公共施設等を整備・運営していくことが重要である。PPP/PMI手法の導入は、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現する。したがって、公共施設の整備等を行う場合には一つの有力な選択肢としてPPP/PMI手法の導入を検討し、効果が見込まれる場合には積極的に活用を図るものとする。

自然科学館は建物等の老朽化が著しく、展示物も陳腐化していることから、県の活用指針に基づきPPP/PMI手法を利用し、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現に向け、民間の資金や創意工夫の活用について検討することも考えられる。自然科学館の建設費、もしくは展示物の大規模リニューアルを前提とした場合、

建設やリニューアルに係る費用は多額であるが、現在の施設でも一定以上の入場者数と観覧料が確保できていることから、需要は十分あると考えられる。

#### (意見 49) PPP / PFI 導入による民間資金等の活用

自然科学館の建物の老朽化、展示物の陳腐化は、今後も年数を重ねるごとに重症化していくと考えられ、現状の修繕だけでは間に合わない可能性がある。建物についてはオープンより44年が経過しており、県が定める耐用年数である60年まで残り15年ほどしかない。現在は指定管理者制度の下で民間の創意工夫を活用しているが、建物の老朽化、展示物の陳腐化が進めば、指定管理者制度を採用することも難しくなってくる。よって、県においては、PPP / PFI手法を用いた民間の資金や創意工夫の活用について検討し、効果が見込まれる場合には、積極的に活用を図ることが望まれる。

### 3 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、自然科学館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

#### (意見 50) 公共施設等総合管理計画の策定方法

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、自然科学館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。

また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新

等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。

#### 4 維持管理計画及び実績の検討

自然科学館は、令和7年9月の大雨に伴う館内の一部漏水により、9月11日から12日の2日間にわたり臨時休館となっていた。施設への視察時(令和7年10月6日)に、この漏水の状況を視察及び自然科学館の担当者に質問を行った。

その結果、展示場内の漏水懸念は令和7年9月の大雨被害の前からあり、令和7年度の修繕要望の結果、予算が措置され浸水対策の工事の計画が開始されるところであったとのことである。自然科学館は、令和7年度から令和11年度の「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)を定めているが、この修繕計画では令和7年度に屋根の修繕工事(33,000千円)が予定されていることから、漏水の予見は少なからずあったと考えられる。

しかし、この漏水の懸念は既に令和6年4月時点までには存在しており(図表92参照)当事態となった要因として、施設全体の修繕対策の実行又は進捗に遅れが生じていたということが挙げられると考えられる。

【図表92 令和6年4月時点 令和7年度以降の漏水対策要望】

	直近更新年度	耐用年数	経過年数 (令和6年4月1日現在)	設備等の状況	安全・安心上のリスク	概算工事費/工期
正面アプローチ屋上、エントランスホール屋上・屋根更新工事	1981	20	43	・券売所裏天井が漏水により損壊。	・展示場内の漏水によりお客様サービスに影響あり。漏水規模によっては営業自体にも影響が出かねない。	24,255千円/ 令和7年度
屋上床面防水工事(生活・自然の科学)	1981	20	43	・防水シートが破損し床とシート間に水が溜まっており漏水・雨漏りの原因となる。(5~6箇所雨漏り)	・漏水が悪化すると館内に雨水が漏水し営業に支障を来す恐れがある。	60,000千円/ 令和7年度~ 令和11年度

(県資料を監査人抜粋・加工)

また、令和6年度を取り上げると、自然科学館の60万円超の修繕（指定管理協定上、修繕自体は県が実施）や施設整備の県への要望と実績との関係として、能登半島地震被害の設備修繕工事は、上水用受水槽等（設置から43年程度経過しており漏水あり。能登半島地震で漏水量増加）の漏水対応の緊急かつ事後修繕がなされていると考えられる。

一方、その他の施設設備の修繕については、自然科学館の要望額と実績額には乖離が生じており、施設設備の修繕が自然科学館の実情に即して必ずしも十分に実施又は進捗していない状況にあると考えられる。

【図表93 令和6年度 修繕・施設整備の要望と実績】

項目	修繕・整備要望 (指定管理者から県へ)	実績額
その他の施設設備の修繕 (消防設備、防排煙設備各所修繕等)	26,060 千円	10,834 千円
能登半島地震被害の設備修繕工事	37,000 千円	37,734 千円

(県資料より監査人作成)

#### (意見51) 修繕の着実な実施

自然科学館では、令和7年9月の大雨に伴う館内の一部漏水により、9月11日から12日の2日間にわたり臨時休館となった。

自然科学館は、令和7年度から令和11年度の「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)を定めているが、この修繕計画では令和7年度に屋根の修繕工事(33,000千円)が予定されている。そのため、漏水の予見は少なからずあったと考えられる。

しかし、自然科学館ではこの漏水の懸念は既に令和6年4月時点までには存在しており、また、令和6年度の施設整備の修繕の要望と実績に乖離が生じている状況を鑑みると、当事態となった要因の一つとして、施設全体の修繕対策の実行又は進捗に遅れが生じていたということが挙げられると考えられる。

修繕計画のPDCAサイクルは不断に回していくことが重要である。令和7年9月の館内漏水による臨時休館のような施設の機能不全による県民サービスの中断を今後招かないように、修繕計画の工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。

## 5 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

### (1) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されているとのことであり、点検業者から受領した結果報告書等は管理されている。

一方で、施設の保全に関する点検業務は実施されているものの、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

資産の管理台帳として公有財産台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく（建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない）、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

### (意見52) 保全台帳作成の必要性

施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 6 収支・財政・コスト管理に関する課題

### (1) 外部取引先との契約締結方法について

自然科学館の指定管理事業における外部取引先との契約が、自然科学館の規程等を遵守して行われているか、令和6年度中の契約をサンプルで閲覧した結果、自然科学知識普及活動費に係る契約において、契約書を書面で取り交わしていない取引が検出された。

【図表94 契約書の取り交わしが無い検出取引】

費目	摘要	金額
自然科学知識普及活動費	キボリノコンノ展分配金	16,421,235 円
自然科学知識普及活動費	ホラーにふれる展分配金	16,586,905 円

(自然科学館資料より監査人抜粋)

契約書を書面で取り交わしていない理由として、契約手続を定める規程等が無いことが最大の原因であり、契約書を締結する場合の基準（例：金額別等）の定めが無い状況であった。外部取引のうち契約を口頭等で条件を決めて実施している慣例により契約事務が行われていた。

(指摘3) 契約の締結条件を規定した規程等の不存在について

自然科学館では、外部取引先と契約を書面で取り交わしていない取引があり、その理由として、契約手続を定める規程等が無く、契約を締結する場合の基準の定めが無い状況であった。

契約条件の合意齟齬等に起因した紛争予防の観点、公の施設の運営管理の契約事務の透明性の観点から、契約の締結条件や契約手続等を規定した規程等を定め、この規程等により契約事務を行われたい。

(2) 利用料金収入集計に関する承認

利用料金収入については、運営課（主として事務局）にて集計、管理している。日々の利用料金収入は、 から の手順で計上される。

レジスター担当者がレジスター集計表と現金をあわせて、運営課担当者に渡す。運営課担当者は現金を数えて金種表を作成し、レジスター集計表との合致を確認したうえで、現金を封筒に入れて保管する。運営課担当者は、レジスター集計表を見ながら、日計表に現金の金額を入力する。

レジでは金種表を作成しており、担当者印の押印がある。レジスター集計表には押印欄がないため、確認した証跡が残らない。日計表についても同様で、担当者印、確認印はない。そのため、誰が作成したのかが後日確認できず、責任の所在がはっきりしない。

なお、利用料金収入に関する取扱要領、権限委任の内規等、規程類は定められていない。

(意見53) レジスター集計表及び日計表の押印について

自然科学館における利用料金は、レジスター担当者がレジスター集計表と現金をあわせて、運営課担当者に渡し、運営課担当者が現金を数えて金種表を作成、レジスター集計表との合致を確認し、現金を封筒に入れて保管、運営担当者がレジスター集計表を基に日計表を作成することで、収入計上される。

金種表には担当者印しかなく、確認者や承認者等の押印がないため、ダブルチェックをした痕跡が残らない。また、レジスター集計表、日計表には作成者印、確認者や承認者等の押印はない。実際は、レジスター集計表と日計表のダブルチェックが行われているにもかかわらず、ダブルチェックの体制が構築されていないかのような外観を有しており、書類には押印やサイン等の証跡を残すことを検討されたい。

また、業務担当者が交代することも考慮に入れ、利用料金収入に関するマニュアル等の整備に関しても、検討されたい。

(3) 指定管理者における一般管理費の計上根拠

指定管理者の支出については収支計画書に基づいており、具体的な内容や金額等は共同体構成員間の会議にて決定している。このうち一般管理費については、14,000,000円が計上されている。その内訳は、以下のとおりである。

【図表 95 一般管理費明細】

月	相手先	摘要	金額(円)
3	(株)コングレ	一般管理費	4,900,000
	(公財)科学技術広報財団	一般管理費	7,700,000
	(一社)CSV開発機構	一般管理費	1,400,000
一般管理費 合計			14,000,000

(令和6年度収支報告より監査人抜粋)

一般管理費については、予算額である14,000,000円を共同体構成員である株式会社コングレ、公益財団法人科学技術広報財団、一般社団法人CSV開発機構が、それぞれ協定書の割合で負担していることになっている。一般管理費の内容について運営課担当者に質問したところ、各参画団体全体の維持、運営に必要な関係経費の他、本社稼働分に対する支出であるとの説明を受けた。本社稼働分について、例えば誰が何時間稼働したかなどの記録は残っているか質問したが、記録は残っていないとのことであり、契約書作成等、本社でなければならない業務について、その分を負担しているとの説明があった。

収支報告の一般管理費の金額は、令和4年度、令和5年度も令和6年度と同額の14,000,000円が計上されている。また、令和2年度から令和8年度までの指定管理期

間における収支計画書における事業費のうち一般管理費は14,000,000円となっており、年度一定額となっていた。担当者によると、本社に係る経費等については毎期一定額発生するとの仮定の下、金額を置いているとのことであった。

また、共同体構成員間の負担率は、令和元年度当初の協定書から業務の割り振りが変更になったため、それぞれの負担率を変更しているが、「覚書」や新たな「共同事業体協定書」は作成していないとのことであった。

#### (意見54) 一般管理費の計上根拠について

自然科学館の収支報告の一般管理費14,000,000円の内容は、各参画団体全体の維持、運営に必要な間接経費の他、本社稼働分に対する支出であるとの説明を受けたが、実際に発生した経費等に関する記録は無く、計上根拠は不明瞭である。一般管理費が本社稼働分の経費等であるなら、実際に発生した経費の額により計上すべきである。

現状の収支報告額は、収支計画書の記載額14,000,000円を共同体構成員間の負担率で按分した額としており、実際発生額と乖離しているか否かについても把握されていない。県は、自然科学館の収支報告の一般管理費が実績額となっているかを確認するとともに、収支計画書との乖離の有無についても調査されたい。

なお、共同体構成員の負担率であるが、令和元年度当初の協定書から負担率が変更になっているにもかかわらず、覚書や新たな協定書の作成はなされていない。当事者間での負担率の認識齟齬の発生を避けるためにも、覚書や負担率修正後の協定書等の締結を考慮されたい。

#### (4) 指定管理者の収支報告における人件費

指定管理者であるサイエンス・フューチャーグループが作成した令和6年度事業報告書に含まれる収支報告書には、人件費として177,000,000円が計上されている。丸まった金額であったため計算根拠について質問したところ、実績値ではなく計画値のままであり、その結果として概算額で計上しているとの回答があった。

#### (意見55) 収支報告における人件費について

収支報告書における人件費が概算金額となっており、実績値となっていない。収支報告書の作成に当たっては、正確に実績値を記載することを検討されたい。

## 7 施設利用促進・サービス向上に関する課題

#### (1) 利用者アンケートの回収率について

自然科学館では利用者の満足度を測るため、アンケートを実施しているものの、特

別展については回収率が以下のとおり低調に推移している。アンケートの回収率が低いことの問題点は、「新潟県立近代美術館 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (1) 利用者アンケートの回収率について」に記載したとおりである。

【図表96 企画展のアンケートの回収率】

展示名	入場者数	回収枚数	回収率
春の特別展「キボリノコンノ展」	39,370 人	2,623	6.7%
夏の特別展「ホラーにふれる展 - 映画美術の世界 - 」	31,067人	1,733	5.6%

(自然科学館資料から監査人抜粋)

(意見56) 利用者アンケートの回収率向上とデータ活用の推進について

施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、自然科学館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることが検討されたい。

(2) デジタルプラットフォームを利用した情報発信について

自然科学館ではInstagram、YouTubeといった各種SNSを一定程度、活用してはいるものの、隣県の文化施設と比較して利用度が低い状況にあると考えられる。SNS等のデジタルプラットフォームの利用目的については、「新潟県立近代美術館 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (2) デジタルプラットフォームを利用した情報発信について」に記載したとおりである。

(意見57) デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について

自然科学館においても、SNS等のデジタルプラットフォームの利用促進を推奨する。なおSNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といったいわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。

(3) 新たな魅力の創出について

自然科学館では、これまでも民間企業や自治体等との連携により、展示の充実が図られてきている。一方で、自然科学館はその専門性の高さから、他の文化施設とは比較的独立した形で運営される傾向も見られる。文化施設が他施設と協業する意義は「新潟県立万代島美術館 3 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (3) 新たな魅力の創出について」に記載したとおりである。

#### (意見58)文化施設の連携・協業について

自然科学館については、既存の企業・自治体との連携を基盤としつつ、例えば歴史博物館、図書館、劇場、新潟県少年自然の家など、他の文化・教育施設との協業によって、よりユニークで重層的な魅力を創出する余地があると考えられる。これら地域の文化資源と自然科学館の学術的価値を有機的に結びつけることで、自然科学を軸とした新たな体験価値を来館者に提供するとともに、連携する各施設にとっても新たな魅力創出や来館者層の拡大につながり、地域全体の文化的魅力の向上にも寄与することが期待される。そのため、他の文化施設との連携可能性や相乗効果について検証する観点から、関係機関との協議や来館者ニーズの把握等を進めることを検討されたい。

#### (4)常設展の更新と企画展の検討

自然科学館は、昭和56年11月のオープンから大規模リニューアル等を行っていないため、展示物についてもオープン当初のままとなっているものがある。常設展については、令和4年度に「動く不思議な部屋」、「風の力の体験」、「ブナ林の環境と生物」の展示更新、及び令和5年度に屋外展示場の一部展示更新(太陽の城、ダリウス型発電風車、多翼型揚水風車を老朽化のため解体撤去、現在はIT×農業をテーマにした農業体験施設となっている。)が行われているが、小規模な改良となっている。展示物のほとんどが当初のままであることから、他の科学館では展示されていない貴重な展示物があるものの、デジタル機器等の展示については陳腐化が激しい状況となっている。また、恐竜の展示については、古い学説の下で制作されていることから、現代の学説とは異なったものが展示されている。

このような状況の中、指定管理者であるサイエンス・フューチャーグループでは、年に2回自主事業として企画展を行っており、集客に努めている。企画展については、早くも1年半前、遅くても半年前に企画をし、実行できる段階まで計画を詰めている。企画展は、春(春休みからGW)及び夏(夏休み)は実施することが決まっているが、春、夏以外の実施は決まっていないこともあり、その他の時期については不定期で行われている。

自然科学館においては、常設展だけでは十分な集客は望めないことから、集客においては企画展頼みとなっており、企画展の当たりはずれが集客に与える影響は大きい。以下図表97は令和6年度の入館者数と行事等をまとめたものである。春の特別展開催期間である4月、5月、夏の企画展開催期間である7月、8月は小学校の休みの期間とも重なることから、入館者数が伸びている。2月は能登半島地震の影響による改修工事が行われたため休館しているが、3月は春の特別展の開催もあり入館者数が増加している。

【図表97 令和6年度入館者数】

(単位：人、円)

	4月	5月	6月	7月	8月
入館者数	25,884	26,572	12,034	23,087	45,502
利用料金	17,948,330	19,184,535	4,151,530	13,792,020	31,672,310
行事等	春の特別展「キボリノコン ノ展」(~5/12)		展示場燻蒸作業 のため休館 (6/17~19)	夏の特別展「ホラーにふれ る展 - 映画美術の世界 -」 (~9/1)	

	9月	10月	11月	12月
入館者数	17,060	11,859	17,209	9,063
利用料金	7,713,675	3,156,390	2,868,675	2,582,350
行事等	「トキの洋洋(ヤンヤン)回顧展」 (~10/31)		開館記念ウィーク入 館料無料(11/1~7)	

	1月	2月	3月	合計
入館者数	9,053	2,650	28,474	228,407
利用料金	2,864,775	1,691,645	17,551,845	125,178,080
行事等		設備改修工事の ため臨時休館 (2/11~28)	春の特別展「M o z u ミニチュア展2025 ようこそ、小さな世 界へ。」(3/20~)	

(県資料より監査人作成)

上記図表97からもわかるように、常設展のみの期間(12月・1月)においては、降雪等の悪天候により来館者が減少しやすい時期でもあることから、企画展を開催している期間よりも入館者数が少ないことがわかる。

また、指定管理者は自主事業として「謎解きミュージアム」を実施している。収入と支出については、県からの委託とは分けて計算している。「謎解きミュージアム」は入館者数の増加及び収入確保が目的であり、新潟テレビ21(UX)との共同事業となっている。謎解きキットを作成したのが3年前であり、支出はキット製作費のみであることから、現在は収入のみが上がっている。収入は企画会社、新潟テレビ21、指定管理者(サイエンス・フューチャーグループ)で分けており、指定管理者には年間180万円程度の収入となっている。販売は県と業務委託している業者に販売してもらっており、販売手数料は厚意で無料となっていることから、共通経費は発生していない。

#### (意見59) 常設展における集客について

集客が企画展頼みになっており、企画展のあたりはずれが集客数に直接響いてくる。現在でも企画展開催時には入館者数が伸びているので、魅力的な企画展が開催されていると考える。常設展については、部分的な改良は行われているものの、大規模な更新(リニューアル)は行われていない。財源とのバランスも勘案してではあるが、建物も老朽化しているほか、陳腐化したデジタル機器、過去の学説に基づく恐竜の展示

等、展示物についても老朽化していることから、今後実施する更新計画には常設展の主要な展示に関するリニューアルについても盛り込んでいくよう検討されたい。その際には、PPP/PFI手法を用いた民間資金や創意工夫についても、検討されたい。

## 8 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 小口現金の残高が多額である件について

施設視察日現在で小口現金の残高が100万円以上ある状況であった。施設担当者へ当事実の背景について質問したところ、利用料金収受時の釣銭確保の観点から多くの金種の両替に備える必要性、イベント開催時における想定以上の来客に伴う材料不足への対応といった観点が挙げられる旨の見解を示している。なお小口現金からの出金の目的は、主に施設運営上日常的に発生する諸経費の精算であることをあわせて確認している。

利用料金については現在10円単位で設定されており、釣銭が発生しやすい状況にあるという事実がある。また不足材料の追加購入に関しては、イベント開催に支障を来たさぬようにするため近隣店舗で購入せざるを得ない場合や、そもそも近隣店舗での購入の方がオンラインによる請求書払いでの購入よりも安価で確実な在庫がある場合が少なくないという旨の見解を指定管理者は示している。

また施設視察日に施設担当者へ質問を行い、これまでに紛失や盗難等の事実の発生は無いとの回答を得ているが、仮に生じた場合の影響は相当程度大きなものとなると考えられる。

### (意見60) 小口現金の金額縮減について

当施設の小口現金からの主な出金目的が施設運営上の経費精算であり、当費用は最終的に指定管理料にて補てんされるものであることから、当小口現金の原資は指定管理料であると考えられる。

利用料金収受時における釣銭確保目的及びイベント開催時における追加材料購入目的等の観点から、小口現金の残高が多額になる傾向に一定の合理性はあるものの、現金取扱いに際しての紛失、盗難、横領等が発生した際には、施設運営に及ぼす影響度も大きくなるといえる。したがって、可能な限り残高の縮減を進めることを検討されたい。

釣銭の発生は利用料金の設定上致し方ない側面もあるが、将来的には100円単位に統一したり現金当日払い以外の決済手段の推進を図ったりするような施策を検討されたい。

イベントで用いる材料の突発的需要や店舗購入の価格優位性の存在に関しては、イベント前の来館者予測の精緻化により追加購入の必要が無くなるような取組や、従来以上に取引条件が良く在庫も豊富にある請求書払い対応業者(オンライン、実店舗を問わず)との取引の模索等を通じて現況の打開を図りたい。

## (2) 不具合発生備品の扱いについて

指定管理者は令和6年12月14日及び15日にイベント「親子かがく教室『作って実験！ペットボトル空気砲』」を開催している。空気砲から出てくる空気の形を煙によって可視化して空気砲の威力や遠くまで空気が届く理由を楽しみながら学んでもらうとともに、空気砲を自作することを通じたもの作りの楽しさを感じてもらうことを目的として開かれたイベントである。

イベント当日の実験で用いる、空気を可視化するための煙を生成するスモークマシンを指定管理者は2台所持していた。しかし、うち1台は事前の準備段階において装置からの液漏れや本体の発熱が著しい状態であることが発覚し、使用に危険を伴う可能性が高いことからイベント当日には使用しなかった。

当スモークマシンは県有備品である。施設視察日に現在の状況を確認したところ、現在も使用は見合わせており今後の使用可能性もないが、処分は行わず物理準備室に保管されたままとなっていた。

### 【図表98 視察時のスモークマシンの保管状況】



(監査人撮影)

## (意見61) 不使用物品の適時処分について

県有備品として委託を受けて管理しているものの、使用に際し危険が見込まれるなどの理由により今後の使用が見込まれず、修理の予定もないような物品については、現指定管理期間内で処分を先送りにせず可能な限り早期の処分を実施又は決定することを検討されたい。万一使用してしまった際の事故を未然に防止するだけでなく、保管スペースの圧迫を解消し、整理整頓を進め業務の円滑かつ効率的な遂行に寄与するものと考えられる。

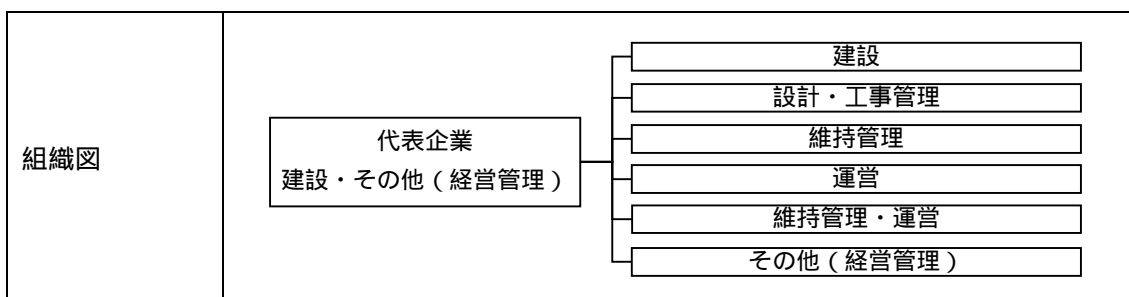
## 新潟県立武道館（謙信公武道館）

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	上越市戸野目古新田 375 番地
所管課	観光文化スポーツ部スポーツ課
供用開始年月	令和元年 12 月 1 日
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武道競技の全国レベルの国内競技会等の開催、年間を通じた武道の競技力向上、武道を通じた青少年の健全育成及び県民の健康保持増進を図る県立基幹スポーツ施設として設置。</li> <li>・ 整備運営の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国レベルの国内競技会等に対応できる総合的な機能を有する施設</li> <li>競技スポーツを活性化するための選手の育成・強化等強化基盤の充実が図られる施設</li> <li>武道を通じて青少年の健全育成や県民の健康保持増進が図られる施設</li> </ul> </li> </ul>
設置根拠条例	新潟県立武道館条例
主な施設種類 (施設の構成)	大道場、小道場（畳敷き・板張り）、弓道場（近的・遠的）、相撲場、トレーニングルーム、会議室、研修室、ランニングコース、談話スペースほか
面積(公有財産表) (令和 7 年 3 月未現在)	敷地面積：22,950.47 m <sup>2</sup> 建築面積：8,508.25 m <sup>2</sup> 延べ床面積：13,035.99 m <sup>2</sup>
価格(注 1) (令和 7 年 3 月未現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 1,627 百万円 (B/S)建物取得価額 2,411 百万円、帳簿価額 2,658 百万円
開館時間	9:00 ~ 21:30 (各施設の利用時間は 9:00 ~ 21:00)
休館日	毎週火曜日(祝日は開館)、年末年始(12月29日~1月1日)
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	武道競技の全国レベルの国内競技会等の開催、年間を通じた武道の競技力向上、武道を通じた青少年の健全育成及び県民の健康保持増進を図ることを目的としている。



（注1）土地は上越市からの借用であるため土地価格は記載していない。

## （2）指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社PFI新潟県立武道館サービス
代表者名(県との関係)	堀川 亨
指定期間(運営・維持管理)	令和元年12月1日～令和16年3月31日
設立目的(寄付行為等)	1. 新潟県立武道館の設計・工事監理業務 2. 新潟県立武道館の建設業務 3. 新潟県立武道館の開業準備業務 4. 新潟県立武道館の維持管理業務 5. 新潟県立武道館の運営業務 6. 前各号に付帯する一切の業務
設立年月	平成29年2月7日
事業内容	新潟県立武道館の整備及び運営 ・施設整備業務 ・施設運営・維持管理業務 ・その他上記に関連する業務
指定管理業務の内容	新潟県立武道館の運営・維持管理
県所管の他の公の施設における令和6年度の指定管理業務	なし
指定管理者選定委員	委員長 山口 直也氏（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授） 副委員長 西原 康行氏（新潟医療福祉大学大学院 健康科学専攻長 教授） 委員 阿部 徹氏（公益財団法人新潟県体育協会 専務理事） 委員 内藤 一恵氏（内藤一恵 建築設計事務所） 委員 西村 伸也氏（新潟大学工学部 建設学科 教授） 委員 三藤 芳生氏（公益財団法人 日本武道館 理事・事務局長） オブザーバー委員 野澤 朗氏（上越市教育委員会 次長） オブザーバー委員 保科 正晴氏（新潟県土木部都市局 営繕課長） オブザーバー委員 池嶋 聖也氏（新潟県教育庁 保健体育課長） オブザーバー委員は、施設管理者等の立場から意見を述べたり、入札参加者に対して質問等を行うが、選定委員会としての意思決定や選定に当たっての採点には加わらない。
指定管理者の選定結果	選定委員会は、落札者決定基準に基づき、厳正かつ公正に審査及び評価を行い、鹿島建設グループを最優秀提案者として選定した。
指定管理者の選定理由（非公募の場合は非公募とした理由）	各審査項目の総合評価点が1位となったため、鹿島建設グループを指定管理者として選定した。

【図表99 役員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
取締役(内、県関係者)		5(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
監査役(内、県関係者)		1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
合計(内、県関係者)		6(0)	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)

(注1) 役員には非常勤を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表100 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
シンコースポーツ株式会社						
正規職員人数(内、県職員数)		7(0)	8(0)	7(0)	7(0)	7(0)
非正規職員人数(内、県職員数)		8(0)	7(0)	7(0)	6(0)	8(0)
日本管財株式会社						
正規職員人数(内、県職員数)		3(0)	3(0)	2(0)	2(0)	1(0)
非正規職員人数(内、県職員数)		0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表101 直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
当期純利益	6.6	6.3	5.3
総資産額	4,854.3	4,439.5	4,021.4
資本金	50	50	50
純資産額	88.3	94.6	99.9

(県資料より監査人作成)

【図表102 指定管理者の推移】

令和元年～令和16年
株式会社PFI新潟県立 武道館サービス

(県資料より監査人作成)

( 3 ) 収支状況の推移

【図表103 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
売上高(ア)		669.2	649.7	380.5	380.9	231.7	231.4
売上原価(イ)		624.0	618.9	331.9	342.2	214.4	214.5
販売費及び一般管理費(ウ)		10.5	10.6	10.3	10.8	8.1	8.1
営業外収益(エ)		4.1	4.1	4.1	4.1	0.1	0.1
営業外費用(オ)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9
法人税等(カ)		12.6	7.9	14.4	8.8	2.1	2.6
収支(ア-イ-ウ+エ-オ-カ)		26.2	16.4	28.0	23.2	6.3	5.3

(県資料より監査人作成)

( 4 ) 利用状況の推移

【図表104 利用状況の推移】

項目	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数(人)		24,228	52,415	97,046	109,654	138,662	131,501

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合があります。

(県資料より監査人作成)

2. 民間活用等の施設の在り方に関する検討

当施設は、「1. 施設の概要」に記載のとおり、株式会社PFI新潟県立武道館サービス(鹿島建設株式会社北陸支店等を構成企業とする)が、整備及び運営に関する事業者として選定されている。現在の契約における事業期間は以下のとおりであり、令和7年3月末時点で開業以来6年4か月の経過となり、契約上の残存事業期間は8年となる。

- ・設計・建設期間：平成29年3月から平成31年9月末日
- ・開業準備期間：平成31年10月1日から平成31年11月末日
- ・維持管理・運営期間：平成31年(令和元年)12月1日から平成46年(令和16年)3月末日(14年4か月)

事業開始後、毎年県がモニタリングを実施しており、指定管理者である株式会社PFI新潟県立武道館サービスの管理運営実績について評価をしている。令和5年度の評価については、事業、施設管理、財務、管理体制のいずれの項目についても水準を達成しているとの評価がされている。

スポーツ課に質問したところ、現状においては、現PFI契約終了後の施設の在り

方について具体的な検討には入っていないとのことである。

しかし、事業期間経過後には設備も建設後15年程度経過し、大規模修繕が必要とされる時期に差し掛かり、現在の県の財政状態を勘案すると大規模修繕の負担は重くなる可能性がある。

#### (意見62) 現 P F I 契約終了後の施設の在り方についての検討

事業期間の残存期間は8年あり、事業者に対する評価も良好であることから、現状において事業者の見直しは検討されていない。また、現時点においては、設備も比較的新しく修繕費が多額にかかる状況ではない。

ただし、上記事業期間経過後には設備も建設後15年程度経過し、大規模修繕が必要とされる時期に差し掛かる。現在の県の財政状態を勘案すると大規模修繕の負担は重く、直営での運営ではなく、民間資金を活用した契約形態が望ましいと考えられる。現在の契約終了後の新たな契約形態としては、指定管理者制度を採用する、あるいは、現在の B T O (Build Transfer Operate) 方式とは異なる維持管理・修繕型の P F I 契約とするといった選択肢が考えられる。時間は少しあるが、今後維持管理計画を精緻に策定し、県の財政を踏まえた適切な選択を行うため早めの対応をされたい。

### 3 個別施設計画・総合管理計画

#### (1) P F I 事業者の長期修繕計画の活用

P F I 事業者は、事業の実施に当たり、長期修繕計画書(修繕・更新に係る費用の内訳書)を作成し、県に提出している。

長期修繕計画は、B E L C A (公益社団法人ロングライフビル推進協会)の維持保全資料、国土交通省の基準(建築物のライフサイクルコスト)を参考として、P F I 事業者の修繕計画・実施ノウハウを加味し、入札時の施設整備費内訳を基に修繕周期・修繕率をかけて作成しているとのことである。

長期修繕計画は P F I 事業者が、修繕等の実施状況を踏まえて、毎年度更新しており、必要に応じて、県と長期修繕計画の見直しの協議を行っている。

#### (意見63) P F I 事業者の作成した長期修繕計画の利用

庁舎等個別施設計画を構成する長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基

礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

P F I 事業者の長期修繕計画は、予防保全を前提としたものであり、また、令和元年度から令和15年度の金額は、その期間に県が P F I 事業者へ支払う金額と同額であることから、長期修繕計画の精度は、修繕・更新等費用の見込み額の高額より高いと考えられる。

庁舎等個別施設計画を構成する長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の作成に当たり、P F I 事業者の作成した長期修繕計画を活用することも検討されたい。

## ( 2 ) 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、武道館では令和7年度から令和16年度の10年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

## ( 意見 64 ) 公共施設等総合管理計画の策定方法

庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 ( 1 ) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものととして策定されたい。

## ( 3 ) 公共施設等総合管理計画の記載金額

令和元年度から令和15年度の期間については、P F I の事業契約により P F I 事業者への支払金額が確定している。

ただし、契約により、物価が上昇し、賃金指標が3%以上変動する場合には、支払予定額に賃金指標の増加率を乗じた金額を支払う。

計算方法については、「7 PFIの運用に関する課題 ( 1 ) 修繕・更新業務に関するサービス対価の改定」を参考にされたい。

令和6年度にサービス対価の改定を行っており、契約時と改定後の修繕・更新費用は図表105のとおりである。

【図表 105 新潟県立武道館 修繕・更新業務費】

(単位：百万円)

年度	契約時	令和6年改訂後
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度	4	4
令和5年度	1	1
令和6年度	1	1
令和7年度		
令和8年度	16	17
令和9年度		
令和10年度	103	108
令和11年度	11	11
令和12年度	22	23
令和13年度	11	11
令和14年度	11	11
令和15年度	115	120
累計	299	312

(県 事業契約書 別表 サービス対価B支払内訳表 及び 令和6年度サービス対価B改定計算書 サービス対価Bの内訳書に基づいて監査人作成)

(意見 65) 公共施設等総合管理計画の記載金額

公共施設等総合管理計画における「維持管理・更新等見込額」の算定において、令和7年度から令和16年度の数値は、庁舎等施設に係る長寿命化計画の数値に基づいて記載している。このうち、令和7年度から令和15年度はPFIの事業期間と重複している。PFI制度では、この期間の修繕・更新費用の支払額は確定しているため、公共施設等総合管理計画の令和7年度から令和15年度の数値は、PFIへの支払額を記載することを検討されたい。

なお、物価変動があった場合には、物価変動を反映した支払額を公共施設等総合管理計画に記載することも検討されたい。

#### 4 維持管理計画及び実績の検討

P F I の事業契約により、P F I 事業者は、長期修繕計画に基づいて修繕を実施することになっており、県は、事業者の維持管理・運営業務等の業務実施内容をモニタリングすることになっている。

【図表106 事業計画 モニタリング】

事業契約書 (当施設の修繕・更新) 第 80 条 事業者は、業務計画書に基づき、当施設の修繕・更新を自己の責任及び費用において実施する。	
別紙 2 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法 1. 総則 (3) モニタリング対象 県は、事業者の施設整備業務、開業準備業務、維持管理・運営業務等の業務実施内容及び事業期間にわたる事業者の経営管理状況について、モニタリングを行う。	
4. 維持管理・運営業務に係るモニタリング 定期モニタリング 事業者は、業務計画書を作成し、それに基づく従業者の業務実施内容及び要求水準書等の達成状況を自ら確認の上、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに県に提出する。	
提出書類	提出時期
業務計画書	・基本計画：維持管理・運営業務の開始の 3 カ月前まで ・年度実施計画：各年度の開始 1 カ月前まで ・長期修繕計画：供用開始から 10 年を経過した時点（事業終了 1 年前までに修正計画を提出）
業務報告書	・月報：当該月の翌月 10 日まで ・四半期報：当該四半期の翌月 15 日まで ・年度総括報：翌年度の 4 月 30 日まで

(「新潟県立武道館整備及び運営事業 事業契約書」より抜粋)

県は、契約時に長期修繕計画を受領し、P F I 事業者と変更協議があった場合には、変更後の長期修繕計画を受領しており、令和 5 年度において、以下の長期修繕計画の見直しを協議している。

- ・令和4年度に実施した建物診断結果を踏まえ、建築・設備ともに見直し
- ・相撲場及び弓道場については、これまでの修繕実績や専門業者が算出した維持管理期間全般にわたる修繕見込額等を基に長期修繕計画に追加

一方、PFI事業者は、修繕実績を踏まえて長期修繕計画の修繕の実施予定時期を毎期更新しているが、県は、PFI事業者と契約で規定されていないという理由でこの毎期更新される長期修繕計画を受領していない。

#### (意見66) 長期修繕計画に基づく実施のモニタリング

PFI事業者が計画どおりに必要な修繕を実施していない場合、施設の性能が維持できなくなる可能性がある。

県は、PFI事業者との契約時にPFI事業者が定める長期修繕計画を受領し、建築・設備の見直し・長期修繕計画の追加について変更協議があった場合に、変更後の長期修繕計画を受領している。一方、PFI事業者は、修繕実績を踏まえて長期修繕計画の修繕の実施予定時期を毎期更新しているが、県は、PFI事業者と契約に規定されていないという理由でこの毎期更新される長期修繕計画を受領していない。

県は、PFI事業者が契約に従い、必要な修繕・更新を計画どおり実施していることや今後の修繕計画や修繕の進捗状況モニタリングするため、PFI事業者が毎期更新した長期修繕計画を受領することを検討されたい。

## 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) 施設の利用状況に関するKPI(業績評価指標)分析

所管のスポーツ課への報告資料として「利用者集計(対比)表」が作成されている。報告事項は、利用者数の前年度実績との比較、計画との比較及び計画に対する達成率となっており、設備の稼働率の分析・報告はされていない。実績と比較している計画の数値は、PFI契約時においてPFI事業者が提出した提案書に記載した数値である。県への報告において必要な比較にはなるが、運営開始後の変化を反映していないことから、年次の施設の運営において目標となる数値としては必ずしもふさわしいとは言えない。

集計表(図表107)において、弓道場(遠的)、相撲場、研修室、会議室等の利用者数は計画の数値と比較して著しく小さいが、運営事業者によるとこれは計画値については年度ごとの見直しを行わず、管理契約応募時の当初計画から変更していないことも影響しているとのことである。また、相撲場については個人利用・団体利用はほとんど無く、大会利用によるもののみであること、また相撲場のほか弓道場(遠的)等については、競技人口が限られることから利用者数の増加余地は限られるとのことである。

ある。トレーニングルーム、ランニングコース及び健康教室の利用者数は計画値を大きく上回り、また前年度からも増加している状況である。

上記の利用者数の計画及び実績との比較、また施設運営者への質問を通じて把握した状況を踏まえると、弓道場（遠的）相撲場、研修室、会議室等の一部の施設は低稼働率となっていると考えられる。

【図表107 施設の利用状況】

2024年度 謙信公武道館 利用者集計（対比）表

2024年度		各施設合計
大道場	実績	34,667
	前年度実績	46,633
	計画	31,440
	達成率	110.3%
小道場（畳）	実績	6,241
	前年度実績	7,018
	計画	13,200
	達成率	47.3%
小道場（板）	実績	8,680
	前年度実績	8,432
	計画	7,860
	達成率	110.4%
弓道場（近的）	実績	8,871
	前年度実績	7,370
	計画	6,504
	達成率	136.4%
弓道場（遠的）	実績	243
	前年度実績	632
	計画	6,504
	達成率	3.7%
相撲場	実績	1,167
	前年度実績	1,285
	計画	6,552
	達成率	17.8%
研修室	実績	641
	前年度実績	630
	計画	5,292
	達成率	12.1%
会議室	実績	1,866
	前年度実績	1,862
	計画	5,292
	達成率	35.3%
トレーニングルーム	実績	44,179
	前年度実績	43,832
	計画	21,420
	達成率	206.3%
武道教室	実績	2,999
	前年度実績	2,431
	計画	4,032
	達成率	74.4%
小計	実績	109,554
	計画	108,096
	達成率	101.3%

2024年度		各施設合計
ランニングコース	実績	14,338
	前年度実績	11,909
	計画	3,900
	達成率	367.6%
多目的室	実績	14
	前年度実績	35
	計画	60
	達成率	23.3%
ラウンドフィットネス	実績	2,028
	前年度実績	1,725
	計画	3,024
	達成率	67.1%
健康教室	実績	5,191
	前年度実績	4,485
	計画	2,280
	達成率	227.6%
InBodyパーソナルT	実績	376
	前年度実績	389
	計画	300
	達成率	125.3%
合計	実績	131,501
	計画	117,600
	達成率	111.8%

（指定管理者作成「2024年度利用者集計表」より監査人抜粋）

（意見67）施設利用状況の改善

施設の利用状況に関して分析、報告を行うに当たり、以下の課題が考えられる。

- ・利用者数の分析を実施するとともに施設の稼働率に関する分析を報告することが有用であると考えられる。

- ・計画の数値は、P F I 契約時において P F I 事業者が提出した提案書に記載した数値である。県への報告において必要な比較にはなるが、運営開始後の変化を反映していないことから、年次の施設の運営において目標となる数値としては必ずしもふさわしいとは言えない。前年実績との比較が基礎になると考えられるが、年度ごとに環境を踏まえた目標値を設定したうえで運営にあたることが望ましい。

特に弓道場（遠的）相撲場、研修室、会議室等の稼働率が低いものと考えられるが、全体の稼働率の向上のため、以下のアプローチを検討されたい。

#### ア．現状の正確な把握と分析

対策を講じる前提として、まず現状の稼働率が正確に把握され、利用の阻害要因が特定されている必要がある。

- ・稼働率の算出に当たっては、利用日単位で計算するのではなく、利用時間区分ごと（午前・午後・夜間）及び個別の施設ごとに算出することにより、施設の効果的・効率的な利用状況を把握できると考えられる。
- ・効率的な運営方針を策定するために、利用申請時等の機会を捉えて、利用者や利用団体の属性（所在地、年齢層、利用目的、規模等）を把握し、分析することが不可欠であり、この分析結果が今後の運営方針の基礎となると考えられる。
- ・稼働率が低い施設については、その要因を詳細に分析し、新たな利用者が利用する際の障壁を取り除くための対策を検討することが必要であると考えられる。

#### イ．積極的な利用促進策の実施

現状では、P F I 運営事業者によって様々な創意工夫がされているが、利用者の増加を目指すためには、今後もさらに以下のような取組を継続する必要がある。

- ・現状、地元武道競技連盟以外の利用促進のため、県外合宿、プロレス等興行、企業の展示会等の誘致を進めている。引き続き P F I 運営事業者の創意工夫を発揮して継続されることが必要と考える。
- ・自主事業としてスポーツ健康づくり教室、パーソナル事業、ラウンドフィットネス等の取組を行っている。施設の設置目的を損なわない範囲で、指定管理者が独自に企画・実施する自主事業を積極的に実施し、施設の魅力を高めるよう継続することが必要である。

#### ウ．施設の改善と再編

現状において当施設は比較的建設年度が新しいため、老朽化もそれほど見られず、利用者のアンケート結果を見ても施設面での評価は高いものと思われる。現状では以下のような取組が考えられる。

- ・利用率が伸び悩んでいる会議室等について、統合や用途変更を検討し、施設全体の有効活用を図ることが考えられる。
- ・トレーニングルーム、ランニングコース等については、利用者数が計画を超過しており、利用者のアンケート結果によるとトレーニングマシンの台数を増やすことを望む意見も多いことから、今後の利用状況及び周辺の競合施設の存在を踏まえ、施設の最適配置を検討することで全体の稼働率の向上を目指すことも考えられる。

## (2) アンケートの分析

新潟県立武道館整備及び運営事業契約書第58条において管理業務の内容と質の向上を図るため以下のとおり施設利用者等に対するアンケート調査等の実施と報告が要請されている。

### (第58条7項)

事業者は、管理業務の内容と質の向上を図るため、業務要求水準書に基づき、自ら行うアンケート等により利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び結果に基づく管理業務改善の状況について発注者に報告するとともに、公表するものとする。

令和6年度のアンケートとして団体利用に対して2月24日(月)から3月9日(日)に実施し、24件の回答を得ている。また、個人利用者に対しては、9月9日(月)から9月15日(日)に実施して179件の回答を得ている。イベント時のアンケートとして12月22日(日)に実施して67件の回答を得ている。

図表108がアンケートの実施報告にある、利用内容の集計であるが、剣道については5件の回答を受領しているものの、他の柔道や相撲、弓道等は一団体からの回答しか受領しておらず、アンケートを有効に活用するためには十分な件数とは言えない。

指定管理者に質問したところ、アンケートに記載のあった利用者の意見やクレームについては指定管理事業者の中で共有し、運営に活かしているとのことであるが、その対応方針又は対応結果を一覧表で作成することはしていないとのことである。

質問内容としては、スタッフの対応、器具や備品の状態、利用の手続等について質問を設けているが、質問の回答は設備ごとには集計していないため、回答がどの設備に関するものなのかが明確にはなっていない。

【図表 108 アンケート回答者の利用設備】

## 2. ご利用内容

武道関係 (内訳)	18 件
剣道	5
柔道	1
空手	1
合気道	1
居合道	1
太極拳	6
相撲	1
弓道	1
銃剣道	1
その他(会議・研修等)	7 件

(指定管理者「令和6年度 謙信公武道館アンケート(団体利用)」より監査人抜粋)

### (意見68) 利用者アンケートの効果的な実施

施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者等の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは望ましいと考えられる。その上で、以下の点について改善することを検討されたい。

- ・利用者アンケートの回収件数については、特に団体利用者に対してはより件数を増やすことが有用であると考えられる。
- ・利用者の意見やクレームについて、その対応方針又は対応結果を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることが望ましいと考えられる。
- ・集計の方法としては、施設別に分析を行うことでより有用な分析結果が得られるものと考えられる。

## 6 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 備品管理について

指定管理者は県の規程に則り、県から委託を受けた物品の管理を行っている。物品管理委託簿に記載のある備品には基本的に県から支給された備品整理票(管理用のシール)が貼付され、管理番号や品目、受入年月日等が記入される運用となっている。

「新潟県物品会計規則」( 監査人抜粋・下線は監査人記載 )

( 備品類の整理 )

第27条 物品管理職員は、その管理する物品のうち、物品分類基準で定める備品類に属するものについては、備品整理票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品整理票に代えて、ほかに照合が可能な表示等があるものについては、これによることができる。

( 備品類等の照合 )

第27条の2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第39条第1項第1号の物品管理簿の備品類及び消耗品類( 郵便切手類を除く。)に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。

( 物品管理職員の帳簿 )

第39条 物品管理職員は、次の各号に掲げる帳簿を備え、その管理する物品について必要な事項を明らかにしておかなければならない。

物品管理委託簿

施設への視察時、最新の物品管理委託簿( 指定管理者にて備品の管理に用いている帳票である)に記載された備品の中から数点を選定し、当物品が実在しているか並びに指定管理者により備品管理が適切に行われているか確認を行った。当日上記確認を行った備品のうち複数点について、シールに記入された文字が薄くなっている又はほぼ消えているものがあった。

【図表 109 当日発見した記載内容の判読が困難なシール】



( 監査人撮影 )

(意見69) 備品に貼付されたシールの管理について

備品に添付されたシールには備品の管理Noや品目等のその備品固有の情報が記載されており、備品を正確に管理するうえで重要な情報であると考えられる。シールに記載された内容が判読困難であると、物品管理及び照合作業に際しての業務効率が低下する可能性がある。当施設では管理する備品の所在確認及び状態確認を自主的に毎月実施しているとのことであるが、その際にシールの記載が薄くなっていたり解読が困難になっていたりするものを見つけ次第、明確に判読できるよう書き直しする作業をあわせて行うことを検討されたい。

7 PFIの運用に関する課題

(1) 修繕・更新業務に関するサービス対価の改定

ア. サービス対価の構成

当事業において県が事業者を支払うサービス対価は、次のとおりである。

項目	項目内訳	構成内容
設計・建設の対価及び開業準備の対価	サービス対価A 割賦元金 (施設整備業務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査業務に係る費用</li> <li>・設計業務に係る費用</li> <li>・国庫交付金申請補助業務に係る費用</li> <li>・着工前業務に係る費用</li> <li>・建設期間中業務に係る費用</li> <li>・完工後業務に係る費用</li> </ul>
	割賦元金 (開業準備業務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業準備計画書の作成・提出に係る費用</li> <li>・業務報告書の作成・提出に係る費用</li> <li>・予約システム整備業務に係る費用</li> <li>・事前広報・利用受付業務に係る費用</li> <li>・開業準備期間中の維持管理業務に係る費用</li> </ul>
	割賦元金 (設計・建設段階におけるその他費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPCの設立に係る費用</li> <li>・SPCの運営に係る費用</li> <li>・融資関連手数料</li> <li>・設計・建設段階の金利</li> <li>・設計・建設段階の保険料</li> <li>・設計・建設段階の諸経費</li> </ul>
	割賦金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割賦元金に係る割賦金利</li> </ul>
維持管理・運営の対価	サービス対価B 維持管理業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物保守管理業務に係る費用</li> <li>・建築設備保守管理業務に係る費用</li> <li>・備品等保守管理業務に係る費用</li> <li>・外構施設保守管理業務に係る費用</li> <li>・構内除雪業務に係る費用</li> <li>・修繕・更新業務に係る費用</li> <li>・環境衛生管理業務に係る費用</li> <li>・清掃業務に係る費用</li> <li>・植栽管理業務に係る費用</li> <li>・警備業務に係る費用</li> </ul>

項目		項目内訳	構成内容
		運營業務費	・ 総合管理・運營業務に係る費用 ・ 利用受付業務（受付、案内、料金收受等）に係る費用 ・ 武道教室開催業務に係る費用 ・ 広報・情報発信業務に係る費用 ・ 駐車場管理運營業務に係る費用
		維持管理・運営段階におけるその他費用	・ S P C の運営に係る費用 ・ 保険料 ・ 諸経費
維持管理・運営に係る光熱水費	サービス対価C	電気料金	・ 電気料金
		ガス料金	・ ガス料金
		水道料金	・ 水道料金
		下水道料金	・ 下水道料金
		その他料金	・ その他料金

（事業契約書 別紙1より引用）

#### イ. 修繕・更新費用に関するサービス対価の改定

契約書において、修繕・更新費用に関するサービス対価の改定は以下のように定められている。

項目	使用する指標
サービス対価B （維持管理業務費及び運營業務費）	毎月勤労統計調査・賃金指数（厚生労働省） ・ 就業形態別きまって支給する給与（調査全産業、一般労働者30人以上）

(3) サービス対価Bの改定（維持管理・運営段階）

サービス対価Bのうち、維持管理業務費及び運營業務費は、物価変動に基づく改定を次のとおり行う。

維持管理・運営段階におけるその他費用は、物価変動に基づく改定を行わない。

物価変動の指標値

サービス対価Bの改定に当たって使用する指標は次のとおりとする。

改定の計算方法

ア 改定方法

下記イの改定方法に基づき、1年に1回、各年度4月1日以降のサービス対価B（維持管理業務費及び運營業務費）を改定する。なお、改定率は少数点以下第四位を切り捨てるものとする。

イ 平成N年度の改定方法

平成N年度のサービス対価B（維持管理業務費及び運營業務費）は、次表に示す、前回改定の基礎となった指標（Index<sub>r</sub>）と平成N-1年度の指標（Index<sub>N-1</sub>：平成N-1年1月から平成N-1年12月までの12カ月分の平均値）とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

なお、平成31年度のサービス対価B（維持管理業務費及び運營業務費）については、平成28年度の指標（平成28年1月から平成28年12月までの12カ月の平均値）と平成30年度の指標（平成30年1月から平成30年12月までの12カ月の平均値）とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

改定後のサービス対価 B（維持管理業務費及び運営業務費）の 1 円未満の部分は切り捨てとする。

$$P_n = P_{n-1} \times (\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r)$$

$$\text{ただし、} | (\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r) - 1 | \geq 3.0\%$$

$P_n$  : N 年度のサービス対価 B（維持管理業務費及び運営業務費）

$P_{n-1}$  : N - 1 年度のサービス対価 B（維持管理業務費及び運営業務費）  
（初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス対価 B）

$\text{Index}_{N-1}$  : N - 1 年 1 月から N - 1 年 12 月までの指数（12 カ月分の平均）

$\text{Index}_r$  : 前回のサービス対価 B（維持管理業務費及び運営業務費）改定の基礎となった年度の指数  
（初回改定が行われるまでは平成 28 年度の指標（平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までの 12 か月平均値））

（ $\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r$ ）は、小数点以下第 4 位を切り捨てる。

$\text{Index}$  : 「W I（実質賃金指数）」

（「事業契約書」より監査人抜粋）

#### ウ．令和 6 年度のサービス対価 B の改定

令和 6 年度においては、以下のとおり、前回改定の基礎となった指標（H29：99.8）と令和 5 年度の指標（104.3）とを比較したところ 4.5% となり、3% 以上の変動が認められたため、令和 6 年度のサービス対価 B は、契約金額に対して 4.5% 増額している。

単価改定年度 (年度)	指標年 (暦年)	賃金指数 きまって支給する給与
2017 年 (H29)	2016 年	99.8
2018 年 (H30)	2017 年	100.1
2019 年 (R1)	2018 年	100.7
2020 年 (R2)	2019 年	101.2
2021 年 (R3)	2020 年	100.0
2022 年 (R4)	2021 年	101.0
2023 年 (R5)	2022 年	102.6
2024 年 (R6)	2023 年	104.3

単価改定指標 2020 年平均 = 100

使用する指標：「毎月勤労統計調査・賃金指数」 - 就業形態別きまって支給する給与（調査全産業、一般労働者 30 人以上）（厚生労働省公表値）

$(\text{Index}_{n-1} / \text{Index}_r) - 1 = \text{改定率}$

$(104.3 / 99.8) - 1 = 4.5\% \geq 3\%$  改定あり

（県資料より監査人抜粋）

#### エ．維持管理業務費のうち修繕・更新に係る費用

P F I のサービス対価に含まれる令和元年度から令和 16 年度までの修繕・更新に係る費用は 272,300 千円（税抜）であり、令和 6 年度は 1,270,000 円から 1,327,150 円に改

定されている。

#### オ．建設工事費デフレーター

建設工事費デフレーターは、建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する物価指標である。建設工事費とは、当工事費、付帯工事費、測量試験費、機械器具費及び営繕費が対象である。活用事例は、以下がある。

- ・ 公共事業の事業評価を行う際の費用便益の算出に活用
- ・ P F I 等において、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に活用
- ・ 建築物の評価額の算定に活用（保険金額の算定調整や不動産鑑定）等

非木造非住宅の工事デフレーターは以下のとおりである。

【図表 110 非木造住宅の工事デフレーター】

年度	非木造非住宅
2015 年度	100.0
2016 年度	100.3
2017 年度	102.3
2018 年度	105.8
2019 年度	108.3
2020 年度	108.3
2021 年度	112.7
2022 年度（暫定）	120.1
2023 年度（暫定）	124.3
2024 年度（暫定）	129.6

（「建設工事費デフレーター（2015年度基準）[年度別] 2025年03月31日付け」より監査人抜粋）

賃金指数と同様の方法で2017年度と2024年度を比較すると $(129.6)/(102.3)=26.7\%$ となった。

#### （意見70）修繕・更新業務に関するサービス対価の改定

県では、修繕費の物価変動の指標として賃金指数を用いている。令和6年度の改定率は4.5%である。修繕には工賃のほかに修繕材料等工賃以外の原価が含まれている。

工事費デフレーターで同様の方法で計算したところ変動率は26.7%となった。これは、資材の高騰により、工事費デフレーターの上昇率が賃金上昇率より高くなっているためと考えられる。

物価上昇が継続している状況においては、P F I 事業者の物価上昇による負担が増加すると考えられる。修繕・更新費用の物価上昇分を適切に反映するには、指標の見直しを検討されたい。

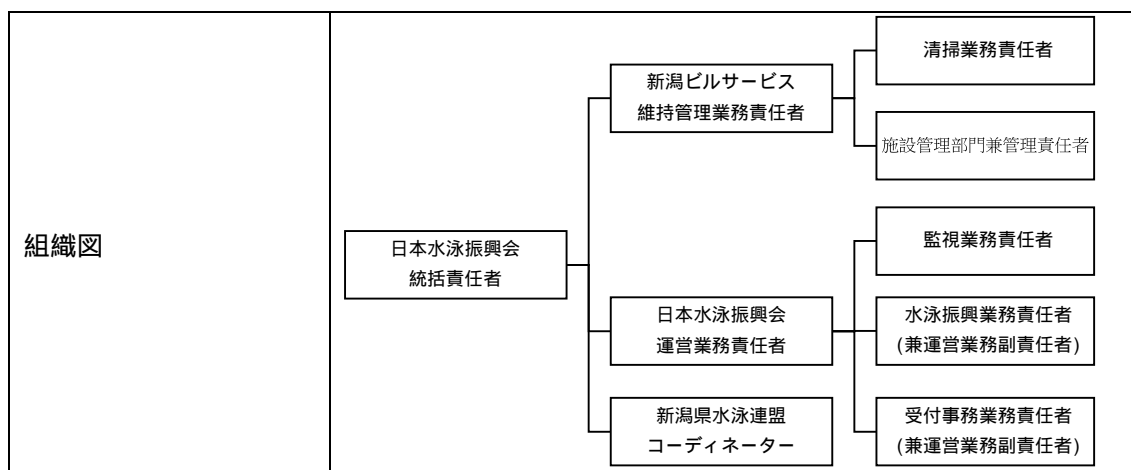
## 新潟県立長岡屋内総合プール(ダイエープロビスフェニックスプール)

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	長岡市長倉町1338番地
所管課	観光文化スポーツ部スポーツ課
供用開始年月	平成20年8月1日
設置目的	スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と明朗な県民性の形成に寄与する。
設置根拠条例	新潟県立長岡屋内総合プール条例
主な施設種類 (施設の構成)	屋内プール(メイン50m、サブ25m、飛び込みプール)、観客席3,000席、温浴プール、トレーニングルーム、スタジオ、会議室ほか
面積(公有財産表) (令和7年3月末現在)	土地面積 -m <sup>2</sup> 建物面積 15,001.65m <sup>2</sup>
価格(注1) (令和7年3月末現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 1,580百万円 (B/S)建物取得価額 3,391百万円、帳簿価額 2,642百万円
開館時間	平日 午前10時～午後9時 土曜・祝日 午前9時～午後9時 日曜 午前9時から午後5時30分
休館日	毎週水曜日 12月31日～翌年1月2日 その他メンテナンスクローズ(年間15日程度)
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	平成21年第64回国民体育大会等の各種大会の開催、年間を通じた競泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミング等の競技力向上及び水泳を通じたスポーツ振興を図ることを目的としている。



(注1) 土地は長岡市からの借用であるため土地価格は記載していない。

## (2) 指定管理者の概要

当施設は、株式会社日本水泳振興会、株式会社新潟ビルサービス及び一般財団法人新潟県水泳連盟が構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数】及び【直近事業年度の財務状況】については、構成企業のものに記載している。

指定管理者名	県立長岡屋内総合プール共同事業体		
代表者名 (県との関係)	株式会社日本水泳振興会 代表取締役 坂元 要(無)	株式会社 新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介(無)	一般財団法人 新潟県水泳連盟 会長 渡邊 強(無)
指定期間 (運営・維持管理)	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)		
設立目的 (寄付行為等)	スポーツ施設及び健康増進を目的とした温浴施設の運営・企画等	建築物及び施設の維持管理、運営の請負、設計、施工、監理の請負等	新潟県の水泳界を統括・代表する団体として、水泳の健全な普及・発展を図り、もって新潟県民の心身の健全な発展に寄与することを目的
設立年月	昭和54年6月8日	昭和38年4月1日	平成25年4月1日
事業内容	スポーツ施設及び健康増進を目的とした温浴施設の運営・企画等	建築内外の清掃管理 空調設備保守管理、 電気設備保守管理等	水泳の競技力向上に関する調査及び研究、水泳競技会の開催及び公認に関する事業等
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設の利用の許可に関する業務</li> <li>当施設の維持管理に関する業務</li> <li>その他、当施設の管理上知事が必要と認める業務</li> </ul>		
県所管の他の公の施設における令和6年度の指定管理業務	新潟県立紫雲寺記念公園	新潟県立紫雲寺記念公園	なし

指定管理者選定委員	委員長 西原 康行氏（新潟医療福祉大学 副学長） 委員長代理 今西 博一氏（公益財団法人新潟県スポーツ協会 常務理事） 委員 小宮山 武志氏（公認会計士小宮山武志事務所 所長） 委員 酒井 和美氏（さかいFP 社会保険労務士事務所 所長） 委員 佐藤 敏郎氏（NPO法人日本健康運動指導士会新潟県支部 支部長）
指定管理者の選定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請があった1共同事業体について、申請資格及び提出書類の具備を確認した。</li> <li>・提出された指定申請書の内容等について、書類審査及びプレゼンテーションによる面接審査（申請者による提案説明及び質疑応答）を実施し、「審査基準」に定める「基礎項目」の適格審査及び「提案項目」の採点を行い、指定管理者候補として妥当であることを確認した。</li> </ul>
指定管理者の選定理由（非公募の場合は非公募とした理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県立長岡屋内総合プール共同事業体」は、新潟県立長岡屋内総合プールを適切に管理する能力を有する団体として認められる。</li> <li>・利用者ニーズを踏まえた対応が期待できることから、子供から高齢者まで幅広い世代による施設利用が期待できる。</li> <li>・提案内容は、県民の健康増進や健康寿命の延伸に繋がると考えられる。</li> <li>・一般利用者の健康増進だけではなく、トップアスリートの育成も考慮して対応する計画となっており、トップアスリートの合宿等での利用も期待できる。</li> </ul>

【図表 111 役員数の推移】

（株）日本水泳振興会

（単位：人）

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度
取締役(内、県関係者)	6(0)	5(0)
監査役(内、県関係者)	1(0)	1(0)
合計(内、県関係者)	7(0)	6(0)

（株）新潟ビルサービス

（単位：人）

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度
取締役(内、県関係者)	7(0)	8(0)
監査役(内、県関係者)	1(0)	1(0)
合計(内、県関係者)	8(0)	9(0)

（一財）新潟県水泳連盟

（単位：人）

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	47(0)	47(0)
監事(内、県関係者)	3(0)	3(0)
合計(内、県関係者)	50(0)	50(0)

（注1）役員には非常勤を含む。

（注2）県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

（注3）令和4年度以前は他の事業者による管理のため、令和5年度より記載

（県資料より監査人作成）

【図表 112 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和5年度	令和6年度
正規職員人数(内、県職員数)		16(0)	16(0)
非正規職員人数(内、県職員数)		61(0)	61(0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(注2) 令和4年度以前は他の事業者による管理のため、令和5年度より記載

(県資料より監査人作成)

【図表 113 直近3事業年度の財務状況】

(株)日本水泳振興会

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
当期純利益	9	24	8
総資産額	1,365	1,371	1,233
資本金	30	30	30
純資産額	494	507	504

(株)新潟ビルサービス

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
当期純利益	245	227	380
総資産額	3,629	4,210	4,635
資本金	50	50	50
純資産額	2,648	2,832	3,176

(一財)新潟県水泳連盟

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	28	31	31
当期一般正味財産増減額	1	0.5	1
総資産額	17	17	16
指定正味財産	8	8	8
正味財産合計	16	17	16

(県資料より監査人作成)

【図表 114 指定管理者の推移】

平成17年～令和5年	令和5年～令和10年
PFI長岡屋内総合プール(株)	県立長岡屋内総合プール共同事業体

(県資料より監査人作成)

( 3 ) 収支状況の推移

【図表115 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	令和5年度	令和6年度
収入(ア)		423.5	419.6
利用料金収入		172.2	168.1
指定管理料		245.7	245.7
その他		5.6	5.8
支出(イ)		432.7	445.3
人件費		96.3	106.9
管理運営費		327.7	330.2
租税公課		8.7	8.2
収支(ア-イ)		9.2	25.7

(注) 令和4年度以前は他の事業者によるPFIによる異なる管理手法のため、令和5年度より記載

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(県資料より監査人作成)

( 4 ) 利用状況の推移

【図表 116 利用状況の推移】

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(人)		221,608	197,648	170,443	184,504	193,522	234,425	245,300

(県資料より監査人作成)

2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

当施設は、「1.施設の概要」に記載のとおり、県立長岡屋内総合プール共同事業体(株式会社日本水泳振興会等を構成企業とする)が指定管理者として選定されている。現在の契約における指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日となっている。

開業当初からPFIで運営してきたが、令和4年度にPFI事業が終了し、指定管理者制度に移行している。

PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

開業から17年経過し、修繕・更新を必要とする設備が増えている。一方、PFIから指定管理者制度に移行してから、適時に修繕・更新ができていない施設が増えている。

指定管理者制度では、1件60万円以上の修繕費用については、基本協定に基づき県がリスク負担するため、県の予算で負担する。

P F I 期間中は、事業者は県から修繕計画に基づいて修繕費を受領しつつ、事業者が必要と判断したタイミングで修繕・更新を行ってきたが、指定管理者制度では、県で修繕に関する査定が認められたタイミングで、修繕・更新を行うことになる。

そのため、指定管理者制度では、指定管理者が修繕を必要と判断し、県に修繕を要望しても、適時に修繕ができていない。

例えば、令和7年度における大規模かつ緊急性の高いプール設備の修繕として、大型電光表示盤と水銀灯 L E D 化工事が要望されたが、県側の財政上の制約により、予算措置に至っていない。

#### 要望の背景

- 平成20年8月開業以来、年間20万人程度が利用し、令和5年度は約23万人と過去最高の利用者数を達成。全国規模の大会会場や2019年世界水泳選手権の事前合宿地となるなど、本県の県立基幹スポーツ施設として活用（県内唯一の公認プールを屋内に併設（50m・25m・飛込））
  - 建設から16年以上が経過し、設備・備品の老朽化が進行しており、施設の安定運営のためには計画的な更新・部品交換が必要
  - このような中、「大型電光表示盤（一部パネルが故障し点灯しない不具合発生）」及び「水銀灯（耐用年数を大きく超過）」については、同一製品の製造終了により、部品交換による対応不可の状況
- P F I 契約の契約期間がR5.3.31で満了し、R5年度から指定管理者制度に移行。指定管理委託料に含まれない1件60万円以上の修繕費用については、基本協定に基づき県がリスク負担する必要

（県作成資料より監査人抜粋）

#### （意見71）P F I 制度の再導入等の検討

施設の運営に使用している重要な設備が適時に修繕・更新できず故障した場合、施設の運営に支障が出る可能性がある。また、大会等が中止になった場合は、指定管理者の利用料金収入が大きく減少し、指定管理者の負担や県の負担が増加する可能性がある。

指定管理者の事業期間は5年であり、指定管理者が適切に業務を実施するためには、適時に設備の修繕等を行い、運営に支障が出ないようにすることが望ましい。

指定管理者制度での設備更新、修繕予算の確保の方法を検討するとともに、長期的にわたり設備更新、修繕予算を確保し、その範囲内で事業者が修繕・設備更新を行う P F I 制度の再導入についても、比較・検討されたい。

それでもなお、長期的に、施設の修繕・更新が適時に行うことができない状況が続くと見込まれる場合には、施設の縮小・統廃合を検討することも考えられる。

### 3 公共施設等総合管理計画

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、長岡屋内総合プールでは令和7年度から令和16年度の10年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

#### (意見72) 公共施設等総合管理計画の策定方法

公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、長岡屋内総合プールでは、令和7年度から令和16年度の10年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。

庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策 (1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。

公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定すべきである。

### 4 維持管理計画及び実績の検討

長岡屋内総合プールは、施設の修繕要望の計画を定めており、その要望を県に示している。県のスポーツ課は、その要望を基に財政担当部局に予算要求を行っている。

この修繕要望が実際に進捗しているか、長岡屋内総合プールの令和6年度の修繕要望に係る資料を閲覧した結果、修繕の緊急性・必要性が一定程度あると想定され得る設備等に対して修繕が進捗していない状況が確認された。

例えば、「可動壁制御盤部品交換(メイン)」は、10百万円を超える修繕要望があり、要望理由として「不具合が発生した場合、復旧に長時間を要する可能性」・「状況によってはメインプールを使用した大会中止となる事が想定」という理由が挙げられてい

るが、実際に故障している状況では無いことから県として修繕の優先順位は下がり、令和6年度に修繕は行われておらず、令和7年度においても修繕は計画されていない。

この「可動壁制御盤部品交換(メイン)」は、競泳用等に使用されるメインプールを25m仕様・50m仕様に可変させるための可動壁の制御部品の交換に係る修繕工事である。この可動壁が稼働しなくなる場合、メインプールの25m仕様・50m仕様への可変が不能となり、施設運営に支障が出る事が推察され得る。

【図表117 令和6年度・令和7年度 可動壁制御盤部品交換(メイン) 修繕要望】

年度	要望額	令和6年度：実績 令和7年度：計画	要望理由
令和6年度	13,200,000円	0円	・機器交換推奨サイクルを超過のため、また制御盤製作に時間がかかる事と、部品の調達に時間が係ることから早急な更新が必要。
令和7年度	14,300,000円	0円	・不具合が発生した場合、復旧に長時間を要する可能性があり、状況によってはメインプールを使用した大会中止となる事が想定される。

(長岡屋内総合プール資料「修繕要望」より監査人抜粋)

#### (意見73) 修繕の着実な実施

長岡屋内総合プールの令和6年度の修繕要望に係る資料を閲覧した結果、修繕の緊急性・必要性が一定程度あると想定され得る設備等に対して修繕が進捗していない状況が確認された。例えば、競泳用等に使用されるメインプールを25m仕様・50m仕様に可変させるための可動壁の制御部品の交換(可動壁制御盤部品交換(メイン))については、部品に不具合が発生した場合、復旧に長時間を要する可能性があり、状況によってはメインプールを使用した大会が中止となる事が想定されるとのことであるが、令和6年度に修繕は行われておらず、令和7年度においても修繕は計画されていない。

設備等が実際に故障していない状況であったとしても、修繕の緊急度が高く、かつ、修繕を行わない場合には、施設運営に支障が及ぶ可能性はある。

県財政には限りはあることから、予算要求に対する措置に限界は当然あると考えられるが、修繕の予算措置等を含めた修繕計画のPDCAサイクルの中で、施設の継続的な運営を維持するための修繕の着実な実施に努められたい。

## 5 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

### (1) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されており、指定管理期間における点検履歴や修繕履歴等維持管理・更新等の記録を作成している。

一方で、現指定管理契約以前のPFI期間における施設や保有設備に関しては、県としては、前PFI事業者がPFI期間終了直前に実施した建物診断の報告書を現指定管理者に引継ぐよう求め、引き継ぎが実施されているが、日々の点検履歴や修繕履歴等の維持管理・更新等の詳細な管理記録までは、PFI事業者に求めておらず、現指定管理者には情報が引き継がれていない状況であった。

資産の管理台帳として公有財産台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく（建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない）、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

現状において、設立時から施設や保有設備の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が未作成の状況においては、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

### (意見74) 施設及び保有設備の維持管理・更新等の記録の引き継ぎの必要性

施設及び保有設備に関して、定期点検等による保全業務は行われており、指定管理期間における施設の維持管理・更新等の履歴が一元管理されているが、県では、現指定管理契約以前のPFI期間の維持管理・更新等の記録の引き継ぎが行われておらず、施設及び保有設備の維持管理・更新等の記録が不足している状況である。

施設の設立時からの施設情報を一元化した保全台帳を作成するために、県において、施設及び保有施設等の点検履歴や修繕履歴等施設の維持管理・更新等の記録をPFI事業者や指定管理者から適時に引き継ぎを行うことを検討されたい。

## 6 収支・財政・コスト管理に関する課題

### (1) 受付事務業務日誌の記載及び承認に関する不備について

令和6年度において、指定管理者は毎営業日、営業終了後に締め担当者が券売機やレジから出力されるジャーナルを基に利用枚数及び売上金額を手計算し、その結果を「受付事務業務日誌」に手書きで記録している。当集計結果は受付事務責任者及び運営業務責任者の確認及び承認を受け、その後収入現金を銀行口座へ別の担当者が入金するという運用をしている。

しかし指定管理者は、収納事務に関する一連の規程を整備しておらず、上記の受付事務業務日誌に関する業務の運用についても明文化させた規程として整備していない。

また、施設の視察日当日、令和6年度の受付事務業務日誌に対して計算結果や承認状況に不備が無いかどうかを検証した。その結果、図表118のような不備が検出された。

【図表118 令和6年度の受付事務業務日誌に関する不備】

不備の内容	不備のあった日付
受付事務業務日誌の受付事務責任者、運營業務責任者による承認漏れ	令和6年6月29日、30日
ジャーナルからの数値転記誤り	令和7年1月18日、3月14日

(県資料より監査人作成)

#### (指摘4) 受付事務業務日誌の運用不備について

毎営業日の受付事務の実績は、施設の利用状況の把握及び利用料金収入の計算根拠として重要な情報となる。よってその集計資料である受付事務業務日誌には正確性及び正当性の確保が必要不可欠であることから、適時の確認及び適切な承認を経る必要がある。この度、受付事務業務日誌の作成時において検出された「受付事務責任者、運營業務責任者による承認漏れ」「ジャーナルからの数値転記誤り」といった事態を受け、指定管理者は関係職員に対し同様の業務遂行上の不備が発生しないよう意識付けを改めて行う必要があり、県も当事実に対して指定管理者へ是正指導をされたい。

#### (意見75) 受付事務業務日誌の業務に係る規程の整備について

当業務に携わる職員に対して逸脱のない業務運営への意識付けをするとともに、業務の正常かつ円滑な運営を達成できるよう、規程類に当業務フローを明文化し、その遵守を徹底されたい。

指定管理者が日々の営業実績の集計及び承認に際し上記の徹底を図るべく、県は指定管理者に対し当業務を規程類に整備すること並びに当規程に則した運用を徹底することを指導されたい。

## 7 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) 会議室稼働率の把握

当施設は、プール利用のほかに併設する会議室の貸出業務も実施している。

会議室は、大会議室と小会議室（大会議室をパーティションで区切り小会議室とする）あり、それぞれ1時間・3時間当たりの料金が設定されている。また、会議室の付帯設備として放送設備・プロジェクター・スクリーンの機器類の貸出も行っている。

施設の会議室の利用状況を確認するため、予約状況の管理方法と貸出実績について施設担当者に質問を行ったところ、予約状況は施設内資料である「会議室予約状況&受付表」にて管理しており、会議室利用者数の実績は月次で集計しているとのことであった。駐車場が無料であることや車での移動が多い土地柄があるとのことから、県連・企業・個人の会議室の利用実績は確認できる。

このように施設の会議室の利用は確認できるが、会議室の貸出可能な枠に対しての稼働率（実績÷貸出可能枠）を算定して事業計画と実績を対比して計画達成度・課題の識別や改善方策の検討を行う管理手法は取り入れていない。

【図表119 会議室貸出業務】

(オ) 会議室貸出業務

受付員が受付窓口となり会議室及び付帯施設の貸出業務を行う。

①会議室

利用ゾーン	1時間	3時間
大会議室	2,720円	4,090円
小会議室	1,360円	2,040円

②付帯設備

機器	利用料(1回)
放送設備	1,040円
プロジェクター	1,040円
スクリーン	510円

(「令和6年度事業計画書」より監査人抜粋)

(意見76) 会議室稼働率の分析

施設の有効利用の観点からは、貸出を行う会議室の稼働状況は、貸出可能枠に対してどれだけの貸出が行われたか、すなわち、稼働率（実績÷貸出可能枠）として把握する視点は重要である。

現状として会議室利用者数の実績集計は実施されているが、会議室の稼働率という視点からは運営分析を行っていない。

会議室の更なる有効利用を図り施設運営を行うため、稼働率（実績÷貸出可能枠）を算定し、事業計画と実績を対比して計画達成度・課題の識別を行い、課題に対する改善方策の検討を行う管理手法を取り入れられたい。

## 8 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 倉庫内に利用者の私物が保管されている件について

施設視察当日にプール用の備品が保管されている倉庫の状況を確認したところ、近隣の学校の所有物であるビート板等、利用者の所有物が保管されていた。経緯を施設担当者に質問したところ、団体の利用者による物品の持ち運びにかかる手間の削減やプール利用時の準備作業の効率化等の観点から施設側（指定管理者側）にて預かっている、という旨の回答を得た。しかし倉庫内において明確に団体利用者別（所有者団体別）の置場が固定化、明示化されている状態ではなく、施設が管理する物品と混在している状況であった。

### (意見77) 預り物品の保管スペースの明確化について

団体利用者が所有する物品を当施設の倉庫にて保管する場合には、倉庫内に預かった物品の保管スペース（区画）を明示的に設けることを検討されたい。施設の責任にて管理する備品とそうではないものの区別が明確化され、指定管理者による効率的な備品管理に資することが期待される。

また、団体利用者の物品預かりスペースは、団体別にそれぞれ別々に設けることを検討されたい。異なる団体同士の物品が混同することによる紛失や取り違い等を防ぐことに寄与すると考えられる。

## 9 指定管理者制度の運用に関する課題

### (1) 物価変動の指定管理料への反映について

新潟県立長岡屋内総合プールの管理に関する指定管理者との基本協定書では、以下のとおり、物価変動が生じた場合には、原則として、指定管理者が物価変動リスクを負担することになっている。

【図表120 基本協定書】

第4章 リスク分担・損害賠償  
(リスク分担)

第29条 乙は、業務を実施するに当たり、責任を持ってこれを遂行するものとし、業務に伴い発生するリスクについては、乙が負うものとする。ただし、甲が、乙の業務の実施にあたり責任を負うべき合理的な理由がある場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲と乙とのリスクの分担は、別紙3のとおりとする。

別紙3

リスク分担表

項目	業務内容	甲	乙
物価変動	指定後の物価上昇、インフレ、デフレによるもの		○

本票に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、協議事項とする。

甲：新潟県  
乙：県立長岡屋内総合プール共同事業体

(「新潟県立長岡屋内総合プールの管理に関する基本協定書」より監査人抜粋)

県では、指定管理料に物価の変動を反映する条項はない。近年、賃金や物価が上昇しているが、物価上昇の負担は指定管理者となる。

県では、施設の利用料金の価格設定の変更等に対応しているが、価格設定の変更は利用者数に影響することもあり、対応には一定の制約がある。

総務省では、指定管理者制度における指定管理料について、適正な指定管理料の設定、コスト等の上昇への対応に関して、事例等を公表している。

総務省の資料では、「人件費・賃金スライド制度の導入により指定管理料を増やす」の例の紹介がされており、全国的に人件費・賃金スライドの対応が進んでいる。

なお、総務省資料の事例は「人件費・賃金スライド」に関するものであるが、指定管理料と物価上昇分の負担関係に関しては類似する論点であると考えられる。

【図表121 総務省資料 地方自治体における指定管理者制度に係る課題への対応】

地方自治体における指定管理者制度に係る課題への対応（抜粋）

指定管理料（適正な指定管理料の設定・コスト等の上昇への対応）

- ・施設の状態に応じ協定改定や、人件費のスライド制度の導入を行い、指定管理料を変更している。
- ・国の統計資料等を参考に、業種毎に人件費の伸び率の考え方を導入し、指定管理料を積算している。

（事例1）実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更している事例

指定の議決後に締結する基本協定書とは別に、実施協定書を毎年度締結。ガイドラインにおいて、最新の労務単価を使用することを明記。

指定管理料の積算に係る留意事項

指定管理料については、事業者の提案した金額を基に、毎年度、施設所管課と指定管理者が協議を行うこととしているが、施設運営に関する社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安全性やサービス水準の維持のために、適切に予算を確保することが重要である。

積算にあたっては、施設の設置目的、特殊性、専門性を考慮するとともに、指定管理者に求める能力、提供されるサービス等を前提にして適切に行う必要がある。

特に、人件費については、指定管理者の継続的な人材確保などを通じて施設運営の安定を図るため、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映する必要がある。

そのため、施設所管課は、次の点に留意し、適切な指定管理料の積算及び確保等に取組むこと。なお、予算の確保については、必要に応じて財政局（財政調整課）と事前に協議しておくこと。

(1) 人件費の積算

- ・人件費算定に用いる労務単価は最新のものを使用し、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映すること。
- ・指定管理者に対しては、事前協議の中で、人件費の変動の趣旨やその充当方法を十分に説明したうえで、モニタリング等を通して適切に充当がなされているか確認を行うこと。

(2) その他留意事項

- ・物件費については、備品購入費や施設等の修繕費などリスク軽減に係る費用など、施設の安全確保やサービス水準の維持に必要な経費を適切に積算し、指定管理料に反映すること。また、過去の実績や関係事業者からの見積等を参考に積算すること。
- ・事故の発生や施設の機能不全といったリスクを未然に防ぐという観点を踏まえ、業務の優先順位について指定管理者と十分に協議すること。

引用元： 指定管理者の指定の手続に関するガイドラインVer.3（福岡市HP）

(事例2 - 1)「指定管理者制度における賃金スライド制度」

指定期間2年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映

(5) 賃金水準の変動率

賃金水準の変動率は、雇用形態ごとにそれぞれ次の変動率を用います。

ア 正規雇用職員等

横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12か月分」＋「特例給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X+1年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{[X \text{ 年度の月例給} \times (12 + X \text{ 年度の特例給割合})] - [(X-1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度の特例給割合})]}{(X-1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度の特例給割合})} \times 100$$

イ 臨時雇用職員等

神奈川県労働局が公表する神奈川県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X+1年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{X \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額} - (X-1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}}{(X-1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}} \times 100$$

引用元：指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（横浜市HP）

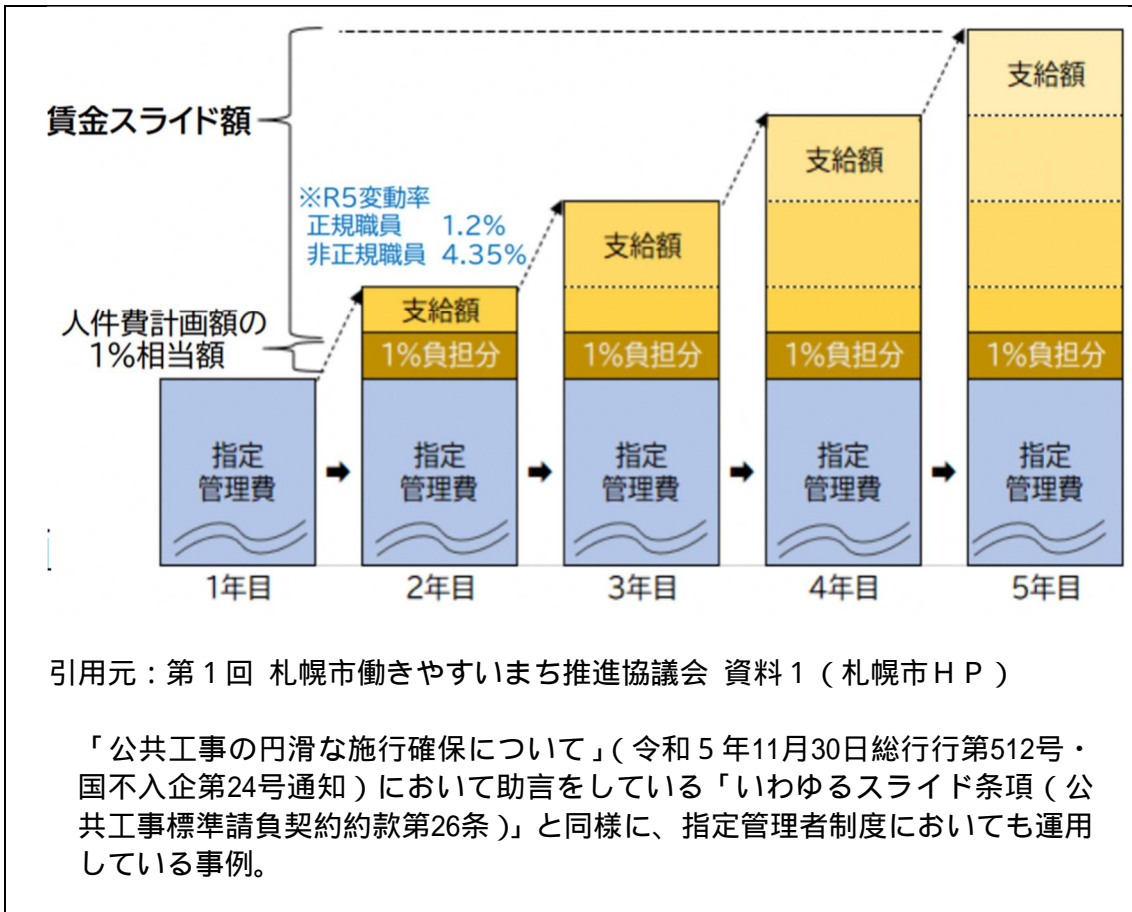
「公共工事の円滑な施行確保について」（令和5年11月30日総行第512号・国不入企第24号通知）において助言をしている「いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

(事例2 - 2)「指定管理者制度における賃金スライド制度」

社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する仕組み

賃金水準の変動をはかる指標

- ・ 正規職員分：札幌市人事委員会が毎年度実施する「民間給与実態調査における月例給」
  - ・ 非正規職員分：最低賃金（北海道）
- 物価変動については基本的に指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担



(総務省資料「指定管理者制度について(令和6年(2024年)4月26日(金))」より  
監査人抜粋)

(意見78) 物価変動の指定管理料への反映について

物価変動のリスク分担は指定管理者負担としているため、物価が上昇しても指定管理料は変わらず、物価上昇分を指定管理者が負担する。

物価上昇等により、指定管理者の収支が悪化する状況が継続する場合、指定管理者となる事業者がなくなり、指定管理者制度の運用が困難となる可能性がある。

指定管理者制度を持続的に運用するために、物価上昇に対応する指定管理料の設定について検討されたい。

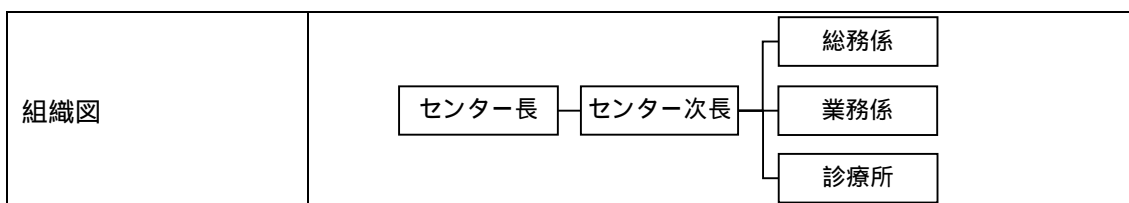
## 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟市中央区清五郎 67 番地 12
所管課	観光文化スポーツ部スポーツ課
供用開始年月	平成 14 年 8 月 1 日
設置目的	県民の自主的かつ生涯にわたる健康づくり活動を支援することにより、活力ある地域社会の形成を図るとともに、スポーツに関する科学的なトレーニングの実践を支援し、スポーツによる障害に適切に対応することにより、県における競技水準の向上に寄与する。
設置根拠条例	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例
主な施設種類	体力測定室、実技指導室、フィットネスホール、温水プール、栄養実習室、大研修室、小研修室、会議室、情報コーナー、診察室、X線撮影室、リハビリテーション室、生化学等検査室、診療所 ほか
面積(公有財産表) (令和 7 年 3 月末現在)	土地面積 -m <sup>2</sup> 建物面積 -m <sup>2</sup> (注 1)
価格(注 1, 2) (令和 7 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 -百万円 (B / S)建物取得価額 -百万円、帳簿価額 -百万円
開館時間	午前 9 時 ~ 午後 5 時
休館日	(1) 毎週月曜日 (2) 12 月 29 日 ~ 翌年 1 月 3 日
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターは、新潟県におけるスポーツ競技水準の向上と県民の健康づくり活動の支援を行う拠点施設であり、デンカビッグスワンスタジアム内に設置されている。アスリート及び指導者に医科学的トレーニングの実践とスポーツ障害への適切な対応等を医学・科学・指導の面から総合的に支援することを目的としている。また、健康づくりの面では、健康に不安があったり、健康診断で生活習慣病やメタボリックシンドロームを指摘されたりした県民に必要な運動や栄養、休養の指導と実践により、それらを予防し改善できることの周知を目的としている。



(注1) 当施設は、新潟県立鳥屋野潟公園スポーツ公園北地区内にあり、公用財産表の対象外のため、価格及び面積は記載していない。施設の供用面積は6,456.91㎡(延べ床面積)である。

(注2) 貸借対照表の建物取得価額及び帳簿価額は算出されていない。

## (2) 指定管理者の概要

指定管理者名	公益財団法人新潟県スポーツ協会
代表者名(県との関係)	会長 花角 英世(県知事)
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	スポーツを振興して県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うこと
設立年月	昭和42年5月29日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興に関する基本方針を確立すること</li> <li>・競技スポーツの振興と競技力の向上に関すること</li> <li>・生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関すること</li> <li>・加盟団体の強化発展と相互の連絡並びに連携に関すること</li> <li>・国民体育大会並びに各種スポーツ大会へ選手を派遣すること</li> <li>・スポーツ指導者等の養成に関すること</li> <li>・各種スポーツ大会、講習会等を開催し、又は協力すること</li> <li>・スポーツ少年団を育成すること</li> <li>・スポーツ情報の収集・提供を図り、広報・啓発活動を行うこと</li> <li>・スポーツ医科学に関する調査・研究及びその振興に関すること</li> <li>・スポーツに関する功労者、優秀競技者等を表彰すること</li> <li>・その他当会の目的を達成するために必要な事業を行うこと</li> </ul>
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの事業の実施に関する業務</li> <li>・使用の承認に関する業務</li> <li>・使用承認の取消し等に関する業務</li> <li>・事業の利用の承認に関する業務</li> <li>・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</li> </ul>
県所管の他の公の施設における令和6年度の指定管理業務	なし
指定管理者選定委員	非公募のため該当なし
指定管理者の選定結果	令和2年度12月県議会の議決に基づき公益財団法人新潟県スポーツ協会を指定管理者に指定した。
指定管理者の選定理由(非公募の場合は非公募とした理由)	令和元年度に開催した外部委員会による中間評価で、管理運営に支障がないと判断されたため、次期5年について非公募により現指定管理者を再選定された。

【図表122 役員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
理事(内、県関係者)		24(6)	24(6)	25(8)	25(9)	26(9)
監事(内、県関係者)		3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
合計(内、県関係者)		27(7)	27(7)	28(9)	28(10)	29(10)

(注1) 役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

(注2) 県関係者には県知事及び県職員並びに県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表123 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
正規職員人数(内、県職員数)		4(0)	4(0)	4(0)	4(0)	3(0)
非正規職員人数(内、県職員数)		50(0)	50(0)	46(0)	45(0)	43(0)

(注) 県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表124 直近3事業年度の財務状況】

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	484	488	460
当期一般正味財産増減額	2	13	3
総資産額	718	725	723
指定正味財産	19	23	23
正味財産合計	598	615	617

(県資料より監査人作成)

【図表125 指定管理者の推移】

平成18年度以前 (管理委託・一部直営)	平成19年度 (指定管理者・一部直営)	平成20年度～平成22年度 (指定管理者)
(財)新潟県体育協会 (財)成人病予防協会	(財)新潟県体育協会	同左
平成23年度～平成27年度 (指定管理者)	平成28年～令和2年度 (指定管理者)	令和3年度～令和7年度 (指定管理者)
(公財)新潟県体育協会	(公財)新潟県スポーツ協会	同左

(県資料より監査人作成)

( 3 ) 収支状況の推移

【図表126 収支状況の推移】

(単位：百万円)

項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)		184	182	177	177	179	177	179
利用料金収入		25	23	15	18	17	19	21
指定管理料		156	157	157	157	157	157	157
その他		3	2	5	2	5	1	1
支出(イ)		185	180	171	182	181	180	163
人件費		105	104	101	104	98	95	92
管理運営費		72	67	61	69	74	76	60
租税公課		8	9	9	9	9	9	10
収支(ア-イ)		1	2	6	5	2	3	17

(注) 端数処理の関係で、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(県資料より監査人作成)

( 4 ) 利用状況の推移

【図表127 利用状況の推移】

項目		年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
必須事業	スポーツ 科学	体力測定(人)	803	762	486	464	499	468	735
		動作分析(人)	333	259	293	280	311	415	259
		競技力向上相談(人)	1,499	1,421	885	777	851	913	1,643
	スポーツ 医学	整形外科(リハビリ 科含む)(人)	4,304	4,520	3,191	2,870	2,934	2,447	2,964
		医学検査(人)	830	481	800	521	541	560	815
	健康 づくり	生活習慣しっかり改 善コース(人)	771	887	415	771	831	979	992
		親子コース(人)	62	94	46	28	0	57	168
		健康づくり実践指導 者研修(人)	512	696	126	143	524	650	251
	一般利用	フィットネスホール 利用(人)	29,639	26,066	11,920	17,117	16,624	20,151	19,798
会議室利用(時間)		1,791	1,637	546	1,000	1,138	1,404	1,189	
自主事業	内科外来(人)	301	269	215	204	130	154	222	
	健康・スポーツセミナー(人)	2,775	1,957	434	1,720	2,050	2,123	2,246	
	個別プログラムサービス(人)	834	714	328	593	660	903	1,114	
	フィットネスホール中央フロア 貸出(時間)	122	143	85	100	123	95	109	
	その他動作分析(人)	60	37	12	1	38	13	7	
	ケアコンディショニングサポ ート(人)(注1)		274	30	404	499	1,165	588	
	センター事業広報普及活動(人) (注2)					475	955	1,583	1,226

(注1) ケアコンディショニングサポートは令和元年度以降実施されている。

(注2) センター事業広報普及活動は令和3年度以降実施されている。

(県資料より監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

県では、県民の自主的かつ生涯にわたる健康づくりを支援し、活力ある地域社会の形成を目指すことを目的とした「新潟県健康づくりセンター」と、スポーツに関する科学的トレーニングの支援やスポーツ障害に対する医学的な支援を行い、県の競技水準の向上に寄与することを目的とした「新潟県スポーツ医科学センター」を平成14年8月に新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）内に設置した。その後、平成19年に両者を「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」（以下「センター」という。）として統合し、県民の健康づくり支援とスポーツ医科学支援を一体的に行う施設として、指定管理者制度により管理運営を行ってきた。当初より、管理者は公益財団法人新潟県スポーツ協会が担当している。公益財団法人新潟県スポーツ協会との契約は、平成14年度から平成18年度は業務委託、平成19年度からは指定管理者となっている。

### （1）公募の応募が1者であることについて

センターは、設立当初より公益財団法人新潟県スポーツ協会に業務委託しており、指定管理者制度に移行した平成19年度以降についても、引き続き公益財団法人新潟県スポーツ協会が指定管理者として管理運営をしている。指定管理者制度移行後では、「指定管理者制度の運用ガイドライン」に基づき、指定管理者を一般公募しているが、応募は公益財団法人新潟県スポーツ協会のみとなっている。

県は、センターはアスリートのための施設であること、また事業として指導員教育も行っていることから、より専門性の高いトレーナーを配置する必要があり、それを可能にしている唯一の団体が公益財団法人新潟県スポーツ協会であると認識している。また、近年、類似の施設が民間においても設置されている中で、当施設においては、設立から23年が経ち、設備や機器が老朽化していることから、現状の設備を使用して事業を行う指定管理者に応募するという選択肢が応募側の企業にメリットを感じさせるものではないという懸念がある。県としても、ある程度の設備投資が必要ではあるが、予算の関係で実行できる範囲は限られており、その中で管理運営できるのも公益財団法人新潟県スポーツ協会のみであると考えていた。そのため、県は、公益財団法人新潟県スポーツ協会以外の民間企業の参入については困難であると認識していた。

令和6年度に開催した「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターのあり方検討委員会」報告書の今後の方向性には、経営の視点から今後の収支見通しを踏まえた事業内容の見直しが提言されており、その中で「近年全国的に公共施設等への民間活力の導入が進んでおり、当センターにおいても、今後の持続的な発展に向けて、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の更なる活用が図られるよう、長期的な視点で事業の方向性や事業内容の見直しを行っていくことが望ましい。」と記載されている。

これを受けて、県では、令和7年4月から5月にかけてサウンディング調査を実施し、民間企業の参入可能性を調査した。その結果、令和8年度から令和12年度の指定管理者選定において、応募は1者であったが、公益財団法人新潟県スポーツ協会、学校法人新潟総合学園、医療法人愛広舎、愛宕商事株式会社で構成される共同事業体からの応募となり、民間3団体が事業に参画することとなった。

(意見79) 指定管理者の応募が1者であることについて

センターにおける指定管理者について、公募ではあるが1者しか応募がない状況であった。応募者が1者であることは、指定管理者制度の具体的メリットとされる「複数の候補の中から指定管理者をしていることができることから、競争原理が働き、地方公共団体における経費負担の軽減を期待」することができない。県では、あり方委員会の提言を受け、サウンディング調査を実施し、公益財団法人新潟県スポーツ協会以外の民間事業者の参入可能性を探り、結果的に令和8年度から令和12年度までの指定管理者については、応募1者ながら4団体の共同事業体による応募を募ることができた。指定管理者制度を導入し、民間事業者の参入は可能になった中、応募が1者の状況が長く続いており、指定管理者制度導入のメリットを生かせていなかったが、あり方委員会の提言により指定管理者制度の導入も意味のあるものとなってきた。

担当課においては、今後も応募者を増やす努力をし、指定管理者制度のメリットである競争原理が働くような環境の整備を進められたい。

(2)「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターのあり方検討委員会」報告書

県では、令和6年6月に「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターのあり方検討委員会」(以下「あり方検討委員会」という。)を設置し、今後の事業内容や実施体制等について、全5回にわたり開催したあり方検討委員会における検討結果を取りまとめ、令和7年3月に報告書を公表している。

報告書においては、現在までの事業成果として以下を挙げ一定の成果を認めている。

国体上位入賞者やプロサッカー選手等全国レベルのアスリートを支援し、また、平成21年トキめき新潟国体総合優勝等を達成している。

医・科学機能の連携によりスポーツ障害(運動誘発ぜんそく等)の早期発見・治療を実現し、競技継続・競技力向上に寄与

健康づくり実践指導により多くの受講者に症状改善がみられたことから、得られた知見やデータを研修等により積極的に発信し、県内指導者(市町村、企業等)の人材育成に貢献

また、現状や課題を踏まえ、あり方検討委員会としての今後の方向性（全体）、取組の方向性（各事業）を示している。

今後の方向性（全体）としては、2つの視点から方向性を述べている。

#### 県立施設として担うべき役割

居住地に関わらず全県で支援を受けられる環境の実現が必要であり、実現に向けて、県立施設が「実践・育成・発信・普及の中核拠点」として「人と技術をつなぐハブ」の役割を果たすべき。

#### 見直しの方向性

県の役割を果たし、施設の利活用を促進する観点から、既存の4事業は維持しつつ、外部環境の変化や厳しい収支見通し等を踏まえ、外部との連携強化、利便性の向上、持続可能な施設運営、情報発信の強化の観点から事業内容を再検討すべき。

取組の方向性（各事業）は、5つの視点から方向性を述べるとともに、各事業の具体的な方策を提言している。

#### スポーツ科学

方向性1：部活動から県大会レベルの選手・指導者への支援拡充による利用者の増大

#### 具体策

現在の測定プログラムは、県大会出場レベル以上の選手や特定の競技の利用割合が多いこと、また部活動の地域移行における指導者の質の向上等の課題を踏まえ、部活動から県大会出場レベルのジュニア選手と指導者をメインターゲットに据え、支援対象範囲の拡大を図る。

支援対象範囲の拡大に向けて、各競技に共通する基礎的なプログラムの拡充や、競技特性・指導者のニーズに応じたパッケージメニュー（測定～評価～指導）等を提供する。

現在の利用ニーズは、土曜日に集中していること、また長時間を要する来館型プログラムが中心であることから、測定日時の見直し（土日、夕方から夜間を中心に実施等）やICTの活用（オンライン相談・測定・指導・配信等）により、利便性の向上・利用者数の拡大を図る。

## 方向性 2：外部連携によるトップアスリートへの支援体制の構築

### 具体策

現在中心のトップアスリート支援についても、関係機関（コンソーシアム等）と連携し、質の高い支援を継続する。

関係機関との連携強化に向け、外部人材の協力測定（指導）員としての活用等により、県内の人材育成・実施体制の確保を図る。

## スポーツ医学

### 方向性 1：検査手法の見直しによる業務効率化

#### 具体策

現在は、より安全かつ質の高い支援につなげるため、施設内で定めた検査項目をすべて実施しているが、利用者の負担軽減と業務効率化を図るため、安全性や質は担保しつつ、既存の医療情報（健康診断、人間ドック等）の活用や医療従事者の立会いを要しないより簡易な検査の実施等、検査手法の見直しを行う。

### 方向性 2：外来診療の役割分担・差別化

#### 具体策

限られた設備・人員体制、長年培った外部との連携・協力体制、スポーツ障害等に対する予防の重要性を踏まえ、相談・紹介機能の強化や他の医療機関では扱っていない専門的な診療科（女性アスリート等）の開設等を行う。

## 健康づくり

### 方向性 1：指導者養成事業の強化

#### 具体策

県民対象の運動プログラムが民間サービスを含め普及が進んでいる中で、指導者の養成は専門性の観点から依然として県立施設が提供する意義が高く、市町村を中心とした一定のニーズがある。そのため、指導者養成事業を強化し、県内各地の指導者の養成を後押しすることで、県内の健康づくり環境の一層の質の向上に貢献する。

### 方向性 2：広域連携によるセンターの価値の地域への展開

#### 具体策

センターでの県民への直接的な運動プログラムは、センターの立地により、実質的に新潟市近郊の住民に対象が限定されていた。今後は、例えば、民間企業と連携した運動プログラムの展開や、総合型地域スポーツクラブが実施する運動プログラムの中にセンターでの医学検査を取り入れるなど、施設特有の価値を活かし

つつ、広域な施設間連携を進め、より多くの県民に対して、センターの価値の受容機会の提供を進める。

#### 一般開放・情報発信

方向性1：立地特性を活かした既存スペースの活用促進

##### 具体策

施設の利用促進の観点から、フィットネスホール・研修室・情報コーナー等の貸室事業や温水プール（現在休止中）は、施設の立地特性を活かし、例えば、情報コーナーへの飲食スペース設置・運動プログラムの実施や、フィットネスホール内のフリースペースを拡充して多目的で活用する（トレーニングマシンの見直し）等、既存用途にとらわれない新しい活用方法を模索する。

方向性2：情報発信の強化による認知度向上・利用促進・収益アップ

##### 具体策

更なる認知度向上や利用促進を図るため、新たに若年層向けの動画配信を行うなど、取組をより一層充実させる。

施設のイメージアップや財源確保につなげるため、愛称やネーミングライツ等の導入可能性を探る。

#### 経営（連動性・補完性・持続可能性）による見直し

方向性1：今後の収支見通しを踏まえた事業内容の見直し

##### 具体策

国の方向性や県内の取組状況を踏まえ、連動性・補完性・持続可能性の観点から、事業内容の見直しを行っていく。

収支改善に当たっては、経費節減だけでなく収入増加の観点からも検討を行い、支援内容の質の担保を図る。

あり方検討委員会の報告書のおわりには、「この素晴らしい施設の有効活用が図られるよう、民間のノウハウも積極的に活用しながら、既存事業にとらわれない新規事業の開拓やそれを可能にする運営体制の見直しを進め、県民が「まずは相談してみたい」「また行きたい」と思える、県民に愛される開かれた施設づくりが進められることを期待する。」と締めくくられている（「」は報告書からの引用）。

この言葉を実現させるためにも、あり方検討委員会における議論を活かし、実践・育成・発信・普及の中核拠点としての活用方法を丁寧に検討し、県民が居住地域にかかわらず全県で支援が受けられる環境が一層整備されること、また、近年は、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化等につなげるため、全国的に公共施設

等への民間活力の導入が進んでおり、センターにおいても、経営の観点から、長期的な視点で事業の方向性について適宜検討を行い、必要に応じて事業内容の見直しを図っていくことが期待される。

#### (意見80) あり方検討委員会の報告書について

あり方検討委員会の報告書に記載されていることは、すぐにでも対応することが可能なものから、長期的なビジョンを持って検討し、対応していくものもある。これまで蓄積してきた専門的な知見やノウハウを活かし、多くのアスリートを支援するとともに、県民の生活習慣改善・指導者養成等に寄与してきた実績を基に、長年培ったハイパフォーマンススポーツ(トップアスリート)へのサポートで得られたスポーツ医学に関する知見や、質の高い医学的支援・運動指導で得られた健康づくりに関するノウハウ等を、広く地域社会に還元していくことが求められていることから、センターの果たす役割に対する期待は大きいものと考えられる。あり方検討委員会の提言に基づき、県民の期待に応えられるようなセンターとしていくことが望まれる。

### 3 維持管理計画及び実績の検討

当施設は、スポーツ医学の事業を行っており、医療機器を有している。医療機器を県民に対して使用する以上は、利用効果があることは勿論であるが、機器の利用が安全であることが絶対的な条件であると考ええる。

センターの令和7年度の修繕要望の計画資料の閲覧の結果、修繕の緊急性・必要性が一定程度あると想定され得る機器等に対して修繕要望を行っているものの、県の財政上の制約により修繕に至っていない設備等があることが確認された。

「物理療法治療器(電気系治療器・水治療器)」は10百万円を超える修繕要望があり、耐用年数は6年であるが、令和7年度の予算要求時点において既に21年が経過している。そして、修繕要望の計画資料を閲覧する限り、リハビリテーション診療で治療器として使用する機器であるが、現状としては、物理療法治療器のうち水治療器は既に故障し使用できず、電気系治療器は、経年劣化に伴う出力が不安定な状態であり、安全・安心して使用することができない、とのことである。

経年劣化により安全・安心して使用することができないという状態であるが、修繕が進捗していないことが明らかになった。

【図表 128 物理療法治療器（電気系治療器・水治療器） 修繕要望】

年度	要望額	令和6年度：実績 令和7年度：計画	現状
令和6年度	10,703,000 円	0円	（耐用年数） 6年 （経過年数） 21年 （令和7年度予算要求時） ・リハビリテーション診療で治療器として使用する機器。 ・水治療器は既に故障し、使用できない。 ・電気系治療器は、経年劣化に伴う出力が不安定な状態であり、安全・安心して使用することができない。 ・部品製造中止につき修理不能。
令和7年度	10,703,000 円	0円	

（センター資料「修繕要望」とセンターへの質問より監査人作成）

（意見81）修繕の着実な実施

センターの修繕要望の計画資料の閲覧及びセンター担当者への質問の結果、医療機器の使用の安全性の面から修繕に関して要望は行っているものの、県側の財政上の制約により修繕が進捗していないなどがあることが明らかになった。

修繕の緊急度が高く、かつ、修繕を行わない場合に利用の安全性に影響がある機器等の修繕を行わない場合、施設運営に支障が及ぶ可能性はある。

県財政には限りがあることから、予算要求に対する措置に限界は当然あると考えられるが、修繕の予算措置等を含めた修繕計画のPDCAサイクルの中で、施設の継続的な運営を維持するために修繕の着実な実施に努められたい。

4 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

（1）黒カビの発生について

指定管理者である公益財団法人新潟県スポーツ協会からの令和6年度年間事業報告における「事故・苦情処理」の第2四半期の記載は、図表129のようなものであった。

【図表129 第2四半期の事故・苦情処理】

内容	結果等
全館、各所で壁や天井にカビが発生したことにより、フィットネスホール利用者から健康被害を懸念する苦情があった。	随時、職員が壁の消毒・清掃を行い、対処したが、カビの発生頻度が多く、清掃が追いつかない時期もあった。

（「令和6年度年間事業報告書」より監査人抜粋）

このことについてセンターの担当者に質問したところ、「黒カビは3年ほど前から発生しており、最初に発生した当時は業者に依頼してふき取りを実施した。翌年度からはスタッフが丁寧にふき取りを実施している。黒カビの発生場所は、メイン廊下の上部、フィットネスホール入り口、場所によってはフィットネスホールの内壁、階段等である。天井の高いところに発生しやすいので、脚立等に乗ってふき取る必要があるが、危険を伴うため、スタッフの手が届く範囲でしかふき取りができていない。現在でも黒カビが発生することもあり、都度スタッフがふき取りを実施している。コンクリートでできた大規模施設であり、構造上の問題と、水道光熱費の高騰で廊下の冷房を稼働させていないため冷房による除湿が行われないことから、室内の温度が下がっても湿度が高いまま保たれてしまい、湿気がたまりやすいため、カビが発生しやすい環境にある。現在、廊下だけでも除湿できないか検討中であり、廊下に除湿器を設置した場合の見積りを依頼しているところである。」とのことであった。後日、追加で確認したところ、業者からの見積りについては徴取できているとのことであった。また、県の担当者からは、見積りを参考に状況を見ながら対応していくとの回答を得た。

#### (意見82) 黒カビ発生防止について

センターの建物は、構造上の問題と冷房による除湿が行われていないことから、湿気がたまりやすく、カビが発生しやすい環境にある。

カビについては、孢子が気管支へ入ることによってぜんそくが引き起こされるなどの健康被害が考えられ、利用者の不安材料になることから、早期の解決が求められるが、建物の構造上湿気がたまりやすいとのことであり、抜本的な対策を講じることが難しい。応急措置で対応することになると考えられるが、黒カビの発生原因となる湿気を取り除くための除湿器の設置等、現状対応できる措置を検討し、実行することで、利用者の懸念材料を取り除き、安心して施設を利用してもらえるよう検討されたい。

#### (2) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されているとのことであり、点検業者から受領した結果報告書等は管理されている。

一方で、施設の保全に関する点検業務は実施されているものの、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

(意見83) 保全台帳作成の必要性

施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 5 収支・財政・コスト管理に関する課題

### (1) 利用状況の把握と利用率の改善及びモニタリング

指定管理者から県に提出されている令和6年度年間事業報告において、事業ごとに利用状況を分析し、自己評価を行っている。その中で、自己評価の低い項目について検討する。なお、自己評価の評価基準は、図表130のとおりである。

【図表130 評価基準】

評価	基準	数値基準
A A	顕著な成果が得られた	110%以上
A	一定の成果が得られた	100%以上
B	目標を達成できなかった	80%以上
C	努力が必要である。	80%未満

(令和6年度年間事業報告より監査人抜粋)

### 競技水準向上事業利用状況

総括・自己評価によると、体力測定、スポーツ動作分析において、自己評価がCとなっており、総括には以下のような記載がある。

【図表131 総括・自己評価抜粋】

項目	総括	自己評価
体力測定	利用人数は、計画比61.3%で計画に達しなかったが、前年比157.1%と増加した。新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの影響が少なくなり、週5日の受け入れ、拡充した基礎体力コースの活用により利用者が回復傾向にある。ただし、平日の利用者数は、時期により変動が大きい。今後も基礎コースの拡充や動作分析との連携により、利用を促したい。	61.3% C
スポーツ動作分析	利用人数は、計画比74.0%、前年比62.4%と減少した。姿勢・柔軟性パッケージ等により、これまで行っていなかった競技の利用が増加したが、従来から利用があった団体の人数が少なくなった。今後、広報活動により、更なる利用促進に努めたい。	74.0% C

(令和6年度年間事業報告より監査人抜粋)

センターでは、自己評価に関して以下のように分析している。

#### 体力測定に関する分析

- ・体力測定については、コロナで落ちた利用者数が回復基調にあることから、平日の利用者増を目指すことで利用者人数も増加してくると考えられる。
- ・センターの立地が車で移動しなければ利用が困難である場所であることから、運転できない方（高齢者等）の取り込み策を検討するのも、利用者数増の要因になると考えられる。

#### スポーツ動作分析に関する分析

- ・スポーツ動作分析については、従来から利用があった団体の人数が少なくなった。例えば、利用団体の担当者が変更になり、他の業者等に依頼してしまったなどの理由で、以前より利用者数が減少している。
- ・動作分析にも様々なメニューがあり、センターでは詳細な測定ができるが、そこまで詳細なものが必要ではなかったり、時期の問題、例えば試合後すぐに対応してほしいという要望があっても、タイミングが悪くセンターが対応できなかったりすることなどがある。供給できる設備は整っているが、需要がないケースもある。

センターにおける自己評価の分析結果から、利用者を増加させる対策としては、姿勢の動作分析等については従来とは別の角度からの分析を行ったり、分析するスポーツの幅を広げたりしている。また、中高生が多く利用するため、大会がない時期、例

例えば高校生なら3月、中学生なら4月から5月が多くなるので、平日の夕方以降の枠を確保することや、センターにない測定器での測定を要望された場合には、異なる機器で代用できないかを検討するとともに、安価なものであれば購入することも検討している。

#### 施設利用事業利用状況

総括・自己評価によると、研修室等利用、研修室等附属機器において、自己評価がCとなっており、総括には以下のような記載がある。

【図表132 総括・自己評価抜粋】

項目	総括	自己評価
研修室等利用	利用人数は、計画比36.5%、利用料金収入は計画比54.6%で計画に達しなかった。原因としてオンライン会議等の普及が考えられる。また仮予約中に空き状況の問い合わせが入りお断りすることも少なくなかったため、今後は仮予約の制限を設ける等の対策が必要である。	36.5% C
研修室等附属機器	利用人数は計画比60.0%、利用料金収入は計画比60.6%で計画に達しなかった。研修室等の利用状況と同じくオンライン会議等の普及によりプロジェクターやPCレンタルの需要が減少していることが考えられる。	60.0% C

(「令和6年度年間事業報告」より監査人抜粋)

研修室及び研修室等附属機器については、有効利用が課題であると認識はしている。研修室等の利用が伸び悩んでいるのは、人数制限や人と人との間隔を通常より広くあけるなどのコロナ感染防止策を継続して実施していかなければならないためであり、既存の利用方法では稼働率を上げることは難しい。令和7年度からは研修室の新しい活用の仕方として研修室を利用したフィットネス講座を開催するなど、新規事業による利用を開始している。

研修室等については、一定数の利用はあるので、研修室等の貸出を中止することは考えておらず、加えて空いている時間に運動利用を取り入れるなどの工夫をしていく予定である。令和7年度では、年度途中での追加対応となっているので、事業計画には反映されていない。

#### (意見84) 利用率改善施策の検討及びモニタリング

センターは、令和6年度年間事業報告にて事業ごとに利用状況を分析し、自己評価を行っている。

自己評価はA・A・A・B・Cがあり、数値基準として目標の80%未満がCの評価となる。Cの評価は競技水準向上事業において体力測定、スポーツ動作分析の項目が該当し、施設利用事業において研修室等利用、研修室等附属機器が該当する。

これら自己評価でCとなっている項目については、センターにおいて利用率改善施策を検討し、実行するとともに、改善傾向が見られるかについてセンター内でモニタリングを実施し、改善傾向が見られない場合には、更なる方策を実行していくことが望まれる。また、実行した利用改善施策については、指定管理者の評価に組み入れ、県が適切に評価することも検討されたい。

## (2) 医療収入の返戻処理について

センターでは、医師による診断、治療等の医療行為を行っており、カルテ、処方箋、処置伝票を基に点数計算を行い、患者負担分は当日精算し、保険負担分は新潟県国民健康保険団体連合会に請求し精算している。

新潟県国民健康保険団体連合会に対する請求はデータ送信により行われるが、新潟県国民健康保険団体連合会でのチェックにより点数計算に誤りがあった場合には返戻され、再請求することになる。

センターでは、新潟県国民健康保険団体連合会への保険負担分の請求時に未収入金及び収入を計上しているが、返戻となる場合は入金されないため、計上した未収入金及び収入を一旦取り消し、再請求時に再度収入を計上することになる。

返戻再請求については、再請求を行った月等についてメモ書きが残されており、いつ再請求したか、再請求に対していつ入金されたかについては確認できるが、新潟県国民健康保険団体連合会への再請求時のデータ送信についての送信記録が残されていない。

## (意見85) 返戻再請求時のデータ送信記録について

センターでは、医師による診断、治療等の医療行為を行っており、保険負担分は新潟県国民健康保険団体連合会に請求し精算している。

センターでは、新潟県国民健康保険団体連合会に対する請求を行ったものの返戻があった場合、一度計上した未収入金及び収入を取消し、再請求時に未収入金及び収入を再度計上している。センターでは、再請求を行った月等の情報をメモ書きで保管しているが、再請求時のデータ送信記録は残されていない。

返戻再請求はセンターの医療行為に係る収入計上に係る重要な手続であることから、返戻があったものの再請求手続が確実に行われたことを事後確認できるように、新潟県国民健康保険団体連合会へのデータ送信記録も保管することを検討されたい。

### (3) 必須事業と自主事業の区分について

センターでは、事業計画書に基づき事業が実施されている。事業は協定書で定められている必須事業と、それ以外の事業である自主事業とがある。令和6年度事業計画書における必須事業、自主事業は、以下のとおりである。

#### 必須事業

- ・ 競技水準向上事業  
体力測定、スポーツ動作分析（動作分析）、競技力向上相談、診療所（内科、整形外科、リハビリ）
- ・ 健康づくり実践指導事業  
生活習慣しっかり改善コース、親子健康づくりコース、人材育成（コース参加型、ニーズ対応型）
- ・ 施設利用事業  
フィットネスホール利用、研修室等利用

#### 自主事業

- ・ 内科外来診療事業
- ・ 個別プログラムサービス事業
- ・ 健康・スポーツ県民講座事業
- ・ フィットネスホール中央フロア貸出事業
- ・ その他動作分析事業
- ・ ケアコンディショニングサポート事業
- ・ 事業広報普及活動事業

収入は、券売機による発券により計上される。必須事業と自主事業は券売機で判別され、それぞれ集計されている。一方、費用は必須事業と自主事業とで別々に把握していない。そのため、必須事業、自主事業で、それぞれの利益額の把握はしていない。必須事業と自主事業の間で共通となる業務が多いため、固定資産や消耗品等は共通で使用しているものも多くあり、各事業に区分することが困難となっていることが原因である。

センターの指定管理では、利用料金制を採用しており、利用者からの料金収入は指定管理者の収入となっている。基本協定書には、以下の条文が定められている。

基本協定書

第23条（利用料金）

7 乙は、各事業年度における利用料金の収入の実績額が、事業計画書の利用料金の収入の見込額を上回った場合は、利用料金の収入の実績額から事業計画書の利用料金の収入の見込額を控除した額（以下、「利用料金収入増加額」という。）の2分の1に相当する額を甲に納付するものとする。ただし、センターの維持管理に要した経費について事業計画書の維持管理経費を上回る額として甲が認める額（以下、「維持管理経費増加額」という。）が生じている場合は、利用料金収入増加額から維持管理経費増加額を控除した額の2分の1に相当する額を甲に納付するものとする。

基本協定書第23条第7項によると、利用料金収入増加額から維持管理経費増加額を控除した額の2分の1を県に納付するとされているが、事業計画の収入見込み額を上回った実績はなく、過去に県に対し納付したことはない。そのため、指定管理者は必須事業と自主事業を一体として収支の管理をしており、全体としての収支は把握しているものの、それぞれの事業に関する収支は把握していない。

ここで、指定管理者制度のメリットについて考察する。指定管理者制度を採用するメリットとして一般的に挙げられているものは以下のとおりである。

効 率 化：公共施設の運営管理を効率化し、より高品質なサービスを提供する

コ ス ト 削 減：専門的な技術とノウハウを活用することで、運営コストを削減する

運営権限の委譲：指定管理者は施設の利用許可やサービス内容の決定を行う権限を持ち、柔軟な運営が可能

収 益 化：公共施設の運営が収益化され、県民に提供するサービスの充実につながる

地 域 貢 献：地域に対する貢献が期待でき、民間企業等にとっても信頼性が向上する

指定管理者が必須事業と自主事業を一体として収支管理していることは、自主事業で利益を得るという「収益化」のメリットが享受できているかについて不明となっているということである。指定管理者制度において自主事業から収益を得ることが必要であり、自主事業から利益を得ることが民間活用のあるべき姿であると考えられる。しかし、自主事業から収益を得られているかについて不明となっている現状は、指定管理者制度のメリットを指定管理者が享受できていない可能性を示唆している。

センターは、自主事業で収益を上げることに積極的ではなく、そのため必須事業と自主事業に区分した経理をする必要性を感じていないように見受けられる。また、

県は区分経理の必要性を感じているものの、センターからは必須事業と自主事業の間で共通となる事業が多く、固定資産や消耗品等は共通で使用しているものも多いため、必須事業と自主事業に区分することが困難であるとの説明を受けており、指定管理者に対し事業報告時に区分経理をするよう求めることは酷であると考えている。よって、指定管理者に対し事業報告時の区分経理を求めてはならず、実際、実施報告書に添付されるべき（指定管理者が実施している事業に関する）収支報告書は区分経理がなされていない。

#### （意見86）必須事業と自主事業の区分経理の必要性

公益財団法人新潟県スポーツ協会では、必須事業の費用、自主事業の費用を区分して把握していないことから、自主事業の利益を把握できていないため、指定管理者制度で求められる自主事業で利益を得るインセンティブが失われている懸念がある。

また、実施報告書に指定管理に関する収支報告書等が添付されているものの、必須事業と自主事業を区分した収支は明らかにされていない。実績報告書に区分経理に基づく収支に関する報告を添付することで、指定管理者によるセンターの運営に関する収支を明らかにし、自主事業に対するインセンティブの向上についても、検討されたい。

## 6 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### （1）施設におけるトレーナーの存在について

センターのフィットネスホールは、開設当初は健康づくり実践指導事業を推進する目的で設置されたものである。その後施設の有効活用及び収益確保の観点から一般開放を行っている。

ここで、県はセンターのフィットネスホールが有する利点として、単にトレーニング機器やスペースを提供するだけでなく、専門スタッフによる測定分析や指導がワンストップで受けられる施設であるという点を挙げている。

一方、センターでは健康づくり実践指導事業の一環として「健康づくり実践指導者研修（人材育成）」を掲げており、トレーナーの育成を事業目的の一つとして定めている。具体的には、座学や当施設で展開している利用者向けトレーニングプログラム並びに検査、測定の体験及び見学が主な内容となっている。

なお、センターが所在する新潟市には民間のスポーツジムが多数存在している。例えば24時間利用が可能かつパーソナルトレーナーによる指導を受けられる民間のジムも新潟市内には複数存在する（視察時点：令和7年9月16日）。このほかにも、大手系

列をはじめトレーナー在籍のある民間フィットネスジムは市内に複数店舗が展開されていることを確認している。

(意見87) 施設におけるトレーナーの在り方について

トレーナー育成を県の事業として継続するのであれば、フィットネスホールの一般開放時にトレーナー志願者を配置して利用者へのアドバイスを実施し、現場での経験値を積み上げるといような実地訓練の場として活用することも効果的であると考えられる。

(意見88) フィットネスホールの取扱いについて

民間事業者が運営するスポーツジム等でも専門的知識や技能を持つスタッフが在籍している例は多数存在する。センターのフィットネスホールが有する利点として挙げられている単にトレーニング機器やスペースを提供するだけではなく、専門スタッフによる測定分析や指導がワンストップで受けられるという点は、必ずしもセンター特有のものではない。例えば、センターでは医師が在籍することを念頭に置いて医学的見地からの指導に特化するなど、事業の選択や集中を検討する余地もあると考えられる。

## 7 資産管理・情報管理に関する課題

(1) 「トキめき広場」の活用について

センターの受付の左横に「トキめき広場」というスペースがある。「トキめき広場」は利用者の待合や休憩等に使用され、ベビーコーナーも設置されており、無料で使用することができる。

新型コロナウイルス感染症拡大(以下「コロナ禍」という。)前は、複数の書棚に書籍・雑誌を多数置いていたが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点で撤去し、施設の視察時には書棚は一つのみ設置となっており、書籍・雑誌の数も限定的となっている。そして、コロナ禍前は書棚があった場所には、センターで使用されたタオル類が干されており、センター利用者が使えるスペース機能を有していない。

このような活用状況であったことから、センター担当者に施設の有効利用方策について質問した結果、「トキめき広場」が余剰スペースとなっていることは認識しており、その改善策として、ヨガの講座をこの場所で開設するなどの取組を行っているとのことであった。

なお、ベビーコーナーが設置されているが、幼児を連れている利用者のためには必要であり、その場所も他の利用者への気遣いのために奥側に設置していることは理解できる。

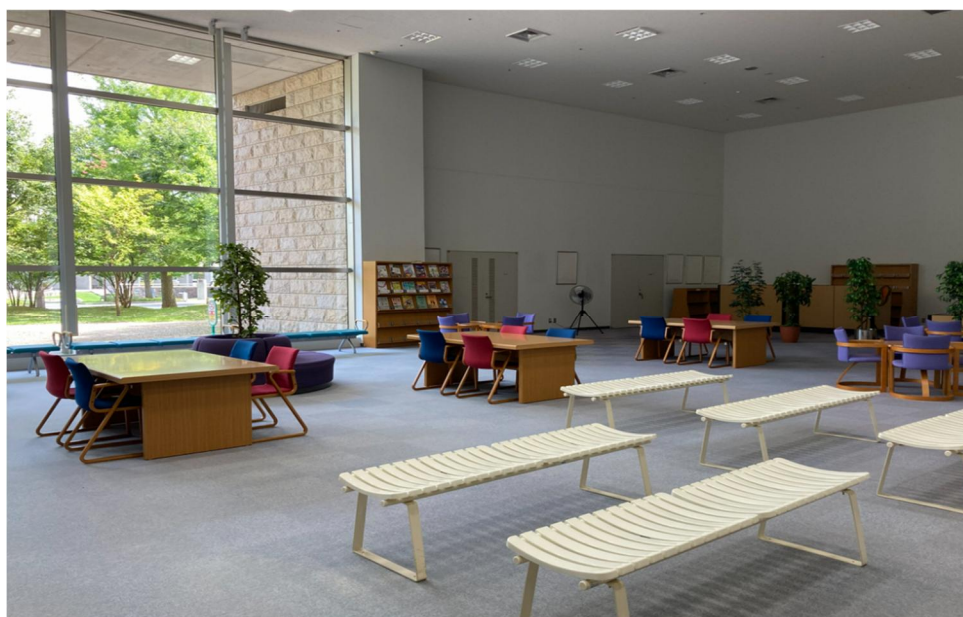
【図表133 「トキめき広場」写真】

- ・ コロナ禍前の状況



(センターパンフレットより監査人抜粋)

- ・ 施設視察時



(監査人撮影の写真)

・施設視察時



左奥：使用していない書棚、中奥：タオル類の干し場、右奥：ベビーコーナー

（監査人撮影）

（意見89）「トキめき広場」の更なる利用改善について

「トキめき広場」は、新型コロナウイルス感染症拡大前は、複数の書棚に書籍・雑誌を多数置いていたが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点で撤去し、施設の視察時には書棚は一つのみを設置となっており、書籍・雑誌の数も限定的となっている。そして、コロナ禍に書棚があった場所には、施設で使用されたタオル類が干されており、施設利用者が使えるスペースの機能を有していない。

施設が有効に利用されているかという点を鑑みると、「トキめき広場」の余剰スペースは無駄になっている。

センターも利用策として「トキめき広場」でヨガの講座を開設するなど、工夫を凝らしてはいるが、根本的な利用改善には至っていない。「トキめき広場」のレイアウト変更や改修等を行い、新しい施設機能を付加することも一つであると考えられる。また、早急的な方策として、例えば、センター利用者にアンケートを取り、利用要望を反映させるなど、更なる利用改善の余地を検討されたい。

（2）温水プールについて

センターには20mの温水プールがあるが、平成19年度の途中から未使用となっている。この温水プールは、一般開放や健康づくり事業の水中運動を目的に供用していたが、温水プールのろ過装置の故障があり修理費用が発生すること、また、年間の経費

(約13百万円)に対し、1日の利用者数(平均5.7人/日)が少ないことを踏まえ、現在においても未使用のままとなっている。

センター担当者に今後の活用方針を質問した結果、この温水プールは、規格が20mであり水泳競技用には向いておらず、利用してもリハビリ目的になるとのことである。また、本来のプール機能としての利用では無いが、水を抜いたプールが空気銃の射撃を行うのに射撃距離・安全面等で丁度良い空間になるとのことで、射撃イベントを行っている団体と試行的に調整をしていたが、消防設備等の関係から具体的な利用の用途は立っておらず、この射撃イベントの調整以外に具体的な活用方針は無いことが現状として把握した事実である。

【図表134 温水プールの状況】



(県資料より監査人抜粋)

#### (意見90) 未使用施設(温水プール)の再活用について

センターの温水プールは平成19年度の途中から未使用となっており、施設視察時においても遊休状態が続いている。

元来は、健康づくり・スポーツ医科学という視点から、リハビリ専用利用とする、又は水中ウォーキング専用とするといった形で他施設との差別化を図り、県民の健康を支援する活用方法を検討することが望まれるが、プール機能の復旧に財政面等で困

難が伴うのであれば、プール機能以外の用途も含めて、県民のニーズに応じかつ有効利用できる施設の在り方を検討する必要がある。

施設担当者によると、本来のプール機能としての利用では無いが、水を抜いたプールが空気銃の射撃を行うに射撃距離・安全面等で丁度良い空間になるとのことで、射撃イベントを行っている団体と試行的に調整をしていたが、消防設備等の関係から具体的な利用の用途は立っていないとのことであった。

仮に当調整が不調に終わったとしても、定期的な施設の利用ニーズの確立に繋げるため、同種又は類似イベントの利用ニーズの掘り下げを行うなど、プール施設の有効利用の方策は引き続き検討されたい。

### (3) 未収入金の計上について

センターの利用料金は当日現金払い又は回数券（購入時現金払い）が基本となるが、企業や団体等の利用では希望に応じて請求書発行、後日支払に応じている。

センター担当者への質問により、請求書対応に伴う未収入金の状況は以下のとおりであることを確認した。

- ・請求書対応の場合は基本的に翌月払いとし、入金状況はインターネットバンキングの取引履歴又は通帳記帳により確認している。
- ・請求書を発行した利用者別の債権残高管理は特段行っておらず、未収入金の残高一覧の補助元帳を用意するのみである。
- ・請求書対応となる案件で、1回当たりの計上金額は大きいもので数万円という規模である。
- ・これまで発生したことのある支払遅延（支払期日後の入金）は長いもので3か月程度である。
- ・支払遅延は特定の請求先で多かったり、経常的に発生していたりというような状況ではないものの、時折発生する状況である。
- ・支払遅延発生時には担当者から口頭で相手先へ督促連絡を実施しており、貸倒の実績はない。

### (意見91) 請求書発行先別の債権残高管理について

1件当たりの金額が多額でなくとも、回収遅延及び貸倒リスクを念頭に置いた債権残高管理体制を構築することが望ましい。

現在は特定の利用者に支払遅延の傾向が存在する状況ではないものの、支払遅延傾向が仮に今後顕在化するようになれば、当利用者に貸倒リスクを識別する必要性が生じる。指定管理料を原資として展開している県の事業である以上、サービス提供の対価として生ずる債権の残高管理は厳格に実施することが望ましい。

現在は未収入金全体の残高管理のみに留まり、債権残高管理表の類は作成されていない。よって、頻繁に請求書対応を行う利用者に対しては利用者別の債権残高管理帳票を作成したり、未収計上額及び支払期日を一目見てわかるような形で整理した管理表を作成したりすることで適時な債権回収を効果的に実施することを検討されたい。

#### (4) 紙資料のデジタル化及び電子的な方式による資料作成、保存について

センターでは外来診療を事業として行っているが、開設が平成14年8月1日であったことや施設の運営規模を鑑み、紙媒体での資料保存が当時より続いているのではないかと推測されたことから、センター担当者へ質問を実施し上記の旨を確認した。質問の結果として、患者のカルテは紙媒体で作成、保存されており、古いものは段ボールに入れて倉庫にて永久保管されていることが判明した。また、相当数のカルテが溜まっている状況であり保管スペースそのものを圧迫しており、過去のものを参照する際には膨大な量の中から時間をかけて探すという場面も少なくないということであった。

また、電子カルテに関しては、厚生労働省は「医療DX令和ビジョン2030」において「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」ことを目標としているところであるが、電子カルテの導入予定は現状無いということであった。

### 【図表 135 厚生労働省 電子カルテの目標設定等】

<p><b>1. 電子処方箋の新目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。</li> <li>● 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、<b>電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ/共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。</b></li> </ul> <p><small>歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。</small></p>	<small>※1 医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部</small>
<p><b>2. 電子カルテ/共有サービスの普及策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行することを図りつつ、             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス/電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、</li> <li>② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、<b>共有サービス/電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入を進める。</b></li> </ul> </li> </ul> <p><small>※2 医科診療所/病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。</small></p>	
<p><b>今後の主な対応方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的な内容を2025年度中に示した上で、<b>必要な支援策の具体化を検討するとともに、2026年度中目標の完成を目指す。</b></li> <li>● 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、<b>医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定する。</b></li> </ul> <p><small>※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバナメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>2026年夏までに、電子カルテ/共有サービスの具体的な普及計画を策定する。</b></li> </ul>	

（厚生労働省ホームページより監査人引用）

(意見92) 紙媒体のカルテのデジタル化及び電子カルテの導入について

患者のカルテは紙媒体で作成、保存されており、古いものは段ボールに入れて倉庫にて永久保管されており、相当数のカルテが溜まっている状況であり保管スペースそのものを圧迫している状況である。また、センター担当者によると、過去のものを参照するには膨大な量の中から時間をかけて探すという場面も少なくないとのことである。

紙媒体のカルテを電子化しデジタル保存することで、施設内の保管スペース圧迫の解消により余剰スペースが生まれ、施設の有効利用可能性の拡大が期待できる。そして電子化することで必要な情報へのアクセスが容易になることに加え、紙カルテの紛失可能性を低減することで情報管理の効率化及び個人情報管理体制の強化が期待できる。

また、電子カルテの導入については現状予定が無いとのことであるが、厚生労働省では、「医療DX令和ビジョン2030」において「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」ことを目標としており、電子カルテの導入は国の施策に沿うものになる。

以上を踏まえ、カルテの電子保存及び電子カルテの導入の検討を進められたい。

(5) 不要品の処分について

視察当日に施設内を視察したところ、廊下の待ち合い椅子があるスペースにパーティションで区切られた区画があった。そこにはトレーニング機器、及び医療機器等が仮置きしてあった。トレーニング機器類は、使用可能な状態とのこと、他のトレーニング機器が破損等で使用できなくなった場合の取り換え用として保管しているとのことであった。医療機器類については、既に使用されなくなっているものであるが、倉庫に入れると再度倉庫から取り出すのが手間とのこと、このような措置を取っているとのことであった。

【図表136 施設内の備品等の仮置きの様子】



( 監査人撮影 )

( 意見93 ) 仮置きスペースにある不要品の処分について

仮置きスペースにあるトレーニング機器は、使用可能な状態のため廃棄は不要であることを前提としている。医療機器は既に使用されないものであり、今後も使用しないのであれば、不要な機器であることから廃棄について検討すべきである。また、仮置きスペースにトレーニング機器を置いておかなければならないほどスペースに余裕がないのであれば、利用の程度に応じた保有機器類の最適化についても検討し、不要なものは適宜廃棄するなどの処置を講じることも、適切な資産管理のうえでは重要であると考えられる。

## 新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要



項目	内容
所在地	新潟市中央区清五郎 67 番地 12
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成 13 年 4 月
設置目的	県民の健康増進とスポーツ振興の拠点として計画された新潟県スポーツ公園の中心施設として、また、日本海側最大級の規模と機能を持つ国際級のスポーツイベントを開催できる総合スタジアムとして建設。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	新潟スタジアム、サブグラウンド
面積(公有財産表)	土地面積 -m <sup>2</sup> 建物面積 -m <sup>2</sup> (注)
価格(注) (令和 7 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 -百万円 (B / S)建物取得価額 31,310 百万円、帳簿価額 17,471 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	平成14年 F I F A ワールドカップの日本国内の開幕戦会場となったほか、第 1 種公認陸上競技場も併せ持ち、新潟県スポーツ公園の中心施設となっている。各種スポーツやビッグイベントを通じた情報発信の基地として、安全で快適なスポーツ空間を提供している。

(注) 公園については公有財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。

(敷地面積：約 462,000 m<sup>2</sup>、建築面積：約 36,700 m<sup>2</sup>、延べ床面積：約 88,420 m<sup>2</sup>)

#### (2) 指定管理者の概要

当施設は、株式会社アルビレックス新潟と公益財団法人新潟県都市緑花センターが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近 3 事業年度の財務状況】については、構成企業のものを記載している。

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表者名(県との関係)	公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長 遠山 隆(県OB)
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務を行う
設立年月	令和元年8月19日(注)
事業内容	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の運営に関する業務</li> <li>・行為の許可に関する業務</li> <li>・利用の禁止又は制限に関する業務</li> <li>・有料公園施設の使用の許可に関する業務</li> <li>・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務</li> <li>・公園の維持管理に関する業務</li> <li>・その他指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務</li> </ul>
指定管理者選定委員	非公募のため該当なし
指定管理者の選定結果	令和6年度12月県議会の議決に基づきアルビレックス新潟・都市緑花センターグループを指定管理者に選定した。
指定管理者の選定理由 (非公募の場合は非公募とした理由)	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループは、令和5年度に実施した外部委員会による中間評価で管理運営に支障がないと判断され、かつ次期指定管理期間に係る事業計画書等を確認したところ、施設の安定管理に相応しい能力を有し、施設効用を発揮できる事業提案であると認められるため非公募とする。

(注) 共同企業体が設立される都度覚書を締結している。

### 【図表 137 役員数の推移】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)
監事(内、県関係者)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
合計(内、県関係者)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)

(株)アルビレックス新潟

(単位：人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取締役(内、県関係者)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)
監査役(内、県関係者)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
合計(内、県関係者)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)

(注1) 役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

(注2) 県関係者には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表138 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
正規職員人数(内、県職員数)		8(0)	8(0)	8(0)	8(0)	8(0)
非正規職員人数(内、県職員数)		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注1) 県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表139 直近3事業年度の財務状況】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	1,045	1,135	1,169
当期一般正味財産増減額	11	14	14
総資産額	1,152	1,158	1,037
指定正味財産	521	521	371
正味財産合計	789	802	671

(株)アルビレックス新潟

(単位：百万円)

	令和4年12月31日	令和5年12月31日	令和6年12月31日
当期純利益	272	99	460
総資産額	2,128	2,472	3,223
資本金	100	100	100
純資産額	734	844	1,326

(県資料より監査人作成)

【図表140 指定管理者の推移】

平成17年度 以前(管理委託)	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度～ 平成21年度 (指定管理者)	平成22年度～ 平成26年度 (指定管理者)	平成27年度～ 令和元年度 (指定管理者)	令和2年度～ 令和6年度 (指定管理者)
(財)新潟県都市 緑花センター	同左	アルビレックス 新潟・都市緑花 センターグループ	同左	同左	同左

(県資料より監査人作成)

( 3 ) 収支状況の推移

【図表141 収支状況の推移】

新潟スタジアム

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収入(ア)	319	297	306	311	317	339	362
利用料収入	128	104	108	113	119	141	164
指定管理料	191	193	198	198	198	198	198
支出(イ)	310	294	294	295	310	325	341
人件費	59	55	51	51	52	45	45
事業費	241	229	227	228	245	263	282
一般管理 (注1)	10	10	16	16	13	17	14
収支(ア-イ)	9	3	12	16	7	14	21

(注1) 指定管理者構成企業に対する当施設負担分である。

(県資料より監査人作成)

( 4 ) 利用状況の推移

【図表142 利用状況の推移】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
新潟スタジアム	全体日数(日) A	365	365	365	365	366	365
	大会等専用 利用日数(日) B	156	129	132	149	110	163
	稼働率(%) B / A	42.7	35.3	36.1	40.8	30.1	44.6
	入場者数(人)	524,448	438,536	238,724	363,936	444,186	724,162
サブグラウンド	全体日数(日) C	365	365	365	365	366	365
	大会等専用利 用日数(日) D	49	67	49	63	74	102
	稼働率(%) D / C	13.4	18.4	13.4	17.2	20.2	27.9
	入場者数(人)	7,273	5,525	5,673	6,479	22,432	6,349

(県資料より監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）（新潟スタジアム及び県立野球場を含む）及び清五郎ワールドカップ広場の令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）にかかる指定管理者としてアルビレックス新潟・都市緑花センターグループが選定され、また令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）の期間についても引き続き同事業者が選定され運営されている。

県では都市公園の現状として、時代の変化や多様化するニーズに対して、公園のポテンシャルが活かしきれていない、また行政は既存施設の維持管理、老朽化施設の更新が主となり、新たな整備は難しいと分析しており、利用者の利便性、公園の魅力向上、多様な利用者ニーズに対応するためには、新たな機能の追加や施設等の更新が必要であり、民間事業者との連携が必要とし、Park-PFIの導入を検討している。

Park-PFIは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されることに特徴がある。

「Park-PFI」は、もともと都市公園法で整理されていた設置管理許可による制度に基づいた制度であり、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく手続が必要な「PFI事業」とは異なる。

【図表 143 制度比較】

	PFI事業	Park-PFI (公募設置管理制度)	設置管理許可制度
根拠法	PFI法	都市公園法	都市公園法
事業期間の目安	10～30年程度	20年以内	10年（更新可）
議会の承認	必須	必須でない	必須でない
公共コストの削減効果	バリュー・フォー・マネー	特定公園施設の整備費の全部または一部	収益の一部を公園に還元または維持管理費軽減
SPC（特別目的会社）の設立	必須	必須でない	必須でない
収益施設以外の施設整備の要否	必須でない	必須（特定公園施設）	必須でない

（新潟県土木部都市局都市整備課「都市公園における公募設置管理制度（Park-PFI）についての県の動き」より監査人抜粋）

令和6年度に8つの県立都市公園を対象に民間活力の導入可能性調査を実施し、令和7年度からは検討結果を踏まえ、民間事業者の資金やノウハウを活用し、新たな施設の整備・管理運営をするPark-PFIの事業者の公募に向けて取り組んでいる。

新潟スタジアム、県立野球場及びスケートパークを含む新潟県立鳥屋野潟公園については、Park-PFI導入の可能性調査（新潟県スポーツ公園）の対象とされたが、現時点ではPark-PFIの候補地には選定されていない。

#### （意見94）民間活用等の施設の在り方に関する検討

新潟スタジアムは平成13年3月竣工、同4月29日オープン、県立野球場は平成21年7月竣工及びオープンとなり、今後多額の更新及び維持管理費用が発生することが予想される。Park-PFIの導入のほか、県の財政を踏まえると更新費用を賄うためのPFI事業の導入も視野に入れるなど検討されたい。

### 3 個別施設計画の検討

#### （1）個別施設計画の考え方

当施設は平成13年度（2001年度）に開館し、現在までおよそ24年が経過している。都市整備課では、公園施設長寿命化計画を策定し、10年間における修繕・更新等費用を試算している。

修繕・更新等費用の試算に当たり、外部業者に委託して、新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム、デンカスワンフィールド）について、「中長期計画」と「短期計画」を作成している。

中長期計画では、「予防保全に基づいて長寿命化した令和6年度から令和65年度までの60年間の修繕・更新等費用の見込み額」を算定しており、中長期計画は、年度毎の事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で作成している。

短期計画は、「中長期計画を踏まえ、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安として作成した令和6年度から令和21年度までの15年間の修繕・更新等費用の見込み額」を算定しており、現状予算規模を考慮して作成している。

中長期計画と短期計画は長寿命化のため予防保全の考え方を採用しており、公園施設長寿命化計画の修繕・更新等費用は短期計画に基づいて算定されている。

なお、公園施設長寿命化計画は下記【図表144 県「個別施設計画」の体系】の社会資本維持管理計画（公園施設）を構成するものである。



【図表 145 令和6年度から始まる要望一覧と中長期計画の比較】

(単位：百万円)

施設種別	項目	要望一覧	中長期計画	実施時期 (又は予定時期)
屋根鉄骨	屋根鉄骨更新	446	500	要望一覧：令和6年度 中長期計画：令和6年度
屋根鉄骨	屋根鉄骨洗浄・点検	20	15	要望一覧：令和6年度 中長期計画：令和6年度
スタンド ・ 階段	観客席1層目、階段 コンクリート剥離、ク ラック(分割可)	19	4	要望一覧：令和6年度 中長期計画：令和8年度
電気施設	直流電源装置更新(A～ D電気室)	31	11	要望一覧：令和6年度 中長期計画：令和7年度

中長期計画よりも修繕箇所が多くなったため増加

(県資料「都市公園事業要望一覧」及び「中長期計画」より監査人作成)

要望一覧の金額は見積り又は設計をして積算したものである。要望一覧に記載されている令和6年度の直流電源装置更新(AからD電気室)の修繕費用について、中長期計画では11百万円であるのに対して、要望一覧では31百万円となり、金額が乖離している。

県の担当者によると、要望一覧の金額31百万円は見積り、中長期計画の金額11百万円は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものとのことである。

(意見95) 中長期計画と短期計画における金額の見直し

中長期計画は年度ごとの事業規模(該当施設、数量、費用)を把握する目的で作成している。直流電源装置更新(AからD電気室)について、中長期計画の金額と要望一覧の金額が乖離している。要望一覧の金額は見積り、中長期計画の金額は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものとのことである。

要望一覧の金額が中長期計画の金額より大きい状況においては、将来の修繕・更新費用が過少に算定される。

将来の修繕・更新費用を適切に把握できるように、算定精度による乖離が大きい状況においては、乖離の内容を分析して、例えば、その要因が物価上昇によるものであれば、物価上昇を反映させるなど適時に、中長期計画の金額を見直すことを検討されたい。合わせて、中長期計画を踏まえて作成される短期計画の金額を見直すことも検討されたい。

(2) 見込額報告様式の維持管理・更新等費用の範囲

県は、公共施設等総合管理計画を令和7年3月に一部改正し、令和7年度から令和16年度までの10年間に係る総合管理計画を策定している。

公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額は、各部局から提出された見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値を合算して作成される。

見込額報告様式の長寿命化・見込額の内容を確認するため、都市整備課に対して質問した結果、長寿命化・見込額には指定管理料を含めているとのことである。

ここで、総務省「公共施設等総合管理計画の作成等に関する指針」では、維持管理・修繕、改修、更新について以下のとおり記載されている。

【図表 146 維持管理・更新等の費用】

維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
改修	公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(総務省「公共施設等総合管理計画の作成等に関する指針」より監査人抜粋)

指定管理料には施設の運営に関する人件費・経費等が含まれるが、そのような費用は上記に記載されている公共施設等総合管理計画の維持管理・更新等の費用には該当しない。

(意見96) 維持管理・更新等に係る費用の範囲について

都市整備課で算定した見込額報告様式の長寿命化・見込額には、指定管理料が含まれており、施設の運営に関する人件費・経費等の維持管理・更新等に係る費用に該当しない費用が含まれる。公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額を適切に作成するため、維持管理・更新等費用の範囲を確認し、見込額報告様式の長寿命化・見込額を作成されたい。

### (3) 個別施設計画と公共施設等総合管理計画

都市整備課では、公共施設等総合管理計画の元資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値は、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安としている。

ここで、監査対象施設である新潟スタジアム及び県立野球場について、見込額報告様式（当該2施設以外の公園施設分も含む）の数値と、社会資本維持管理計画（公園施設）を構成する短期計画（両施設合算）の数値を令和7年度から令和16年度まで比較する。

短期計画の数値は、「中長期計画を踏まえ、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安として作成した修繕・更新等費用の見込み額」であり、中長期計画の数値は、「予防保全に基づいて長寿命化した60年間の修繕・更新等費用の見込み額」である。

短期計画は、修繕・更新等費用を年度予算の目標値内に収めるため、防災・消火設備など安全性に関わる工事を優先し、管理区分に応じて重要部位から対応したうえで、耐用年数を基本に工事の後ろ倒しによる平準化を行い作成している。令和6年度から令和20年度までの中長期計画の合計と短期計画の合計の差額は新潟スタジアムと県立野球場の合計で17,841百万円あり、令和21年度以降に先送りした予防保全管理項目の金額は、新潟スタジアムと県立野球場の合計で9,540百万円ある。このような予防保全管理等の先送りにより、突発的な不具合が発生する可能性が高まると考えられる。

なお、見込額報告様式には、「(2) 見込額報告様式の維持管理・更新等の費用の範囲」のとおり、指定管理料が含まれていることから、比較に当たっては指定管理料を控除した数値とする。短期計画の数値には指定管理料は含まれていない。

【図表 147 新潟スタジアム・県立野球場 短期計画と見込額報告様式の数値の比較】

(単位：百万円)

年度	短期計画 1	見込額報告様式 2
令和7年度	1,390	624
令和8年度	1,293	624
令和9年度	1,283	624
令和10年度	1,075	624
令和11年度	1,104	624
令和12年度	1,170	624
令和13年度	1,234	624
令和14年度	1,241	624
令和15年度	962	624
令和16年度	1,569	624

1 新潟スタジアムと県立野球場の短期計画の数値の合算

2 見込額報告様式の長寿命化・見込額 1,822 百万円から指定管理料 1,197 百万円を控除した金額

(県 新潟スタジアムと県立野球場の「短期計画」及び「見込額報告様式」より監査人作成)

令和7年度から令和16年度において、新潟スタジアムと県立野球場の短期計画の数値と見込額報告様式の数値（指定管理料控除後）を比較した結果、短期計画の合計は12,321百万円（平均1,232百万円/年）、見込額報告様式（指定管理料控除後）の合計は6,240百万円（平均624百万円/年）となる。

見込額報告様式（指定管理料控除後）には、新潟スタジアム、県立野球場以外の公園施設の維持管理・更新等の費用も含まれていることから、新潟スタジアムと県立野球場の維持管理・更新等の費用はさらに小さい数値となる。

短期計画の数値に比べ、見込額報告様式の数値が小さい理由は、施設ごとに公債費負担適正化計画との整合性を図ると、公債費の各年度の上限額との関係で、短期計画の維持管理・更新等が後年度への実施にスライドしていくためと考えられる。

この結果、老朽化による維持費増や突発修繕で長期的なコスト増につながる可能性もある。

#### （意見97）個別施設計画と公共施設等総合管理計画

都市整備課が所掌するインフラ施設（公園施設等）では、公共施設等総合管理計画の元資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値は、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安としている。

新潟スタジアムと県立野球場の社会資本維持管理計画を構成する短期計画の修繕・更新等の費用は、予防保全に基づいて長寿命化した60年間の中長期計画の修繕・更新等の費用よりも少ない。

短期計画は、修繕・更新等費用を年度予算の目標値内に収めるため、防災・消火設備など安全性に関わる工事を優先し、管理区分に応じて重要部位から対応したうえで、耐用年数を基本に工事の後ろ倒しによる平準化を行い作成している。令和6年度から令和20年度までの中長期計画の合計と短期計画の合計の差額は新潟スタジアムと県立野球場の合計で17,841百万円あり、令和21年度以降に先送りした予防保全管理項目の金額は、新潟スタジアムと県立野球場の合計で9,540百万円ある。このような予防保全管理等の先送りにより、突発的な不具合が発生する可能性が高まると考えられる。

また、新潟スタジアムと県立野球場の見込額報告様式の長寿命化・見込額は、短期計画の維持管理・更新等の費用よりも少ないことから、令和7年度から令和16年度の社会資本維持管理計画で計画されていた施設の修繕や更新が計画どおり実施されず、令和17年度以降に先送りになる可能性がある。

その結果、計画されていた修繕や更新が適時に実施されず、長寿命化が適切に行われない可能性がある。長寿命化が適切に実施されない場合には、老朽化による維持費増や突発修繕で長期的なコスト増につながる可能性もあると考えられる。

長寿命化を確実に達成するため、予防保全の実施を先送りしない社会資本維持管理計画や公共施設等総合管理計画の策定を検討されたい。

#### 4 維持管理計画及び実績の検討

当施設では令和6年度から令和10年度の修繕要望として「都市公園事業要望一覧表」(以下「要望一覧」という。)を作成している。

令和6年度の要望一覧の修繕に関する内訳は以下のとおりである。

【図表 148 令和6年度 要望一覧 内訳】

工事等	金額(千円)
屋根鉄骨更新	446,940
直流電源装置更新(A～D電気室)	31,020
屋根鉄骨洗浄・点検	20,000
観客席1層目、階段、コンクリート剥離、クラック	19,200
合計	517,160

「令和6年度 修繕実績」に記載されており、令和6年度に業務が完了している。

(県資料「都市公園事業要望一覧表」より監査人抜粋)

令和6年度から令和10年度の要望一覧は、指定管理者からの修繕要望と県として修繕が必要な項目を追加して策定しているとのことである。その実施状況を確認するために、県の担当者に質問した。

その結果、令和6年度の要望一覧のうち、屋根鉄骨洗浄・点検20,000千円は、以下の修繕実績内訳に記載のとおり修繕が完了しているが、屋根鉄骨更新(5年分)446,940千円、直流電源装置更新(AからD電気室)11,000千円、観客席1層目、階段、コンクリート剥離、クラック19,200千円は、令和6年度に修繕が完了していないとのことであった。

【図表 149 令和6年度 修繕実績 内訳】

工事等	金額(千円)
新潟スタジアム水熱源パッケージエアコン更新工事	165,636
新潟スタジアム屋根鉄骨等補修(その6)設計委託	14,157
新潟スタジアムラグビーゴール更新工事	68,362
地質調査・軟弱地盤解析業務	7,075
新潟スタジアムラグビーゴール更新設計	6,084
新潟スタジアム屋根鉄骨付帯電気設備撤去	733
新潟スタジアム排気塔防食塗装工事	1,221
スタジアム屋根鉄骨洗浄・腐食部補修業務	20,176
新潟スタジアム屋根鉄骨調査(電気設備)	653
新潟スタジアム屋根鉄骨付帯電気設備老朽化応急対策	983
合計	285,083

令和6年度の要望一覧に記載されており、令和6年度に業務が完了している。

(県資料「契約一覧表」より監査人抜粋)

また、令和6年度に完了した修繕等のうち、スタジアム屋根鉄骨洗浄・腐食部補修業務20,176千円は、上記の令和6年度の要望一覧の修繕が完了したものであるが、それ以外の修繕等は令和5年度実施予定のものが繰り越されたものとのことである。

#### (意見98) 修繕の着実な実施

要望一覧が策定されているが、計画どおり実施されていない状況である。修繕の先送りは、予防保全等が適時に実施されず、長寿命化・老朽化対策が実現しない、将来的な修繕費用や更新費用を増大させる、施設の運営に支障をきたすなどのリスクがある。

要望一覧で計画されている工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。

### 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題

#### (1) アンケートの実施について

当施設では、毎年度アンケートを実施し、県に報告している。「新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場の管理に関する基本協定書」においては、管理業務の内容と質の向上を図るため、以下のとおり施設利用者等に対するアンケート調査等の実施と県への報告が要請されている。

#### (利用者アンケートの実施)

第20条 乙は、管理業務の内容と質も向上を図るため、業務仕様書に定める県立都市公園利用者アンケート実施要領に基づき、自ら行うアンケート等により利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び結果に基づく管理業務の改善状況について項に報告するとともに、公表するものとする。

県に報告されているアンケート結果は、新潟県立都市公園を対象としたアンケート結果であり、新潟スタジアムを対象としたアンケートの設問についても公園管理を中心とした設問となっており、新潟スタジアムの管理及び運営、あるいはイベントの内容について細かく質問をするアンケート形式とはなっていない。また、自由記載となる意見についても新潟スタジアムに関しては3件と記載の件数は少ない。

参考に以下に令和6年度に実施し、県に報告されているアンケート結果のうち、新潟スタジアムを対象に満足度を聞いたアンケート結果と自由記載として報告されている意見を記載した。

なお、新潟県立野球場についても県への同じ報告書のなかで報告がされており、アンケートの設問はスタジアムと同じ、自由記載として報告されている意見は1件となっている。

【図表150 アンケートの質問項目及び自由記載意見】

■質問7（満足度） 上段：回答数、下段：得点

区分	質問項目	とても良い	良い	ふつう	悪い	とても悪い	わからない	無記入	計	満足度
		配点(点)	5	4	3	2	1	-		
1. 公園管理	植栽・樹木の管理状況	38	12	0	0	0	11	43	104	-
		190	48	0	0	0	-	-	238	4.76
	広場の芝生の管理状況	58	16	4	0	0	14	12	104	-
		290	64	12	0	0	-	-	366	4.69
	公園内の園路・トイレの清掃状況	48	22	4	0	0	12	18	104	-
		240	88	12	0	0	-	-	340	4.59
園路（遊歩道・駐車場）の管理状況	29	39	4	5	0	18	9	104	-	
	145	156	12	10	0	-	-	323	4.19	
施設（休憩棟・遊具・ベンチ）の管理状況	34	40	3	1	0	17	9	104	-	
	170	160	9	2	0	-	-	341	4.37	
2. スタッフ	スタッフの対応	41	30	7	0	0	18	8	104	-
		205	120	21	0	0	-	-	346	4.44
3. 利用条件	利用時間・利用ルール	50	24	5	0	1	16	8	104	-
		250	96	15	0	1	-	-	362	4.53
4. 公園情報	公園情報充実度（HP・SNS・掲示板等）	25	32	2	2	0	33	10	104	-
		125	128	6	4	0	-	-	263	4.31
5. イベント	イベント開催広報の充実度	35	21	6	0	0	19	23	104	-
		175	84	18	0	0	-	-	277	4.47
	イベントの内容（参加者のみ）	38	10	6	3	0	20	27	104	-
190		40	18	6	0	-	-	254	4.46	
6. 満足度	利用全般	61	15	2	0	0	14	12	104	-
		305	60	6	0	0	-	-	371	4.76
合計		457	261	43	11	1	192	179	1144	-
		2285	1044	129	22	1	-	-	3481	4.50

■質問8（公園の利用、管理、整備などについての要望、意見）

No.	記述内容
1	今日は解放して下さりありがとうございました
2	もう少し食べ物を多く売ってほしかった
3	夜間の外灯が少ない 道路側が暗く危ないと感じた
4	
5	
6	
7	

（指定管理者実施「令和6年度新潟県立都市公園アンケート調査集計結果」より  
監査人抜粋）

（意見99）利用者アンケートの効果的な実施

施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは望ましいと考えられる。

しかし、県に報告されているアンケート結果は、新潟県立都市公園を対象としたアンケート結果であり、新潟スタジアムの管理及び運営、あるいはイベントの内容について細かく質問をするアンケート形式とはなっていない。また、自由記載となる意見についても記載の件数は少ない。

管理業務の内容と質の向上を図るため、アンケートの設問については、新潟スタジアムの管理及び運営についての設問を多く設け、自由意見についても広く回答を求めることを検討されたい。

その上で、利用者からの意見やクレームについて、その内容、対応方針及び対応結果等を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることを検討されたい。

## 6 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 貯蔵品に関する保管状況について

当施設において切手等の貯蔵品については受払簿を作成して、使用状況及び購入状況を管理している。貯蔵品の増減があったタイミング及び年度末のタイミングにおいて、施設担当者が現物と受払簿の照合を行っている。

施設への視察日にその受払簿に基づき、保管されている切手の照合を行ったところ、受払簿に記載されていない切手を確認した。記載されていない理由について施設担当者に質問したところ、年賀はがきの懸賞で交換した切手であり、支出が伴っておらず管理上の取扱いが曖昧になってしまったと考えられるとのことである。本来は、年賀はがきの懸賞で切手に交換した時点で受払簿に記載し、他の切手と同じよう管理すべきだったとのことである。

### (意見100) 簿外の貯蔵品に関する取扱いについて

切手等の貯蔵品については貯蔵品の増減があったタイミング及び年度末のタイミングにおいて、施設担当者が現物と受払簿の照合を行うというルールが整備されている。

一方で、そのルールの運用が徹底されなかったことにより簿外の切手が発生していることが確認された。今回確認した切手を含むその他の貯蔵品についても管理責任が不明確なものが発生しないよう日々の業務においてルールの運用を徹底されたい。

### (2) 遊休備品の保管状況について

施設への視察日、備品の台帳である物品管理簿から無作為に対象を選定し、物品管理簿に記載されている保管場所にその対象の備品が実在しているか確認した。その確認をする中で過去に使用していたプラニメーター（面積測定計）やワイヤレスアンブ等が発見された（図表151参照）。これらの備品は物品管理簿に記載されており、他の備品と同様に管理されているものの、長期間使用されていない状況であった。施設担当者に質問したところ、廃棄コストがかかるため廃棄されず保管されている状況とのことである。

【図表151 遊休備品】

取得年月日	品目	規格品質	単価（円）	現在高
平成8年4月1日	プラニメーター	Xプラン360c プリンター付	216,300	1
平成11年12月21日	ワイヤレスアンプ	松下 WX-230C 他	123,375	1

（県資料「物品管理簿」より監査人抜粋）

（意見101）遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について

長期間使用されていないにもかかわらず物品管理簿に記載されている遊休備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討されたい。

また、指定管理者は、指定管理期間が決められていることから、廃棄を先送りすることで現指定管理者の備品の廃棄負担を次期指定管理者に転嫁することも可能であり、そのような状況を防止するためにも現指定期間中に適時に廃棄することを検討されたい。加えて、廃棄すべき備品の全体像や優先順位を可視化するためにも、遊休備品のリストを作成することを検討されたい。

（3）備品に貼付されたシールの記載が不明瞭である点について

上述の備品照合を行った際、物品管理簿の情報と現物の備品を紐づけるために備品に貼付したシールの記載が不明瞭なため、照合に時間を要する備品があった（図表152参照）。

【図表152 貼付シールの記載が不明瞭な備品】

取得年月日	品目	規格品質	単価	現在高
平成10年3月31日	保管庫	-	-	2

（県資料「物品管理簿」より監査人抜粋）

（意見102）記載が不明瞭なシールの修正や貼り直しについて

備品に貼付されたシールには、備品の管理Noや品目等、その備品固有の情報が記載されており、備品を正確に管理するうえで重要な情報であると考えられる。そのため、シールの記載が不明瞭である場合、年に一度実施される備品照合の際も照合自体に時間がかかり、業務効率が低下する恐れもある。

よって、シールの記載が不明瞭であることを発見した際には、適切にシールの修正や貼り直しをすることを検討されたい。

#### (4) 情報管理の実施状況について

指定管理者は、情報管理規程を設け、機密情報の取扱いをはじめ各種情報管理の方針や手続を定めている。施設担当者へ質問したところ、規程に則した情報管理を徹底することで現在までに情報漏洩事故は発生していないとの回答を得ている。また、事業計画書には以下のとおり、情報漏洩に対する職員教育の強化、情報漏洩対策及び規則違反への措置に関して記載している。

#### 【図表153 情報漏洩に対する職員教育・情報漏洩対策に関する計画】

3 共通の取り組み	
<b>(1) 法令などの遵守</b>	事業主の責務として、個人情報に関する法令、規則その他の規範の遵守を職員に徹底し、保護、管理を行います。
<b>(2) 職員教育の強化</b>	情報漏えいにおいては、インターネットなどのセキュリティの問題のほか、持ち出したノートパソコンや記録メディアを紛失する、Xなどのソーシャルネットワーキングサービスで情報を流出してしまうなど、職員の意識の低さが原因となることも少なくありません。 当グループは、職員一人一人が情報保護の重要性を認識し、情報が適正に管理されることにより、一層の情報の保護が図れると考え、どのようなものが個人情報や機密情報に該当するのか、情報を適正に管理するためにどうすればいいのかなどについて職員教育の実施を徹底します。
<b>(3) パソコン関連の個人情報漏えい対策</b>	ネットワークを経由した外部からの不正アクセスや、コンピューターウイルス感染による情報の流出を防ぎ、盗難・紛失防止のため、次の項目を中心に対策を徹底します。 ■各パソコンにセキュリティソフトの導入 ■個人情報の入ったデータの適正な保管、記憶媒体の外部への持ち出し禁止 ■ファイル交換ソフトなどの不正アプリケーションの使用禁止 ■外部からウイルスに感染している恐れのある記憶媒体を持ち込まない ■必要に応じて電子メールの利用状況をモニタリングする など
<b>(4) 規則違反への措置</b>	職員がこれらの規程に違反した場合、就業規則などの規定により、厳正な処分を行います。

( 県資料「新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場の事業計画書」より監査人抜粋)

一方で指定管理者は、情報漏洩事故発生時に備えた訓練や職員の情報セキュリティに関する意識の維持・向上を目的とした研修、及び施設として情報セキュリティ体制が十分であるか否かを検証するセルフチェック等を定期的には実施していない状況である。

(指摘5) 職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について  
事業計画書には、情報漏洩に対する職員教育の強化や情報漏洩対策などが記載されているが、指定管理者は、情報漏洩に対する訓練や研修、及び情報セキュリティ体制に関するセルフチェック等を定期的には実施していない状況である。

職員の情報リテラシーや情報セキュリティに関する意識の維持・向上を図り、合わせて組織として適切かつ十分な情報保護環境を確保するため、少なくとも1年に1回程度は、情報管理に関する教育研修や情報管理体制の点検を実施する機会を設けることを検討されたい。

## 7 指定管理者制度の運用に関する課題

新潟スタジアムや県立野球場のある新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の管理に関する指定管理者との基本協定書では、以下のとおり、物価変動が生じた場合には、原則として、指定管理者が物価変動リスクを負担することになっている。

【図表154 基本協定書】

<p>第5章 リスク分担・損害賠償 (リスク分担) 第33条 乙は、管理業務を実施するに当たり、責任を持ってこれを遂行するものとし、管理業務に伴い発生するリスクについては、乙が負うものとする。 ただし、甲が、乙の管理業務の実施にあたり責任を負うべき合理的な理由がある場合は、甲がその責任を負うものとする。 2 甲と乙のリスクの分担は、別紙5のとおりとする。</p>			
<p>別紙5 リスク分担表</p>			
項目	業務内容	甲	乙
物価変動	指定後の物価上昇、インフレ、デフレによるもの		( 1 )
<p>本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、協議事項とする。 1 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。</p>			
<p>甲：新潟県 乙：アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ</p>			

(「新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場の管理に関する基本協定書」より抜粋)

近年、賃金や物価が上昇しているが、物価上昇の負担は指定管理者の負担となる。県では、施設の利用料金の価格設定の変更等で対応しているが、価格設定の変更は利用者数に影響することもあり、対応には一定の制約がある。

総務省において、指定管理者制度の指定管理料について、適正な指定管理料の設定、コスト等の上昇への対応について、事例等を公表している。

総務省の資料では、「人件費・賃金スライド制度の導入により指定管理料を増やす」の例の紹介がされており、全国的に人件費・賃金スライドの対応が進んでいる。

なお、総務省資料の事例は「人件費・賃金スライド」に関するものであるが、指定管理料と物価上昇分の負担関係に関しては類似する論点であると考えられる。

対応例は、新潟県立長岡屋内総合プール(ダイエープロビスフェニックスプール)  
【図表 121 総務省資料 地方自治体における指定管理者制度に係る課題への対応】に記載のとおりである

#### (意見103) 指定管理料への物価変動の反映

物価変動のリスク負担は指定管理者としているため、物価が上昇しても指定管理料は変わらず、物価上昇分を指定管理者が負担する。

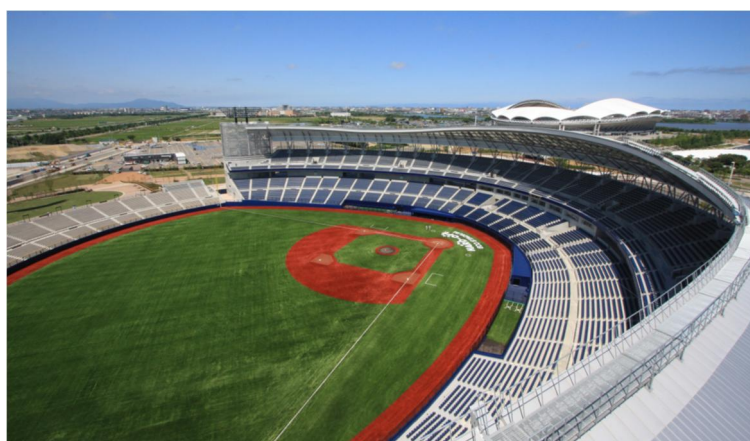
物価上昇等により、指定管理者の収支が悪化する状況が継続する場合、指定管理者となる事業者の応募がなくなり、指定管理者制度の運用が困難となる可能性がある。

指定管理者制度を持続的に運用するために、物価上昇に対応する指定管理料の設定について検討されたい。

## 新潟県立野球場（HARD OFF ECOスタジアム新潟）

### 1 施設の概要

#### （1）施設の概要



項目	内容
所在地	新潟市中央区長潟 570 番地
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	平成 21 年 7 月
設置目的	全ての県民が主役となって野球というスポーツを通じ感動を共有し、地域の一体感を醸成する県民のための野球場、また、選手にとっても神聖かつあこがれの地となり、多くの若者に夢と勇気を与える野球場として整備。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	野球場
面積(公有財産表)	土地面積 -m <sup>2</sup> 建物面積 -m <sup>2</sup> (注)
価格(注) (令和 7 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 -百万円 (B/S)建物取得価額 8,900 百万円、帳簿価額 6,631 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	グラウンド両翼100m、センター122m、収容人数約 3 万人の新潟県立野球場（HARD OFF ECOスタジアム新潟）は、トキめき新潟国体の会場となったほか、プロ野球公式戦の開催が可能。屋内練習場に加え、ナイター照明や大型映像装置付きスコアボード等の設備を有している。

（注）公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。

（建築面積：約 13,000 m<sup>2</sup>、延べ床面積：約 12,600 m<sup>2</sup>）

#### （2）指定管理者の概要

当施設は、株式会社アルビレックス新潟と公益財団法人新潟県都市緑花センターが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、

【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものに記載している。

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表者名(県との関係)	公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長 遠山 隆(県OB)
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務を行う。
設立年月	令和元年8月19日(注)
事業内容	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の運営に関する業務</li> <li>・行為の許可に関する業務</li> <li>・利用の禁止又は制限に関する業務</li> <li>・有料公園施設の使用の許可に関する業務</li> <li>・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務</li> <li>・公園の維持管理に関する業務・</li> <li>・その他指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務</li> </ul>

(注)共同企業体が設立される都度覚書を締結している。

【図表 155 役員数の推移】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目					
理事(内、県関係者)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)
監事(内、県関係者)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
合計(内、県関係者)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)

(株)アルビレックス新潟

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目					
取締役(内、県関係者)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)
監査役(内、県関係者)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
合計(内、県関係者)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)

(注1)役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

(注2)県関係者には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表 156 施設職員数の推移】

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
項目					
正規職員人数(内、県職員数)	5(1)	5(1)	5(1)	6(1)	7(1)
非正規職員人数(内、県職員数)	3(0)	3(0)	3(0)	4(0)	4(0)

(注1)県職員数には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表 157 直近3事業年度の財務状況】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位:百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	1,045	1,135	1,169
当期一般正味財産増減額	11	14	14
総資産額	1,152	1,158	1,037
指定正味財産	521	521	371
正味財産合計	789	802	671

(株)アルビレックス新潟

(単位:百万円)

	令和4年12月31日	令和5年12月31日	令和6年12月31日
当期純利益	272	99	460
総資産額	2,128	2,472	3,223
資本金	100	100	100
純資産額	734	844	1,326

(県資料より監査人作成)

【図表 158 指定管理者の推移】

平成21年度～平成26年度 (指定管理者)	平成27年度～令和元年度 (指定管理者)	令和2年～令和6年度 (指定管理者)
アルビレックス新潟・ 都市緑花センターグループ	同左	同左

(県資料より監査人作成)

(3) 収支状況の推移

【図表 159 収支状況の推移】

野球場

(単位:百万円)

項目	年度						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入(ア)	136	135	106	114	129	134	153
利用料収入	59	58	33	40	55	60	79
指定管理料	77	77	73	74	74	74	74
支出(イ)	131	135	129	126	131	137	147
人件費	39	41	30	31	28	32	33
事業費	89	91	91	87	95	101	109
一般管理費(注)	3	3	8	8	8	4	5
収支(ア)-(イ)	5	0	-24	-12	-2	-3	6

(注) 指定管理者構成企業に対する当施設負担分である。

(県資料より監査人作成)

#### (4) 利用状況の推移

【図表 160 利用状況の推移】

年度 項目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用可能日数 (日)A	275	252	232	229	242	254	260
利用日数 (日)B	240	202	163	161	193	195	185
グラウンド 稼働率 (%)B/A	87.3	80.2	70.3	70.3	79.8	76.8	71.2
利用人数 (人)	212,298	204,723	56,230	110,752	148,907	156,872	205,323

(注) 野球場は、1日3つの時間帯(午前、午後及び夜間)に区分して専用利用が可能であるが、上記利用日数は、1日の内1つの時間帯でも利用があれば1日としている。

(県資料により監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)(新潟スタジアム及び県立野球場を含む)及び清五郎ワールドカップ広場の令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)にかかる指定管理者としてアルビレックス新潟・都市緑花センターグループが選定され、また令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)の期間についても引き続き同事業者が選定され運営されている。

県立野球場の施設の在り方に関する課題は、「新潟スタジアム 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討」に記載している。

## 3 個別施設計画の検討

### (1) 個別施設計画の考え方

当施設は平成21年度(2009年度)に開設し、現在までおよそ16年が経過している。都市整備課は、公園施設長寿命化計画を策定し、10年間における修繕・更新等費用を試算している。

修繕・更新等費用の試算に当たり、外部業者に委託して、県立野球場(HARD OFF ECOスタジアム新潟)について、「中長期計画」と「短期計画」を策定している。

中長期計画では、「予防保全に基づいて長寿命化した令和6年度から令和65年度までの60年間の修繕・更新等費用の見込み額」を算定しており、年度毎の事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で作成している。

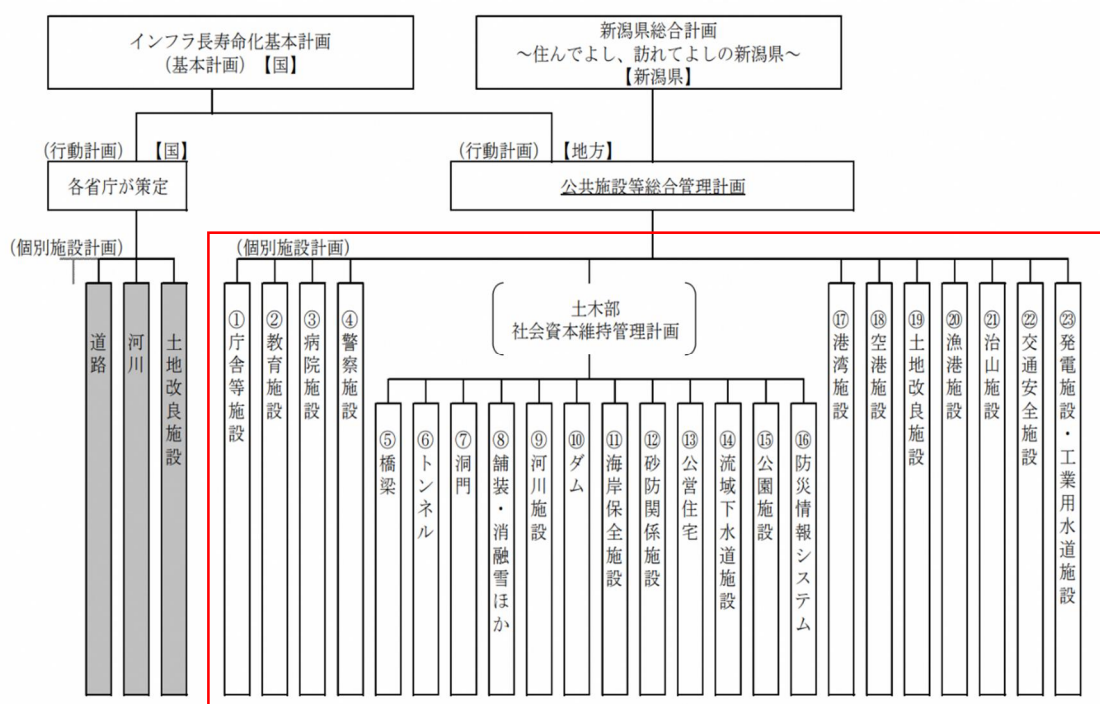
短期計画は、「中長期計画を踏まえ、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安として作成した令和6年度から令和21年度までの15年間の修繕・更新等費用の見込み額」を算定しており、現状予算規模を考慮して策定している。

中長期計画と短期計画は長寿命化のため予防保全の考え方を採用しており、公園施設長寿命化計画の修繕・更新等費用は短期計画に基づいて算定されている。

なお、公園施設長寿命化計画は下記【図表161 県「個別施設計画」の体系】の社会資本維持管理計画（公園施設）を構成するものである。

個別施設計画の体系は以下のとおりである（図表161の赤枠内が個別施設計画の範囲）。

【図表161 県「個別施設計画」の体系】



（県「公共施設等総合管理計画」より監査人抜粋・加工）

中長期計画と短期計画は、金額について、新築時の設計単価や平成25年度計画時の単価等を採用しており、令和6年時点における工事の実勢価格との差を補正するため、「建設物価調査会 建築費指数：都市別指数 新潟 構造別平均 RC」を物価上昇率の指標として採用している。

一方、当施設では、令和6年度から令和10年度までを対象とし、指定管理者からの修繕要望と県として必要な修繕項目をとりまとめた都市公園事業要望一覧表（以下「要望一覧」という。）を作成している。

要望一覧の令和6年度から始まる金額と中長期計画の金額を比較すると以下のとおりである。

【図表 162 令和6年度から始まる要望一覧と中長期計画の比較】

（単位：百万円）

施設種別	項目	要望一覧	中長期計画	実施時期 (又は予定時期)
内野スタンド	防水工事	15	-	要望一覧：令和6年度
防犯設備	ITV装置更新	91	100	要望一覧：令和6年度 中長期計画：令和6年度
照明設備	グラウンド照明更新	742	471	要望一覧：令和6年度 ～令和9年度 中長期計画：令和6年度 ～令和7年度

計画外の不具合対応によるものであるため、中長期計画に記載なし。

（県資料「都市公園事業要望一覧」及び「中長期計画」より監査人作成）

要望一覧の金額は見積り又は設計をして積算したものである。要望一覧に記載されているグラウンド照明更新の修繕費用について、中長期計画では令和6年度と令和7年度の合計が471百万円であるのに対して、要望一覧では令和6年度から令和9年度までの合計が742百万円となり、金額が乖離している。

県の担当者によると、要望一覧の金額は設計をして積算したもの、中長期計画の金額は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものとのことである。

（意見104）中長期計画と短期計画における金額の見直し

中長期計画は年度ごとの事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で作成している。グラウンド照明更新について、中長期計画の金額と修繕見積りの金額が乖離している。要望一覧の金額は設計をして積算したもの、中長期計画の金額は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものとのことである。

要望一覧の金額が中長期計画の金額より大きい状況においては、将来の修繕・更新費用が過少に算定される。

将来の修繕・更新費用を適切に把握できるように、算定精度による乖離が大きい状況においては、乖離の内容を分析して、例えば、その要因が物価上昇によるものであれば、物価上昇を反映させるなど適時に、中長期計画の金額を見直すことを検討されたい。合わせて、中長期計画を踏まえて作成される短期計画の金額を見直すことも検討されたい。

(2) 公共施設等総合管理計画の維持修繕・更新費用の範囲

「新潟スタジアム 3 個別施設計画の検討 (2) 見込額報告様式の維持管理・更新等費用の範囲」の記述を参照されたい。

(3) 個別施設計画と公共施設等総合管理計画

「新潟スタジアム 3 個別施設計画の検討 (3) 個別施設計画と公共施設等総合管理計画」の記述を参照されたい。

4 維持管理計画及び実績の検討

当施設では令和6年度から令和10年度の修繕要望として「都市公園事業要望一覧表」(以下「要望一覧」という。)を作成している。

令和6年度の要望一覧の修繕に関する内訳は以下のとおりである。

【図表163 令和6年度 要望一覧 内訳】

工事等	金額(千円)
防水工事	15,235
ITV装置更新	91,850
グラウンド照明更新	192,280
合計	299,365

【図表164 令和6年度 要望一覧 内訳】に記載されており、令和6年度に業務が完了している。  
(県資料「都市公園事業要望一覧表」より監査人抜粋)

令和6年度から令和10年度の修繕要望は、指定管理者からの修繕要望と県として修繕が必要な項目を追加して策定しているとのことである。その実施状況を確認するために、県の担当者に質問した。

その結果、令和6年度の修繕計画のうち、防水工事15,235千円、ITV装置更新91,850千円は、以下の修繕実績内訳に記載のとおり修繕が完了しているが、グラウンド照明更新192,280千円は、令和6年度に修繕が完了していないとのことであった。

【図表 164 令和6年度 要望一覧 内訳】

工事等	金額(千円)
県立野球場 I T V 装置更新工事	94,019
野球場観客席防水改修(二期)工事	19,836
県立野球場ファールエリア人工芝張替工事	119,593
県立野球場屋根鉄骨補修工事	1,595
野球場屋根鉄骨点検	385
合計	235,482

令和6年度の修繕計画に記載されており、令和6年度に業務が完了している。

(県資料「契約一覧表」より監査人抜粋)

また、令和6年に完了した修繕等のうち、県立野球場 I T V 装置更新工事94,019千円、野球場観客席防水改修(二期)工事19,836千円は、上記の令和6年度の修繕要望の修繕が完了したものであるが、それ以外の修繕等は令和5年度実施予定のものが繰り越されたものとのことである。

#### (意見105) 修繕の着実な実施

修繕要望が策定されているが、計画どおり実施されていない状況である。修繕の先送りは、予防保全等が適時に実施されず、長寿命化・老朽化対策が実現しない、将来的な修繕費用や更新費用を増大させる、施設の運営に支障をきたすなどのリスクがある。

要望一覧で計画されている工事等の進捗等を P D C A サイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。

## 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) アンケートの実施について

アンケートは新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場の契約として実施されており、課題については「新潟スタジアム 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (1) アンケートの実施について」に記載している。

## 6 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 未収入金の管理について

指定管理者は、プロ野球球団運営会社やアマチュア野球関連の団体、イベント団体等を対象として施設利用料金の請求書払いに対応することがある。当対応時に未収入金計上の会計処理が行われることになるが、当対応をする取引先は限られており、得意先別に管理は行っていない状況である。

また、未収入金の管理は得意先に対して発行した請求書の写しをファイリングし、入金を確認できたら当ファイリングから取り除くという運用を行っている。

### (意見106) 未収入金の管理方法の改善について

請求書対応の相手先は限られる一方、1件当たり数百万円という大口の請求もある。

未収入金の管理は得意先に対して発行した請求書の写しをファイリングし、入金を確認できたら当ファイリングから取り除くという運用を行っている。請求書写しのファイリングという管理のみでは、入金があったにもかかわらず写しのファイリングからの除去を失念し、未収入金の消込が適切に行われないうリスクに加え、写しの紛失や写しの取り忘れに起因した不明入金発生リスク等が否定できない。

このため、請求書発行と同時にデータ上で案件を記録し、得意先、計上日付、金額、内容等を一覧化するとともに、入金時には当該データを一覧から消去するというような体制を整えることで、即時に未処理事項の有無が判明し、不明入金発生防止にも役立てるようになることが望ましい。

### (2) 情報管理の実施状況について

当施設は新潟スタジアムと同一の指定管理者により運営されている。そのため同施設と同様の状況が当施設にも当てはまる。

### (指摘6) 職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について

「新潟スタジアム 6 資産管理・情報管理に関する課題 (4) 情報管理の実施状況について」の記述を参照されたい。

## 7 指定管理者制度の運用に関する課題

### (1) 物価変動の指定管理料への反映について

「新潟スタジアム 7 指定管理者制度の運用に関する課題」の記述を参照されたい。

## 新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク（AIRMANスケートパーク）

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の概要

##### 【スケートパーク】



項目	内容
所在地	新潟市中央区清五郎 193 - 2
所管課	土木部都市局都市整備課
供用開始年月	令和 5 年 7 月
設置目的	気軽にスケートボードを体験・練習でき、アスリート育成のきっかけの場となる初心者から中級者向けのパーク、未経験者や愛好家から、競技者を目指すスポーツ指向のスケーターまで皆が楽しめ、また来たいと思えるパークをコンセプトに整備。
設置根拠条例	都市公園法、新潟県都市公園条例
主な施設種類	スケートパーク
面積(公有財産表)	土地面積 -m <sup>2</sup> 建物面積 -m <sup>2</sup> (注)
価格(注) (令和 7 年 3 月末現在)	(公有財産表)土地価格 -百万円、建物価格 -百万円 (B / S)建物取得価額 409 百万円、帳簿価額 400 百万円
利用料金等	利用料金制
施設の特徴	新潟市内発のフルコンクリートと本格的なセクション構成が特徴の新潟県内最大級のスケートパーク。スケーター目線で設計された 3 つのエリアがあり、街中の階段や傾斜を想定したセクションに挑戦できるストリートエリアのほか、独創的なデザインのボウルが魅力のパークエリア、雨や雪が降っても充実した練習が可能な屋内エリアがある。

(注) 公園については公用財産表の対象外のため、土地価格及び建物価格は記載していない。

(面積：2,000 m<sup>2</sup> (屋外：1,500 m<sup>2</sup>、屋内：450 m<sup>2</sup>)

(2) 指定管理者の概要

当施設は、株式会社アルビレックス新潟と公益財団法人新潟県都市緑花センターが構成する共同企業体を指定管理者としている。当共同企業体には法人格がないため、【役員数の推移】及び【直近3事業年度の財務状況】については、構成企業のものに記載している。

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
代表者名(県との関係)	公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長 遠山 隆(県OB)
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)
設立目的(寄付行為等)	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務を行う。
設立年月	令和元年8月19日(注)
事業内容	鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)の指定管理業務
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の運営に関する業務</li> <li>・行為の許可に関する業務</li> <li>・利用の禁止又は制限に関する業務</li> <li>・有料公園施設の使用の許可に関する業務</li> <li>・行為の許可及び有料公園施設の使用の許可に係る許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務</li> <li>・公園の維持管理に関する業務</li> <li>・その他指定管理者に行わせることが適当な業務として県が定める業務</li> </ul>

(注) 共同企業体が設立される都度覚書を締結している。

【図表 165 役員数の推移】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位:人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事(内、県関係者)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)
監事(内、県関係者)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
合計(内、県関係者)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)

(株)アルビレックス新潟

(単位:人)

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取締役(内、県関係者)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)
監査役(内、県関係者)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
合計(内、県関係者)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)	10(0)

(注1) 役員には非常勤を含む。理事には代表者を含む。

(注2) 県関係者には県OBを含む。

(県資料より監査人作成)

【図表 166 施設職員数の推移】

(単位：人)

項目	令和5年度	令和6年度
正規職員人数(内、県職員数)	4(0)	2(0)
非正規職員人数(内、県職員数)	4(0)	4(0)

(県資料より監査人作成)

【図表 167 直近3事業年度の財務状況】

(公財)新潟県都市緑花センター

(単位：百万円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
経常収益	1,045	1,135	1,169
当期一般正味財産増減額	11	14	14
総資産額	1,152	1,158	1,037
指定正味財産	521	521	371
正味財産合計	789	802	671

(株)アルビレックス新潟

(単位：百万円)

	令和4年12月31日	令和5年12月31日	令和6年12月31日
当期純利益	272	99	460
総資産額	2,128	2,472	3,223
資本金	100	100	100
純資産額	734	844	1,326

(県資料より監査人作成)

【図表 168 指定管理者の推移】

令和5年度～令和6年度 (指定管理者)
同左

(県資料より監査人作成)

## (3) 収支状況の推移

【図表 169 収支状況の推移】

スケートパーク

(単位：百万円)

項目	令和5年度 (7月～)	令和6年度
収入(ア)	13	19
利用料収入	4	6
指定管理料	9	13
支出(イ)	14	20
人件費	5	7
事業費	8	11
一般管理費(注)	1	2
収支(ア)-(イ)	1	1

(注) 指定管理者構成企業に対する当施設負担分である。

(県資料より監査人作成)

#### (4) 利用状況の推移

【図表 170 利用状況の推移】

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(人)	12,666	14,045

(注) スケートパークは令和5年7月30日開業。

(県資料より監査人作成)

## 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討

スケートパークは、令和5年7月30日に新潟県立鳥屋野潟公園内にオープンした。新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)(新潟スタジアム及び県立野球場を含む)及び清五郎ワールドカップ広場の令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)にかかる指定管理者としてアルビレックス新潟・都市緑花センターグループが選定されており、スケートパークについても当契約の管理施設に追加されている。また、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)の期間についても引き続き同事業者が選定され運営されている。

当施設の竣工年度は新しいことから直ちに大規模修繕費用が発生する状況ではない。新潟スタジアム及び県立野球場とともに新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場の今後の管理契約形態を検討される必要がある(「新潟スタジアム 2 民間活用等の施設の在り方に関する検討」参照)。

## 3 個別施設計画の検討

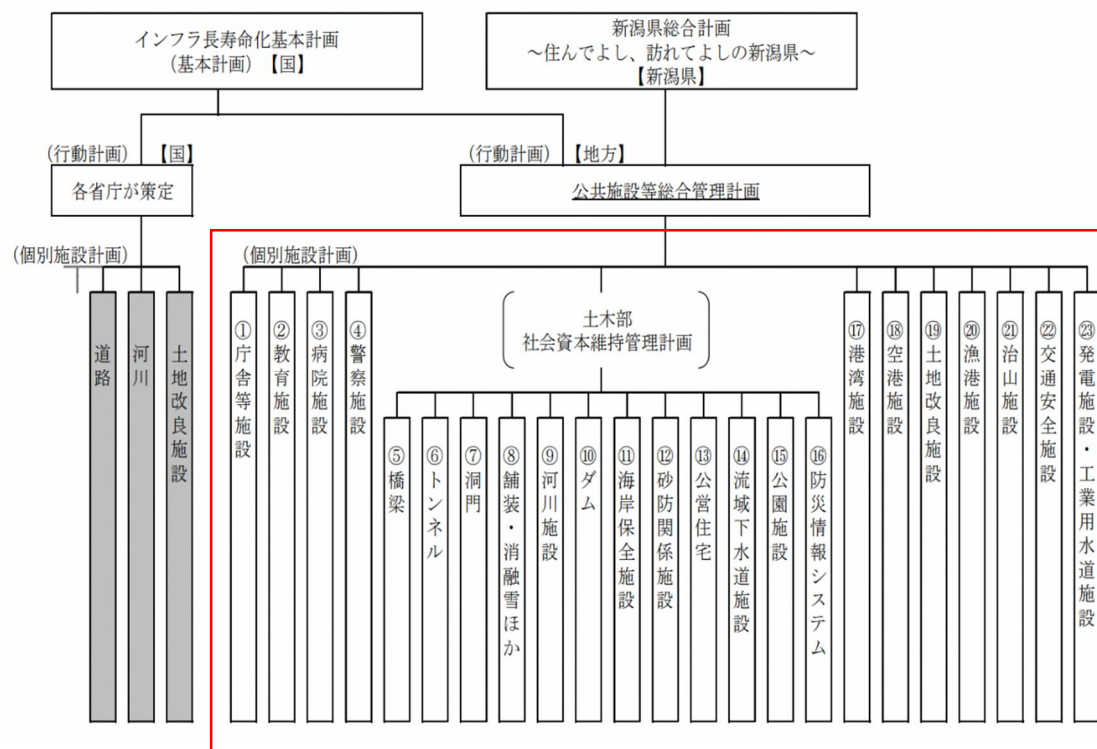
### (1) 個別施設計画の考え方

当施設は令和5年度(2023年度)に開設し、現在までおよそ2年が経過している。

当施設では、令和6年度から令和15年度までの10年間の長寿命化対策を記載した「公園施設長寿命化計画書」(以下「公園施設長寿命化計画」という。)が作成されており、令和15年度に倉庫・材料置場の健全度調査費321千円と管理棟・事務所の健全度調査費286千円が記載されているが、予防保全費用等の維持管理・更新等の費用は記載されていない。

公園施設長寿命化計画は下記【図表171 県「個別施設計画」の体系】の社会資本維持管理計画(公園施設)を構成するものである。

【図表 171 県「個別施設計画」の体系】



(県「公共施設等総合管理計画」より監査人抜粋・加工)

新潟スタジアムや県立野球場は、予防保全に基づいて長寿命化した60年間の修繕・更新等費用の見込み額を算定している中長期計画を作成しているが、スケートパークでは作成していない。

新潟スタジアムや県立野球場では、年度ごとの事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で中長期計画を作成している。

県の担当者によると中長期計画は10年後の公園施設長寿命化計画の見直しの時に作成する予定とのことである。

(意見107) 中長期計画の策定

当施設では、10年間の長寿命化対策を記載した公園施設長寿命化計画が作成されているが、10年を超える中長期計画は作成していない。

中長期計画を作成することにより、長寿命化・老朽化に対応した長期的な維持管理・更新等を計画的に行うことができる。また、中長期計画により将来の維持管理・更新等の費用を把握することができ、将来の財政負担が明らかになり、県全体の公共施設等の管理に役立てることが可能となる。

中長期計画は10年後の公園施設長寿命化計画の見直しの時に作成する予定とのことであり、10年を超える中長期計画の作成を着実に実施されたい。

#### 4 施設の安全性・機能性・維持管理に関する課題

##### (1) 点検マニュアルの作成

施設担当者によると保有設備に関する定期点検等は実施されているが、点検マニュアルが作成されていないとのことである。点検マニュアルは、施設の維持管理のための点検に関する手順書であり、点検マニュアルがない場合には、点検作業の内容や水準が作業により異なり、施設の維持管理が適切に行われなくなる可能性がある。

##### (意見108) 点検マニュアル作成の必要性

施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理を一定の水準で実施するための設備の点検マニュアルが作成されていない。

施設の維持管理のための点検を適切に実施するため、点検マニュアルの作成を検討されたい。

##### (2) 保全台帳の作成

施設担当者によると、保有設備に関する定期点検等は実施されているとのことであるが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

資産の管理台帳として公園台帳は作成されているが、これは設備単位で記録されたものではなく（建物本体や工作物の単位での記録となり、建物内の設備単位では資産登録がなされていない）、また、過去の修繕履歴や点検履歴が記載されたものでもない。

このため、現状においては、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳が無い中で、施設の中長期的な修繕計画の策定や長寿命化等の対策を図るための基礎情報の整理が十分であるとは言えないと考えられる。

##### (意見109) 保全台帳作成の必要性

施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。

以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。

- ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。
- ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。

## 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題

### (1) アンケートの実施について

アンケートは新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場の契約として実施されており、課題については「新潟スタジアム 5 施設利用促進・サービス向上に関する課題 (1) アンケートの実施について」に記載している。

## 6 資産管理・情報管理に関する課題

### (1) 情報管理の実施状況について

当施設は新潟スタジアムと同一の指定管理者により運営されている。そのため同施設と同様の状況が当施設にも当てはまる。

### (指摘7) 職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について

「新潟スタジアム 6 資産管理・情報管理に関する課題 (4) 情報管理の実施状況について」の記述を参照されたい。

## 7 指定管理者制度の運用に関する課題

### (1) 物価変動の指定管理料への反映について

「新潟スタジアム 7 指定管理者制度の運用に関する課題」の記述を参照されたい。

## 第6 過年度指摘事項に関する監査の結果について

### 1 平成23年度包括外部監査の結果等について

平成23年度の包括外部監査は、「指定管理者制度に関する実務の執行及び公の施設の管理運営について」をテーマに実施された。その結果、指摘事項13件、意見63件の結果報告が行われた。内容別の指摘及び意見の件数は以下のとおりであった。

【図表172 指摘事項等件数】

#### 総論

内容別	指摘	意見
管理運営形態の検討	-件	1件
指定管理者の募集手続	-件	8件
指定管理者の選定手続	-件	3件
協定の締結	-件	1件
モニタリング及び評価	-件	6件
直営施設のあり方	-件	1件
合計	-件	20件

#### 指定管理者制度導入施設

内容別	指摘	意見
指定管理者の募集手続き	2件	6件
協定書の締結手続き	-件	1件
モニタリング及び評価	2件	14件
合計	4件	21件

#### 直営施設

内容別	指摘	意見
施設の管理手法	-件	6件
施設運営のあり方	-件	10件
情報公開	-件	2件
合計	-件	18件

(平成23年度包括外部監査の結果より監査人作成)

### 2 平成23年度包括外部監査の指摘・意見に対する措置状況の確認結果について

平成23年度の包括外部監査の指摘事項4件及び意見59件に対して措置結果が公表され、措置済みは63件、継続中は0件となっている。当該措置状況のうち、今回のテーマ対象となっている事項及び施設等に関する措置状況について、令和6年度(もしくは

は直近)においても引き続き有効に実施されているかどうかについて県に質問した。  
 県からの回答結果は以下の表の「令和6年度の状況」に記載している。

○事項名 利用料金収入の還付割合の募集要項への記載
○対象部課又は施設 鳥屋野潟公園(南地区)
○監査結果(指摘) 利用料金収入の還付割合については、事後的に条件を追加することは適切ではなく、募集要項において明示する必要がある。
○公表した改善措置 次期(平成26年度)公募の際の募集要項に明示する。
○令和6年度の状況 令和元年当初公募時の募集要項 2.4 経理に関する事項(1)指定管理者の収入として見込まれるものイ料金収入において、「指定管理者は、実際の利用料金収入額が、指定管理料の算定の際に定めた利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った金額(管理運営経費が増加した場合は、県が適切と認める増加額を除いた額)の5割を県に納付するものとします。」と明記されている。

○事項名 備品照合の確認
○対象部課又は施設 新潟県民会館、新潟県立自然科学館
○監査結果(指摘) 指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の照合確認を実施・報告させ、新潟県物品会計規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に現物の実在性を確かめる必要がある。
○公表した改善措置 指定管理者に対して照合確認の報告について指導済みであり、今後、報告に基づき、平成24年8月までに確認する。
○令和6年度の状況 (県民会館) 物品については照合した結果を「備品等照合確認結果報告書」によって報告している。 (自然科学館) 物品については照合した結果を「備品等照合確認結果報告書」によって報告している。

○事項名 管理運営形態の検討 - 管理手法の検討内容の公表
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 平成 17 年度実施の「新潟県公共施設改革委員会」答申を受け、その後の管理手法の検討結果及びその結果に至る検討内容を公表していない施設は公表すべきである。
○公表した改善措置 管理手法の検討結果を公表していない施設については、検討の進め方も含め、改めて検討したうえで、見直しの方針を定める。
○令和 6 年度の状況 管理手法の検討結果を公表していない施設については、平成24年度に県ホームページ等で今後の管理手法について方針を公表済み。

○事項名 指定管理者の募集手続き - 制度導入の推進役の必要性
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 行政改革推進室には、指定管理者制度未導入施設の所轄部局に対して、制度導入の可否を定期的に確認する等、制度導入への推進役としての役割が求められる。
○公表した改善措置 行政改革推進室が庁内の推進役として、県直営施設の管理状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて管理手法の見直しを検討する。
○令和 6 年度の状況 県有施設の維持・運営については、本来求められている役割や機能がより効果的かつ効率的に発揮できるものとなるよう不断に見直していく必要があることから、直近では令和 7 年度から「少年自然の家」において新規で指定管理者制度を導入した。

○事項名 非公募による選定
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 再選定時を含め、指定管理者を非公募とする場合は、十分な検討に基づいた積極的な理由を明らかにすることが求められる。

<p>○公表した改善措置 非公募による選定に当たっては、非公募とする積極的な理由を明示する。</p>
<p>○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、非公募による選定に当たっては、非公募とする積極的な理由を明示するよう記載済み。 令和5年度から令和10年度の指定管理者選定においては、非公募理由として新潟県HPに「新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）及び新潟市音楽文化会館との一体的管理の効果が認められており、現管理者の継続が妥当と判断されるため」と公表している。</p>

<p>○事項名 指定管理者の要件</p>
<p>○対象部課又は施設 行政改革課</p>
<p>○監査結果(意見) 公の施設の管理の今後の不正の防止に向けた取組として、指定管理者を募集するにあたり、請負に関する地方自治法92条の2（議員の兼業禁止）等の趣旨を鑑み、議員・首長等本人の関与する企業等に関する応募資格について対応が望まれる。 親族が経営する会社等も制限対象に加えることが望まれる。</p>
<p>○公表した改善措置 議員・首長等本人の関与する企業等の応募を制限する。 議員・首長等の親族が経営する企業等について、係争中の事案があるため、結果を見て対応を検討する。</p>
<p>○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、議員・首長等本人の関与する企業等の応募制限について記載済み。 議員・首長等の親族が経営する企業等の応募資格については、以下の理由により、対応困難としている。 地方自治法における請負禁止規定は、議員・首長等本人が関与する企業等を対象としており、親族が経営する企業等は対象外とされているため、本県における請負契約においても親族が経営する企業等は制限の対象としていない。指定管理者制度についても同様に取り扱っており、同制度に限って親族が経営する企業等に制限を設けることは制度的な整合性を欠くと考える。</p>

<p>○事項名 目標数値の設定</p>
<p>○対象部課又は施設 行政改革課</p>
<p>○監査結果(意見) 指標を設定するに当たっては、他施設の事例等も参考に、施設の適切な管理運</p>

<p>普及及び県民への説明に向けて、創造的な工夫が望まれる。</p>
<p>○公表した改善措置          利用者の満足度の向上に向け、施設の設置目的の達成状況がより明確になるような工夫（複数指標の設定や定性的指標の設定等）を行う。</p>
<p>○令和6年度の状況          平成24年度にガイドラインを改正し、原則として施設の性格に応じた指標を設定の上、申請者から当該指標に係る達成目標値の提案を求めるとし、募集要項等にその旨明記すること、この場合における指標は、施設の利用者数や稼働率、利用料金収入等の定量的な指標を基本とするが、施設設置目的の達成状況をより明確にするため、複数の定量指標を用いることや、企画・展示等の充実度や利用者満足度等の定性的な指標を用いることも検討する旨記載済み。</p>

<p>○事項名          1者応募への対応</p>
<p>○対象部課又は施設          行政改革課</p>
<p>○監査結果(意見)          指定管理者募集にあたり、1者しか応募がない場合は、その原因を分析し、所謂参入障壁がないか検討して、参入障壁が認められた場合には、解消に向けた取り組みを検討すべきである。</p>
<p>○公表した改善措置          他県の取組状況等を参考にしながら、競争性の向上に向け、複数社から応募がなされるような公募の在り方を検討していく。</p>
<p>○令和6年度の状況          説明会を開催するなど、改善への取り組みを行っている。</p>

<p>○事項名          所定額の内定</p>
<p>○対象部課又は施設          行政改革課</p>
<p>○監査結果(意見)          過度の経費縮減はサービス水準の低下につながることを考えられることから、サービス水準を確保する取り組みが望まれる。</p>
<p>○公表した改善措置          指定管理料の決定に当たっては、適切なサービス水準の確保に必要な金額を積算するため、施設運営経費の分析を行う。</p>
<p>○令和6年度の状況          指定管理者の募集時に県が提示する指定管理料の「上限額」(=事業者がその額を上限に計画額を検討するもの)については、適切なサービス水準の確保のため</p>

め、現指定管理者の管理実績のほか、前回募集時からの人件費の上昇（最低賃金の上昇率）や、光熱費の高騰を考慮して積算している。

○事項名 人件費の取扱い
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 指定管理者が、労働法令を遵守し、公共サービスを提供するに足りる雇用・労働条件に配慮するよう、県は留意する必要がある。
○公表した改善措置 平成23年8月のガイドライン改正で、モニタリングシート例の中に、雇用・労働条件への配慮に関する項目を追加し、平成24年度実施のモニタリングから運用している。
○令和6年度の状況 平成23年度にモニタリングシートに「雇用・労働条件への配慮」の項目を加え、毎年度実施しているモニタリングを通じて、労働法令の遵守などの確認を行っているが、これに加え平成30年度から、指定管理者の選定委員に社会保険労務士を新たに選任し、労働条件のチェックや管理運営体制の審査を強化した。

○事項名 修繕費の取扱い
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 修繕費の負担については、金額基準だけでなく、実務上の制約を考慮した上での柔軟な対応が可能となる取扱いを検討すべきである。
○公表した改善措置 県が負担すべき修繕で緊急性の高いものについては、指定管理者からの事前協議に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、緊急やむを得ず事前協議を経ずに修繕を行った場合の対応として、個別の事例に応じたルールを設定した上で、事後的な協議を行うことも検討する。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、県が負担すべき修繕で緊急性の高いものについては、指定管理者からの事前協議に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、緊急やむを得ず事前協議を経ずに修繕を行った場合に対応として、個別の事例に応じたルールを設定した上で、事後的な協議を行うことも検討する旨記載済み。

○事項名 指定管理者の選定手続き - 審査の公正性の確保
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 指定管理者を選定する審査委員についても、指定管理者同様に要件を定め、独立性を確保する必要がある。独立性の確保に関し、各所管課は審査委員に応募者との関係を確認し、確認結果の記録を、各所管課で実施する必要がある。
○公表した改善措置 委員の除斥に関する標準規定を設け、各審査委員会設置要綱に追記する。 委員に対し、応募者との関係の有無を確認する手続きを取る。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、各施設審査委員会設置要綱に、審査委員の除斥に関する規定を設ける旨記載済み。 また、申請者の確定後初めて行う審査会の開始前に、各委員に対して申請者との関係がないことを確認するとともに、確認方法及び結果を委員会議事録に記録する旨記載済み。

○事項名 審査基準の取扱い
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 審査基準を審査過程で見直すことは、公平性の観点からできるだけ回避すべきであり、制度の運用に関して、常に検証を行い、タイムリーに見直しを行う必要がある。
○公表した改善措置 平成22年度に選定方法の見直しを実施しており、公平性の観点も踏まえた制度運用の在り方について、今後も引き続きタイムリーに見直しを行っていく。
○令和6年度の状況 指定管理者との意見交換結果等を踏まえ、平成27年度から以下のとおり制度運用の見直しを行っている。 (1)指定期間の延長 ・ 維持管理中心 3年 5年 ・ 上記以外 5年 7年 又は 5年(公募) + 5年(非公募) (2)指定管理料 ・ 公募時の提案額に全施設統一の下限額(上限額の94%)を設定 ・ 上限額積算時に労務単価の上昇等の状況変化を上乗せ (3)選定方法 ・ 試行していた「2段階方式」を廃止し、「総合評価方式」へ (4)公募期間の延長

・ 公募期間 1ヶ月 2ヶ月（県統一スケジュールによる公募）

○事項名

審査項目・配点の開示

○対象部課又は施設

行政改革課

○監査結果(意見)

募集要項等に記載する選定基準は、できるだけ詳細に開示することが望まれる。

○公表した改善措置

最低限開示が必要な項目を例示した上で、可能な限り詳細に開示する。

○令和6年度の状況

平成24年度にガイドラインを改正し、各審査項目の視点など可能な限り選定基準の詳細を明記する旨記載済み。

○事項名

協定の締結 - 協定内容

○対象部課又は施設

行政改革課

○監査結果(意見)

指定管理者から柔軟な発想による創意工夫を導き出すために、自由度の高い協定となるよう内容の見直しが望まれる。

○公表した改善措置

柔軟な発想による創意工夫を導き出すため、自由度の高い協定内容となるよう、目標達成の手段まで指定しない等の見直しを行う。

○令和6年度の状況

平成24年度にガイドラインを改正し、施設の性格に応じた指標を設定の上、申請者から当該指標に係る達成目標値の提案を求めるとし、募集要項等にその旨明記することとしているが、指定管理者の柔軟な発想による創意工夫を導き出すため、目標達成の手段まで指定するようなことは行わず、施設運営に当たっての自由度が高くなるように留意する旨記載済み。

○事項名

モニタリング及び評価 - モニタリング及び評価の充実化

○対象部課又は施設

行政改革課

○監査結果(意見)

モニタリングシートを活用してノウハウをマニュアル化し蓄積を図る等、評価内容、方法等の充実を検討すべきである。

○公表した改善措置 平成24年度の募集開始（7月予定）までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加し、モニタリングのノウハウを蓄積できるようにする。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、モニタリングシート例に、「モニタリング実施方法」の欄を追加済み。

○事項名 指定管理業務の正確な収支（間接費）の把握
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 指定管理者が、どのような根拠で間接費を計上しているか、県は正確に把握する必要がある。
○公表した改善措置 指定管理業務における間接経費の計上の考え方について、必要に応じて確認する。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、モニタリングシート例に、支出内容（間接費を含む）に関する確認項目を追加済み。

○事項名 施設の修繕
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 定期的な修繕計画の必要性を検討する必要がある。
○公表した改善措置 修繕計画の必要性について検討していない施設については、年度内に、中長期的な修繕計画の必要性やその作成について検討する。
○令和6年度の状況 修繕計画の必要性について検討していない施設については、平成23年度内に中長期的な修繕計画の必要性やその作成について検討済み。

○事項名 施設の修繕
○対象部課又は施設 行政改革課

○監査結果(意見) 施設の耐震診断及びその後必要な施設への耐震改修費用の把握が必要である。
○公表した改善措置 耐震化が義務付けられている(昭和56年以前の建築の)指定管理者制度導入施設については、すべて耐震改修を実施済みである。
○令和6年度の状況 耐震化が義務付けられている(昭和56年以前の建築の)指定管理者制度導入施設については、すべて耐震改修を実施済みである旨、平成23年度に確認済み。

○事項名 業務評価
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 各モニタリング項目について、具体的な手法を例示することが望まれる。 また、施設の特性に応じ、報告事項を必要な項目に限定する等の対応が考えられる。
○公表した改善措置 平成24年度の募集開始(7月予定まで)に、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加する。 モニタリングにおける報告事項や報告頻度等については、施設の特性に応じた必要最小限のものとする。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、モニタリングシート例に、「モニタリング実施方法」の欄を追加済み。また、モニタリングにおける報告事項や報告頻度等については、施設の特性に応じた必要最小限のものとする旨記載済み。

○事項名 コンソーシアム(複数企業体)へのモニタリング
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 複数企業により指定管理業務を行っている場合は、そのリスク分担など、モニタリング項目を整理し、具体的な対応を検討する必要がある。
○公表した改善措置 平成24年度の募集開始(7月予定)までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、コンソーシアムに関する項目を追加する。
○令和6年度の状況 平成24年度にガイドラインを改正し、モニタリングシート例に、コンソーシア

ムに関する項目を追加済。

○事項名 施設のあり方 - 直営施設の運営
○対象部課又は施設 行政改革課
○監査結果(意見) 適切な目標指標の設定を行い、実績を分析・評価するとともに、情報公開の充実が望まれる。
○公表した改善措置 目標指標の設定や分析・公表等を行っていない施設については、年度内に、適切な目標指標を設定し、実績の分析・評価を行い、その結果をHPで公表する。
○令和6年度の状況 目標指標の設定や分析・公表等を行っていない施設については、平成23年度内に、適切な目標指標を設定し、実績の分析・評価を行い、その結果をHPで公表済み。

○事項名 指定管理者の募集手続 - 指定管理料の決定方法
○対象部課又は施設 新潟県民会館
○監査結果(意見) 施設運営経費を徹底的に分析した上で、指定管理料を積算し決定する等の対応が望まれる。
○公表した改善措置 次期指定管理料の算定に際し、施設運営経費を分析した上で、適切な指定管理料の水準を募集開始(平成24年7月予定)までに積算・決定する。
○令和6年度の状況 指定管理料については、指定管理者からの収支計画書を基に積算し、決定している。

○事項名 協定書の締結手続 - 修繕費用の負担
○対象部課又は施設 鳥屋野潟公園(北地区)
○監査結果(意見) 指定管理者の修繕費の使用に柔軟性を与え、迅速な修繕を可能とする一方、県による内容検討、監視を可能にする制度構築が求められる。新潟コンベンションセンター等のように、修繕費の複数年度での使用を認める等の工夫が求められ

る。
○公表した改善措置 指定管理者において緊急性が非常に高いと判断し、緊急的に行った修繕等について、予め個別の事例に応じたルールを定めた上で、事後的に県と費用負担に関する協議を行うことを基本協定に明確に規定する。
○令和6年度の状況 令和7年度から令和11年度の基本協定書、第2章 管理業務の実施 第18条（緊急時の対応）第2項において「前項に定める必要な措置に係る費用負担は、事前協議が不可能な場合は、事後的に甲と乙で協議して定める。」と、緊急的に行った修繕等に対し、事後的に県と費用負担に関する協議を行うことを基本協定に明確に規定している。

○事項名 モニタリング及び評価 - 施設の老朽化と修繕計画
○対象部課又は施設 新潟県民会館
○監査結果(意見) 劣化度調査結果を踏まえ、緊急度に応じた中長期的な修繕の必要性の検討や必要な予算化・計画化が求められる。
○公表した改善措置 劣化度調査結果を踏まえ、具体的な修繕計画を作成する。
○令和6年度の状況 「令和7年度から令和16年度の維持管理・更新に係る費用見込について」を作成している。

○事項名 大規模修繕計画
○対象部課又は施設 新潟県立長岡総合屋内プール
○監査結果(意見) 指定期間全体にわたる修繕計画と実施状況を対比し、必要に応じて見直しを図ることが望まれる。
○公表した改善措置 修繕・更新の実施状況等を確認しながら、必要に応じて修繕計画の見直しを図っていく。
○令和6年度の状況 「設備維持管理年間計画」を策定し、実績をリスト化することで、翌年の維持管理計画に役立てている。

○事項名 不要物品の廃棄
○対象部課又は施設 新潟県民会館、新潟県立自然科学館
○監査結果(意見) 現指定管理者が廃棄責任を負う物品を峻別し、早期に廃棄処分する必要がある。
○公表した改善措置 指定管理者に指導済みであり、今年度中に廃棄予定。
○令和6年度の状況 (県民会館) 利用水準の低い設備等があり、不用決定の処理は行われているが廃棄されていない備品が識別されている。廃棄については時期を見て実施する予定である。 (自然科学館) 県有備品として委託を受けて管理しているが、使用に際し危険が見込まれる等の理由により今後の使用が見込まれない備品がある。不用決定処理していないため物理準備室に保管されている。

○事項名 不要物品の廃棄
○対象部課又は施設 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター
○監査結果(意見) 現指定管理者が廃棄責任を負う物品を峻別し、早期に廃棄処分する必要がある。
○公表した改善措置 修繕部品としての残存価値のなくなったものは、全て廃棄処分した。
○令和6年度の状況 修繕備品としての価値がなくなったものについては、随時処分しているが、修繕備品として価値があるものについては保管している。修繕部品は、倉庫の他、廊下をパーティションで区切ることにより保管スペースとして確保している場所になっている。

○事項名 不要物品の廃棄
○対象部課又は施設 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター(温水プール)
○監査結果(意見) 温水プールについて、他施設との差別化を図り、県民の健康を支援する活用方

法が望まれる。
○公表した改善措置 他施設（公共・民間プール）の事業や利用状況等を調査し、年度内にセンター温水プールのあり方を検討する。
○令和6年度の状況 平成19年度の途中から未使用となっており、現在も未使用である。今後の活用方針として、現状の構造のまま貸出が可能かどうか、利用を希望する競技団体と検討を行ったが、消防設備等の関係から具体的な利用の目途は立っていない。

○事項名 常設展示の入れ替え
○対象部課又は施設 新潟県立自然科学館
○監査結果(意見) 更なる利用促進を図るため、可能な限り展示物の入れ替えのための予算を確保することが望まれる。
○公表した改善措置 限られた予算の中で、効率的な予算執行により、展示物の一部更新を実施し魅力アップを図っている。
○令和6年度の状況 令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、屋外にスマート農業が学べるエリアを開設し、魅力アップを図っている。

○事項名 指定管理者（の構成企業）に対する経費負担
○対象部課又は施設 新潟県立自然科学館
○監査結果(意見) 間接費の負担関係は、合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。
○公表した改善措置 平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。
○令和6年度の状況 間接費のうち一般管理費については、積算ではなく、予算の金額を指定管理者として参画している共同事業者の負担率で按分しているのみである。

○事項名 指定管理者（の構成企業）に対する経費負担
------------------------------

○対象部課又は施設 鳥屋野潟公園(北・南地区)
○監査結果(意見) 間接費の負担関係は、合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。
○公表した改善措置 一般管理費の積算について、その合理的な根拠を指定管理者に求めることとし、指定管理業務との因果関係が明確なものとなっているか精査を行う。
○令和6年度の状況 年間事業報告書の提出の際に、一般管理費等経費の計上の考え方を含め、収支決算報告書の支出内訳の提出を求めている。また、按分等により一般管理費等経費を算出している場合は、算出の考え方や計算過程を確認できる説明資料の添付を求めている。

○事項名 収支均衡の妥当性
○対象部課又は施設 新潟県民会館
○監査結果(意見) 県は、指定管理業務の収支について、報告書に一般会計からの繰入前の収支を記載するよう指導することが望まれる。
○公表した改善措置 指定管理者に対して指導済みであり、適正な報告書が提出された。
○令和6年度の状況 対応済み。

○事項名 モニタリングの充実
○対象部課又は施設 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター
○監査結果(意見) 事業報告書の記載内容を充実させ、モニタリング項目に沿った内容にすることが望まれる。
○公表した改善措置 平成23年度の事業報告書から、モニタリング項目に沿った内容に改善された。
○令和6年度の状況 平成23年度の事業報告書より、モニタリング項目に沿った内容に改善され、現在も継続している。

○事項名 事業間の区分の経理に関するモニタリング
○対象部課又は施設 鳥屋野潟公園(北・南地区)
○監査結果(意見) 指定管理者の事業間の区分経理に関するモニタリングを実施するとともに、指定管理業務に係る収支の正確性を確認する必要がある。
○公表した改善措置 指定管理者の業務内容の評価を行う際のチェックリストには、区分経理に関する項目を記載済である。今後は、区分経理が確実に行われていることを確認できる書面の提出を求める等により、経理の透明性、正確性を確認する。
○令和6年度の状況 上記のとおり、指定管理者の業務内容の評価を行う際のチェックリストには区分経理に関する項目を記載しており、四半期ごとに行われる事業報告書の提出時には、区分経理が確実に行われていることを確認できる書面の提出を求める等により、経理の透明性、正確性を確認している。また、自主事業の経理を指定管理業務の経理としっかり分けて管理しているかどうかを確認している。

○事項名 施設の管理手法
○対象部課又は施設 新潟県歴史博物館
○監査結果(意見) 「評価委員会」の評価結果等を踏まえ、指定管理者制度導入等の検討を行うことが望まれる。
○公表した改善措置 歴史博物館では、「県公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」の意見に則って、以下の取組を実施し、企画展の観覧料収入の増加や利用者の満足度が極めて高水準であるなど、一定の効果が現れている。 民間経験者の登用 施設の保守・点検などの維持管理の民間委託 外部委員による評価委員会の設置 また、平成22年度の歴史博物館評価委員会の評価結果を踏まえ、魅力ある博物館づくりを目指して5か年の運営方針(平成24年度～)を制定したところであり、これからも、一層、サービスの向上を図っていく。
○令和6年度の状況 他都道府県での指定管理者制度の導入状況の調査や民間事業者へのヒアリングを行うなど、随時検討を行っている。 また、民間経験者の登用、館内設備の維持管理に係る民間委託及び外部委員による評価を継続している。

○事項名 施設運営のあり方
○対象部課又は施設 新潟県歴史博物館
○監査結果(意見) 常設展を絶えず魅力あるものにすることで利用者数の増加に繋げることが望まれる。
○公表した改善措置 定期的に常設展示の一部入れ替えを行うなど、魅力ある常設展示となるよう努めており、常設展の利用者満足度が非常に高いなどの成果が現れている。
○令和6年度の状況 定期的に常設展示資料を入れ替え、新たな展示手法を試行し、魅力ある常設展示となるよう工夫を継続している。常設展の利用者満足度が非常に高い。

○事項名 施設運営のあり方
○対象部課又は施設 新潟県歴史博物館
○監査結果(意見) 目標達成状況の分析結果を次の企画展に反映することで、更なる利用者数の増加、住民サービスの向上に繋げることが求められる。
○公表した改善措置 経営会議等の場で、入館者目標の達成状況の報告や評価・課題等について議論し、入館者数の増加やサービスの向上に取り組んでいる。
○令和6年度の状況 経営会議等の場で、入館者目標の達成状況の報告や評価・課題等について議論し、入館者数の増加に留意するとともに、利用者サービスの向上に継続して取り組んでいる。

○事項名 施設運営のあり方
○対象部課又は施設 新潟県歴史博物館
○監査結果(意見) 潜在的な利用者である友の会の会員増加に向けた施策が望まれる。
○公表した改善措置 友の会会員の増加に向けて、会の意見を聞きながら、年度内に必要な施策を検討する。

○令和6年度の状況  
 年間を通して友の会の入会案内を受付脇のパンフレットスタンドに館内ガイドと並べて配架し、来館者が手に取りやすいようにしている。  
 また、年間パス等お得なチケットのお問い合わせがあった際には、友の会への入会をお勧めしているほか、友の会主催のイベント時にはポスターやチラシにより活動を周知している。

○事項名  
 施設の管理手法

○対象部課又は施設  
 新潟県立美術館、新潟県万代島美術館

○監査結果(意見)  
 他県の指定管理者導入施設を調査し、課題を整理した中で、最も適切な管理手法の検討が望まれる。

○公表した改善措置  
 他県の指定管理者導入施設の状況について情報収集を行い、最も適切な管理手法を検討する。

○令和6年度の状況  
 他都道府県での指定管理者制度の導入状況の調査や民間事業者へのヒアリングを行うなど、随時検討を行っている。

○事項名  
 施設運営のあり方

○対象部課又は施設  
 新潟県立美術館、新潟県万代島美術館

○監査結果(意見)  
 マネジメントサイクルを有効に機能させるには、合理的な目標を設定するとともに、目標達成に向け、目標と実績を比較して原因分析を行い、広報活動の強化、他の美術館、博物館との連携、利用料金の弾力化等効果的な施策を実行することが望まれる。

○公表した改善措置  
 既に「目標設定 事業実施 美術館による報告・自己評価 美術館協議会による外部評価 事業に反映」という評価システムを構築しており、目標と実績の比較や改善策等の検討を行っている。  
 平成23年度の成果としては、外部との連携拡大として、特に長岡造形大学との連携を深めた。

○令和6年度の状況  
 外部有識者で構成する美術館協議会を中心として、継続的にマネジメントサイクルを推進している。  
 他の美術館等と連携した取組は以下のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通の取組 N I I G A T A アートリンク（新潟県立美術館と新潟市立美術館の4館によるネットワーク）での年間スケジュールチラシの作成、美術教育研修会の実施等</li> <li>・ 近代美術館の取組 長岡造形大学「現代芸術論」での講義・展覧会鑑賞、長岡造形大学教員によるワークショップ開催、県立図書館での関連書籍の特集コーナー設置等</li> <li>・ 万代島美術館の取組 ホテル日航新潟での企画展に応じたコラボメニューの提供、県内公立図書館での企画展に応じた関連書籍の特集コーナー設置等</li> </ul>
---

### 3 令和4年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について

令和4年度の包括外部監査のテーマは「出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況」であり、そのうち今回のテーマ対象となっている事項及び施設等に関する指摘事項1件にする措置結果について確認したところ、措置済みとなっていた。当該措置状況について、令和6年度（もしくは直近）においても引き続き有効に実施されているかどうかについて県に質問した。

県からの回答結果は以下の表の令和6年度の状況に記載している。

○事項名 貸与物品の現物実査について
○監査結果(指摘) 「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、新潟県から現物照合が求められているが、ロケーション変更等により物品の所在が不明となり、現物の照合を行っていない物品が発見された。これについて、新潟県スポーツ協会は、備品照合確認結果報告書にて物品管理委託簿と現物に不整合はないと新潟県に報告していた。新潟県からの貸与物品の保管状況や稼動状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は実態に合わせて適切に報告すべきである。また、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。
○公表した改善措置 物品の管理方法や手順について、業務手順・方法をマニュアル化し、ロケーションの変更や職員の異動があった場合でも現物確認が可能な体制を構築した。
○令和6年度の状況 「新潟県財務規則」「新潟県財務規則の運用について（通達）」に基づき、物品管理、棚卸等実施している。

#### 4 過去に措置された事項のうち今回指摘又は意見として挙げられた事項

平成23年度及び令和4年度の指摘事項及び意見については、措置済みとの認識であったが、今回実施した監査において、再度指摘又は意見として挙げられた項目がある。該当する項目は以下のとおりである。

(平成23年度)

○事項名 指定管理者(の構成企業)に対する経費負担
○対象部課又は施設 新潟県立自然科学館
○監査結果(意見) 間接費の負担関係は、合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。
○公表した改善措置 平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。
○令和6年度の状況 間接費のうち一般管理費については、積算ではなく、予算の金額を指定管理者として参画している共同事業者の負担率で按分しているのみである。

(意見110)過去の意見に対する措置について

過年度の意見に関し、改善措置の報告において改善済みとしていたものの中に、今回の監査においても意見として取り上げられているものが以下の1項目ある。

間接費の積算根拠について(自然科学館)

過年度の意見に関し、改善措置として「平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。」とのことであったが、今回の監査においても、間接費のうち一般管理費については、積算ではなく、予算の金額を指定管理者として参画している共同事業者の負担率で按分しているのみであることが確認された。記載された意見に沿うよう改善措置をする必要があるが、口頭での指導にとどまっており、一般管理費については積算による積み上げの金額であることを確認しないままとなっていた。一般管理費についても積算による積み上げの金額となるよう指導するとともに、実際の計上金額についても積算に基づく金額となっているかについて、責任をもって確認すべきである。

上記項目については、今回の監査においても、意見として記載しており、改善措置

を講ずることになる。改善措置については、確実な実施が求められることから、県としても改善措置の確実な実施を推進するとともに、確実に改善措置が講じられたかについての確認を怠らないよう、留意すべきである。

以上